

# 三芳町地域防災計画

平成 31 年 3 月

三芳町防災会議



# <目次>

## 第1部 総則編

第1章 基本方針.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 防災計画の構成と内容.....	1
第3節 防災計画の位置付け.....	3
第4節 防災計画の基本方針.....	4
第5節 防災計画の修正.....	5
第6節 防災計画の周知徹底.....	5
第7節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱.....	6
第8節 住民及び事業所の防災における役割.....	14
第9節 地区防災計画.....	16
第2章 三芳町の概況と災害履歴.....	17
第1節 町の概況.....	17
第2節 災害履歴.....	18
第3章 地震被害想定.....	19
第1節 地震被害想定の概要.....	19
第2節 想定地震.....	19
第3節 予測される被害の概要.....	22
第4章 風雪水害等被害想定.....	26
第1節 風雪水害等の危険性.....	26

## 第2部 震災対策編

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策.....	27
第1節 自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）.....	27
第2節 地震に強いまちづくり（ハード対策による減災）.....	35
第3節 防災体制.....	54
第4節 支援要請・受援体制.....	62
第5節 情報収集・伝達.....	71

第6節	出火の防止と消防活動	82
第7節	救急救助活動	90
第8節	医療救護活動	92
第9節	遺体の捜索、収容及び埋葬	97
第10節	防災拠点（避難所等）の指定と整備	101
第11節	避難体制	109
第12節	避難所の開設と運営	122
第13節	物資及び資機材の備蓄	130
第14節	緊急輸送	146
第15節	災害時要援護者対策	154
第16節	帰宅困難者安全確保対策	165
第17節	防災教育及び訓練	170
第18節	文教対策(児童・生徒の保護等)	175
第19節	廃棄物・し尿対策	182
第20節	防疫・保健衛生	185
第21節	災害救助法の適用	187
第22節	災害復旧事業（財政援助措置）	189
第23節	被災者支援事務	193
第24節	建物の応急危険度判定	197
第25節	住宅復旧・応急仮設住宅	200
第26節	広報・広聴計画	206
第27節	広域災害応援	210
第28節	複合災害対策	214
第2章	震災復興	218
第1節	復興計画	218
第2節	生活再建等の支援	220
第3節	広域災害復興計画	228

## 第3部 風雪水害対策編

第1章	風雪水害に対する予防対策と応急対策	231
第1節	自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）	231
第2節	災害に強いまちづくり（ハード対策による減災）	233

第3節	災害ごとの対策	234
第4節	防災体制	249
第5節	支援要請・受援体制	254
第6節	情報収集・伝達	255
第7節	救急救助活動	264
第8節	医療救護活動	266
第9節	遺体の捜索、収容及び埋葬	266
第10節	防災拠点（避難所）の指定と整備	266
第11節	避難体制	267
第12節	避難所の開設と運営	274
第13節	物資及び資機材の備蓄	274
第14節	緊急輸送	274
第15節	災害時要援護者対策	274
第16節	帰宅困難者安全確保対策	274
第17節	防災教育及び訓練	275
第18節	文教対策(児童・生徒の保護等)	276
第19節	廃棄物・し尿対策	276
第20節	防疫・保健衛生	276
第21節	災害救助法の適用	276
第22節	災害復旧事業（財政援助措置）	276
第23節	被災者支援事務	276
第24節	住宅復旧・応急仮設住宅	276
第25節	広報・広聴計画	276
第26節	広域災害応援	277
第2章	災害復興	278
第1節	復興計画	278
第2節	生活再建等の支援	278

## 第4部 その他災害・事故対策編

第1節	火災対策	279
第2節	危険物等災害対策	291
第3節	放射性物質漏洩事故等対策	296

第4節	火山噴火降灰対策 .....	309
第5節	道路災害対策計画 .....	315

**第5部 資料編** . . . . . 以降、別途定める。

---

第1部

総則編



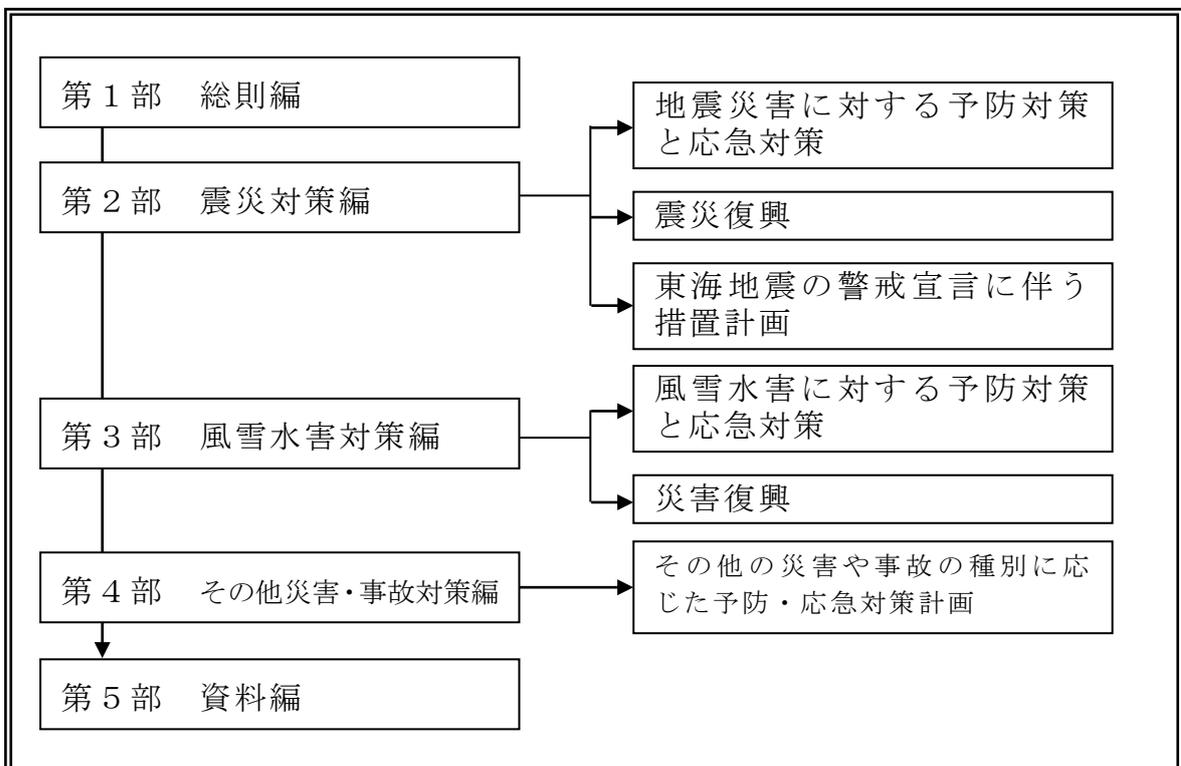
## 第1章 基本方針

### 第1節 目的

この計画は、三芳町住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、三芳町防災会議が作成する計画であって、本町における災害の予防・応急・復旧対策及び復興計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、地域の減災を目指すものとする。

### 第2節 防災計画の構成と内容

この計画は、災害対策基本法において対象とする災害のうち、三芳町において考慮すべき、地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）大規模火災、危険物等事故、若しくは火山噴火その他の災害に関して、「事前・予防対策」「応急対策」「災害復興」に関する計画をそれぞれ定めたものであり、その構成・内容は、次のとおりである。



## 第1章 基本方針

### 第2節 防災計画の構成と内容

#### 1. 総則

三芳町地域防災計画作成の目的、位置付け、基本方針及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景、三芳町において想定される災害の内容等について記載するものである。

#### 2. 震災対策編

「震災対策編」は、地震災害を対象とし、次の各章で構成する。

##### (1) 地震災害に対する予防対策と応急対策

「地震災害に対する予防対策と応急対策」は、災害対策における各種の項目について、防災施設の新設・改良、教育及び訓練等、災害の発生を未然に防止又は被害を軽減するため、平素において実施すべき諸施策とりまとめた「事前・予防対策」と、災害が発生し、又は発生の恐れのある場合においてこれを防ぎよし災害の拡大を防止するための「応急対策」についての計画とする。

##### (2) 震災復興

「震災復興」は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧にあわせて、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変するための復興対策についての計画とする。

#### 3. 風雪水害対策編

「風雪水害対策編」は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流といった風雪水害を対象とし、「風雪水害に対する予防対策と応急対策」と「災害復興」で構成する。

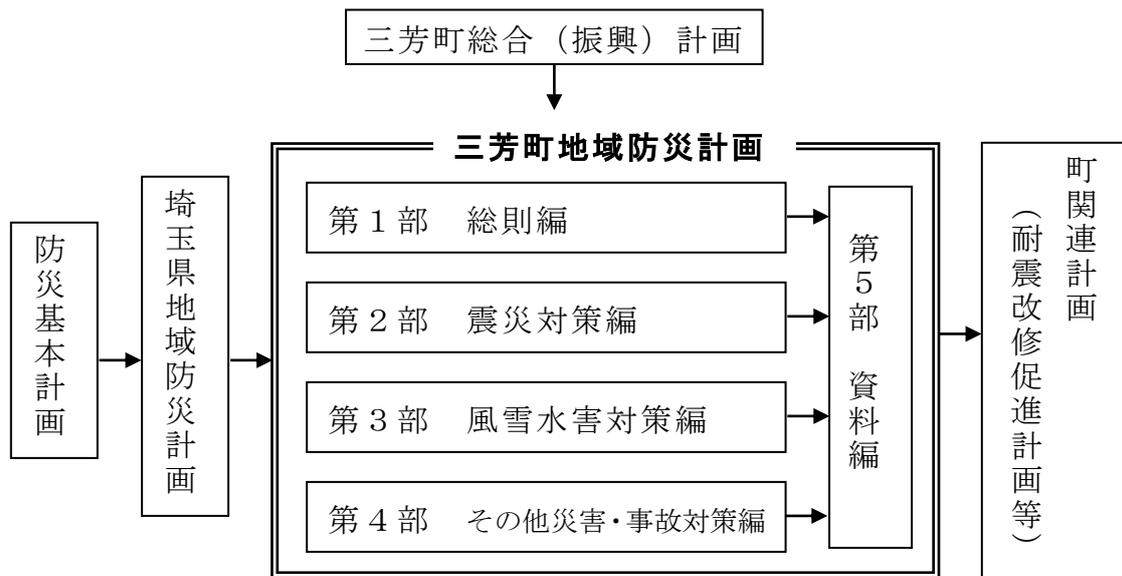
#### 4. その他災害・事故対策編

「その他災害・事故対策編」は、地震災害、風雪水害以外の災害・大規模事故である、大規模火災、危険物災害、放射性物質漏洩事故、火山噴火災害、道路災害について、それら災害の種別内容に応じた予防、応急対策の推進を図るための計画とする。

## 第3節 防災計画の位置付け

### 1. 上位計画との関係

この計画は次に示すようにその直接の上位計画として埼玉県地域防災計画を基準とし、共通する計画については、県の計画を準用しその範囲内において作成したものである。



### 2. 関連計画との関係

この計画に示す防災業務の方針等に基づき、町は、必要な関連する計画を更新もしくは策定するものとする。主な関連計画は、次のとおりである。

- ◆三芳町都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)
- ◆三芳町建築物耐震改修促進計画(既存建築物の耐震診断・改修の促進プラン)
- ◆三芳町災害廃棄物処理計画(災害によって生じる廃棄物の円滑な処理方針)
- ◆国民保護に関する三芳町計画(武力攻撃事態等からの避難・救援プラン)
- ◆三芳町地域防災初期行動マニュアル(震災時の地域連携・共助の手引き)
- ◆三芳町災害時要援護者避難支援プラン(要援護者等の地域での見守りプラン)
- ◆三芳町立小中学校版学校防災マニュアル(学校での災害時等対応の手引き)
- ◆児童福祉施設等危機管理マニュアル(保育所等での災害時等対応の手引き)
- ◆三芳町業務継続計画(災害時等での重要業務の継続、迅速な再開の為のプラン)
- ◆ICT部門の業務継続計画(重要な情報システムの継続、復旧の為のプラン)

## 第4節 防災計画の基本方針

町は、住民の生命・身体を災害から守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、以下の基本方針のもと、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

### 1. 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

災害の発生を未然に防ぐことはできないという前提に立って、ハード・ソフトの対策を効果的に組み合わせることで実施することにより、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視する。

### 2. 命を守る初期行動の重視

大規模災害では、発災後の数日間程度の初期行動が、住民の生命を災害から守り、被害の拡大を防止する上で重要となる。そのため、自身の安全確保、救急・救助、初期消火、安否確認、参集・活動体制の確立、被害情報の収集・伝達、避難行動等の災害における初期行動を迅速かつ的確に実施できる体制の強化を図る。

### 3. 自助・共助の強化

大規模災害が発生した場合は、行政自体が被害を受け、行政機能が低下する可能性もある。また、町は休日・夜間の急な発災に備えるものの、迅速かつ万全な活動体制を確保できるとは限らない。

これらのことから、町は「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、住民一人一人が自らの命、安全を守る「自助」、地域コミュニティや事業所、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」を推進し、三芳町の地域特性を生かして、「自助」「共助」「公助」の防災行動が最大の効果を発揮できるよう、施設・設備・機器及びしくみの整備、地域防災への支援、自助の啓発を重点化する。

### 4. 広域受援体制の整備

大規模災害では、町の防災体制のみでは、災害のすべてに対応できないことが予想される。こうした事態に備えて、県、他市町村、防災関係機関及びN G O等災害ボランティアの支援を受け入れやすくするよう、広域受援体制の整備を進める。

## 第5節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められたときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

## 第6節 防災計画の周知徹底

関係各機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町職員、関係機関職員及び住民に対し、常に周知徹底を図り地域防災に寄与するものとする。

## 第 7 節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

防災に関し、町・指定地方行政機関等の処理すべき業務の大綱は、概ね次のとおりである。

### 1. 町

町は、予防対策、応急対策及び復旧対策を立て、次の事項を実施するとともに、指定地方行政機関と相互連携を保ち災害に対処する。

#### 1-1. 予防対策

- (1) 防災に関する住民への啓発及び教育に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備に関すること
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- (5) 防災に関する施設及び設備等の整備点検に関すること
- (6) 防災に関する住民の自発的な防災活動の促進に関すること
- (7) 防災に関するボランティア活動の啓発、ボランティア組織との連携に関する  
こと
- (8) 防災に関する各種関係団体等との協定締結等による協力体制の整備に関する  
こと
- (9) 前各号のほか、災害発生時に災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善  
に関すること

#### 1-2. 応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急処置に関すること
- (3) 被災者の救助、避難その他の保護に関すること
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関すること
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること
- (6) 施設及び防疫その他の保健衛生処置に関すること
- (7) 緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号のほか災害の防ぎよ又は拡大防止のための処置に関すること
- (9) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用後は知事の補助機関として災害

救助にあたる

### 1-3. 復旧対策

- (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること

## 2. 指定地方行政機関

### 2-1. 農林水産省関東農政局埼玉県拠点

- (1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保・供給すること

### 2-2. 所沢労働基準監督署

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること

### 2-3. 東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）及び水象の予報及び警報に関すること
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること
- (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること

## 3. 自衛隊（第32普通科連隊）

- (1) 災害派遣の準備
  - ・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
  - ・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
  - ・埼玉県地域防災計画にふん合した防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
  - ・人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急復旧の実施に関すること
  - ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

## 4. 県の機関

### 4-1. 南西部地域振興センター

- (1) 災害応急対策組織の整備に関する事
- (2) 災害情報の収集及び報告に関する事
- (3) 自衛隊の災害派遣に関する事
- (4) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (5) 災害対策現地調査に関する事
- (6) 災害対策現地報告に関する事
- (7) 災害応急対策に必要な応急処置に関する事

### 4-2. 川越農林振興センター

- (1) 農畜林水産被害の状況の調査
- (2) 農作・家畜共済及び建築物等の共済に関する事
- (3) 農業災害融資に関する事
- (4) 被災者の食料等の確保及び輸送に関する事
- (5) 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事
- (6) 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事
- (7) 防除機具及び農薬の調整に関する事

### 4-3. 川越県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測通報に関する事
- (2) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事
- (3) 水こう門及び排水機場に関する事
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関する事
- (5) 河川、道路及び橋梁等の被災状況の調査及び応急修理に関する事
- (6) 応急仮設住宅の設置に関する事

### 4-4. 朝霞保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事
- (2) 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あつ旋に関する事
- (3) 各種消毒に関する事
- (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関する事
- (5) そ族、昆虫駆除に関する事
- (6) 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事

- (7) 災害救助食品の衛生に関すること
- (8) 災害時の上下水道の復旧清掃に関すること
- (9) 病院、診療所及び助産所に関すること
- (10) 被災者の医療・助産その他の保健衛生に関すること

#### 4-5. 西部教育事務所

- (1) 教育関係の被災状況調査に関すること
- (2) 公立学校及び施設の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 災害給付及び災害貸付に関すること
- (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること
- (5) 教育実施者の確保に関すること
- (6) 応急教育の方法及び指導に関すること
- (7) 教科書及び教材等の配給に関すること
- (8) 重要文化財の保護に関すること
- (9) 災害地学校の保護指導に関すること
- (10) 災害地学校の給食の指導に関すること

#### 4-6. 西部福祉事務所

- (1) 被害状況の情報収集に関すること
- (2) 災害救助の実施に関すること
- (3) 災害救助に関する委任事項の指導に関すること
- (4) 災害現地調査に関すること
- (5) 被災者の救難、救助その他保護に関すること
- (6) 日赤その他医療機関との連絡に関すること

### 5. 東入間警察署

- (1) 情報の収集・伝達及び広報
- (2) 警告及び避難誘導
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護
- (4) 交通秩序の維持
- (5) 犯罪の予防検挙
- (6) 行方不明者の捜索と検視（死体検分）
- (7) 漂流物の処理
- (8) その他治安維持に必要な措置

## 6. 人間東部地区事務組合・三芳町消防団

- (1) 防災に関する予防普及に関すること
- (2) 消防・水防その他応急措置に関すること
- (3) 避難及び応急救助に関すること
- (4) 災害に関する情報の伝達及び被害調査に関すること

## 7. 指定公共機関

### 7-1. 東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉西支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 7-2. 東京電力パワーグリッド(株)志木支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 災害発生時の無線による連絡に関すること
- (3) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 7-3. 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 義援金品の受領、配布及び募金に関すること
- (2) 災害時における救護班の編成及び医療・助産・救護の実施に関すること

### 7-4. 東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所

高速自動車道（関越自動車道）に係る

- (1) 災害防止に関すること
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること
- (4) 災害復旧工事の施行に関すること

### 7-5. 日本郵便株式会社三芳郵便局

- (1) 郵便業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること
- (2) 救助用物資等を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便

はがき等の無償交付に関すること

## 8. 指定地方公共機関

### 8-1. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 8-2. 大東ガス株式会社

- (1) 災害時におけるガスの供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

## 9. 公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者

### 9-1. いるま野農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資あっ旋に関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっ旋に関すること
- (5) 農作物の需給調整に関すること

### 9-2. 三芳町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっ旋等の協力に関すること
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること
- (3) 救助用物資・復旧資材の確保についての協力、あっ旋に関すること

### 9-3. 三芳医会

- (1) 医療救護及び助産活動の協力に関すること
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
- (3) 災害時における医療活動の実施に関すること

## 第1章 基本方針

### 第7節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

---

#### 9-4. 病院等の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事
- (2) 被災時の病人等の収容保護
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事

#### 9-5. 三芳町災害対策協力会

- (1) 災害時における被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事

#### 9-6. 社会福祉施設管理者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事

#### 9-7. 金融機関

- (1) 被災事業等に対する資金の融資に関する事

#### 9-8. 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事
- (2) 被災時における教育対策に関する事
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事

#### 9-9. 行政連絡区（自治会等）

- (1) 地区災害対策本部の設置に関する事
- (2) 地区住民の安否確認、避難支援及び避難所の開設・運営等の共助活動に関する事
- (3) その他、町が実施する応急対策についての協力に関する事

#### 9-10. アマチュア無線クラブ等の団体

- (1) 町が実施する応急対策についての協力に関する事

#### 9-11. 公共施設指定管理者

- (1) 町が実施する応急対策についての協力に関する事

### 10. 災害時応援協定締結団体・事業者

---

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害

時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

災害時応援協定締結団体・事業者は、災害時に協定が有効に機能するよう、町と協力して平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

災害時応援協定締結団体の一覧を資料6-1に示す。

〔資料6-1 災害時応援協定一覧〕

## 11. その他の団体等の行うべき業務の内容

- (1) その施設が被害を受けることにより、一般の他の被害を一層拡大する恐れのある事業所等の管理者は、この計画に基づきそれぞれ防災に関し施設保護を考慮するものとする。
- (2) 災害により多人数の避難所となる建築物の管理者等は、この計画に基づき、防災業務を行うものとする。

## 第8節 住民及び事業所の防災における役割

### 1. 住民

防災に関する住民の役割は、概ね次のとおりである。

#### (1) 平常時

- ① 町が提供するハザードマップ等を活用した防災に関する知識の修得
- ② 自身の居住する家屋等の耐震化の推進、家具等の転倒防止対策の実施
- ③ ブロック塀等の補修又は生け垣化、風雪水害への自己防衛対策
- ④ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ⑤ 町が提供する防災マップを活用した避難場所、避難路の確認
- ⑥ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分を最低限とし、1週間分を推奨）
- ⑦ 町、地域、勤務先等で行う各種防災訓練への積極的な参加
- ⑧ 自主防災組織への参加
- ⑨ 行政区・自治会等コミュニティへの参加・協力
- ⑩ 近隣の災害時要援護者に対する日常からの見守り
- ⑪ 家族の連絡方法・集合場所等の確認
- ⑫ 防災の知識、災害の教訓の次世代への伝承
- ⑬ その他、防災に対して個人でできる備え

#### (2) 災害発生時に実施が必要となる事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達・共有
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 適切かつ迅速な避難の実施と円滑な避難所の運営への協力
- ④ 避難や救出等における自主防災組織等への協力
- ⑤ 行政区（地域防災組織）・民生委員等への協力
- ⑥ 周囲の被害状況の行政区（地域防災組織）や町への報告
- ⑦ 避難時の通電火災や防犯に対する対策
- ⑧ 復旧・復興活動への参加と協力
- ⑨ その他、共助や公助への協力

## 2. 事業所

防災に関する町の事業所の役割は、概ね次のとおりである。なお、危険物等取扱事業所や防災上重要な施設の管理者の責務は、別途定める。

### (1) 平常時

- ① 従業員に対する防災知識の普及、防災訓練の実施
- ② 事業所等の耐震化及び風雪水害への対策
- ③ 消防施設、自衛消防組織の整備等の出火防止対策の実施
- ④ 食料、飲料水の備蓄推進等、帰宅困難者の発生予防対策の推進
- ⑤ 災害時要援護者の支援等における地域への協力
- ⑥ 業務継続計画（BCP）の作成

### (2) 災害時

- ① 災害に関する正確な情報の収集と従業員・利用者への周知
- ② 従業員や利用者の救助、避難誘導等の安全確保対策
- ③ 事業所の業種や業態に基づいた地域の防災活動への積極的な支援
- ④ 従業員の一斉帰宅の抑制
- ⑤ 事業の早期再開に向けた取組の実施

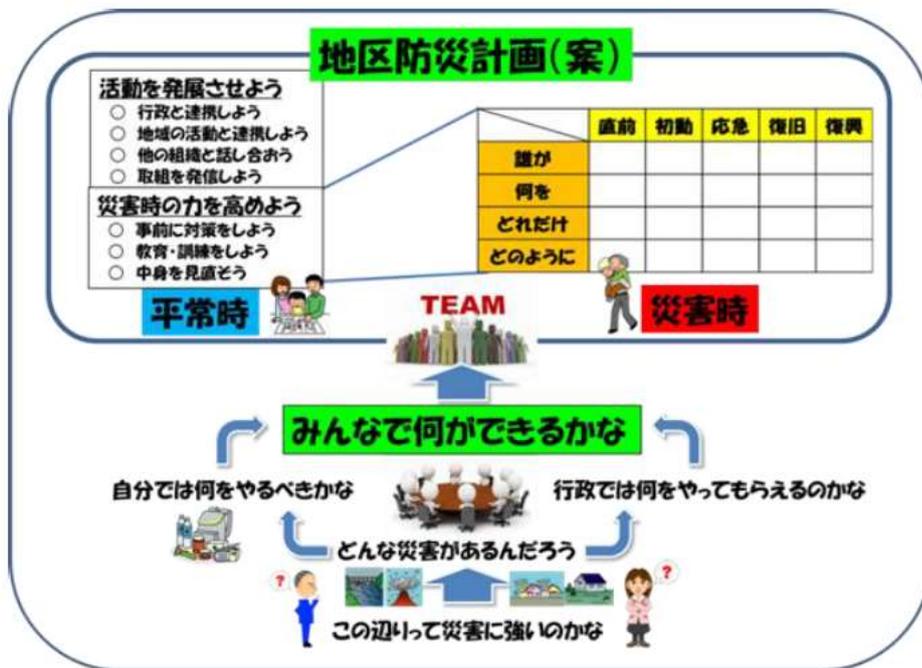
**第9節 地区防災計画**

地区防災計画とは、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画である（災害対策基本法第42条の2）。

住民及び町内に事業所を有する事業者は、共同して、町防災会議に対し、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

町防災会議は、地区防災計画の提案があった場合、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、内閣府では「みんなで作る地区防災計画」のWebページ(<http://chikubousai.go.jp/>)を作成し、地区防災計画ガイドライン等の案内を掲載している。



(内閣府：地区防災計画ガイドライン（概要）より)

## 第2章 三芳町の概況と災害履歴

### 第1節 町の概況

#### 1. 地勢

三芳町は首都圏 30km に位置し、埼玉県の南西部、武蔵野台地の北東部にあたり、東経 139 度 31 分、北緯 35 度 49 分。海拔は 37.5m 前後、面積は 15.33 ㎢で、東西は 6.9km、南北は 4.2km にわたり、東は志木市・富士見市、南東は新座市、南西は所沢市、北はふじみ野市・川越市と隣接している。

#### 2. 地形

標高 37.5m 前後（役場付近）であるが、西端部では 50m、東南端で 10m、大部分は 25m～45m 程のなだらかな起伏を有しながら西から東へ緩やかに下る勾配をもつ平坦な台地である。

地質は、火山活動によってもたらされた火山灰が堆積した関東ローム層によって覆われている。

河川は東南端を流れる柳瀬川以外はなく、北部には都市下水路の砂川堀、排水路として南部には唐沢堀、東部には江川がある。

#### 3. 気候

気候は、表日本式気候に属する。このため、夏は日中かなりの高温・多湿となるほか、しばしば雷雨に見舞われる。冬は北西の強い季節風が吹き、低湿度の晴天の日が多い。4 月～5 月頃にみられる晩霜は、時として農作物に被害をもたらすことがある。

#### 4. 人口

平成 26 年 9 月末日現在、三芳町の人口は 38,263 人（男性 19,154 人、女性 19,109 人）、世帯数は 15,631 世帯となっており、平成 14 年以降、年々微増傾向にある。

（住民基本台帳による）

## 第2章 三芳町の概況と災害履歴

### 第1節 町の概況

#### 5. 土地利用

平成24年1月1日現在、地目別面積は、比率の高いものから、畑37.7%、宅地29.0%、山林9.9%、雑種地9.3%、その他14.2%となっている。

市街化区域用途別面積では、全298.6haのうち、第一種低層住居専用地域24.2%、第一種中高層住居専用地域19.3%、第一種住居地域16.5%、第二種住居地域9.5%、近隣商業地域0.9%、工業地域29.6%となっている。

(統計みよし2013(平成25年版)による)

## 第2節 災害履歴

### 1. 地震災害

過去に関東地方に最大の影響を与えたものは、関東大震災である。三芳町は武蔵野台地上に位置し、地震に対する地盤が比較的良いため被害は少なく、三芳町の震度は、震度4～5弱であったと推定される。

埼玉県における被害地震を、資料1-1に示す。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、三芳町においても震度5弱が観測され、竹間沢を中心に広範囲での停電が発生(12日未明に復旧)、28件以上の瓦の崩落、一部公共施設にひび割れ等が確認された。なお、三芳町においては、この地震による直接の人的被害はなかった。

〔資料1-1 埼玉県における被害地震〕

### 2. 風雪水害

三芳町において近年発生した風雪水害の被害状況は、大災害に該当するものはなく、比較的小規模な床下浸水、田畑浸水及び降雪によるカーポートや農業ハウスの被害が報告されたのみとなっている。

資料1-2に、戦後の風雪水害による埼玉県の被害の一覧を示す。

〔資料1-2 戦後における埼玉県の風水害〕

## 第3章 地震被害想定

### 第1節 地震被害想定概要

計画の前提となる地震と被害想定は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」に基づく。県の地震被害想定調査は、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、最新の科学的知見や基礎的データを反映したもので、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測したものとなっている。

### 第2節 想定地震

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では、平成19年度の同調査を最新の知見で見直した結果、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、以下に示す5種類の地震が想定地震として設定された。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明	三芳町内最大震度
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	6弱
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%	5強
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%	5強
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%	6弱
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%	6弱

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

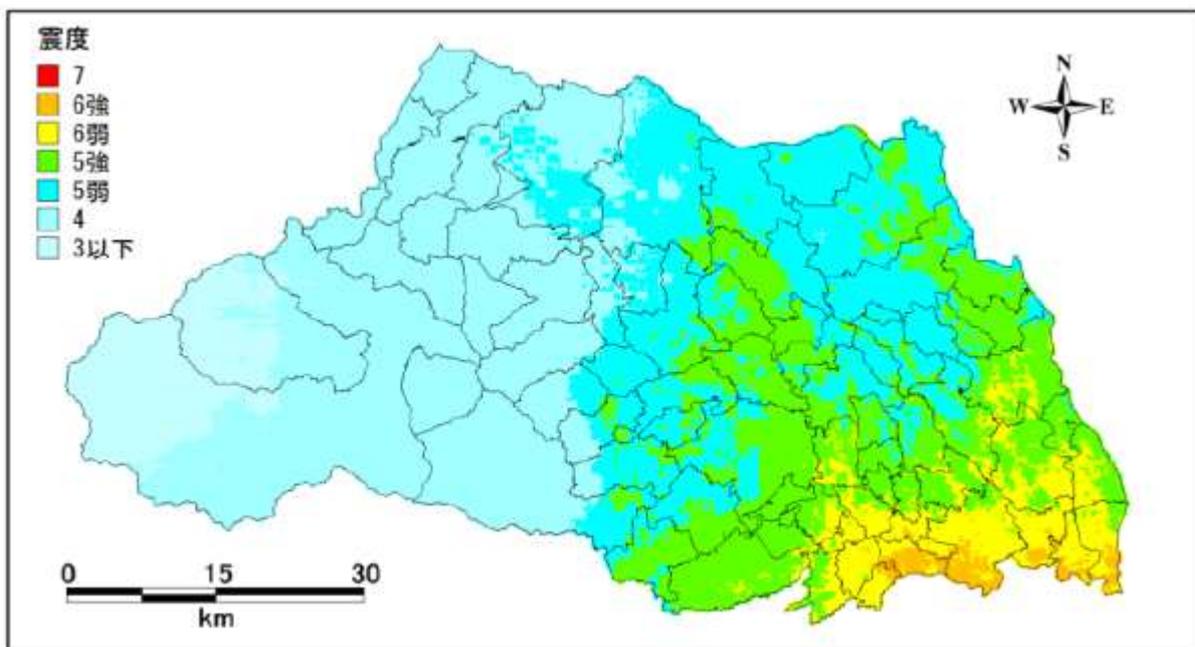
第3章 地震被害想定  
第2節 想定地震

< 県被害想定調査による想定地震の断層位置図 >

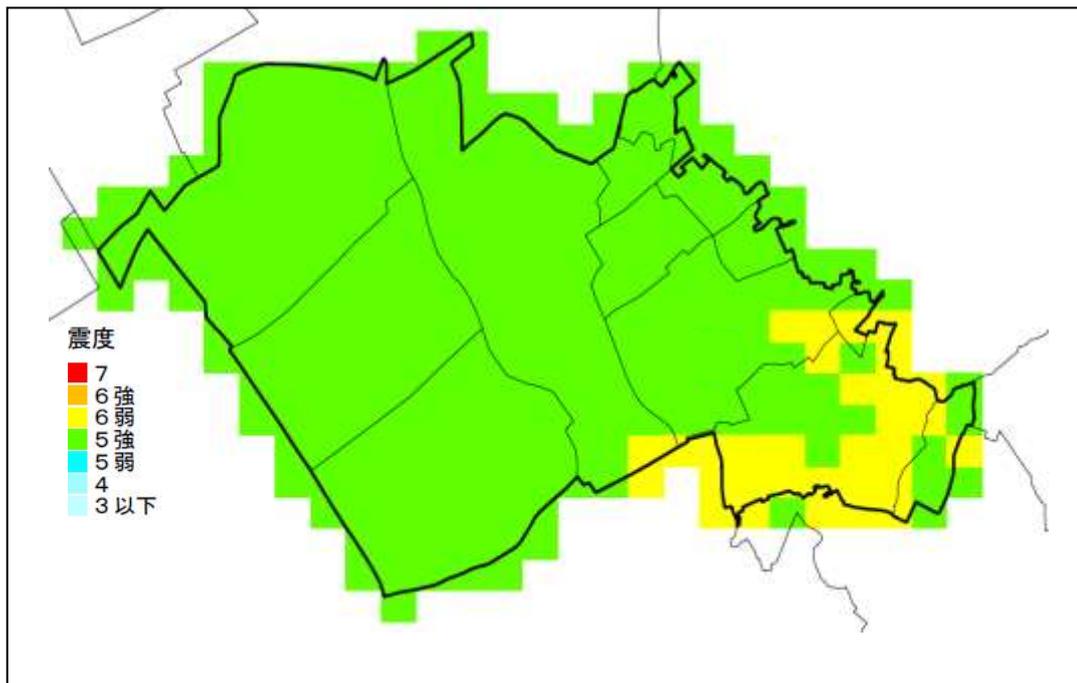


本計画では、三芳町において比較的被害が大きくかつ切迫性が高い「東京湾北部地震」とこの地震による被害を、計画の前提とする。以下に、東京湾北部地震で想定される埼玉県の震度分布を示す。なお、この地震による震度は、三芳町では最大で震度6弱となる。

< 東京湾北部地震による埼玉県の震度分布（県被害想定調査による） >



<東京湾北部地震による三芳町の震度分布（県被害想定調査による）>



本計画では、上述のように「東京湾北部地震」を計画の前提とするが、発生確率は低いとされるものの同等またはそれ以上の被害が予測される「関東平野北西縁断層帯地震」や中央防災会議が想定する「都心南部直下地震」、さらに、これまで知られていない活断層等により、三芳町の近傍で大きな被害となる地震が発生する可能性は否定できない。

そのため、被災者に対する飲料水、食料等の備蓄、仮設住宅の建設予定地の確保等各種の災害対策においては、「東京湾北部地震」で想定される被害数量に対応可能な対策を行うこと基本としつつ、それを上回る被害が発生した場合でも対応可能となるよう余裕を持った対策の実施を心がけるものとする。

## 第3節 予測される被害の概要

資料1-3～1-4に「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」における三芳町において想定される被害の内容を示すとともに、以下に、本計画で前提とする切迫性が高い地震である「東京湾北部地震」と、発生確率の低いものの被害が甚大となる「関東平野北西縁断層帯地震」について、被害の概況を示す。なお、地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により、この想定より被害を減らすことができる。

〔資料1-3 想定地震別主要被害想定結果一覧〕

〔資料1-4 東京湾北部地震による被害想定結果〕

### 1. 建築物

「東京湾北部地震」では、1棟が全壊、101棟が半壊すると想定されている。

また、中高層住宅において、1日後でもエレベータが停止し、日常生活に支障が出る世帯数は34世帯と予測されている。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で10棟が全壊、242棟が半壊すると想定されている。

### 2. 火災

「東京湾北部地震」の想定において被害が最大となる発災時刻が冬の18時、風速8m/sの場合では、焼失棟数が30棟と想定されている。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で72棟が焼失すると想定されている。

### 3. 人的被害

人的被害では、発災時刻が冬の18時の場合、死者数0人、負傷者17人、うち重傷者1人と想定されている。三芳町において想定される負傷者の要因は、建物被害によるものが14人（うち屋内収容物の落下などによるものが5人）、火災によるものが2人、ブロック塀等被害によるものが1人となっており、建物被害が負傷者発生の中核的要因となっている。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で死者数1人、負傷者37人（冬5時）と想定されている。

## 4. ライフライン

### (1) 電力

発災直後では、28世帯76人が停電による被害を受け、1日後では火災の影響により被害が拡大し、35世帯98人で停電による被害が継続していると想定されている。

### (2) 通信

電話不通回線数は17回線（不通率0.1%）と想定されており、被害は少ないが、通信の混雑による「輻輳」が多数発生するものと考えられる。

### (3) 都市ガス

供給停止件数は、7,005件にのぼり、供給停止率は99.6%と想定されている。なお、埼玉県全体での復旧日数の想定も、55日と長期間になっている。

### (4) 上水道

配水管の被害箇所は2箇所（被害率0.03箇所/km）、1日後で837世帯2,324人が、断水の被害を受けると想定されている。

なお、埼玉県全体での復旧日数の想定は、30日となっている。

### (5) 下水道

下水管渠の被害箇所は17箇所（被害率19.7%m）、7,110人が、下水道の機能支障による影響を受けると想定されている。

なお、埼玉県全体での復旧日数の想定は、30日となっている。

## 5. 生活支障

### (1) 避難者

避難者数は発災から1日後で125人、1週間後279人にまで増加することが想定されている。避難者数が1週間後にピークを迎えるのは、断水等のライフライン被害に伴う生活支障を要因とした避難を見込んでいるためである。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」における1週間後の避難者数は、327人と想定されている。

第3章 地震被害想定  
第3節 予測される被害の概要

(2) 帰宅困難者

三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人（三芳町内で発生する帰宅困難者数）は、3,991～4,246人と想定されている（平日12時発災の場合）。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、4,050人前後と想定されている。

また、三芳町住民が、県内や都内などに外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻れなくなる人（三芳町住民のうち帰宅困難者となる人）は、4,607～6,766人と想定されている。

(3) 応急仮設住宅等需要量

必要となる応急仮設住宅等の需要量は、13世帯と想定されている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、35世帯と想定されている。

6. 震災廃棄物

建物の全壊・焼失による災害廃棄物の発生量は、0.6万トン、0.4万m<sup>3</sup>と想定されている。

【都心南部直下地震の想定／中央防災会議関係資料より（参考）】

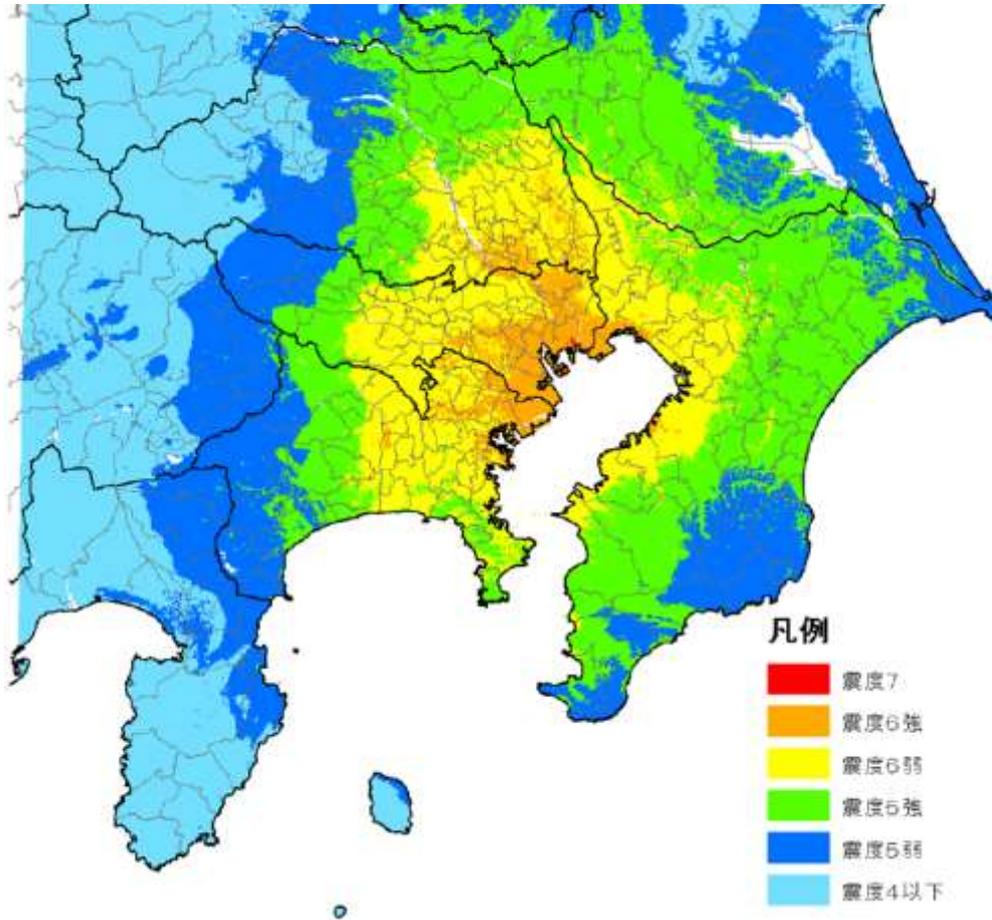
内閣府に設置された「首都直下地震モデル検討会」においては、最新の科学的知見に基づき、首都直下地震や相模トラフ沿いの大規模地震等、26の地震モデルに対して震度分布・津波高等が検討された。そのうち、三芳町に大きな影響が想定されるものには、次の地震がある。

想定地震	マグニチュード	説明	三芳町内最大震度
都心南部直下地震	7.3	フィリピン海プレート内の地震	6弱
さいたま市直下地震	6.8	地殻内の浅い地震	6弱
茨城・埼玉県境地震	7.3	プレート境界の地震	5強

首都直下地震モデル検討会による震度分布想定を受け、首都直下地震対策検討ワーキンググループでは、防災対策の主眼を置く想定地震として、都心南部直下地震（マグニチュード7.3）の被害想定を実施している。国の被害想定による震度分布、主要被害想定数量は次の通りとなっている。なお、本地震による三芳町の最大震度

は6弱と想定されている。

《都心南部直下地震の震度分布》



《埼玉県内の建物全壊・焼失棟数想定結果》

(棟)

項目	揺れによる全壊	液状化による全壊	急傾斜地崩壊による全壊	地震火災による焼失	全壊及び焼失棟数合計
数量	約 175,000 (約 21,000)	約 22,000 (約 4,900)	約 1,100 (約 20)	約 412,000 (約 71,000)	約 610,000 (約 97,000)

《死者数想定結果》

(人)

項目	建物倒壊等による死者	急傾斜地崩壊による死者	地震火災による死者	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者	死者数合計
数量	約 6,400 (約 700)	約 60 (わずか)	約 8,900 ～約 16,000 (約 1,600 ～約 3,000)	約 500 (約 20)	約 16,000 ～約 23,000 (約 2,400 ～約 3,800)

(被害のもっとも大きくなる冬の夕刻風速 8m/s での想定結果であり、( ) 内は埼玉県内の被害数量 (内数) である)

第4章 風雪水害等被害想定  
第1節 風雪水害等の危険性

**第4章 風雪水害等被害想定**

**第1節 風雪水害等の危険性**

計画の前提となる風水害の被害想定は、埼玉県による「荒川水系新河岸川・柳瀬川浸水想定区域図」に基づき作成した、「三芳町 洪水ハザードマップ」（資料1-5）に基づくものとする。これは、概ね100年に1回程度起こる大雨が降った時に、新河岸川・柳瀬川の水位が上昇し、堤防が決壊または堤防から越流した場合及び、流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合を想定したもので、想定における2日間の総雨量は332.6mmとなっている。

三芳町においては、竹間沢東地区を中心に、浸水した場合に想定される水深が最大で2.0m程度となるような浸水被害の危険性がある。

また、近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「ゲリラ豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少などにより、雨水を排水しきれない「内水氾濫」が発生している。このような内水氾濫被害については、「三芳町 内水ハザードマップ」（資料1-6）に基づくものとする。三芳町において浸水実績のあった箇所をもとに作成したものである。

その他、多種多様な災害については、前提とする災害とその被害の程度を具体的に想定することは困難ではあるが、近年各地で発生している竜巻の発生、大雪による交通機関の不通や建築物・農作物等の被害、その他、大規模火災や危険物の漏洩事故、幹線道路等における大規模事故、原子力発電所の事故のような放射性物質漏洩事故による健康被害の発生等、様々な災害、大規模事故の危険性が三芳町内にもあることは否定できない。

〔資料1-5 三芳町 洪水ハザードマップ〕

〔資料1-6 三芳町 内水ハザードマップ〕

---

# 第2部 震災対策編



## 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

### 第1節 自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）

#### 《予防・事前対策》

【各課、関係機関】

#### 1. 自助による予防対策の実施

住民は地震災害に備え、日頃から以下の予防対策を実施するものとし、同時に町は必要な普及・啓発を行うものとする。

- ①防災に関する学習
- ②火災の予防
- ③防災設備（消火器、住宅用火災警報器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等）の設置
- ④家庭備蓄及び非常持出品の準備
  - ・食料（カップ麺やビスケット等）、携帯用飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、衛生用品等生活必需品の備蓄（非常持ち出し用に1日分、家庭内備蓄で最低3日間、できれば1週間分を目標）
  - ・救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、預金通帳、保険証・免許証、ヘルメット・頭巾、軍手、毛布、タオル、下着、使い捨てカイロ、ホイッスル等の準備
- ⑤家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ⑥ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑦震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- ⑧三芳町コミュニティメールへの登録
- ⑨地域防災組織への参加
- ⑩県や市町村、行政区（自治会）、地域防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- ⑪近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（行政区・自治会の活動等）への参加
- ⑫近隣の要援護者への配慮
- ⑬住宅の耐震化
- ⑭地震保険への加入
- ⑮家庭における防災総点検の実施
- ⑯その他、各自の状況に応じた備え

## 2. 自主防災組織の整備

町は住民に対し、自主防災組織に関する認識及び必要性を深めるため広報等を積極的に行うと共に、住民が防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、活動についての助言あるいは援助等を行うことにより、自主防災活動の育成及び指導に努める。

### (1) 自主防災組織（自主防災会）の必要性

災害時には、町及び警察等の防災関係機関は組織の全機能をあげて防災活動を実施するが、施設や道路等の損壊により活動能力の低下及び阻害が予想される。

このような場合に、住民も行政の防災体制に協力するだけでなく、進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、地震災害発生直後の初期消火、人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、住民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

### (2) 自主防災組織づくりの推進

おおむね行政区単位ごとの組織づくりとその組織の連合体づくりを目標とし、組織づくりに関する広報等を積極的に行う。また、地域の要請に応じ、自主防災活動に関して助言を行う。行政区単位を基本に、自治会やマンション単位、さらには事業所単位での自主防災の取組についても促進する。

### (3) 組織活動の促進

町は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。

- ① 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）  
↓
- ② 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）  
↓
- ③ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

また、町は防災関係機関との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

#### (4) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織の結成の促進と活動の育成を図るため、「三芳町自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、行政区等のコミュニティにおける結成及びその運営に対して、研修費や基本的防災資機材整備費（初期消火、救助・救護、訓練、避難誘導等に必要な資機材）等の補助金を交付する。

#### (5) 防災リーダーの育成

町は、自主防災活動の充実を図るため、消防団と連携しつつ、地域防災のリーダーとなる人材の育成に努める。また、防災士をはじめ、防災指導者養成研修等への参加を促進するとともに、人材の発掘、活用に努める。

#### (6) 自主防災組織連絡協議会（仮称）の設置促進

自主防災組織による地域防災活動を推進し、各組織相互間の協力体制の確立を図る。

現在、町内の行政区ごとに自治会運営による自主防災会や防災部が設置されている。これらの情報交換と相互研修等を目的として、自主防災組織連絡協議会（仮称）等の設置を検討する。

#### (7) 地区災害対策本部

大規模地震（震度5強以上）が発生した場合は、行政区ごとに地区災害対策本部を設置するものとする。このため、各行政区は、自主防災会（自主防災組織）等の防災体制を母体としつつ、また、町の「地域防災初期行動マニュアル」等を参考に、地区災害対策本部の設置条件、本部組織の構成・役割分担等を定めた地区防災マニュアル等の策定を検討するものとする。

また、町は、各行政区と協力して、災害に関する情報伝達方法、必要な人的・物的支援の実施方法等を定め、町災害対策本部と地区災害対策本部間の連携体制の構築を推進するものとする。

### 3. 公共的団体における防災力の強化

町は、区長会や民生委員児童委員協議会、商工会や社会福祉協議会等の公共的団体の防災力の向上を図るため支援や助言を行い、相互の連絡を密にして災害時の応急対策等に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

## 4. 民間防火防災組織の育成強化

地域社会においては、住民一人一人が常に防火・防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、地域コミュニティ以外の枠組みで、子ども等の年代層にあわせ、又は社会福祉等の分野を中心として、防火・防災の意識高揚や知識普及、技術の向上を行おうとする団体・組織を支援し、連携を図ることで、重層的に地域防災力の向上を図る。

## 5. 事業所の防災体制の充実

町は、町内の事業所が災害後速やかに事業を継続・再開できるよう、事業防災力の強化を推進するため、各事業所が設置する自衛消防隊との連携を図る等、事業所との協力体制の確保に努める。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めると共に、次に示すような防災体制の整備、防災対策の推進に努めるものとする。

- ① 帰宅困難者を発生させない対策（顧客・従業員等の帰宅行動の抑制）
- ② 飲食物・物資等の備蓄
- ③ 防災訓練
- ④ 事業所の耐震化
- ⑤ FAX・コピー機等の什器の固定
- ⑥ 想定される被害からの復旧計画策定
- ⑦ 各計画の点検・見直し など

## 6. ボランティア活動環境の整備

町は、社会福祉協議会と連携しながら、平常時から災害ボランティアセンター設置に係るボランティアの受付、登録、研修、活動への支援等活動方法の調整を行うとともに、活動拠点や通信体制を整備しておくものとする。

### (1) 町内ボランティアの受付・登録

災害時において町の人的資源の活用を図るため、平常時からボランティア人材を把握しておくとともに、災害ボランティア登録に関し、広く住民に告知を

行い、受付・登録ができる体制を整備する。

### (2) 登録ボランティアへの研修

登録ボランティアに対し、町内で実施される各訓練への参加を呼びかけ、対応能力の向上に努める。

### (3) 町外ボランティアの受入体制の整備

被災時における他市町村からの災害ボランティアの応援受入に際し、その調整体制、活動拠点及び県への報告体制について予め定めておく。

## 《応急対策》

【各課、関係機関】

### 1. 自助による応急対策の実施

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

- ・自分の身を守る（机下で頭部を保護するなど）
- ・火元（元栓）確認、初期消火の実施
- ・ドアの開放、逃げ道確保
- ・家族の安全確認
- ・テレビやラジオで正確な情報を把握
- ・避難時の電気ブレーカー遮断（通電火災の防止）、戸締り
- ・非常持ち出し品の確認
- ・近隣の要援護者等安否確認
- ・地域の自主防災活動への参加、協力
- ・避難所生活でのルール・マナーの遵守
- ・県、町、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ・風評に乗らず、風評を広めない

### 2. 地域の活動体制

#### (1) 地区災害対策本部の設置

行政区等地域防災組織は、概ね震度5強以上の揺れが生じた場合を基準として、災害発生後速やかに地区災害対策本部を設置するものとする。

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第1節 自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）

地区災害対策本部の組織構成は、次を標準として地域防災組織ごとに定める。

＜地区災害対策本部組織の構成（例）＞

**本部長・副本部長**：地区の応急活動の指揮をとる

- **連絡・調整班**：地区内の情報収集及び、町、関係機関との連絡・調整
- **非常持出し班**：非常持出し書類等の持ち出し・保管、対応状況の記録
- **指揮・誘導班**：避難の呼びかけ、避難誘導
- **救護・支援班**：負傷者等の救助・救護活動  
(初期消火は、全班を挙げて行う。)

### (2) 地区災害対策本部の活動

地区災害対策本部は、「地域防災初期行動マニュアル」に基づき、救急救助、初期消火、地域の被害状況収集、避難誘導、避難所開設等所定の地域防災行動を行う。

## 3. 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

＜地域防災組織＞

- ・ 地区災害対策本部の設置
- ・ 一時避難場所としての集会所等の開放
- ・ 地区住民（特に災害時要援護者）の安否確認
- ・ 救急救助、初期消火の実施（救助隊・消防隊への協力）
- ・ 地区のパトロール、被害情報の収集
- ・ 地区被害状況の町への伝達
- ・ 地区住民の避難誘導（指定避難所へ）
- ・ 指定避難所の開設及び運営（開錠・受付・収容、避難所運営委員会の設置、備蓄物資の配布等）

＜消防団＞

- ・ 地域パトロールの実施
- ・ 情報の収集
- ・ 消火、救助活動の実施
- ・ 避難誘導の実施
- ・ 軽症者の搬送（応急仮設救護所へ）

#### 4. 地域の安全確保への協力

自主防犯団体は、地域の安全の確保のため町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。自主防犯団体は、避難後の留守宅の空き巣対策及び避難所生活での犯罪防止に向け、現地本部や避難所運営委員会と協力して、避難者に対し防犯上の注意喚起を行う。

#### 5. 事業所による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

なお、町は企業等が設置する自衛消防隊と連携し、被害の拡大防止に努めるものとする。

- ①利用者（顧客）、従業員等の安全確保、救出・救護
- ②従業員等の帰宅行動の抑制
- ③飲食物・物資等の提供
- ④路上の帰宅困難者の一時保護（飲料水、トイレ、情報提供等）
- ⑤町や消防、救助隊への協力

#### 6. ボランティア、NPO、NGO 等への対応

##### (1) 受入れ窓口の設置

災害発生後、救助総務班は速やかに社会福祉協議会と連携してボランティア、NPO、NGO 等の受入れ窓口（町災害ボランティアセンター）を設置する。設置場所は、原則的に町総合体育館内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び秘書広報班を通じて報道機関等より周知する。

町災害ボランティアセンターの運営は、町社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなどボランティアのコーディネート業務を行う。

(2) ボランティア等の受付及び県への報告

ボランティア等の受付に際しては、個別に以下の各項目について調査し、記録する。配置先のリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、県へ速やかに報告する。

① 氏 名	⑥ 職 業
② 性 別	⑦ 配置先
③ 年 齢	⑧ 業務内容
④ 住 所	⑨ 活動予定期間
⑤ 電話番号	

**ボランティア等に関する県への報告事項**

(3) ボランティア等の配置

町災害ボランティアセンターはボランティア等の受付後、個々の経験、技量、活動予定期間及び各班からの応援要請の状況等を考慮し、業務の振り分けを行い、指定避難所等へ配置する。

配置後は、各リーダーの指示のもと業務につくものとする。リーダーは配置されたメンバーの業務内容について速やかにセンターに報告する。

(4) 施設の提供

町は、受け入れたボランティア等の活動拠点として、以下の施設の提供を行う。ただし、これらの施設は避難所としても活用可能であるため、住民の避難状況やボランティア等の受入れ状況を考慮し、庁内で協議・調整したうえで対応するものとする。

＜町災害ボランティアセンター＞

施設名称	所在地	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )
三芳町総合体育館	藤久保 1100-1	258-0311	5,984.61
三芳町文化会館 (代替施設)	藤久保 1100-1	259-3211	3,965.00

(5) 応援の要請

ボランティアが不足する場合には、県及び県災害ボランティアセンターに対し、救助部救助総務班がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)及び(3)と同様の手順で進めるものとする。

## 第2節 地震に強いまちづくり（ハード対策による減災）

### 《予防・事前対策》

【都市計画課、上下水道課、財務課、道路交通課、観光産業課、自治安心課、  
教育委員会、公共施設所管課、入間東部地区事務組合、関係機関】

#### 1. 地盤災害対策

##### (1) 液状化危険地域の予防対策

県の地震被害想定においては、町域での大規模な液状化の発生は想定されていない。しかしながら、地盤条件によっては局所的に液状化が発生する危険性は否定できない。

町は、大学、各種研究機関での調査研究における調査結果を活用するとともに、必要に応じて危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、町内で液状化現象が予測される地域に関しては、ハザードマップ等を通じたその状況の公表を行い、予め対策を検討する。

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を研究する。建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及及び啓発を行う。

##### (2) 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、宅地開発業者などに都市計画法及び建築基準法などの宅地造成に関する基準を遵守させることが有効である。このため、各所管行政庁と連携を図りながらこれら法令の遵守を徹底させるものとする。

造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する他、巡視等により違法開発行為の取り締まりを実施する。また、大規模に盛土造成させた宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。

## 2. まちの耐震化

### (1) 建築物

#### ① 建築物の耐震化

三芳町建築物耐震改修促進計画（平成21年3月）に基づき、建築物の耐震化を推進する。

##### ア. 公共建築物

町が所有する防災上重要な拠点建築物（防災拠点施設）は、耐震化率100%を目標に、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた拠点建築物から優先的に耐震診断を実施し、その結果をもとに、改修・補強等の適切な処置を順次行う。

また、初動時においても平常時と近い状態で使えるという機能面での耐震性も必要とするため、非常電源や耐震性貯水槽、電算関係のデータバックアップシステムの整備等設備面での対策を含めた耐震性の向上を図る。

なお、被災時に住民を収容する指定避難所となる小・中学校施設については、新耐震基準に基づき平成25年度までに、必要な耐震改修工事を終了している。

町内の公共施設を、資料2-1に示す。

#### 【資料2-1 公共施設一覧】

##### イ. 一般建築物

人的被害を減少させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、三芳町建築物耐震改修促進計画（平成21年3月）に基づき、引き続き耐震化を促進する。

特に、不特定多数の者が使用する施設及び災害時要援護者（要配慮者）に関わる一定規模以上の社会福祉施設や医療施設等について耐震性の確保に配慮する。

なお、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物や、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断とその結果の報告、公表を行うこととなっている。

新築建築物については、耐震構造設計指針に基づいた設計を行うよう指導する。

また、軟弱地盤対策、液状化対策、外装材の落下防止対策等の助言や指導を進める。

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第2節 地震に強いまちづくり（ハード対策による減災）

既存建築物については、耐震診断と耐震補強の促進を図るよう、住民への町の支援制度（三芳町既存住宅耐震診断助成制度、三芳町既存住宅耐震・建替え改修助成制度）活用の啓発指導や相談窓口の開設等の整備を進める。

そのほか、家具等の固定、窓ガラスの飛散防止等の建築物内部の防災対策について、住民に対して広く啓発を行うものとする。

### ② 多数の者が出入する建物及び危険物施設の安全対策

町は、入間東部地区事務組合と協力し、以下に示す防火対象物及び、危険物施設への安全対策を実施する。

消防法の規定に基づき、多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物等で政令に定めるもの（消防法施行令別表第1を資料2-2に示す）及び消防法で定める危険物（危険物の規制に関する政令・別表第3を資料2-3に示す）を取り扱う事業所に対し、火災予防を目的とする査察を適時実施し、これらの改善指導を行い、災害を未然に防止し、以って公共の安全確保に努めるものとする。

#### 〔資料2-2 消防法施行令別表第1〕

#### 〔資料2-3 危険物の規定に関する制令・別表第3〕

- (ア) 多数の者が出入する建物について防火管理者の選任、消防計画書の作成、消防訓練の実施、消防用設備の設置促進を指導し、災害による被害を最小限に抑えるよう努める。
- (イ) 事業所に設置される危険物施設について、消防法令等の技術上の基準に従い、位置・構造・設備を指導し、危険物災害に対する安全確保に努める。
- (ウ) 危険物施設の安全確保について、危険物取扱者・危険物保安監督者を危険物に関する自主保安のリーダーとして育成指導する。
- (エ) 危険物施設の災害に備え、消防訓練を実施し、消火・通報・避難誘導に基づく役割を認識させ、災害による被害を最小限に抑えることを目的に、事業所の危機管理マニュアル等の作成を促進する。
- (オ) 危険物の無許可・無届等違法な貯蔵・取り扱いの未把握物件解消に努め、法令基準に沿った適正な指導をする。
- (カ) 町は、危険物取扱施設の安全確保のため、法令基準の適用を受けない小規模施設等を含め、実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

なお、町は、危険物に関する災害の防止に関して、「国民保護に関する三芳町計画」の適切な運用に努めるものとする。

③ その他構造物の安全対策

ア. ブロック塀の生け垣化

町は、ブロック塀（石塀を含む）の生け垣化の実施に対して、助成措置を実施しており、今後とも住民に対して広く啓発・奨励の推進を行う。

イ. 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

町は、地震時の窓ガラス・外壁タイル・看板等の飛散・落下防止対策、天井材ほか非構造部材の脱落防止対策について、普及啓発を図る。

また、緊急輸送道路、避難路等における落下対象物の地震に対する安全性の把握に努めるとともに、必要に応じて管理者に安全対策を促す。

ウ. 防災上著しく危険な建築物（空き家ほか）の実態把握

町は、管理不全の空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

エ. 自動販売機の転倒防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

オ. エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策（地震時管制運転装置の設置、エレベーター内備蓄等）について啓発する。

(2) ライフライン施設

① 上水道施設

水は、地震等災害が発生した場合においても、生命の維持や生活に必須であるため、施設の耐震化を図り被害を最小限化することが重要である。

耐震性の低い石綿セメント管の更新事業は平成17年度に終了しているが、引き続き耐震性の高い配水管の敷設を進める。また、浄水場施設については平成23年度に着水井及び浄水池の耐震化工事を、平成25年度までに配水塔についても改築して耐震化が終了しているが、引き続き浄水場施設の耐震化を推進する。

さらに、非常時に備え、近隣市と相互に配水を融通し合う「緊急連絡管」の協議・整備を進める。

② 下水道施設

下水道の流下機能は、地震等災害が発生した場合においても、トイレ機能の確保等住民の生活環境の確保に重要な役割を担うため、次の防災・耐震化対策を推進する。

- ・ 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。
- ・ 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。ポンプ稼動などに必要な水の確保については、浄水製造装置、貯水槽等各処理施設の施設計画に含め備えるものとする。
- ・ 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。
- ・ 管路計画にあたっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮するものとする。
- ・ マンホールの液状化対策工法や管路の耐震化、埋め戻し材の改良等を推進する。
- ・ 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。
- ・ 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。

③ 電気・通信・ガス施設

ア. 電気施設（東京電力パワーグリッド(株)）

地震に対して、保有設備毎に十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を参考とし、さらに従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

イ. 通信施設（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ埼玉支店）

【計画方針】

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話(株)の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、及び輸送力等を最大限利用して通信の疎通と施設の早期復旧を図るものとする。

【事業計画】

- ◆ 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- ◆ 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
- ◆ 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

- ・ 発災時初動立ち上げ訓練
- ・ 気象に関する情報伝達訓練
- ・ 災害時における通信疎通訓練
- ・ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- ・ 消防及び水防の訓練
- ・ 避難及び救助訓練

- ◆ 災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言ダイヤルのPRに努める。

#### 〔資料2-4 通信施設の現状と事業計画〕

#### ウ. ガス施設（大東ガス株式会社）

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のため、以下に示す諸施策の実施を継続する。（各施設の安全化対策については「資料2-5 ガス施設の安全化対策」を参照）

#### 〔資料2-5 ガス施設の安全化対策〕

- ・ 導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- ・ 構造物の地震被害との相関が高い、SIセンサーを採用し、供給停止判断を図る。

### (3) 交通施設

#### ア. 町管理道路施設

土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに、古い基準で建設された橋梁について、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震

性の向上を図る。

災害時、緊急活動や救援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化を優先的に実施する。

緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の完了後、引続き避難経路等、緊急輸送道路以外の耐震補強が必要な橋梁の耐震化を進める。

#### イ. 高速道路施設（東日本高速道路株式会社）

##### ◆ 適切な維持管理

高速道路の設計に当たっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な処置を講じ、安全の確保に努める。

##### ◆ 予防のための点検及び耐震性の確保

高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補強等の災害予防措置を講ずる。橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

##### ◆ 利用者に対する広報活動

地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

##### ◆ 資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

#### ウ. 鉄道施設（東武鉄道株式会社）

鉄道施設は三芳町内にあるものではないが、住民の多くが利用する施設であるため、ここに以下のとおり対策方針を記載する。

##### 【計画の基礎的事項】

##### ◆ 帰宅困難者対策協議会

「川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会（県、川越市、川越商工会議所、ホテル・大型店舗等駅周辺事業者、川越警察署等で構成）」等との密接な情報交換及び対策の連携を図る。

##### ◆ 各施設の想定被害

大部分の施設は耐震性を考慮して設計されているので、震度5程度の地震については被害は少ないと思われるが、阪神淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震強度の必要性のあるものについては、逐次耐震補強を行う。

【施設の点検計画】

◆ 鉄道施設・電気関係設備等の保守点検

構造物（トンネル、橋梁、路盤等）や軌道等の鉄道施設、電気関係設備等については、定められた基準・心得に基づいて定期的に保守点検を行う。

【職員に対する防災教育訓練計画】

◆ 地震に関する知識、震災発生時の初動措置要領、心構え等について、毎年、春・秋の全国火災予防運動、防災の日（9月1日）等を実施し、その徹底を期する。

### 3. まちの不燃化

#### (1) 防火地域及び準防火地域の指定

県被害想定調査によると、町内の焼失棟数が30棟を数える結果となっており、火災防止対策が急務といえる。将来の都市機能の充実、快適で安全な生活環境の確保及び災害時における避難所及び避難所へ至る連絡道路として重要な幹線道路の機能確保のため、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。

#### (2) 建築物の防火の推進

町は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

#### (3) オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地におけるオープンスペース（防災空間）の確保に努める。

##### ① 公園の整備

町は、震災時における住民の生命、財産を守るため、地域の中核的な防災活動拠点となる公園について、耐震性貯水槽やマンホールトイレ、トイレベンチ、かまどベンチや非常電源等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進

する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる公園や広場と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する公園や広場の整備を推進する。

② 緑地・農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、町及び県は緑地等の保全を推進する。

③ 広幅員道路の整備

町は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

#### 4. 土地利用の適正化と市街地の整備

##### (1) 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

##### (2) 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、次に示す都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業
- 都市防災総合推進事業
- 密集市街地の改善及び拡大の防止
- 地区計画等の活用
- 地籍調査の推進

##### (3) 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。

**(4) 社会資本の老朽化対策の推進**

町は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

**(5) 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進**

町は、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災事業の着実な実施を図る。

**(6) 防災活動のための公共用地等の有効活用**

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、住宅密集地域における災害時の緊急避難に対し、避難路や一時避難場所としての臨時的な土地利用など、周辺の事業所や地権者に理解を促す。

**《応急対策》**

**【土木部、上下水道部、情報部、総務部、救助部、  
入間東部地区事務組合、関係機関】**

**1. 危険物取扱施設における応急対策**

入間東部地区事務組合は、震災時には危険物取扱施設の実情に応じて、以下の応急措置を行うよう指導する。

**(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置**

危険物が流出、爆発等の恐れがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急措置を行う。

**(2) 危険物施設の緊急点検**

危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

**(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置**

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な処置を行う。

**(4) 災害発生時の応急活動事態の確立**

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス・中和剤等を活用し、初期消火、流出防止措置を行う。

**(5) 防災関係機関への通報**

災害を発見した場合には、速やかに消防、警察に通報し状況を報告する。

**(6) 従業員及び周辺地域の住民に対する人命安全措施**

災害発生事業所は、消防、警察と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。

## 2. ライフライン施設の応急対策

**(1) 上水道**

① 被害状況の把握

水道給水班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。水道庶務班は、水道給水班からの報告を取りまとめ、速やかに総務部庶務班へ報告をする。

町災害対策本部は、被害状況及び復旧作業の優先順位等を考慮に入れ、復旧作業に関する対策を策定し、水道給水班へ伝達する。

② 緊急処置

二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、当該施設の運転を停止する。なお、次亜塩素酸配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

③ 施設の応急復旧

ア. 応急復旧作業の優先順位

応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取りかかるものとする。

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第2節 地震に強いまちづくり（ハード対策による減災）

優先順位	施設区分
1	取水・導水・浄水施設
2	送配水施設
3	給水装置

イ. 復旧作業

復旧作業は、水道給水班が水道庶務班の指揮のもと行うものとする。  
労力が不足する場合には、三芳町災害対策協力会に協力を依頼し、作業を実施する。

④ 配水管路の応急復旧

ア. 応急復旧作業の優先順位

応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取りかかるものとする。

優先順位	管路区分
1	配水場及び給水拠点までの配水管
2	病院等の緊急利水施設への配水管
3	その他の配水管

イ. 復旧作業

復旧作業は、水道給水班が水道庶務班の指揮のもと行うものとする。  
労力が不足する場合には、三芳町災害対策協力会に協力を依頼し、作業を実施する。

⑤ 水質検査及び監視

原水及び浄水の水質監視を強化する。

⑥ 応急復旧用資機材の調達

応急復旧作業用の資機材は、上下水道部が所有するもので行うが、不足する場合には総務部庶務班を通じて隣接市及び県へ支援の要請をする。また、三芳町災害対策協力会へ協力を依頼し、調達・確保する。

(2) 下水道

① 被害状況の把握

下水道班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。被害状況は、速やかに取りまとめ、総務部庶務班へ報告し、応急措置を施す。

報告後、復旧作業に関する対策を策定し、速やかに着手する。

② 応急対策の実施

液状化に伴う管のゆがみ等により流下機能に支障が生じた場合の応急対策として、バキュームカーによる人孔滞水の除去や仮設配管・仮設ポンプの

設置による流下機能の代替等を行う。

③ 応急復旧要員の確保

下水道班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、総務部庶務班を通じて隣接市及び県へ支援の要請をする。

④ 応急復旧用資機材の確保

下水道班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、総務部庶務班を通じて隣接市及び県へ支援の要請をする。また、三芳町災害対策協力会へ協力を依頼し、調達・確保する。

**(3) 通信施設（東日本電信電話(株)-埼玉西支店）**

① 応急対策

重要回線の確保、特設公衆電話の設置、通信の利用制限、災害用伝言ダイヤル等の応急措置に加え、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

② 広報

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内（発信規制及び災害用伝言ダイヤルの使用に関する災害用自動音声ガイダンス）、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

③ 復旧対策

被災状況の把握に努める他、移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動とともに、通信の輻輳対策を行う。復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施するものとする。

通信施設の応急対策の詳細については資料2-6を参照。

**〔資料2-6 通信施設の応急対策〕**

(4) 電力施設（東京電力パワーグリッド㈱志木支社）

災害のため電力施設に災害が発生する恐れがあるとき、または発生した場合の救護措置・応急措置は、次のとおりとする。

- ① 町長は、災害により電力施設に被害が生じ、または生ずる恐れがあるときは、東京電力パワーグリッド㈱志木支社に通報し、その応急措置について協力する。
- ② 町長から通報があった場合には、東京電力パワーグリッド㈱志木支社の定める非常災害応急対策・復旧活動マニュアルに基づき、速やかに応急対策を実施する。
- ③ 応急工事の基本方針  
恒久復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ない場合は、応急工事を実施する。
- ④ 応急工事の基準  
東京電力パワーグリッド㈱志木支社に定める非常災害応急対策・復旧活動マニュアルに基づき、必要に応じて定める。
- ⑤ 復旧目標  
復旧の順位を考慮し、できる限り短日時のうちに最も適切に行う。

〔資料6-2 大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書〕

(5) 都市ガス施設（都市ガス事業者、LPガス事業者）

<都市ガス事業者>

- ① 都市ガス施設に被害の発生する恐れがある場合
  - ア. 都市ガス需要家にガス使用停止並びに必要処置を広報し、事故防止の協力を求める。
  - イ. 都市ガス設備の被害が発生する恐れのある場所に必要人員を配置し監視する。
- ② 災害のためガス施設に被害が発生した場合
  - ア. 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民に火気使用の禁止を広報し、応急処置を行うとともに、必要に応じ、警察・消防の出動を要請する。また、状況により付近住民の避難誘導を行う。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。
  - イ. 復旧作業を安全且つ効率的に行うため、復旧規模、復旧優先順位付け等の復旧計画を策定し実施する。
  - ウ. 被害範囲が甚大で、都市ガス事業者単独の復旧が困難と判断される場合は、都県ガス協会に応援要請し、早期復旧を図る。

エ．復旧に時間を要する場合は、進捗状況を逐次関係機関及び付近住民に周知し、協力をお願いする。

③ 災害のためガス供給不能となった場合

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、建物のガス導管に都市ガス発生装置を接続し、病院、避難場所、主要公共施設等を優先に、屋内ガス施設を点検し、異常がないかを確認した上で都市ガスの応急供給を行う。

都市ガス事業者の応急対策の詳細については資料2-7を参照。

〔資料2-7 都市ガス事業者の応急対策〕

<LPガス事業者>

① ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

構内ガス施設のバルブ閉止及び点検を実施する等、必要な措置を講じ、二次災害に備えると共に、ガス導管埋設の主要道路を巡回し、ガス漏洩等発見した場合は、必要により、ガス需要家にガス使用停止並びに必要な措置等の広報活動を行う。

② 災害のためガス施設に被害の発生した場合

ア．構内の場合

◆被害を最小限度にとどめるとともに、関係機関に連絡をし、多量のガス漏れの場合、状況により付近の住民に広報し、避難誘導を行う。

イ．構外の場合

◆LPガス容器供給の場合は、ガスの使用を禁じ、必要事項を広報するとともに、LPガス容器バルブを閉止するよう努め、災害の程度によりLPガス容器の取り外しを行う。

ウ．導管供給の場合

◆導管供給の場合は、災害の程度によりガスの使用を禁じ、元栓を閉めるよう広報し、メーターコックを止め、関係機関に連絡した上、交通規制等の処置をするとともに早期復旧に努める。

◆ガス管が破損しガスが漏洩している場合は、付近住民及び通行人に火気の使用禁止等広報活動を行い、応急措置を行うとともに、必要に応じガスの供給を停止する。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。

③ 災害のためガス供給不能になった場合

病院・学校・公共施設は優先してガス供給の確保に努める。

LPガス事業者の応急対策の詳細については資料2-8を参照。

〔資料2-8 LPガス事業者の応急対策〕

3. 道路交通対策

(1) 道路被害状況の把握

① 道路被害情報の収集

土木部は、現地調査チーム（町域全体に分散し作業を行うチーム）を編成し、道路に関する被害状況調査を行う。調査を行う際は、避難路、緊急交通路及び緊急輸送道路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。

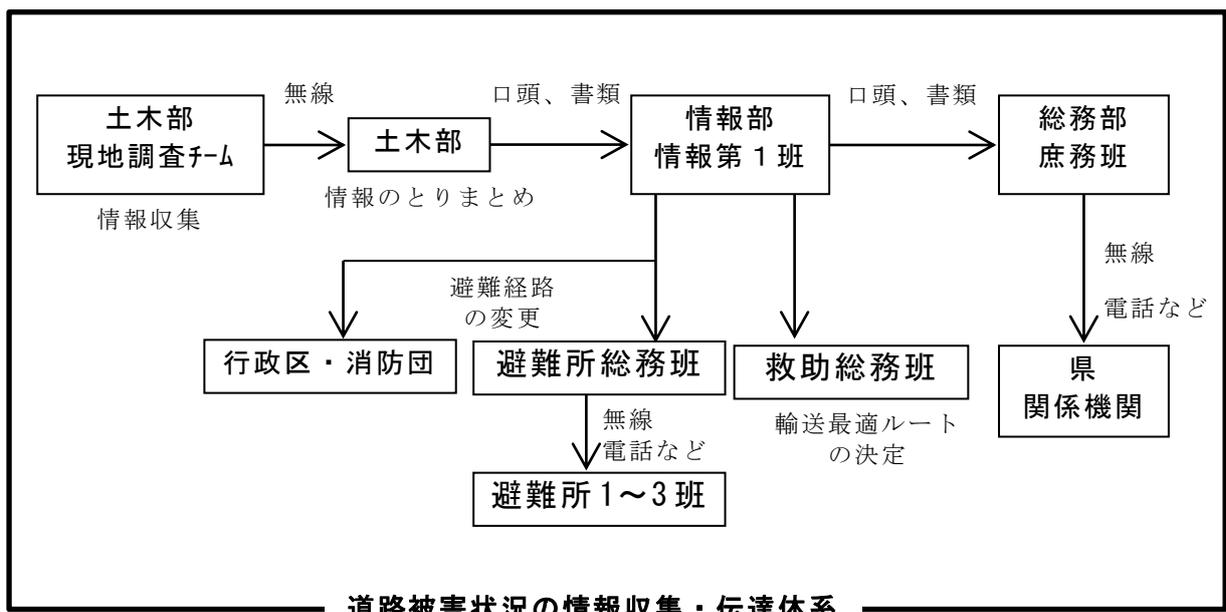
② 道路被害情報の伝達

現地調査チームから収集された被害情報（路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等）は、土木部において取りまとめ、情報1班へ報告する。

救助総務班は、この情報を物資輸送時におけるルート決定の際に参考とする。

また、予め定めた避難経路の通行が困難な場合、情報1班は必要により行政区（地域防災組織）や消防団に避難路変更の連絡を行うとともに、避難所総務班を通じて現地本部（各避難所班）に伝達する。

また、被害情報は総務部庶務班を通じて、県及び関係機関へ速やかに報告する。



## (2) 道路の応急復旧作業

### ① 障害物の除去

#### ア. 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則的に道路管理者が行い、町以外の道路管理者に対する連絡は、土木班が行う。

#### イ. 障害物除去の方法

土木部は、被害状況の調査結果を報告し、これに基づいて具体的な対応策を策定し実施する。

障害物を除去する道路の優先順位は以下のとおりとする。

優先順位	道 路 種 別
1	地域住民の生命の安全を確保するために必要な道路
2	災害の拡大防止上重要な道路
3	緊急輸送を行う上で重要な道路
4	その他応急対策の活動上重要な道路

### ② 資機材の確保

ア. 第一次的には三芳町保有の器具及び機械を使用して実施する。

イ. 労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、県及び隣接市からの派遣を要請する。

ウ. 必要に応じて、三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。

## (3) 緊急輸送道路の確保と放置車両対策

緊急輸送道路は、防災関係機関が効率よく活動できるように、被害・復旧状況等を考慮し、町が指定する路線から順次確保する。災害の状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、土木班の報告に基づいて本部から指示する。

町が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する場合には、知事にその旨を通知する。緊急輸送道路の位置図を P. 146 に示す。

なお、町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行う。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損

失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

#### (4) 交通規制

##### ① 交通対策の実施

町は、道路施設が災害により、危険な状態が発見された場合または通報等により承知したときは、東入間警察署その他関係機関に通報し、交通対策を実施する。

##### ② 道路標識等の設置

町は町道において道路法による通行の禁止又は制限を行う場合には、東入間警察署に連絡の上、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した規制標識をたてる。ただし、緊急のため規定の標識が設置できない場合には、とりあえず通行を禁止し、制限したことを明示し、土木班員が、現場において指導する。

この場合において、迂回路を設置し、できる限り支障のないよう努める。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び消防署（団）等に協力を依頼する。

国道・県道に関しては、各道路管理者が、道路の破損、決壊その他事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した標識等により、当該道路の通行が禁止、または制限される。この場合、各道路管理者から、あらかじめ当該区域を統括する東入間警察署長及び町長に禁止または制限の対象となる区間、期間及び理由が通知される。

##### ③ 警察への備蓄資機材（発電機等）の貸与協力

町は、停電時の信号消灯に対処するため、警察からの要請に応じ発電機等の貸与の協力を行う。

##### ④ 交通規制に関する情報共有

交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。県（統括部）は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

##### ⑤ 交通規制に関する広報

交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ・ 関係道路の主要交差点への標示
- ・ 関係機関への連絡
- ・ 一般住民に対する広報

#### (5) その他交通施設の応急対策

##### ① 高速道路（東日本高速道路株式会社）

###### ア. 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社、管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

###### イ. 地震発生時の点検措置

地震発生時には、規模に応じ、高速道路等の損傷状況、利用者の被害状況、交通状況及び沿線の状況を把握するため、速やかに点検を実施する。

###### ウ. 地震発生時の交通規制

地震の規模、被災状況に応じ、県公安委員会と協議し、速度規制、入口の閉鎖、通行止め等の交通規制を実施する。措置の情報は、標識、情報板、パトロールカー、ラジオ等により提供する。

###### エ. 応急復旧工事

高速道路で被害が発生した場合には、交通の確保、被害拡大の防止の観点から速やかに応急復旧工事を行う。

##### ② 鉄道施設（鉄道事業者）

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。各事業者が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

## 第3節 防災体制

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、総務課、政策推進室、教育委員会、施設所管課】

#### 1. 町の体制整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、三芳町防災会議に加え、身近な地域防災の担い手による常設型の会議や災害対策本部に準じた庁内検討会議等を整備することにより、平常時におけるきめ細かな災害対策検討や地域防災ネットワーク形成を行うものとする。

##### (1) 防災会議

町は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、三芳町防災会議条例により防災会議を設置する。（三芳町防災会議委員については、資料5-1三芳町防災会議条例を参照）

##### 【資料5-1 三芳町防災会議条例】

###### ① 所掌事務

- ア. 地域防災計画の作成とその実施の推進
- イ. 町長の諮問に応じた町域に係る防災に関する重要事項の審議
- ウ. 防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- エ. その他法令に基づく権限に属する事項

###### ② 組織機構

三芳町防災会議委員を以下に示す。

		機関、職名
本部長		三芳町長
1号委員	指定地方行政機関	農林水産省関東農政局 埼玉県拠点
		所沢労働基準監督署
2号委員	県の機関	埼玉県南西部地域振興センター
		埼玉県川越農林振興センター
		埼玉県川越県土整備事務所
		埼玉県朝霞保健所
3号委員	警察の機関	東入間警察署
4号委員	町の機関	副町長 政策推進室長 総務課長 福祉課長 道路交通課長 上下水道課長
5号委員	教育機関	三芳町教育委員会
6号委員	消防機関	入間東部地区事務組合
		三芳町消防団
7号委員	指定公共機関	日本郵便株式会社 三芳郵便局
		東日本電信電話(株) 埼玉事業部 埼玉西支店
		東京電力パワーグリッド(株)志木支社
	指定地方公共機関	東武鉄道株式会社
		大東ガス株式会社
		三芳医会
8号委員	地域防災組織 学識経験者	三芳町区長会
		三芳町地域防災検討委員会
		三芳町男女共同参画推進会議

\* 防災会議の庶務は、自治安心課において処理する。

## (2) 災害対策本部

災害対策本部の体制に関しては、本節の《応急対策》に示す。

## (3) 地域防災検討委員会

町の災害対策について、住民及び地域団体・機関の意見を反映させるため、行政区や消防団等の身近な地域防災の担い手で構成する三芳町地域防災検討委員会を置く。検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ① 三芳町地域防災計画に係る地域課題の抽出、検討及び提言に関する事項
- ② その他町の総合的な災害対策に関する事項

なお、検討委員会における検討結果は、委員長が三芳町防災会議の会長に報告し、会長はその内容を防災会議に報告するものとする。

(三芳町地域防災検討委員会規程については、資料5-2を参照)

### 〔資料5-2 三芳町地域防災検討委員会規程〕

(4) 災害対策検討会議

三芳町災害対策本部条例に基づき、平常時における町の災害対策を検討するため、副町長、教育長及び関係課長で構成する三芳町災害対策検討会議を設置する。検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- ① 三芳町地域防災計画その他町の総合的な災害対策の見直しに係る庁内の調整に関する事項
- ② 災害時における役場の組織体制に関する事項
- ③ 災害に係る予防対策、応急対策及び復興対策に関する事項
- ④ 被災地支援、避難者受入その他広域災害対応に関する事項
- ⑤ その他、災害対策に関して町長から指示を受けた事項

なお、議長は検討会議の結果を町長に報告するものとする。

〔資料5-3 三芳町災害対策検討会議規程〕

(5) 業務継続計画の検討

災害が発生した場合に、町の通常業務を最小化して災害対策に重点化しつつも、必要不可欠な行政事務を継続し、あるいは停止した場合でもこれを迅速に再開させ、時間の経過、災害業務の縮小とともに行政事務を復旧・正常化させるまでの方策をとりまとめた「三芳町業務継続計画（BCP）」の策定を進める。また、重要な情報システムについては「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に沿って、システム運用の継続または復旧を目指す。

## 2. 指定管理者との防災協定の推進

町は、公共施設を運営する指定管理者との間で、防災に関する協定の締結を推進し、災害時において当該公共施設を町災害対策本部が行う応急対策等に活用するほか、指定管理者より、防災上の積極的協力が得られるよう体制を整えておく。

《 応急対策 》

【総務部、情報部、関係機関】

1. 町の活動体制

(1) 配備・動員計画

① 配備体制・動員計画

職員の配備体制は以下のとおりとする。

本部設置	体制区分	配備基準	参集する職員
情報連絡室	待機体制	・震度4の揺れが発生した場合	災害対策本部員
警戒本部設置	警戒体制	第1配備	全班長及び別表の班員
		第2配備	
災害対策本部設置	非常体制	・震度6弱以上の揺れが発生した場合、またはこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合 ・町長が必要と認めた場合	職員全員

ア. 待機体制の場合

災害対策本部員は速やかに庁舎へ参集する。

イ. 警戒体制の場合

全班長及び下表の班員は速やかに庁舎へ参集する。なお、班長は必要な班員の出動をこれに追加して要請できるものとし、その場合部長にその旨報告するものとする。

第1配備 (全10班)	庶務班・情報1班・救助総務班・救助1班・教育施設対策班・学校教育班・避難所総務班・土木班・建設班・水道給水班
第2配備 (全15班)	(上記の10班に加えて) 緊急避難対応班(休日・夜間対応)・避難所1班・避難所2班・避難所3班・衛生医療班

ウ. 非常体制

町職員全員があらゆる手段を尽くし、速やかに参集する。

② 休日・夜間等における体制

休日及び夜間等の勤務時間外に大規模地震が発生した場合、全職員は、あらゆる手段を尽くし、可能な限り速やかにあらかじめ定められた参集場所に参集する。

ア. 本部参集職員

本部参集職員は、参集直後は、所属班を問わず情報の収集伝達、避難誘導、救護等の緊急性の高い応急対策に従事し、状況に応じて所属班の応急対策に従事する。

イ. 緊急避難対応班

緊急避難対応班は休日・夜間、担当している各指定避難所に直接参集し、地域の被災状況、自主避難者の状況、教職員の未到着等を鑑み、自ら判断して避難所開設を行う。なお、後に到着した避難所班、学校教職員、行政区に運営を引き継ぐものとする。適時、避難所開設や地域の被災状況等を本部報告する。

ただし、震度5強の場合は、担当エリアの避難所班長の施設（公民館等）に参集・待機して避難所開設に備える。

〔資料5-4 三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程〕

ウ. 土日勤務を常態とする避難所班職員（出先機関）

土日発災のケースで、図書館・児童館等、勤務日が土日に割り振られている避難所班の職員は、利用者（子ども）の安全確保・避難誘導・引き渡し等、平日発災同様の業務終了後に、各避難所班に合流することとする。

③ 職員の自動参集

職員は定められた配備基準に基づいて自動的に参集するものとする。なお、特に連絡を要する場合は、資料2-9に基づいて連絡を行う。

各部・班の長はあらかじめ職員の配置計画をたて、所属職員に徹底する。

〔資料2-9 職員の動員連絡方法〕

(2) 災害対策本部の設置

① 設置基準

町長は、原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合、またはこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合等において、非常体制を発令する必要があると認めたときは、本計画及び三芳町災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める三芳町災害対策本部に関する要綱により、町災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合、以下に掲げる者に対し必要に応じて通知する。

連絡先	通知方法
職員各班	庁内放送、町防災行政無線（移動系）、 (災害時優先)電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線（地上系・衛星系）、埼玉 県災害オペレーション支援システム、電話 、その他非常通信手段、口頭
報道機関	電話、FAX、口頭
隣接市	電話、文書、FAX
行政区・消防 団・社協等	電話、FAX、メール
一般住民	町防災行政無線、町ホームページ、ツイ ッター、地域コミュニティメール等

〔資料5-5 三芳町災害対策本部条例〕

〔資料5-6 三芳町災害対策本部に関する要綱〕

〔資料5-7 三芳町災害対策本部職員被服貸与規程〕

② 設置場所

災害対策本部の設置場所は三芳町役場3階会議室とする。

③ 組織構成

災害対策本部の組織構成は、資料2-10のとおりとする。なお、町の災害対策本部には、予め指定する、県、警察、消防、町議会の連絡員が参加するものとする。

〔資料2-10 災害対策本部の組織編成系統図〕

④ 各事務分掌

ア. 災害対策本部

本部長、副本部長、本部員で構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議・決定する。

イ. 本部室及び各部

災害対策本部及び各部の組織・事務分掌は、資料2-11～2-12のとおりとする。

ウ. 指揮系統

各部班の長が不在の場合には、出動した者のうち上席者が代わって指揮をとり各部班の長が出動した時点でこれを引き継ぐ。

〔資料2-11 災害対策本部構成及び事務分掌〕

〔資料2-12 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌〕

⑤ 災害対策本部の廃止

町長（本部長）は、町域で災害の発生する危険が解消したと認めたとき、または応急対策がおおむね完了したと認めたときは災害対策本部を廃止する。本部を廃止した際には、直ちに職員及び関係機関等に通知する。

⑥ 警戒本部の設置

震度5弱の揺れが発生した場合は「警戒体制第1配備」により、震度5強の揺れが発生した場合は「警戒体制第2配備」により、それぞれ警戒本部を設置する。

職員は、(1)①イ「警戒体制の場合」に基づき参集し、その後の防災活動に対応できる体制を整える。なお、警戒本部は、地域の被害状況に鑑み、本部長が必要と認めたときは、速やかに災害対策本部に移行する。

警戒本部の設置場所、組織構成、事務分掌は、災害対策本部設置時に準ずる。

⑦ 現地本部の設置

指定避難所を開設した場合、指定避難所に派遣した職員（避難所班、緊急避難対応班）により、指定避難所に現地本部を設置する。現地本部は、地域防災組織（行政区等）と協力して地区内の被害情報を収集し、災害対策本部に報告するほか、学校と連携して地区避難者の収容、支援を行うものとする。

⑧ 三芳町議会災害対策支援本部の設置

災害対策本部が設置された場合、三芳町議会議長は、三芳町議会災害支援本部を設置することができる。災害支援本部は災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について災害対策本部に対して支援を行うものとし、本部長は災害対策本部にオブザーバーとして参加する。

〔資料5-8 三芳町議会災害対策支援本部設置要綱〕

## 2. 指定行政機関等の活動体制

### (1) 責務

① 指定地方行政機関

指定地方行政機関（農林水産省関東農政局、所沢労働基準監督署、熊谷地方气象台）は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

② 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関（東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、日本赤十字社、東日本高速道路(株)、日本郵便(株)）及び指定地方公共機関（東武鉄道(株)、大東ガス(株)）は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

③ 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等

町内の公共的団体（いるま野農業協同組合、商工会、三芳医会、災害対策協力会、行政区・自治会等）、防災上重要な施設の管理者（病院・社会福祉施設等の管理者、金融機関、学校法人等）、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

(2) 活動体制

① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、及びサービスの基準を定めておく。

② 職員の派遣

町長（本部長）は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

〔資料6-3 災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）〕

## 第4節 支援要請・受援体制

### 《予防・事前対策》

【総務課・自治安心課】

大規模災害時の適切な支援要請・受援体制構築のため、町は自治体・民間団体等との応援協定締結を進めている。現状の災害時応援協定の一覧を資料6-1に示す。

【資料6-1 災害時応援協定一覧】

#### 1. 支援要請と受援体制の整備

町長は、町域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定による応援要求に関し、あらかじめ近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努めるものとする。

現在、他の自治体と締結されている相互応援協定を、資料6-4・5に示す。

【資料6-4 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】

【資料6-5 災害時における相互援助に関する協定書（2市1町）】

##### (1) 専門的技術職員の支援要請と受援体制の整備

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、町は県と連携し、体制を確立する。

###### ① 支援要請の種類

- ア. 災害救助に関連する業務
- イ. 医療応援に関連する業務
- ウ. 被災生活の支援等に関連する業務

※例：「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」の人的相互支援

- エ. 災害復旧・復興に関連する業務

###### ② 受援体制の整備

- ア. 災害時に支援業務の内容を明確にできるよう、予め様々な被災ケースを想定して検討を行っておく。
- イ. 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- ウ. 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。

エ. 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

## (2) 国及び県の応援受入体制の整備

- ① 国及び県が行う応援の受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、町災害対策本部との連携のあり方を予め検討する。
- ② 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ③ 応援部隊が町内被災地で活動するための活動拠点を選定する。

## 《応急対策》

【総務部、救助部、情報部、入間東部地区事務組合、関係機関】

### 1. 県や他自治体、広域消防、NGO等の支援の要請と受入

大規模な地震災害が発生した場合には、町のみで震災応急対策を実施していくことは困難であるため、隣接市と相互に応援協力をなすとともに、必要に応じてボランティア等の受け入れを行い、応急活動の万全を期する。

#### (1) 支援要請

町長（本部長）は、災害対策基本法第68条の規定による応援要求が必要と認められる災害が発生したときは、知事に対し応援を求め、または応援措置の実施を要請するものとする。

#### (2) 相互応援協定の状況

他の自治体との相互応援協定の締結状況は、以下のとおりである。

##### ◆災害時における相互援助に関する協定

- ・埼玉県内各市町村 平成19年5月1日 締結（資料6-4参照）
- ・富士見市、ふじみ野市 平成20年3月14日 締結（資料6-5参照）
- ・東京都豊島区 平成9年2月10日 締結（資料6-6参照）
- ・栃木県上三川町 平成27年11月16日 締結（資料6-8参照）

相互応援協定は、次の事項について締結する。

- ① 応援の範囲、区域
- ② 応援担当業務
- ③ 応援の方法
- ④ 費用の負担方法

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、今後、姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努める。

〔資料6-4 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定〕

〔資料6-5 災害時における相互援助に関する協定書（2市1町）〕

〔資料6-6 豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書〕

〔資料6-8 三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定書〕

### (3) 消防相互応援協定の状況

消防組織法第39条第2項による応援協定の状況は、次のとおりである。（資料6-7～6-12を参照）

- ① 埼玉県下消防相互応援協定（平成19年7月1日 締結）
- ② 入間東部地区消防組合・川越地区消防組合消防相互応援協定  
（平成14年4月1日 締結、平成17年10月1日 改正）
- ③ 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定  
（平成10年10月1日 締結、平成18年8月25日 改正）
- ④ 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定  
（平成18年9月20日 締結）
- ⑤ 入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定  
（平成25年4月1日 締結）

〔資料6-7 埼玉県下消防相互応援協定書〕

〔資料6-9 入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定〕

〔資料6-10 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定〕

〔資料6-11 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定〕

〔資料6-12 入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定〕

### (4) 受援体制の整備

町は、県及び自衛隊、緊急消防援助隊、隣接市や公共団体等との協力体制を整備するとともに、応援人員の拠点施設の確保や、ボランティア、NPO、NGO等の応援受入れ窓口を設置するなど、応援人員の受入れ体制を整えることにより、必要な要員を確保し、円滑な災害応急活動の実施を図る。

救命救助やがれき撤去、医療救護や緊急輸送、被災者支援、住家被害認定ほか災害事務等に関する受援内容の整理と要請については総務部が取りまとめを実施し、受入の際の各種救援隊（連絡員、先遣隊、NPO/NGO等）の受入窓口

及び活動拠点の整備は総務部、救助部が行う。

なお、救援物資の受け入れについては《第1章第13節 物資及び資機材の備蓄》に、義援金の受け入れ、配分については《第2章第2節 生活再建等の支援 5. 義援金及び見舞金品の受入・配分計画》に示す。

## 2. 自衛隊に対する災害派遣要請

### (1) 災害派遣要請

#### ① 災害派遣要請の基準

災害発生に際して、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

具体的には、以下の3つの要件を勘案して行う。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 緊急性の原則<br>差し迫った必要性があること。                        |
| 2 | 公共性の原則<br>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 |
| 3 | 非代替性の原則<br>自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。         |

#### ② 派遣要請事項

派遣要請は、次の範囲で行うものとする。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）
遭難者の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のうの製作、積み込み及び運搬等の水防活動
消防活動	火災に対する消防機関に協力しての消火活動
道路または水路等交通路上の障害物の除去	道路、水路等の施設の破損または障害物がある場合の啓開除去作業
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、伝染病の発生に伴う防疫活動
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員・物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水支援
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第4節 支援要請・受援体制

危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去作業
その他	町長（本部長）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

③ 災害派遣要請要領

- ア. 自衛隊の災害派遣は、町長（本部長）から知事を通して依頼する。
- イ. 災害派遣要請は文書をもって行い、次の事項を明記する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送付する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、知事に要請する時間的余裕がないときは、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

提出する文書は、資料 2-13 の様式とする。

【資料 2-13 自衛隊災害派遣要請書】

- ◆ 提出先 埼玉県危機管理防災部危機管理課
- ◆ 提出部数 3 部
- ◆ 記載事項
  - ・ 災害状況及び派遣を要請する理由
  - ・ 派遣を必要とする期間
  - ・ 派遣を希望する人員、車両等の概要
  - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - ・ その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎準備状況等）

< 要請先 1 >

名 称	電 話 番 号	
	時 間 内	時 間 外
埼玉県 危機管理防災部 危機管理課	048-830-8131	048-830-8111

< 要請先 2 (緊急を要する場合) >

名 称	連絡責任者		電 話 番 号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊 大宮駐屯地	第3科長	部隊当直司令	さいたま 048-663-4241 (大代表) 内 線 202, 205 F A X 時間外 302, 218

(2) 派遣部隊の受入態勢の確保

① 災害派遣部隊の受け入れ態勢

- ア. 町は、自衛隊の活動内容が他の機関の活動と重複しないように、作業分担を定める。
- イ. 町は、自衛隊が円滑な作業が行えるよう、調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。
- ウ. 町は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
- エ. 派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとるための連絡交渉の窓口は総務部職員班とする。

② 派遣部隊の処置

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに受け入れ態勢を以下の設置予定場所に準備し、連絡員を派遣して各班相互の連絡に当たる。

施設	設置予定場所
ア. 本部事務室	町役場庁舎401会議室 (代替：三芳町文化会館小ホール)
イ. 宿舍	庁舎敷地内
ウ. 資材置場	庁舎敷地内
エ. 駐車場	庁舎敷地内
オ. ヘリポート	町立運動公園内
	唐沢小学校

③ 作業計画

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て派遣部隊到着と同時に作業ができるように準備する。

ア. 誘導・協議

派遣部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導する。その際、部隊の責任者と応援作業計画等について協議・調整をし、必要な処置をとる。

イ. 県災害対策本部への連絡

町長（本部長）は、部隊到着及び必要に応じて次のことを報告する。

- ◆ 部隊長の官職・氏名
- ◆ 隊員数
- ◆ 到着の日時
- ◆ 従事している作業内容と進捗状況
- ◆ その他参考となる事項

④ 派遣部隊撤収の要請

町長（本部長）は、本節の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨報告する。ただし、文書報告に日時を要するときは口頭または電話で報告し、事後速やかに文書で報告をする。

提出する文書は、資料2-14の様式とする。

〔資料2-14 自衛隊災害派遣撤収要請書〕

(3) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣に要する経費のうち、救援活動に伴う次の経費は、原則として町が負担する（但し、派遣部隊の人件費を除く）。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料、及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものは除く）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合には、自衛隊と町長（本部長）が協議する。

3. 行政機関に対する支援要請

町長（本部長）は、県または指定地方行政機関（農林水産省関東農政局、所沢労働基準監督署、熊谷地方气象台）等の応援または応援のあっ旋を求める場合には、県（消防防災課）に対し、下表に記す事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、急を要し、文書をもってすることができない場合には、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

応援要請について、要請先及び町内各部との連絡・調整は、総務部庶務班が行う。

(1) 県に緊急措置の実施または応援を求める場合

- ① 災害救助法の適用を要請する場合
  - ア. 災害発生の日時、場所
  - イ. 災害の原因及び被害の概要
  - ウ. 要請する理由
  - エ. 期間

- オ. 地域
- カ. すでにとった救助措置及び今後とる措置
- キ. その他参考になる事項
- ② 被災者の他地区への移送を要請する場合
  - ア. 移送を要請する理由
  - イ. 移送を必要とする被災者の数
  - ウ. 希望する移送先
  - エ. 他地区に収容を要する予定する期間
  - オ. その他の必要事項
- ③ 県各部局への応援要請または応急措置の実施を要請する場合
  - ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
  - イ. 必要とする期間
  - ウ. 希望する物資・資材・機械器具等の品目、数量
  - エ. 必要とする場所
  - オ. 必要とする活動内容
  - カ. その他の必要事項

#### (2) 他の市町村・県へ応援のあつ旋を求める場合

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 必要とする期間
- ウ. 希望する物資・資材・機械器具等の品目、数量
- エ. 必要とする場所
- オ. 必要とする活動内容
- カ. その他の必要事項

#### (3) 職員の派遣要請

県、他の市町村、あるいは指定地方行政機関等に対し、職員の派遣または派遣のあつ旋を要請する場合。

- ア. 派遣を要する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員表
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他参考となる事項

#### (4) 消防職員の派遣要請

消防の広域的応援については、消防組織法第39条の消防相互応援、及び消防相互応援協定に基づき行う。

#### 4. 防災関係公共機関等に対する支援要請

災害時には、各機関が各々の所掌事務または業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求め、実施の円滑化に努める。そのため、各機関は平素から法令または本計画に従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

##### (1) 資料の提供及び交換

町、県関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策上必要な資料や調査研究の成果を相互に交換する。

##### (2) 応急措置の要請要領

「3. 行政機関に対する応援要請」に準じ、要請する。

##### (3) 他の市町村または指定公共機関への協力

県から他の市町村または指定公共機関への協力を依頼された場合には、自らの応急措置に支障がない限り協力する。

#### 5. 防災関係民間団体に対する支援要請

##### (1) 公共的団体等の協力

災害時における応急活動を能率的に行うため、平常時から民間団体等に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼し、防災についての積極的な協力体制を確立する。

##### (2) 民間団体等との協力協定の締結の推進

町は、災害時に民間団体等から積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る必要があり、そのため協定の締結を推進する。

現在、締結されている民間団体等との協定を資料6-1に取りまとめている。

〔資料6-1 災害時応援協定一覧〕

## 第5節 情報収集・伝達

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、財務課、秘書広報室、教育委員会】

#### 1. 情報通信設備の安全対策

町役場は、町災害対策本部を設置して、町の災害対策の総合拠点としての情報収集・発信機能を十分に発揮するとともに、保有する重要情報を厳重に管理する必要があることから、情報通信機器の安全対策に万全を期すことが求められる。

##### (1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保し、定期的なメンテナンスを行う。

##### (2) 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を進める。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

##### (3) 電子情報の保全

災害発生時に必要な電子情報が失われることがないように、重要な電子情報は、遠隔地に設置されたセキュリティ管理が厳格で堅牢なデータセンターに保管し、クラウドシステムの運用によりデータの保全に努める。

#### 2. 情報収集・伝達体制の整備

震災時には、通信網の混乱・途絶等が予想され、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うことが必要である。そのため、各防災機関における通信施設の整備を図るとともに、情報の収集・伝達に万全を期すものとする。なお、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集・集積・整理に関して、平時より訓練等を通じて習熟に努めるものとする。

##### (1) 情報収集体制の整備

町は、全域や町内施設に関する狭域的な被害状況の把握のために、次のよう

な情報収集システムの整備に努めるものとする。

① 移動系の通信手段の整備

現地本部（避難所班）からの地域被害情報の収集のために、移動系防災行政無線の携帯無線機や車載型無線機の点検・整備を図り、災害時には各防災拠点施設（指定避難所等）に、可搬型無線機を設置、無線局を開設するなど、町災害対策本部との情報交換を行えるようにする。

また、移動系デジタル防災行政無線や MCA 無線、衛星携帯電話や PHS 等、災害に強い移動系通信手段の導入を研究・検討し、災害時における町内各地からの情報収集体制の強化を図る。

② 災害時優先電話の整備・活用

災害時に、電話回線の輻輳による情報伝達の遅延等を回避するため、各防災拠点施設（小中学校等）に設置された災害時優先電話（発信制限の影響を受けない）や F A X を活用して、現地本部と町災害対策本部が交信できるよう平常時から維持管理を図る。

③ アマチュア無線、タクシー無線等の情報システム

アマチュア無線、タクシー無線及びその設置無線局の設置者に協力を求めて、災害情報等の収集を行う。

現在締結されているタクシー業者との情報連絡活動に関する協定を、資料 6-13 に示す。

**〔資料 6-13 災害時の情報連絡活動に関する協定書〕**

④ 防災カメラ等の画像受信システムの導入検討

防災行政無線屋外拡声子局や防災拠点施設等に設置して、周辺の被害状況の画像データをリアルタイムに町災害対策本部に送信し、迅速かつ適切な被災地域支援対策に資するため、防災カメラ等の画像データ収集システムの導入を研究・検討する。

⑤ 住民からの通報のしくみの検討

災害時における情報収集手段として、住民の協力を仰ぐ。通報体制は、行政区の地区対策本部（集会所）又は現地本部（指定避難所）へ住民が通報し、町職員を通じて災害対策本部へ送るものとする。住民へは、事前に通報時に電話をなるべく使用しないよう周知の徹底を図る。

現地本部への直接伝達のほか、役場庁舎及び各公民館に設置している防災情報ステーションを利用しながら、防災情報ポータルサイトや SNS (twitter 等) などを活用した、画像データを含む住民からの被害情報の収集について検討を行う。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災拠点、地域住民及び事業所等に対し、被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。伝達手段は、住民の様々な環境に対応すべく、音声情報・文字情報など多様な方法により行うこととする。

① 防災行政無線の整備及び関連機能の拡充

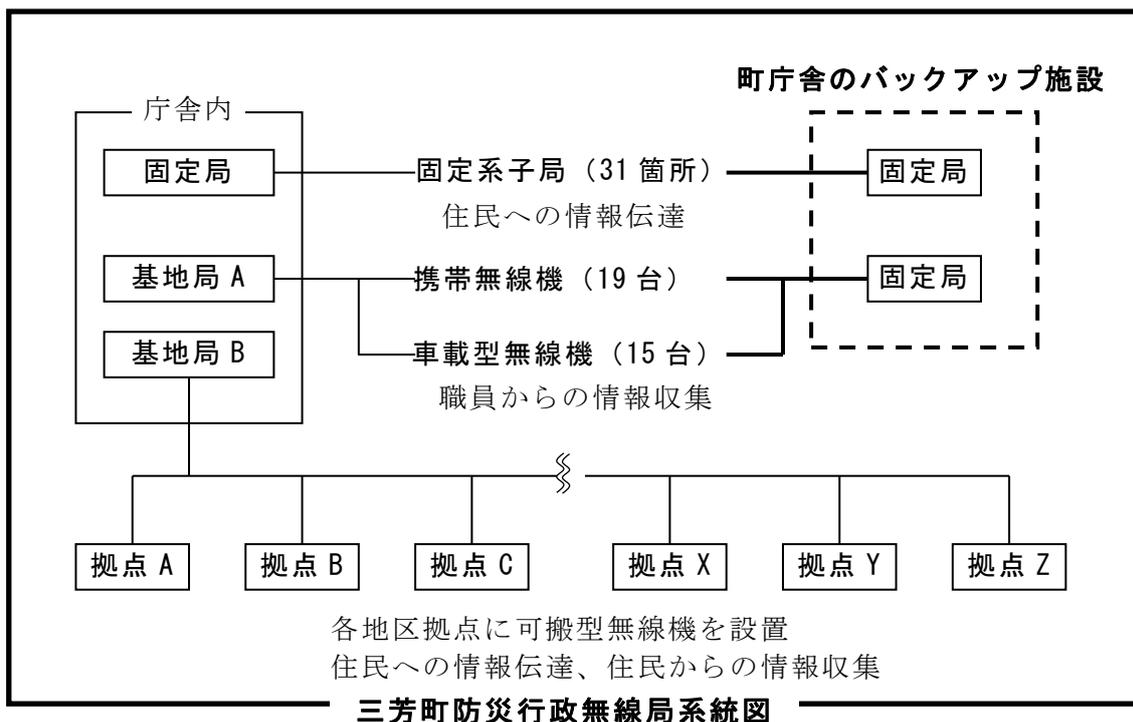
本町では昭和 55 年に整備された防災行政無線について、デジタル化整備による更新を推進して機能の拡充を図る。また、防災行政無線の難聴地域を調査し、調査結果に応じてスピーカ角度調整や音量調整等を行うほか、防災行政無線屋外拡声子局の増設を検討して難聴地域対策に努める。難聴対策の一環として導入済の「防災行政無線電話応答サービス」(自動音声聞き返し)の活用を住民に促すなど、住民への災害情報収集方法の普及・啓発を行うものとする。

さらに、防災行政無線の音声伝達について、住宅の防音性向上やマンション地域の残響、気象条件による影響などに対応するため、防災行政無線のデジタル移行整備に併せ、防災行政無線屋外拡声子局を補完する手段として、戸別受信機や防災ラジオ等の導入を研究・検討する。

〔資料 5-9 三芳町防災行政用無線局管理運用規程〕

〔資料 5-10 三芳町防災行政用無線局(固定局)運用細則〕

〔資料 5-11 三芳町防災行政用無線局(基地局、移動局)運用細則〕



② J-ALERT（ジェイ・アラート）の活用と他伝達手段との連携

J-ALERT（全国瞬時警報システム）は、武力攻撃事態等の国民保護として使われるほか、緊急地震速報などの災害でも活用される場合がある。J-ALERTによって、国が直接、町の防災行政無線を起動させた場合、町も当該緊急情報を、速やかに登録制メール（地域コミュニティメール）やツイッター等の文字情報ツールを活用して発信し、聴覚障がい者等への情報伝達に配慮する。

●J-ALERT（ジェイ・アラート）とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

《J-ALERTで内閣府・気象庁から自動配信される情報》

ア.ゲリラ・特殊部隊情報      イ.航空攻撃情報      ウ.弾道ミサイル情報  
エ.大規模テロ情報      オ.その他の国民保護情報      カ.気象等の特別警報  
キ.緊急地震速報(埼玉県南部で震度5弱以上の揺れが予想されるとき)

③ メールその他伝達のしくみの充実と情報伝達訓練の実施

このほか、災害の切迫性等を勘案し、以下のような方法から複数を用いて災害情報を伝達する。なお、導入（契約・協定）されていないものは、積極的に研究・検討する。また、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

- ア. 広報車
- イ. ホームページ
- ウ. 登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)
- エ. 緊急速報メール（エリアメール）
- オ. SNS（ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック）
- カ. Lアラート（メディアを活用した災害情報共有システム）
- キ. デジタルサイネージほか情報表示板
- ク. テレビ（CATVシステム、データ放送を含む）
- ケ. ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）
- コ. その他

〔資料6-14 地域コミュニティ情報の配信に関する協定〕

#### 4. 情報処理・分析体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を蓄積するとともに、災害時に活用できる

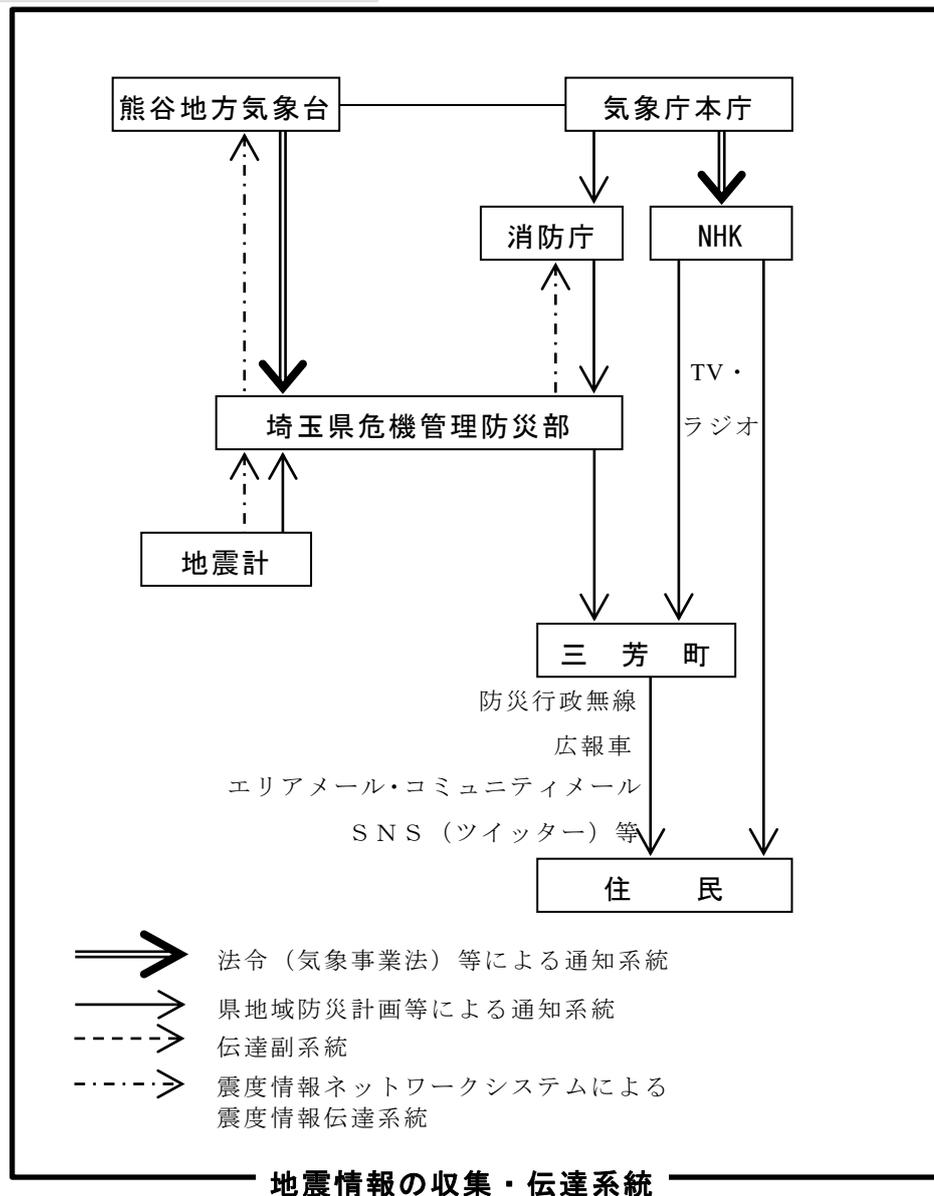
よう、災害情報のデータベース化に努める。

## 《応急対策》

【総務部庶務班・秘書広報班、情報部、避難所・教育対策部、各部班】

### 1. 地震情報の収集・伝達

#### (1) 地震情報の収集伝達系統



埼玉県では、県内で震度4以上の地震が発生した場合、全市町村へ一斉に地震情報がFAXで送信される。

町は、県防災行政無線（又は町の地震計）により地震情報を入手した場合、情報1班が情報に関する取りまとめを行い、秘書広報班により、町防災行政無線（固定系）や広報車、登録制メール等を用いて可能な限り速やかに住民に伝

達する。

なお、住民への伝達については、《予防・事前対策》2（2）情報伝達体制の整備による。

また、各職員は地震発生後、テレビ、ラジオ、防災・気象情報サイト等から地震情報を各自収集し、参集に備える。

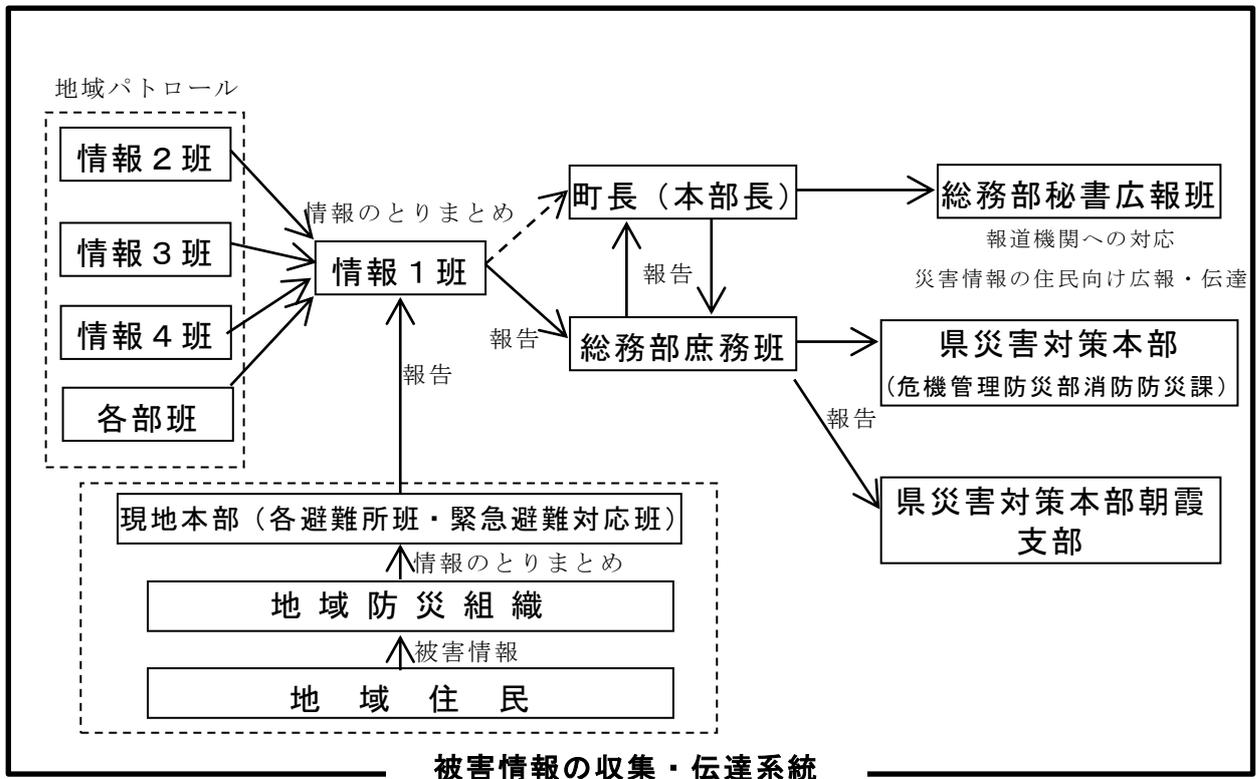
## 2. 被害情報の収集・伝達

### (1) 体制

地域パトロールによって、情報班2・3・4班は集会所等の地区災害対策本部周辺の被害情報を、土木・上下水道・教育施設対策等の各部班も所管の公共施設やその周辺の被害情報を収集し、情報1班へ無線等を用いて速やかに報告する。

また、現地本部職員（避難所班、緊急避難対応班）は、エリア内の行政区からの被害状況報告を学校のFAX等を用いて情報1班に伝達する。

情報1班は、部内での収集結果を取りまとめ、総務部庶務班経由で災害対策本部長へ提出する。体系図及び被害情報の収集担当を下記に示す。



被害情報区分		担当	被害情報区分		担当		
人的被害	死者(人数)	情報部 情報 2, 3, 4 班	田 畑被害	田	流失・埋没(ha)	農林部 農政班	
	行方不明者(人数)			田	冠水(ha)		
	負傷者			重傷(人数)	畑		流失・埋没(ha)
				軽傷(人数)			冠水(ha)
住家被害	全壊(棟数、世帯数、人数)	建設部 建設班	道路被害		決壊(ha)	土木部 土木班	
	半壊(棟数、世帯数、人数)				冠水(ha)	避難所・教育 対策部教育施 設対策班	
					一部破損(棟数、世帯数、人数)		文教施設(箇所)
	床上浸水(棟数、世帯数、人数)				橋りょう(箇所)	土木部 土木班	
					河川(箇所)		
	床下浸水(棟数、世帯数、人数)				砂防(箇所)	衛生部 環境対策班	
非住家被害	公共建物	全壊(棟数)	その他 被害	清掃施設(箇所)	衛生部 農政班		
		半壊(棟数)		家畜及び畜産施設(箇所)	農林部 農政班		
	その他	全壊(棟数)		崖くずれ(箇所)	土木部 土木班		
		半壊(棟数)		水道(戸)	上下水道部 水道給水班		
火災発生	建物(件数、棟数)	情報部 情報 2, 3, 4 班	電話(回線)	情報部 情報 2, 3, 4 班			
	危険物(件数)		電気(戸)				
	その他		ガス(戸)				
罹災世帯数		総務部 税務班	ブロック塀等(箇所)		建設部 建設班		
罹災者数			下水道(箇所)		上下水道部 下水道班		
避難者数		避難所・教育 対策部 避難所総 務班					

(2) 地域防災組織(行政区等)による地区内の被害情報収集

① 担当範囲(行政区内)の被害情報収集

行政区の地区災害対策本部は、担当地区内のパトロールや区民からの通報により、地区内の被害状況を把握する。

収集把握すべき被害情報の項目は次のとおりとする

- ア. 人的被害(死者数、重傷者数、軽傷者数、行方不明者数)
- イ. 建物被害(倒壊棟数、火災の発生状況)
- ウ. ライフラインの被害(電気、ガス、上水道、下水道、電話・通信)
- エ. 公共土木施設の被害(道路、橋梁、盛土、斜面)

② 担当範囲（行政区内）の被害情報集約

パトロールにより把握した被害情報、集会所等へ避難した区民からの被害情報をとりまとめ、担当範囲の被害状況の全体像を把握・集約する。

③ 町災害対策本部への報告

把握した被害状況は、町災害対策本部へ伝達・報告する。報告する方法は、次の通りとする。

（原則）区の「被害情報報告員」が指定避難所で現地本部の職員にとりまとめた様式「行政区内被害状況報告」を渡す。

（様式がない場合）区の「被害情報報告員」又は現地本部職員が、指定避難所である学校の災害時優先電話を使用して口頭で報告する。

（延焼中など急を要するとき）消防へ通報した後、集会所等地区災害対策本部からの町災害対策本部への電話、または、パトロール中の町職員への口頭による伝達。

**(3) 通信設備不能時の対応**

各種通信設備が使用不能になった場合の対応を以下に示す。

① 防災行政無線（固定系）の放送室が万が一、使用不能となった場合は、入間東部地区事務組合消防本部に設置されている遠隔制御器を使用する。

② 災害対策本部と現地本部（指定避難所）の災害時優先電話による通信が不能となった場合は、避難所班長が移動系防災行政無線で通信するものとする。また、アナログ回線による特設電話やFAX通信、避難所直近の公共施設（公民館、出張所、図書館）等のあらゆる通信機器を活用する。

③ なお通信不可能の場合は、消防団分団車両と消防団本部の無線交信の協力やアマチュア無線団体の協力を本部が要請する。

**(4) 職員の派遣による情報の収集**

町は、すべての通信が途絶した場合など、必要に応じて各地区の防災拠点施設（指定避難所等）に情報2班～4班の職員を派遣し、以下に示す被害状況に関する情報を収集し、とりまとめる。

ア. 災害の概況

◆災害が発生した場所

◆災害が発生した日時

◆災害の種別、概況

イ. 被害の状況

- ウ. 応急対策の状況
- エ. その他の事項

#### (5) 県への報告

被害調査及びその報告は、発生・経過・確定の3種を所定の報告様式（資料5-6 様式第1号～3号）に従って調査の上、埼玉県災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県災害対策本部へ報告する。

この際、報告すべき被害の程度に関しては、住居被害、非住居被害、人的被害及び町関係公共土木施設被害を優先して報告する。

〔資料5-6 三芳町災害対策本部に関する要綱 様式第1号 発生速報〕

〔資料5-6 三芳町災害対策本部に関する要綱 様式第2号 経過速報〕

〔資料5-6 三芳町災害対策本部に関する要綱 様式第3号 確定報告〕

##### ① 報告内容

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した原因
- ウ. 災害が発生した場所、地域
- エ. 被害の程度
- オ. 災害に対し行った措置（災害対策本部の設置状況、応急措置の状況等）
- カ. 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ. その他必要な事項

##### ② 報告時期

- ア. 発生報告・・・埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。
- イ. 経過報告・・・埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要がある場合のほかおおむね2時間ごとに行う。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。
- ウ. 確定報告・・・様式第3号の被害状況調べにより、被害が確定し、応急救助が完了した後、7日以内に行う。

③ 報告先

ア. 発生・経過報告の場合

下記に従って報告する。

	県が体制を施行する前	県が体制を施行したとき
勤務時間内	危機管理防災部 消防防災課 電話 048-830-8181 (直通) 防災行政無線 6-8181	危機管理防災部 消防防災課
勤務時間外		南西部地域振興センター

イ. 確定報告の場合

危機管理防災部消防防災課へ報告する。

④ 報告責任者

被害情報の収集・報告責任者は下記のとおりとする。

区 分	所属部名・役職
第1責任者	情報部長
第2責任者	情報部第1班 班長

(6) 被害情報の住民への伝達

被害情報の住民への伝達は《第26節 広報・広聴計画》に準じるものとする。

(7) 重要システムの復旧

地震や被害情報の収集・伝達等の災害時対応業務及び重要な通常を可能な限り早期に復旧するため、ICT部門の業務継続計画及び資料2-15に基づき、庁内の重要システムの早期復旧を図るものとする。

〔資料2-15 重要システムの復旧目標〕

(8) 災害通信計画

① 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

② 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町及び県が災対法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

③ 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関（近隣市、消防組合、警察等）の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

④ 警察通信

- 有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するための、必要により通信統制を行うものとする。
- 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長から災対法第 57 条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議の上、協力するものとする。

## 第6節 出火の防止と消防活動

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、都市計画課、教育委員会、入間東部地区事務組合】

#### 1. 出火の防止

県の被害想定では、町内の焼失棟数の想定が30棟と、火災焼失による被害が町の主要な被害のひとつとなっている。また、町の出火原因の多くが、「火気器具」「電熱器具」であり、感震機能を備えた器具が多くなったものの、住民自身によるブレーカー遮断確認、初期消火対策、停電復旧時の通電火災への備えといった地震火災の予防啓発を図る。

##### (1) 一般の住民に対するもの

- ① 地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災啓発を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- ② 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している感震ブレーカー、対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- ③ 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなど、通電火災に関する普及啓発を図る。
- ④ 住宅用防災機器の設置普及促進により、出火件数の減少に努める。

##### (2) 化学薬品からの出火防止

- ① 町は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を促す。
- ② 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

##### (3) 児童生徒に対するもの

- ① 防災訓練等を通じて防火に関する知識の向上と火災に関する警戒心の普及に努める。
- ② 火災予防に関するポスター等の作品を募集し、防火意識の高揚及び防火に

関する基礎知識の普及促進に努める。

## 2. 初期消火

### (1) 地域住民の初期消火力の強化

同時多発的な火災が発生した場合、消防力にも限界があることから地域における自主防災体制の結成・育成に努める。地域住民の共助による消火器消火やバケツリレー等の初期消火力を消火訓練等を通じて高めるものとする。

とりわけ、木造住宅密集地域を中心に共助による初期消火対策を促進する。まちかど消火器、まちかど消火栓、排水栓等の活用について、効果や安全性、維持管理も含めて、常備消防や自主防災組織等と連携しながら研究・検討する。

あわせて、延焼時の避難経路の選定や消防機関への通報についても、コミュニティによる話し合いや訓練を促進する。

### (2) 事業所の初期消火力の強化

事業所に設置された消防用設備等の機能を確保することにより、地域で発生した火災の初期消火にも対応できる体制を整備する。あわせて消防法に基づく自衛消防隊に対して社会情勢の変化に対応した消防力を確保できるような消防計画の作成指導と的確な消火活動ができるように訓練を実施することを推奨する。

### (3) 地域住民と事業所の連携

町及び県は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、地域防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

## 3. 消防力の強化

大規模な地震が発生した場合、同時に数多くの火災や建築物の倒壊が発生し、住民の生命、身体及び財産に多大な危険が生じる。このため、消防機関は被害を最小限にとどめるために活動部隊の効率的運用をする体制及び施設の整備を図る必要がある。

(1) 消防施設の耐震化及び更新整備

事務組合は、計画的に災害拠点となる消防施設の耐震化及び更新整備を図る。

(2) 消防資機材等の整備

- ① 事務組合は、災害対策、特に木造住宅の密集地域での火災に対応できるように計画的に消防資機材、車両等の更新整備を図る。
- ② 消防団は、計画的に消防資機材、車両等の更新整備を図る。
- ③ 事務組合は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- ④ 消防本部は、地域による初期消火活動が円滑に行われるよう積極的にコミュニティ等を対象とした実技講習等を行う。

(3) 消防水利の整備

火災の延焼拡大危険が高く、消防活動が困難と思われる地域、避難所周辺等を中心に都市計画法第32条に基づき実施される協議により地域住民の安全な生活を確保するために、耐震性貯水槽・防火水槽等の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の開発や確保を計画的に進める。

(4) 消防団の組織の充実強化

大規模な地震発生に伴う広域複合的な災害の消防活動には、地域と密接に繋がる消防団員の活動が欠かせないものとなる。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への参加促進、消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等を図るとともに、以下のとおり消防団の強化に向けた対策を促進する。

また、消防署と合同で訓練を行うことで団員の活動技術の向上を図る。さらに、消防団車庫は地域の活動拠点としての機能を整備し、地震による火災の延焼防止及び救出・救助等の活動に有効な資機材を計画的に増強する。

① 消防団の活性化と育成

若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生、郵便局や企業の社員の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

② 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

③ 地域防災活動への協力

消防団は、地域防災組織等が行う防災教育・訓練において、地域と協力して指導的な役割を担うものとし、これら防災教育・訓練の指導を通じて地域における防災活動の主導的や役割を果たす人材（地域防災リーダー）の育成を図る。

④ 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、入間東部地区事務組合管内の消防団の相互応援はもとより、(4)に掲げる消防組合の相互応援協定に準じて管外の隣接消防団による広域応援活動が円滑に行われるよう、災害時における相互応援協定を推進する。

**(4) 広域消防応援体制の整備**

町は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化に向けた取組を推進するとともに、広域化後の消防の円滑な運営の確保を図るものとする。

① 広域消防相互応援協定

ア. 隣接地域相互応援協定

周辺市の消防本部等との相互応援協定の締結により、災害時に各消防機関からの応援活動により対応力を強化する。

イ. 埼玉県下消防相互応援協定

埼玉県下の市町村の消防本部等と相互応援協定を結び、災害時の対応力を強化するもので、町長が応援要請を行う。

現在、締結されている消防相互応援協定を、資料6-7～12に示す。

〔資料6-7 埼玉県下消防相互応援協定書〕

〔資料6-9 入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定〕

〔資料6-10 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定〕

〔資料6-11 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定〕

〔資料6-12 入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定〕

② 緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓から平成16年4月に法制化された、全国の消防機関相互による援助体制により、災害時の対応力を強化するもので、原則として町長が県知事に対して応援要請を行う。

③ 応援・受入体制の整備

応援の実施及び受入の状況を想定した訓練、体制の整備を図る。

《応急対策》

【自治安心課、入間東部地区事務組合】

1. 配備計画

(1) 入間東部地区消防組合警防対策本部の設置基準

地震発生時において、入間東部地区事務組合の警防対策本部の設置基準は「入間東部地区消防組合警防規程（以下、「警防規程」という。）並びに入間東部地区消防組合警防対策本部設置要綱（以下、「本部要綱」という。）」に基づくほか、三芳町災害対策本部の設置基準に準じて設置する。

ただし、2市1町内の他市の被害状況により、三芳町災害対策本部の設置の有無にかかわらず設置されるものとする。

(2) 動員配備

動員配備については、本部要綱並びに入間東部地区事務組合震災消防活動指針（以下、「消防指針」という。）、消防団震災消防活動指針（以下、「団指針」という。）によるものとする。体制は「予備体制」「警戒体制」「非常体制」とし、警戒体制と非常体制において、警防対策本部を設置する。

消防指針を資料2-16に、団指針を資料2-17に、警防対策本部の組織構成を資料2-18に示す。

〔資料2-16 入間東部地区消防組合震災消防活動指針〕

〔資料2-17 消防団震災消防活動指針〕

〔資料2-18 災害警防本部構成及び事務分掌〕

非常体制においては、消防長が次の基準により震災配備態勢を発令する。

配備態勢	配備基準
震災非常配備態勢	管内に震度5弱以上の地震が発生した場合（自動参集）
震災緊急配備態勢	管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合

配備人員は、次のとおりとする。

- ① 震災非常配備態勢 全職員及び消防団幹部等※

② 震災緊急配備態勢 全職員及び全消防団員

※消防団幹部等とは、正副団長・本部員・女性団員・分団長以下5人を指す。

## 2. 災害時の活動体制

### (1) 消防機関の組織

三芳町における消防機関及び部隊は、入間東部地区事務組合及び消防団である。

消防団の組織構成を資料2-19に示す。

〔資料2-19 消防団組織構成〕

### (2) 活動の基本方針

大規模災害時における消防が行う活動の基本方針は次のとおりとする。

- ① 人命救助、救急活動を最優先し活動を行う。
- ② 住民の安全避難を確保する。
- ③ 延焼火災が多発したときには、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ④ 市街地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大する恐れがあるときは局部的に防御するとともに、自衛消防力を活用する。
- ⑤ 住民の生命または身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定する。
- ⑥ 二次的に発生する火災に対応するため出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。
- ⑦ 火災が続発した場合は、重要防御地区を優先し避難の安全に努める。

### (3) 部隊運用

入間東部地区消防組合警防規程、本部要綱、消防活動指針及び団指針に基づくものとする。

### (4) 消防団本部の設置

消防団長は、震災非常配備態勢以上が発令された場合、「消防団・震災消防活動指針」に基づき、町庁舎内に震災対策消防団本部（以下、「消防団本部」という。）を設置し、各団員を分団車庫に参集させるとともに、機能別消防団の効果的な運用を図る。このほか、震災時における消防団活動の詳細は、「消防団震災消防活動指針」に基づくものとする。

(5) 消防機関と町との連絡調整方法

① 町災害対策本部設置前

ア. 勤務時間内

情報部情報第1班又は総務部庶務班が、情報の収集・伝達等の連絡調整を行うものとする。(資料2-12 参照)

〔資料2-12 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌〕

イ. 勤務時間外

町職員が登庁するまでの間は、当直者が町職員に代わって消防との情報の収集・伝達等の連絡調整を行い、町職員の登庁後、速やかに当直者は町職員へ引継ぐものとする。

② 災害対策本部設置後

消防長は、消防職員を連絡員として町災害対策本部に派遣し、町災害対策本部と事務組合警防対策本部の両本部間での相互の情報収集・伝達の任務に就く。また、三芳町消防団との連携に向けて調整を行う。

消防団本部は、消防署隊との密接な連携を保持しながら、各地区における分団の救助活動や避難誘導等を指示するとともに、分団に地区の被害状況を報告させ、とりまとめて両本部(町、常備消防)に伝達するものとする。

(6) 他の消防機関等への応援要請

本部長(町長)は、災害が大規模となり消防本部だけでは対処できないと判断したときは、入間東部地区事務組合管理者と協議の上、知事に対して県内消防本部の応援出動を要請する。

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

① 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。

ア. 火災の状況(発生日時、場所、負傷者・要救助者等の被害状況)

及び応援要請の理由

イ. 要請する車両、資機材等の種別及び数量、人員数

ウ. 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)

エ. 応援要請を行う消防隊の種別と人員

オ. 町への進入経路、到着希望日時及び集結場所

カ. 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み その他

②応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、受入体制を整える。

ア. 応援隊の誘導方法

イ. 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ. 応援隊の活動拠点の確保

また、周辺市との相互応援協定により以下の各地域で被害が発生した場合、自動的に各消防機関による応援活動が実施される。(本節《予防・事前対策》

3(4)「広域消防応援体制の整備」掲載の各協定に基づく)

被災地区	応援担当消防
上 富・北永井	所 沢 市
藤久保の一部・竹間沢・竹間沢東・みよし台	新 座 市
上 富の一部(砂川堀境)	川 越 市

## 第7節 救急救助活動

### 《予防・事前対策》

【健康増進課、自治安心課、入間東部地区事務組合】

#### 1. 救急救助体制の整備

- (1) 町及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び地域防災組織における救急救出救助資機材の整備に向けた支援を行い、救急救助訓練等を通して、消防団及び地域防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。
- (2) 消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

#### 2. 傷病者搬送体制の整備

##### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

##### (2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

##### (3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

##### (4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。防災ヘリ、ドクターヘリ等による重症患者の搬送計画について県と予め調整しておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

《応急対策》

【衛生部衛生医療班、救助部、入間東部地区事務組合、関係機関】

1. 救急救助活動体制

町は、県及び町内の関係医療機関、並びに消防機関等と連携し、適切かつ迅速な救急救助活動を実施する。

なお、救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重症者を優先して出動する。

また、救急救助における基本方針を以下に示す。

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

## 第8節 医療救護活動

### 《予防・事前対策》

【健康増進課、自治安心課、関係機関】

#### 1. 初動医療体制の整備

##### (1) 医療協力体制の整備

災害時における負傷者等の医療救護を迅速に実施するため、町は三芳医会及び医療施設との協力体制の整備を図る（資料6-15 災害時の医療救護活動に関する協定書）。

災害時には出動要請に対応できるように、迅速確実な連絡体制を確立する。

〔資料6-15 災害時の医療救護活動に関する協定書〕

##### (2) 地域防災組織による自主救護体制の整備

救護所での地域防災組織等による軽微な負傷者に対する応急救護活動等への支援体制の整備を図る。

また、自主的な救護活動が実施できるよう止血・固定（三角巾）、人工呼吸、AED等の応急救護訓練等を実施し、対応力の向上に努める。

##### (3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

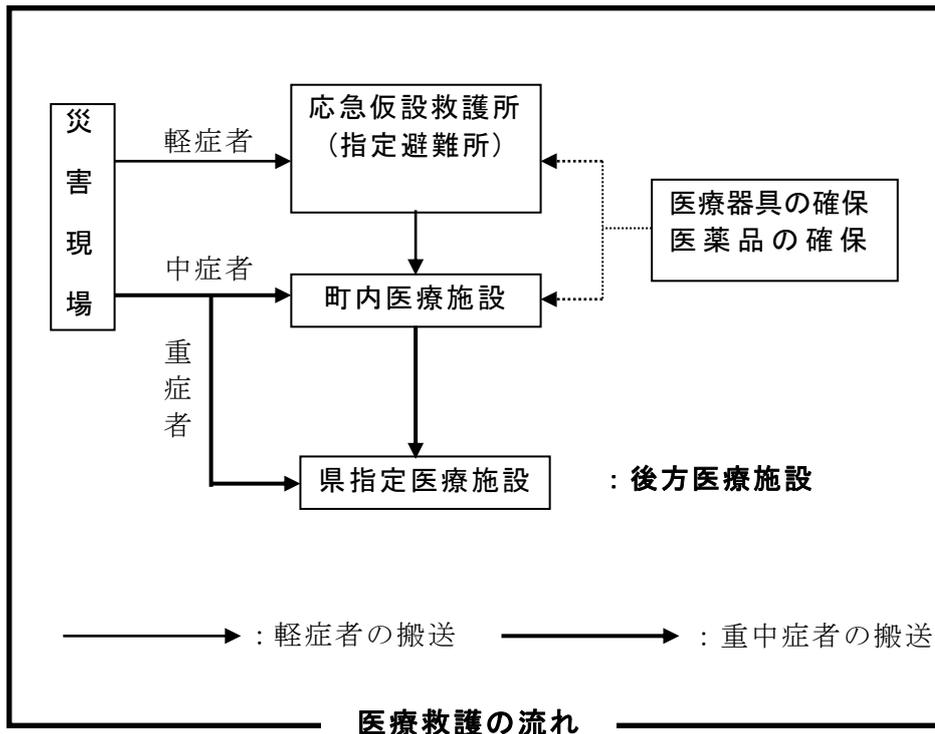
医療救護班（三芳医会）の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

資料2-20に三芳町内の医療施設の一覧を示す。

〔資料2-20 三芳町内の医療施設一覧〕

#### 2. 後方医療体制の整備

災害現場及び応急仮設救護所において、救急隊や医師が町内の医療施設での治療が困難と判断される負傷者があった場合には、埼玉県が指定する後方医療機関（災害拠点病院を中核とし、県立病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等）に対し、その受入れを要請する。



### 3. 医療器具及び医薬品の確保

現在、地域の防災拠点施設（指定避難所）には多人数用救急箱が備蓄されている。また、今後の災害対策用備蓄医薬品等の配備は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、各地域の指定避難所を中心に行うものとする。学校保健室等に備え付けのAEDやベッド等の物品の使用についても、予め学校長と調整しておく。

さらに、指定避難所の応急仮設救護所において、救急箱以外に備えるべき物品について予め三芳医会と調整しておく。

### 4. 医療関連の有資格者の把握

#### (1) 有資格者の把握

町は、町内に在住している医療に関連する資格（看護師、薬剤師、保健師、助産師等）の保有者（特に、現在その職に就いていない者）を保健所及び三芳医会と協力し把握に努める。

#### (2) 有資格者に対する応急活動への協力の要請

町は、有資格者に対し、災害時における医療に関する応急活動に対する協力

を要請する。

依頼する際には、被災時に町内で応急救護所が設置される場所及び医療施設の場所を告知する。

## 《応急対策》

【衛生部衛生医療班、避難所・教育対策部、関係機関】

### 1. 医療機関の応急対策

- (1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り万全を期するものとする。

### 2. 医療救護活動

衛生医療班は、三芳医会及び入間東部地区事務組合の協力を得て町内各医療施設及び保健所と緊密な連絡を取り、医療・助産活動に万全を期す。

#### (1) 三芳医会

三芳医会は、「災害時の医療救護活動に関する協定」（資料6-15）に従い、医療救護活動を実施する。また、地域災害時医療救護マネジメントセンターを役場庁舎内に設置し、情報収集及び関係機関との調整等を行うとともに、資料2-20に示す医療機関及び避難所等に設置する応急仮設救護所等において、「大災害時・テロ攻撃時 医療救護活動マニュアル」（平成19年 埼玉県医師会）に基づき医療救護活動を行う。

【資料6-15 災害時の医療救護活動に関する協定書】

【資料2-20 三芳町内の医療施設一覧】

#### (2) 応急仮設救護所の設置

災害の規模や患者の発生状況により、指定避難所等の防災拠点に応急仮設救護所を設置するとともに、被災者及び消防機関等救護活動に従事する機関に周知する。

応急仮設救護所を開設するときは、本部衛生医療班は三芳医会の協力要請を

行う。要請を受けた三芳医会は医療救護班を編成し、地域災害時医療救護マネジメントセンター（役場庁舎内）を応急手当やトリアージ活動等の出動拠点として、各指定避難所の応急仮設救護所への医師等の派遣を調整する。

### (3) 医療救護の活動内容

- ① 医療救護活動は原則として、医師、消防隊員及び衛生医療班が応急仮設救護所において実施するものとする。又、必要に応じて日本赤十字奉仕団（三芳）に補助的な協力を要請する。
- ② 実際の医療救護活動の内容としては、次のものがある。
  - ア． トリアージ（傷病者の重症度の判定、患者の振り分け）の実施
  - イ． 重症患者に対する救急蘇生術の実行
  - ウ． 後方医療施設への搬送の要否、及び搬送順位の決定
  - エ． 搬送困難な患者や避難場所等における軽症な患者に対する医療
  - オ． 助産活動
  - カ． 死亡の確認

### (4) 負傷者等の搬送

応急仮設救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、それ以上の医療行為を必要とする重症患者は、三芳医会の協力のもとに指定の後方医療施設（資料2-20）へ搬送する。

搬送は入間東部地区事務組合に要請するほか、応急仮設救護所にはそれぞれ搬送用の車両を備え、衛生医療班が行うものとする。衛生医療班の車両で不足が生じる場合には、救助総務班又は情報3班に配車の手配を要請する。

#### 〔資料2-20 三芳町内の医療施設一覧〕

### (5) 医療機関の初期医療体制

原則として、被災地区内の診療可能な医療機関は、被災地区からの負傷者の受入体制を整え診療を確保する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

**(6) 医療器具、医薬品等の調達**

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての多人数用救急箱のほかは衛生医療班が業者もしくは三芳医会から調達する。医薬品の搬送は、応急仮設救護所の設置と合わせて衛生医療班が行う。資料2-21に町内の薬局の現況を示す。

**〔資料2-21 三芳町内の薬局の現況〕**

**(7) 助産救護活動**

衛生医療班は、被災した分娩者に対して、助産救護活動を行う。町内の医療救護施設のリストを、資料2-20に示す。助産救護活動の内容は、概ね以下のとおりとする。

- ア. 分娩の介助
- イ. 分娩前及び分娩後の処置
- ウ. 脱脂綿、ガーゼ等の衛生材料の支給

**〔資料2-20 三芳町内の医療施設一覧〕**

**(8) 避難者への対応**

家屋が倒壊したり焼失した場合、住民は長期間の避難を余儀なくされる。避難所での生活が長期化することにより、慢性疾患や精神的ストレスによる障害等の疾患が発生する恐れがあることから、衛生医療班は避難所班（現地本部）と連携して住民の健康管理に留意するとともに、精神科医等により、心のケアに努めるものとする。

**(9) 帳簿等の整備**

この計画により出動した医療救護班等は、県の「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を県衛生部に提出するものとする。

**(10) 応援の要請**

町長（本部長）は、必要に応じて、保健所長を通じて知事または関係機関に対し、要救護者人員またはその見込み人員、人員の派遣先、救助活動や介護等の対処内容等を明らかにし、応援の派遣を要請する。

## 第9節 遺体の搜索、収容及び埋葬

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、住民課、教育委員会】

被害想定では、東京湾北部地震において町内の死者は0人と想定されており、また、発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」においても死者は1人と想定されている。

このように、地震に直接起因する想定死者数は決して多くないが、ここでは2次災害による死亡も考慮し、考え得る対策を検討しておくこととする。

遺体の取扱いにあたっては、町は死者への尊厳や遺族感情に配慮するものとする。

#### 1. 遺体収容所（安置所）の選定

遺体収容・検視・検案・死体調査・身元確認の実施場所として、次の場所を予定する。

遺体収容所（安置所）	三芳町文化会館
------------	---------

#### 2. 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に、柩、ドライアイス等の、遺体の収容及び埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者、県、他市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

資料2-22に近隣の火葬場の現況を示す。

【資料2-22 火葬場の現況】

### 《応急対策》

【救助部救助総務班・救助2班、衛生部衛生医療班、関係機関】

被災地において行方不明者の搜索や死亡者の収容を行い、死亡者に関しては応急埋葬等の実施を図り、警察と協力してこれにあたる。

## 1. 行方不明者や遺体の搜索

### (1) 搜索隊の編成

行方不明者や遺体の搜索を行う場合は、救助総務班が中心となって搜索隊を編成してこれにあたる。この際、関係機関職員と協力し、作業の円滑を図る。

### (2) 応援要請

他市町村、他機関に応援を要請する必要があるときは、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が存在すると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ③ 応援要請人員、器具等

### (3) 行方不明者に関する相談窓口の開設

町役場内に行方不明者の相談窓口を設置し、救助2班が搜索隊及び警察との連携を図り、対応を行う。

## 2. 遺体の処理・収容

### (1) 処理・収容体制

町は、警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、警察署の協力及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定（資料6-16）に基づき、遺体収容所（安置所）に搬送、収容する。ただし、被害の規模等により対応が可能な場合は、必要により、警察に協力を依頼する。遺体の処理・収容業務は救助2班が、埋・火葬業務は環境対策班がそれぞれ対応する。

〔資料6-16 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書〕

### (2) 遺体の処理

以下の項目について処理を行うが、遺体は警察による検視（見分）の後に処理にあたる。また、写真撮影等により身元確認のための処置を行う。

### (3) 遺体の収容

- ① 遺体収容所（安置所）の開設

町は三芳町文化会館に遺体収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。

ただし、被害想定を上回る死亡者があったときは、災害現場付近の公共建物、公園、寺院に収容する。

② 遺体収容所（安置所）の管理運営

収容所の管理運営は、施設の管理責任者と救助2班で当たる。

③ 遺体及び遺留品の管理

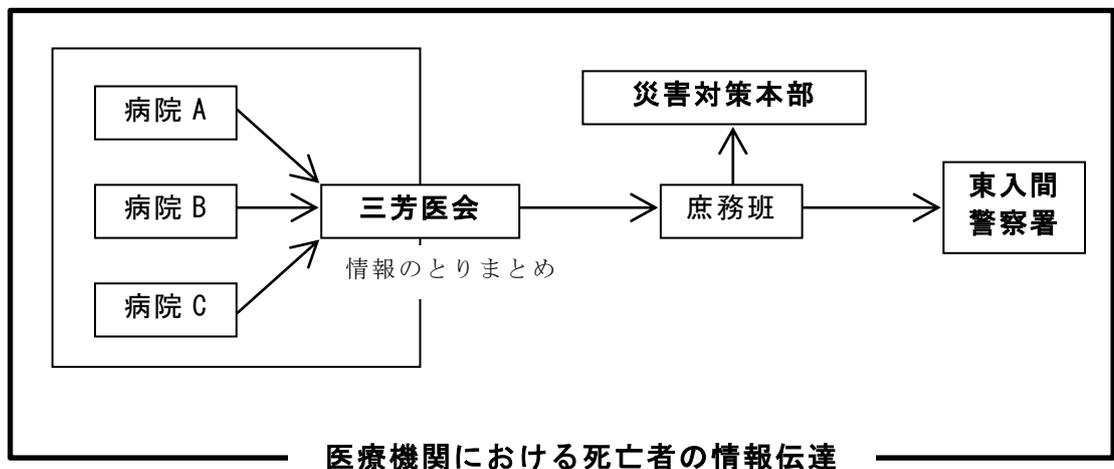
遺体及び遺留品は、処理票を作成の上、納棺し下記のような氏名と番号の書かれた「氏名札」を棺に貼付する。

< 遺体氏名札 >

三 芳 町 災 害 遺 体	
第	号
氏	名

④ 医療機関における死亡者の情報管理

負傷者が医療機関へ収容された後、死亡した場合、三芳医会は町災害対策本部情報1班、総務部庶務班を通じて、警察へ情報を伝達する。情報の伝達は、下記に示す系統により行う。ただし、町災害対策本部の状況により、三芳医会から警察へ直接報告し、本部へは追って報告を行うものとする。



⑤ 身元確認

町は警察署と協力して、身元不明遺体の引取人の調査を行う。なお、遺体の身元が判明している場合には、遺族または親族に連絡の上、遺体を引き渡す。

### 3. 遺体の埋・火葬

#### (1) 遺体の埋・火葬

身元が判明している遺体の埋・火葬は、引き渡しを受けた遺族・親族が行うものとするが、町長（本部長）が必要と認めるものについては、町が応急的に埋・火葬を行うものとする。この場合、遺体は救助2班から衛生部環境対策班に引き継ぐものとする。

遺体を火葬に付する場合、町は災害遺体送付表を作成し、遺体とともに火葬場へ送付する。また、遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票を付し、一時保管する。

家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、町は遺骨及び遺留品票（資料2-23）により整理の上、引き渡す。

〔資料2-23 遺骨及び遺留品票〕

#### (2) 埋・火葬実施時の留意点

埋・火葬の際には、「事故死等による遺体に関しては、警察機関から引継ぎを受けた後に埋・火葬する。」という点に留意し、実施する。

#### (3) 埋・火葬の調整及び斡旋

棺やドライアイスの不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町（環境対策班）は、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

なお、火葬場の損傷や火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、町本部（環境対策班）は「埼玉県広域火葬計画実施要領」に基づき、県に対し県内・県外の火葬場の応援を要請する。

〔資料2-23-2 埼玉県広域火葬計画実施要領〕

#### (4) 身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼し、家族・縁故者等が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は無縁墓地に埋葬する。

火葬または仮埋葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として町が定める場所に移管する。

三芳町内の寺院一覧を資料2-24に示す。

〔資料2-24 町内の寺院一覧〕

## 第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備

### 〈予防・事前対策〉

【自治安心課、福祉課、こども支援課、都市計画課、環境課、教育委員会、  
入間東部地区事務組合】

#### 1. 避難地・避難所の確保

##### (1) 指定避難所の確保

災害対策基本法 49 条の 7 に基づく指定避難所として、町立小中学校を指定する。避難者収容スペースは、原則として体育館とし、その他、応急仮設救護所や運営会議等のスペースは、マルチルームや研修・集会室等の中から学校長との協議により避難所ごとに定めておく。

避難者数の想定は、発災から 1 日後で 125 人、1 週間後 279 人にまで増加することが想定されている（避難所以外への避難を含む）。避難者数が 1 週間後にピークを迎えるのは、断水等のライフライン被害に伴う生活支障を要因とした避難である。発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」のピーク時でも 327 人であり、町の指定避難所の収容能力はこれを充足している。

##### < 指定避難所 >

名 称	所 在 地	収容人数 (体育館のみ)
上富小学校	上富 1267-4	200 人
三芳中学校	北永井 350	200 人
三芳小学校	北永井 343	150 人
藤久保小学校	藤久保 224-2	150 人
唐沢小学校	藤久保 410-2	180 人
三芳東中学校	藤久保 610-1	210 人
藤久保中学校	藤久保 420-2	200 人
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	170 人

〔資料 2-25 指定避難所／指定緊急避難場所／一時避難場所一覧〕

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備

指定避難所については、災害対策基本法に基づき、以下の点について確認を行うとともに、必要な改善・整備を行う。

- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

なお、一般の指定避難所では気温、体力等から生活が困難な災害時要援護者を優先して収容する補完的な避難所（要援護者優先避難所）として次の施設を位置づける。但し、専門的な支援や施設環境が必要と判断された場合は、福祉避難所への移送を検討する。

<要援護者優先避難所>

- ①中央公民館（上富小、三芳中、三芳小エリア）
- ②藤久保公民館（藤久保小、唐沢小、三芳東中エリア）
- ③竹間沢公民館（竹間沢小、藤久保中エリア）

### (2) 一時避難場所（行政区集合地）の選定

各地域において指定避難所に避難する際の集合場所として、以下の一時避難場所を選定する。原則として震度5強以上の地震が発生した場合、行政区は災害拠点として、一時避難場所（行政区集合地）に「地区災害対策本部」を設置する。

一時避難場所の対象行政区（地区）については、《第11節 避難体制の整備》において定める。

< 一時避難場所（行政区集合地） >

一時避難場所(集合地)	所在地
上富第1区集会所	上富 1909-1
農業センター（広場あり）	上富 1279-3
上富第3区集会所	上富 402-6
上富第3区第二集会所	上富 415-5
北永井第1区集会所（広場あり）	北永井 285-1
北永井第2区集会所（広場あり）	北永井 761-1
北永井第3区集会所（広場あり）	北永井 892-11
北永井第3区第二集会所	北永井 994-1
藤久保第1区集会所（広場あり）	藤久保 378-6
藤久保第2区集会所	藤久保 5245
藤久保第3区集会所（広場あり）	藤久保 3929-3
藤久保第4区集会所	藤久保 1054-5
藤久保第4区第二集会所	藤久保 595-11
藤久保第4区第三集会所／緑ヶ丘周辺	藤久保 1107-43
藤久保第4区第四集会所	藤久保 541-12
藤久保第5区第二集会所（広場あり）	藤久保 913-1
（藤久保公民館前）みらい広場	藤久保 185-1
藤久保第6区集会所（広場あり）	藤久保 8-3
北新埜中央公園	藤久保 855-104
竹間沢第1区集会所	竹間沢 877
竹間沢第1区第二集会所	竹間沢 566
竹間沢第1区第三集会所	竹間沢 1150-7
唐沢公園 （みよし台第1区集会所）	みよし台 4 （藤久保 449-6）
豊島区グラウンド（※豊島区との協定に基づく）	上富 382-1
ふじみ野市立西原小学校（※近隣市協定に基づく）	ふじみ野市大井武蔵野 1322-4
ふじみ野市立大井中学校（※近隣市協定に基づく）	ふじみ野市苗間 24-1
富士見市立西中学校（※近隣市協定に基づく）	富士見市西みずほ台 3-14-6

【資料2-25 指定避難所／指定緊急避難場所／一時避難場所一覧】

(3) 指定緊急避難場所の確保

災害対策基本法 49 条の 4 に基づく指定緊急避難場所として、下表のとおり町立小中学校（校庭）を指定する。

なお、三芳町が指定する緊急避難場所は、災害の種別（洪水・崖崩れ・土石流・地滑り・高潮・地震・津波・大規模火災・内水浸水・噴火に伴う火山現象）によらず共通とする。

< 指定緊急避難場所 >

名 称	所 在 地	グラウンド面積 (㎡)
上富小学校 校庭	上富 1267-4	5,562
三芳中学校 校庭	北永井 350	10,609
三芳小学校 校庭	北永井 343	8,591
藤久保小学校 校庭	藤久保 224-2	10,555
唐沢小学校 校庭	藤久保 410-2	9,939
三芳東中学校 校庭	藤久保 610-1	9,080
藤久保中学校 校庭	藤久保 420-2	11,518
竹間沢小学校 校庭	竹間沢 550-1	6,734

また、指定緊急避難場所を補完する避難場所として、各都市公園・子供広場や豊島区立三芳グラウンド、自然の森・レクリエーション公園（旧：飯田グラウンド）等を活用する。

なお、これらの避難場所についても本計画で想定するすべての災害を対象とするが、竹間沢東公園については柳瀬川の氾濫時に浸水の恐れがあるため、洪水等の水害時の避難場所からは除外する。

(4) 福祉避難所の確保

町は、以下に示す町が管理する公共施設及び民間が管理する社会福祉施設等を、在宅の災害時要援護者を受入れる「福祉避難所」として指定する。

< 指定福祉避難所 >

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
第3保育所	竹間沢566-1	町	
子育て支援センター	藤久保222-20	町	
みどり学園	竹間沢566-1	町	
精神障害者小規模地域生活支援センター	藤久保27-9	入間東部福祉会	
三芳太陽の家	上富1599-1	入間東部福祉会	協定
特養老 みよし園	上富1784-8	三芳厚生福祉会	協定
特養老 桜荘	北永井415-1	みよしの会	協定
特養老 こころ三芳	北永井946-1	蓬莱会	協定
老健施設 むさしの苑	上富1784-7	三芳厚生福祉会	協定
老健施設 エムズガーデン	北永井890-2	草芳会	協定
老健施設 埼玉ロイヤルケアセンター	上富2181-5	明理会	協定
障害者支援施設 かしの木ケアセンター	北永井381-3	めぐみ会	協定
障害者支援施設 入間東部みよしの里	上富322-2	入間東部福祉会	協定
グループホーム・ケアホーム すてっぷ	北永井375-5	めぐみ会	協定
多機能型事業所 のびる作業所	北永井381-3	めぐみ会	協定
老人デイサービスセンター けやきの家	北永井256-4	三芳町社会福祉協議会	協定
老人ショートステイ・デイサービス ほっと三芳ケアセンター	北永井375-6	ケアフェイス(株)	協定
三芳グループホーム そよ風	上富1546-9	(株)日本メディケアサポート	協定
児童デイサービス 青空	上富2161-3	埼玉たまみずきの会	協定
多機能型就労支援施設 すだち作業所	北永井897-4	NPO法人 ゆうき福祉会	協定

[資料6-17 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書]

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備

< 災害時要援護者関連施設 >

名 称	所 在 地
特養老 みずほ苑	竹間沢 735-1
かみとめ幼稚園	上富 1567-4
小鈴幼稚園	北永井 72-1
みふじ幼稚園	藤久保 733-1
あずさ保育園	藤久保 357-7
桑の実保育園	藤久保 855-90
元氣保育園	藤久保 3851

(5) その他防災拠点の確保

町はその他防災拠点として、以下を指定する。

種 別	施 設 名 称	所 在 地
災害対策本部	三芳町役場	藤久保 1100-1
	(代替施設) 第1順位 文化会館	藤久保 1100-1
	第2順位 浄水場	藤久保 1047-1
物資集積拠点	総合体育館	藤久保 1100-1
	(代替施設) 文化会館	藤久保 1100-1
遺体収容所(安置所)	文化会館	藤久保 1100-1
ヘリポート	運動公園グラウンド	藤久保 1118-1
	(代替施設) 唐沢小学校校庭	藤久保 410-2
炊き出し施設	学校給食センター	北永井 348-2
災害廃棄物処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林 1093-3
災害廃棄物仮置き場	運動公園内(グラウンド)	藤久保 1118-1
	(補完する場所) 清掃工場跡地	上富 1598-3
応急仮設住宅予定地	運動公園内(多目的広場、テニスコート、弓道場)	藤久保 1120-1
ボランティアセンター	総合体育館	藤久保 1100-1
	(代替施設) 文化会館	藤久保 1100-1
帰宅困難者 一時滞在施設	竹間沢公民館 (代替施設) 竹間沢小学校	竹間沢 555-1 竹間沢 550-1
	藤久保公民館 (代替施設) 藤久保小学校	藤久保 185-1 藤久保 224-2
広域避難者 一時滞在施設	中央公民館	北永井 348-2

#### (6) 施設の安全性の強化及び良好な生活環境への配慮

校舎、体育館等の施設に関しては、三芳町建築物耐震改修促進計画（平成21年3月）に基づき耐震化を進め、平成25年度末までに耐震化率100%を達成している。今後、非構造部材（天井や照明器具、吊り物、ガラス等）も含めた更なる災害対応策を進めるとともに、一般の避難所として開放する区域については、ライフラインの途絶や要援護者、負傷者の収容にも配慮し、良好な生活環境に資する設備の改善に努める。

そのほか、次の点について施設設備の改善及び検討を進める。

- ① 学校の空調の燃料に一部LPガスバルク供給システムを導入するなど、非常時の炊き出しやガス発電機の燃料としての活用を推進する。
- ② 校舎や体育館の屋上を利用した太陽光パネルによる電力の確保、ソーラー付LED街灯の設置等、系統電源以外の電源確保及び多重化を検討する。
- ③ 耐震性貯水槽の導入を推進する。
- ④ 災害時情報拠点としての機能の充実を図る。
  - ・避難者向けの災害時専用通信手段として、拠点施設への「NTT公衆電話回線の設置」
  - ・防災情報ステーションとしての公衆無線LANの導入促進
  - ・デジタルサイネージの導入推進（災害機能をもつ飲料自動販売機の設置を含む）。

### 《応急対策》

【情報部情報3班、救助部、避難所・教育対策部、各部、関係機関】

#### 1. 公共施設等の応急対策

##### (1) 三芳町の公共施設が共通してとるべき措置

- ① 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な消防計画及び避難マニュアルを策定する。

【資料2-26 三芳町庁舎避難誘導マニュアル】

- ② 来庁者の安全を確保するため、避難の際、施設管理責任者は階段等避難設備を利用して来庁者を安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。
- ③ 通信・放送設備の点検を行う。

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備

- ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。
  - ア. 冷暖房
  - イ. その他必要な電気、機械の運転なお、電気設備の復旧が必要な場合は、「埼玉県電気工事工業組合」との協定に基づき、支援を要請する。

### 〔資料6-18 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書〕

- ⑤ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。
- ⑥ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。

### (2) 応急危険度判定調査の実施

《第24節 建物の応急危険度判定》に準用し、建設部建設班は被災施設の応急危険度判定調査を実施する。

## 2. 社会福祉施設の応急対策

- ① 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

## 第11節 避難体制

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、都市計画課、こども支援課、教育委員会、公共施設主管課、  
東入間警察署、入間東部地区事務組合】

#### 1. 避難計画

町は、避難計画を作成するとともに、行政区等を通じて、共助による避難体制の確立に努める。なお、災害時要援護者（避難行動要支援者を含む）の避難支援については《第15節 災害時要援護者対策》を運用する。

災害発生時には、下記(1)～(5)の対応が迅速に行えるよう体制を確立する。

##### (1) 避難地区の分割

避難時における混乱を防ぐために、事前に町域を以下のように行政区と指定避難所毎に分割し、標準的な避難区域（エリア）を設定する。ただし、あくまで原則を示すものであって、来訪者も含め、指定緊急避難場所として、発災時点で最も自分の近くにある避難場所へ避難するよう啓発を図る。

なお、将来における開発行為及びこれに伴う人口の増加が発生した場合及び避難施設における収容能力の変更等があった場合には、再度、地区の分割を検討する。

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第11節 避難体制

<各行政区の一時避難場所（集合地）と指定避難所一覧>

行政区	一時避難場所(集合地)	緊急避難場所(校庭)	指定避難所(体育館)
上富第1区 (上富 2297 番地付近)	上富第1区集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市立西原小学校 ※近隣市協定に基づく	上富小学校	上富小学校
上富第2区	農業センター(広場あり)	上富小学校	上富小学校
上富第3区 (関越より西地域) (関越より東地域)	上富第3区集会所	上富小学校	上富小学校
	上富第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 豊島区グラウンド※豊島区との協定に基づく	三芳中学校	三芳中学校
北永井第1区 (南部地域)	北永井第1区集会所(広場あり)	三芳中学校	三芳中学校
	(JA三芳駐車場)		
北永井第2区	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳中学校	三芳中学校
北永井第3区 (羽生山住宅)	北永井第3区集会所(広場あり)	三芳小学校	三芳小学校
	北永井第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市立大井中学校 ※近隣市協定に基づく		
藤久保第1区	藤久保第1区集会所(広場あり)	唐沢小学校	唐沢小学校
藤久保第2区	藤久保第2区集会所	藤久保小学校	藤久保小学校
藤久保第3区	藤久保第3区集会所(広場あり)	藤久保小学校	藤久保小学校
藤久保第4区 (254より西地域) (254より東地域)	藤久保第4区集会所 藤久保第4区第三集会所／緑ヶ丘周辺※ (自然の森・レクリエーション広場 一時避難可)	三芳東中学校	三芳東中学校
	藤久保第4区第二集会所 藤久保第4区第四集会所		
藤久保第5区 (254より西地域) (254より東地域)	藤久保第5区第二集会所(広場あり)	三芳小学校	三芳小学校
	(藤公前)みらい広場	藤久保小学校	藤久保小学校
藤久保第6区 (254より西地域) (254より東地域)	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳小学校	藤久保小学校
	藤久保第6区集会所(広場あり)	藤久保小学校	
竹間沢第1区 (254より西地域)	竹間沢第1区集会所	竹間沢小学校	竹間沢小学校
	竹間沢第1区第二集会所		
	竹間沢第1区第三集会所※		
みよし台第1区 (みよし台1番地付近)	唐沢公園(みよし台第1区集会所)	藤久保中学校	藤久保中学校
	【他の可能な一時避難場所(集合地)】 富士見市立西中学校 ※近隣市協定に基づく		

※竹間沢第1区の国道 254 号線より西地域は、254 の横断規制があった場合は、町総合体育館へ一時避難する。

(2) 代替避難所・代替緊急避難場所

第12節《応急対策》1. (1) ③に基づき、代替避難所等を定める。

原則割り当てられた指定避難所・緊急避難場所が応急危険度判定により倒壊等の恐れがある場合や道路の崩壊、火災、浸水等により避難経路が通行不能となるなどの事態が発生している場合は、コミュニティの一体性や通学区等を勘案し、代替の避難所に振り替えるものとする。

なお、避難所等の振替指示の情報は、地震等による自主避難においては、①現地本部職員から行政区被害情報報告員経由、②情報部情報班による町内巡回時、③消防団分団経由等、可能な手段により伝達を行うものとする。

また、火災や水害等に伴う避難指示（緊急）等が出ている場合は、町職員、警察官、消防職員等により振り替え避難誘導するものとする。

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第11節 避難体制

第2部  
震災  
対策  
編

<代替避難所・代替緊急避難場所一覧>

行政区	代替の緊急避難場所（校庭）等	代替の指定避難所（体育館）
上富第1区	三芳中学校 ふじみ野市大井中学校	三芳中学校
上富第2区	三芳中学校	同左
上富第3区 (関越以西)	三芳中学校	同左
上富第3区 (関越以东)	上富小学校	同左
北永井第1区	三芳小学校 ふじみ野市立大井中学校	三芳小学校
北永井第2区	三芳小学校	同左
北永井第3区	三芳中学校 ふじみ野市立大井小学校	三芳中学校
藤久保第1区	三芳東中学校	同左
藤久保第2区	藤久保中学校	同左
藤久保第3区	藤久保中学校	同左
藤久保第4区	唐沢小学校	同左
藤久保第5区 (R254以西)	藤久保小学校	同左
藤久保第5区 (R254以东)	藤久保中学校	同左
藤久保第6区 (R254以西)	三芳中学校	三芳小学校
藤久保第6区 (R254以东)	藤久保中学校	同左
竹間沢第1区	三芳東中学校	同左
みよし台 第1区	竹間沢小学校	同左

(3) 避難経路の指定と周知

町は事前に、避難経路を指定して、一時避難場所（行政区集合地）から指定避難所までのルートや、避難行動における国道254号の横断ポイント等を定めるものとし、住民に対して防災訓練等を通じてあらかじめ避難経路の周知を図るものとする。町の指定する概略避難経路を「資料2-27 三芳町概略避難経路図」に示す。

なお、上記避難経路を標準としつつも、発災初期における道路の断裂やがれき、火災、建造物倒壊、危険物等取扱事業所の被災等、通行に危険を伴う場合を考慮し、直近の広い道路を代替経路として行政区等と協議しながら検討しておくものとする。

国道254号線等は緊急輸送道路に定められているため、避難経路に定めた横断ポイントを原則としつつ、警察の交通整理に従うものとする。

また、町は避難経路について、災害時要援護者に配慮したバリアフリー化を推進するとともに、ブロック塀の生垣化促進、防災上著しく危険な建築物等の把握、沿道の窓ガラス等の落下・脱落防止、自動販売機の転倒防止等の対策に努めるとともに、関係者への協力を促すものとする。

〔資料2-27 三芳町概略避難経路図〕

(4) 避難所への誘導方法

① 誘導體制

町災害対策本部の避難措置に基づき、行政区が設置する地区災害対策本部が主体となって、消防団、町職員の支援のもとに区民を避難誘導する。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、東入間警察署へ協力を要請する。

② 自動車による避難禁止の周知徹底

大地震時には、道路損壊や交通信号機の故障等により、交通機能がある程度マヒすることが避けられない。この状況下において自動車で避難することは、徒歩による避難を困難にし、緊急車両の通行、消火・救援活動の支障となる。

町は地震発生時における自動車での避難を禁止し、以下のことを住民への周知を徹底する。

「走行中の車両は左側に寄せて停車し、避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保を図る」

(5) 避難勧告・指示が発令された場合の避難

(3)にかかわらず、地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、危険区域の住民に立ち退きのための避難勧告・指示が発令された場合は、一時避難場所（行政区集合地）を経由することなく、速やかに指定緊急避難場所である小中学校の校庭へ避難することを原則とする。避難勧告・指示発令時の避難者の誘導は、原則として町職員（避難所班）や消防職員、消防団員等が行う。

(6) 避難に関する心得、知識の普及啓発活動

住民に対し以下に示す方法等を用いて、避難に関する心得、知識の普及啓発を行う。

- ① 地域防災初期行動マニュアルの周知、活用
- ② 防災マップやパンフレットの作成、配布
- ③ 町ホームページ、広報紙、掲示板への記事の掲載
- ④ 地域や団体の防災研修会等での啓発
- ⑤ 避難訓練の実施

#### (7) 防災上重要な施設の避難計画

- ① 町立小中学校及び児童施設における乳幼児・児童・生徒の避難計画  
学校は「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づいて、また、児童館等は「児童福祉施設等危機管理マニュアル」に基づいて、子どもの安全保護の措置、引き渡し等が円滑にできるよう職員研修や子どもを含めた避難訓練等を行う。
- ② 町内の私立の大学や幼稚園、民間保育園の避難計画  
町は、私立学校等が、前項の「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。
- ③ 公共施設等の避難計画  
役場庁舎及び公民館、図書館、歴史民俗資料館等の公共施設は、避難計画を定め、また、文化会館、体育館等の指定管理施設についても策定を指導する。当該避難計画には、定期的な避難訓練を位置付ける。

〔資料2-26 三芳町庁舎避難誘導マニュアル〕

## 《応急対策》

【総務部、情報部、救助部、避難所・教育対策部、  
東入間警察署、入間東部地区事務組合】

### 1. 避難勧告・指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方

避難勧告・指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方を以下に示す。

- ① 住家が倒壊した（あるいは余震で倒壊する危険性がある）、火災が発生している等で、留まり続けることに危険が生じる場合
- ② ライフラインが複数途絶して生活が困難な場合
- ③ その他、住民自身が避難が必要と判断した場合

なお、住家の被害が軽微等の場合は、在宅被災者として、食料等の支援を受けることも可能であることに留意して、避難の要・不要を判断する。

### 2. 自主避難の行動

《本節 《予防・事前対策》 1. 避難計画》に定める避難所、避難方法、避難経路により避難する。

#### (1) 避難時の携帯品

避難にあたっての携帯品は、円滑な立ち退きに支障をきたさないよう必要最小限度のものとし、次の下記事項について指導を行う。

- ① 避難に際しては、必ず自宅や事務所の火気危険物の始末を完全に行う。
- ② 避難者は氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）を携行する。
- ③ 避難者は3食分程度の食料や飲料水のほか、携帯トイレ、救急薬品、ラジオ、懐中電灯、電池、貴重品、タオルや洗面用具、トイレットペーパー等の日用品等を携行する。（家庭内飲食料の備蓄は1週間分を推奨）
- ④ 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子（又はヘルメット、頭巾等）、軍手、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。
- ⑤ 上記の非常持出品は、平素から用意し、迅速に持ち出せるようにしておく。

(2) 避難行動における行政区（地域防災組織）の対応

行政区（地域防災組織）は、町から避難勧告等が発令されていない場合であっても、1.「避難勧告・指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方」及び区民の被害状況に鑑み、「地域防災初期行動マニュアル」に基いて、区民の自主的な避難行動を支援するものとする。

① 地域の被害状況の把握

行政区（地域防災組織）は、災害発生後（原則震度5強以上）、速やかに地区災害対策本部体制を取り、その組織、役割分担に応じて担当地区内のパトロールを行い、また、区民からの被害情報に基づいて救助や避難支援を必要とする方がいないか搜索する。

② 避難の呼びかけ・避難者の確認・点呼(必要に応じて集会所の開放)

ア. 避難が必要な区民に対しての避難の呼びかけを行う。

イ. 一時避難場所（行政区集合地）への集合は、各自で行うことを基本とするが、必要に応じて誘導・援助を行う。

ウ. 一時避難場所において、避難者の確認・点呼を行う。

エ. 必要に応じて集会所等を開放し、避難者を一時収容する。

オ. 行政区長は、区民の中から予め選任した「被害情報報告員」を先行して指定避難所に向かわせるものとする。その際、取りまとめた行政区内被害状況報告様式及び指定避難所の鍵を持参させるものとする。

③ 指定避難所への誘導・移動

ア. できるだけ集団となって避難する。

イ. 一時避難場所（行政区集合地）に集合した住民を各区の指定避難所へ誘導する。

ウ. 指定の避難経路の通行が困難又は危険と判断した場合は、事前に取り決めた代替経路に切り替えるものとする。。

エ. 余震に注意し、壁、被害を受けた家屋にはなるべく近づかない

オ. なお、避難は徒歩によるものとし、自家用車による避難は原則認めない。

④ 立ち退きの避難勧告又は指示が発令された区域の住民は、②③に関わらず、速やかに直接、指定緊急避難場所（小中学校校庭）に向かうことを原則とする。

### 3. 避難の勧告・指示

地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。

なお、立ち退きの避難勧告又は指示が発令された区域の住民は、一時避難場所（行政区集合地）を経由することなく、速やかに指定緊急避難場所である小中学校の校庭へ避難することを原則とする。

#### (1) 実施責任者

避難の勧告または指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、下表に示す各者が行う。

	実施者	対象災害	根拠法令
避難準備・高齢者等避難開始	・町長（本部長）	災害全般	
避難勧告・避難指示（緊急）	・町長（本部長）	災害全般	災害対策基本法第60条
避難指示（緊急）	・知事 ・知事の命を受けた県職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	・水防管理者（町長）	洪水	水防法第29条
	・警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	・派遣自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	災害全般	自衛隊法第94条

なお、町が、避難勧告・避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

#### (2) 避難勧告・指示等の伝達方法

以下に示すようなあらゆる手段を尽くして迅速な伝達を行う。また、できる

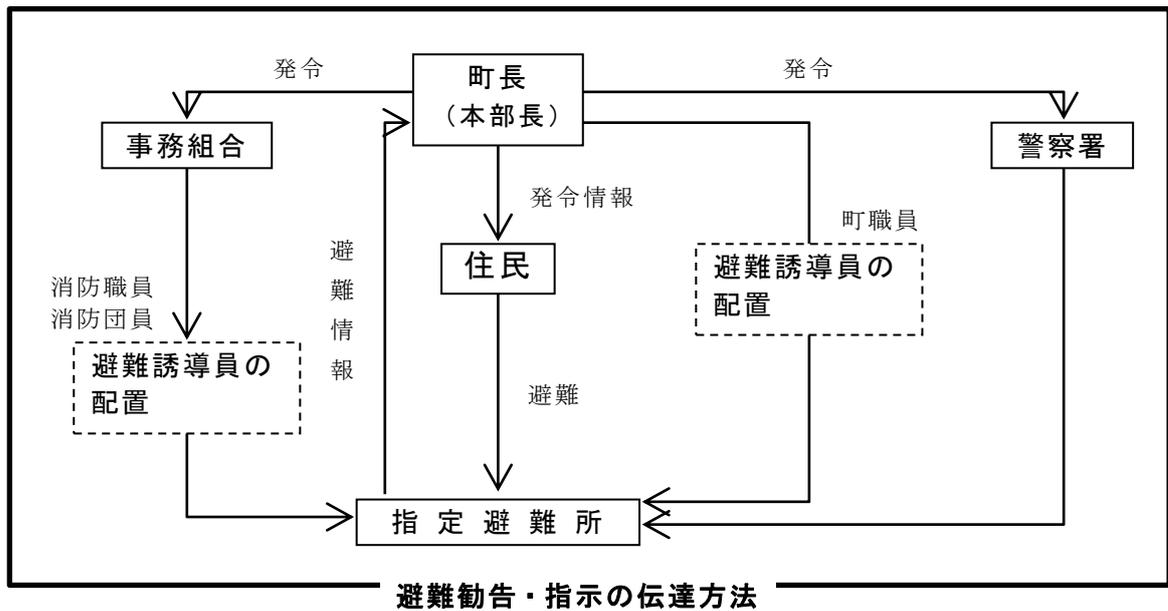
だけ住民を恐怖状態に陥れないようにするとともに、通電火災等、地震に伴う火災の予防について警告する。その際、聴覚障がい者に対する FAX による伝達や、災害時要援護者に対する支援者を通じた伝達等により、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ① 防災行政無線
- ② エリアメール（緊急速報メール）
- ③ 広報車・消防団車両
- ④ 町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達（避難対象世帯）
- ⑤ コミュニティ FM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑥ 地区防災拠点における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等
- ⑦ 町ホームページ
- ⑧ 地域コミュニティメール
- ⑨ ツイッター
- ⑩ その他取りうる全ての方法

### (3) 伝達事項

避難の勧告・指示の内容は、次のような事項に関して住民に伝達する。この時、住民が混乱し、戸惑わないように配慮する。

- ア．避難の勧告・指示等の発令者
- イ．避難の理由
- ウ．避難の方法（立ち退き避難、又は屋内退避）
- エ．対象地域
- オ．避難場所
- カ．避難の誘導者
- キ．避難経路
- ク．注意事項（戸締まり、携行品、服装、火気等）



#### (4) 避難誘導時の留意点

- ① 避難勧告・指示発令時の避難者の誘導は、町職員（避難所1班～3班）が行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察官及び消防職員、行政区長等に協力を要請する。誘導に当たっては、安全と統制を図り、次頁に示す点に留意する。
- ② 避難は災害時要援護者を優先し、病弱者・傷病者・障がい者・高齢者・妊産婦・乳幼児・児童とし、一般の人を次順位とする。
- ③ 避難経路は、避難開始前にその安全を検討確認し、交通安全協会の協力を要請するなどして、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。特に、夜間は照明を確保する。
- ④ 避難は基本的に各自が自力で行うものとするが、状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、町又は支援機関が車両等による輸送を行う。

### 避難誘導時の留意点

#### ア. 避難誘導員は毅然たる態度で、避難路及び避難地を明確に指示する

住民は恐怖心や不安感など心理的に動揺している状況下にあるので、特に避難行動の立ち上がりの際は、危機感をあおらず、相手の心理を動揺させないよう、冷静・沈着な音声と語調で、確固たる信念のもとに、誘導員に指示に従って行動すれば絶対に安心である旨を納得させる。その際、避難行動に移る前に集団の人員配置（男性を前後に配置する等）を指示することも忘れない。

#### イ. 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないこと

誘導員は、自制心を旺盛にし、群衆に迎合してパニック状態に巻き込まれないよう毅然たる態度を保持し、避難者のパニックが予想される時は、まず警笛等により群衆の注意を喚起し、群衆が押し合わないで冷静に秩序正しく避難するよう呼びかける。

#### ウ. 避難行動の際は住民の協力も得ること

自力歩行不能者に対しては、輸送対策計画による車両が到着するまで簡易担架の活用により、付添人や住民の協力を得て避難行動をとらせる。

#### エ. 住民を決して走らせないこと

避難する大勢の住民のうち、1人でも走る者が出るとパニックを誘発することとなるので、住民を走らせることなく、整然と行動させる。

#### オ. 住民の携行品は必要最小限度にとどめること

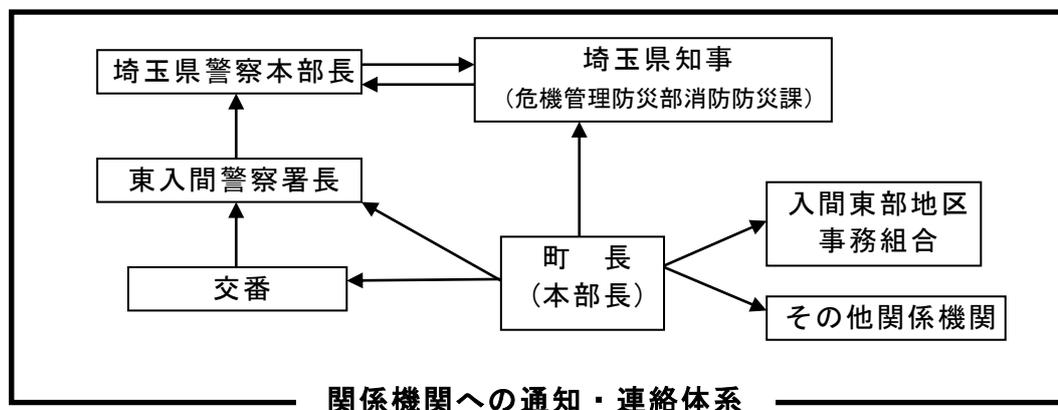
携行品は、他の災害の場合と同様に貴重品や最小限度の着替え、日用の身の回り品程度にとどめ、円滑な避難行動に支障を来さないようにするとともに、荷物による避難所の占有場所を少なくする配慮が必要であることを呼びかける。

#### カ. 避難等をしない者は説得すること

避難指示があっても、指示に従わない住民も出てくることが予想される。そのような場合は「ここには危険である」こと等を説明して、行動をもにしよう説得する。

(5) 関係機関への通知・連絡

避難のため立ち退きの勧告・指示を発令したときは、関係各機関に通知または連絡するものとする。



#### 4. 警戒区域の設定

町長は、地震に伴う火災、がけ崩れ等の災害が発生し、住民の生命または身体に対する危険を及ぼすと認める時は、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難の勧告または指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

#### 5. 広域一時滞在

町は、災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、県及び他の市町村の協力を得て、町外に被災住民を避難させることがある。

なお、避難者の移送については、県が受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

## 第12節 避難所の開設と運営

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、教育委員会、福祉課】

#### 1. 避難所運営体制の整備

##### (1) 避難所運営ガイドラインの策定

町は「地域防災初期行動マニュアル」及び県「避難所の運営に関する指針」に基づき、標準的な避難所運営のガイドラインを策定し、避難所連絡会議ごとに個別運営協議を進める上での指針とする。

##### (2) 個別避難所運営マニュアルの作成

行政区（地域防災組織）、学校職員、消防団員、民生委員、町職員等で構成する避難所連絡会議は、町が策定した「避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所の施設状況や行政区の実情に応じた避難所毎の「〇〇（学校名）エリア避難所運営マニュアル」を作成する。

##### (3) 住民への指定避難所等の周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、非常持ち出し品や夜間、停電時に備えた携行品について住民に周知を図っておくものとする。

〔資料6-19 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書〕

#### 2. 避難所における良好な生活環境の確保

町は、避難所における良好な生活環境の確保のため、次に示す対策を推進する。

- ① 避難所における飲料、食料等の適切な備蓄と管理
- ② 間仕切りの配備等によるプライバシー対策
- ③ フロアマット、冷暖房機器等の暑さ寒さ対策
- ④ 簡易トイレの備蓄、仮設トイレ・マンホールトイレほか総合的なトイレ対策
- ⑤ 簡易シャワー、洗濯機等の衛生対策

- ⑥ 特設公衆電話（災害時優先電話）、防災情報ステーション（公衆無線 LAN）、デジタルサイネージの設置推進等、避難者の情報収集・伝達手段の確保対策

〔資料6-20 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書〕

### 3. 災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備

#### (1) 設備・備蓄品の整備

災害時要援護者や女性に配慮した設備や備蓄品について、次のとおり対策を推進する。発災後に速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

- ① 男女別更衣室（更衣テント）
- ② 男女別トイレ
- ③ 授乳スペース
- ④ 物干し場所
- ⑤ クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）
- ⑥ オストメイトトイレ、身障者用トイレ
- ⑦ 車いす
- ⑧ エアーマット
- ⑨ 成人用、幼児用おむつ、衛生用品、授乳用品
- ⑩ アレルギー対応食品

なお、身障者用トイレやオストメイトトイレは、当該トイレが完備された公民館等の公共施設から離れた位置にある指定避難所に優先的に備蓄を進める。

#### (2) 運営上の配慮

災害時要援護者への情報伝達を確実にを行うため、音声情報と文字情報双方の伝達手段に配慮する。また、日本語に不慣れな在住外国人に対し、仮名文字や絵文字による案内板の表記などに配慮する。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮する。また、女性相談窓口を設け、女性相談員や福祉相談員を配置する他、注意喚起や巡回警備を実施するなど、女性や子どもの安全・安心の確保に努める。

## 《応急対策》

【避難所・教育対策部、自治安心課、救助部、衛生部】

### 1. 指定避難所の開設

《第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備》に示す「指定避難所」「一時避難場所（行政区集合地）」「指定緊急避難場所」「要援護者優先避難所（公民館）」「福祉避難所」のとおりとする。この項では、このうち「指定避難所」の開設及び運営について記述する。

#### (1) 指定避難所の開設手順

避難所教育対策部（休日・夜間は緊急避難対応班）は、指定避難所を以下の手順により開設する。

##### ① 開設する指定避難所の選定

本部の指示又は避難所班長（緊急避難対応班）の判断により、被害が甚大で避難者の発生が見込まれる地区の指定避難所を開設する。開設の判断にあたっては、区長等の地区災害対策本部からの被害情報を考慮する。

##### ② 指定避難所（体育館）の開錠

以下の順位で行う。

ア. 施設管理者（学校長）

イ. 休日・夜間等で施設管理者が不在の場合、町職員（緊急避難対応班員）

ウ. 町職員も不在の場合、行政区長等又は被害情報報告員

※ 尚、イ.の休日・夜間における緊急避難対応班の業務は、原則として開設のみとし、その後参集する避難所班職員や行政区、学校教職員に管理・運営を引き継ぎ、町対策本部の本来の所属班の業務に戻るものとする。

##### ③ 施設の安全性の確認

開錠者は、避難者を指定緊急避難場所である校庭に一時待機させ、収容前に施設の安全点検を速やかに実施する。

危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止し、町本部に代替避難所等の指示を仰ぐとともに、建設班による応急危険度判定を要請する。

##### ④ 避難者の収容

避難者の収容の際には、避難所ごとに行政区・現地本部・教職員が協力して「避難者情報カード」に記入させ、これに基づいて現地本部は避難者名簿を作成する。作成した名簿は、避難者の入退出管理に使用するほか、救助2

班に伝達し、被災者台帳の作成にも活用する。

⑤ 指定避難所の開設報告

現地本部長は、速やかに本部へ開設の報告をする。総務部庶務班は、これを県及び関係機関へ報告する。

⑥ 居住スペースの区画

地域防災組織（行政区）は、学校管理者が許可した収容スペースを区画し、避難者に割り振る。その際、要援護者等の居住環境に配慮する。

**(2) 指定避難所への収容対象者**

収容対象者は、《第11節《応急対策》1. 避難勧告・指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方》に基づくほか、次の事項に該当する者とする。

① 災害によって現に被害を受けた者

ア. 住居が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（焼）・流出半壊（焼）・床上浸水等の被害を受け、日常生活の場を失った者）

イ. 被害を受けた者（自己の住居の被害に直接関係はないが、現実に被害に遭遇し速やかに避難しなければならない一般家庭の来訪者、通行人等）

② 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

ア. 避難勧告・指示が発令された地域の居住者

イ. 避難勧告・指示は発令されていないが、緊急避難の必要がある地域の居住者

③ ①②には該当しないものの、ライフラインが複数途絶し、自宅での生活が困難な者

**2. 指定避難所の運営**

**(1) 指定避難所の運営**

① 指定避難所の管理責任者

避難所の管理は、現地本部長（避難所班長等）が、学校施設管理者から一部委任を受けて行う。

町長（町本部長）は、現地本部長ほか各部からの報告による地区の被害状況に鑑み避難所開設の指示をしたとき、又は現地本部長から避難所開設の事後報告を受けたときは、以下の各項目に関して県及び警察署等関係機関へ直ちに報告する。

ア. 開設の日時、場所、施設名

- イ. 収容人員と避難者名簿
- ウ. 飲料水や食料、生活必需品の不足有無
- エ. 開設期間の見込み

② 避難所の運営責任者

避難所の運営は、避難所運営委員会が行う。避難所運営委員会は常設の避難所連絡会議を母体として、地区災害対策本部や各自治会等が機能しやすいよう組織し、運営委員長は関係区長の中から選出する。

避難所運営委員会は、避難生活上のルールづくりや避難者支援等を担う。また、女性に配慮した運営を行うため、女性運営委員の参画に配慮するとともに、ボランティアの支援が円滑に受けられるよう、受入れ環境を整える。

避難所運営委員会に対する公的な支援は、現地本部（避難所班）と学校災害対策本部が行う。

※詳細は、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」に定める。

③ 通信手段の確保

町本部及び現地本部は、避難所の開設や運営状況などを伝達、把握するため通信連絡手段の確保に努める。

④ 備蓄食料等の給付

現地本部長は、飲料水・食料や毛布等の生活必需品の給付を開始する旨を避難所総務班を通じて救助総務班へ報告する。

現地本部職員は、収容の際に作成した避難者情報カード及び避難者名簿から、必要な量を把握し、避難所運営委員会の協力を得て、防災倉庫から調達し、避難者へ給付する。備蓄品が不足する場合は、現地本部長が避難所総務班を通して町災害対策本部に給付の要請を行う。

避難所総務班は各避難所の要請をとりまとめ、救助部救助総務班に本部の予備備蓄品や救援物資の支給を要請する。予備備蓄品が不足する場合は、救助総務班は農林部物資供給班に対して、町内取扱業者又は県からの救援物資調達を要請する。

⑤ 運営状況の報告・記録

現地本部長は、避難所運営委員会等から報告される地区の被害状況や収容者の健康状態、生活の様子、必要とする支援等を本部長に伝達するものとする。避難所には避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

### 3. 避難生活での留意事項

《本節 《予防・事前対策》 2 避難所における良好な生活環境の確保》及び《3

災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備》によるほか、次の対策を行う。

#### (1) 生活相談窓口の開設

現地本部は、避難者の生活相談に対応するため、避難所運営委員会（民生委員・児童委員等）や要援護者避難支援等関係者、ボランティアの協力を得て、相談窓口を開設する。

#### (2) 避難者の健康管理

避難生活が長期化すると、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、現地本部と避難所運営委員会は協力して、避難所を良好な衛生状態に保つよう配慮するとともに、避難者の健康状態を十分把握するように努める。

現地本部は、必要に応じて町本部に巡回相談・巡回サービスを要請する。

#### (3) 巡回相談・巡回サービスの実施

町は、福祉関係職員、保健師などにより、チームを編成し、現地本部と協力して、避難所で生活する女性や乳幼児、障がい者や高齢者等の要援護者等に対する保健・福祉相談、メンタルケア、介護サービス等の巡回サービスを実施する。

巡回による保健（健康）相談に対応するため、衛生医療班は、保健師や介護関係職員等をチーム員に選任するほか、必要に応じて三芳医会との協定に基づき、医師（医療救護班）の派遣を要請する。

巡回による福祉（生活支援）相談に対応するため、救助総務班は、社会福祉協議会や民生・児童委員、福祉関係職員を相談チーム員に選任する。

特に高齢者や障がい者等の要援護者の健康状態については、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、心のケアなど特段の配慮を行い、相談の結果によって、公民館の活用や福祉避難所への移動、医療機関への移送、福祉施設への一時入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

また、相談体制の整備にあたっては、女性に対する相談員の配置や男女共同参画センター、民間団体を積極的に活用する。

#### (4) 福祉避難所の活用

町（救助総務班）は、指定避難所での生活が困難である要援護者については、必要に応じて、「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」

等に基づき、専門スタッフや施設環境が整った福祉避難所である民間の社会福祉施設等へ移送する手続きを行うものとする。

福祉避難所の指定については、《第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備》〈予防・事前対策〉1. 避難地・避難所の確保(4)「福祉避難所の確保」による。

#### (5) 避難所におけるペットの対応

飼い主とともに避難した動物に関して、飼い主に適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、一般の避難者とのトラブル防止に努める。

避難者の飼養するペットについて、同伴での避難を可能とするが、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペットは屋外を原則として飼養専用スペースを設置し避難者とすみ分け、同伴者の責任で飼養する。

例外として、避難所運営委員会と管理者の協議により、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもと、居室以外の屋内スペースを設けることも可能とする。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者全員が責任を負うものとする。また、撤去後の原状復帰もペット同伴者の責任で行う。

現地本部は、町本部を通して、民間団体による一時預かり措置や県・動物救護ボランティア登録制度など、被災者同伴動物に関する有益情報を積極的に入手し、同伴者に伝達する。

このほか、ペットへの対応については、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が決定する。

なお、町は、平時より飼い主に対して、しつけはもとより、災害時に備えたペット同行の避難訓練やペットフード等の備蓄、避難所生活への対応等について啓発に努める。

## 4. 在宅被災者への支援

在宅被災者とは、居宅は災害後も継続的に居住可能であるが、交通手段・ライフラインの途絶等により、自助努力での食料調達等が困難で、生活の維持に公的援助を要するものを言う。

町は、在宅被災者に対しても、指定避難所を拠点として、避難所運営委員会との

協力のもと、避難者と同様に以下の支援活動を行う。

- ① 町内の在宅被災者の人数把握
- ② 在宅被災者のニーズ集約・把握
- ③ 食料・物資等の確保
- ④ 食料・物資等の給付(原則として、各避難所分をまとめて給付)

町は、防災拠点である指定避難所での物資等の支援を原則とし、個別の居宅での支援は行わないが、在宅被災の災害時要援護者等に対し、地区災害対策本部（行政区・民生委員等）やボランティアが配食等の支援を行う場合は、これに協力するものとする。

## 第13節 物資及び資機材の備蓄

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、上下水道課、財務課、都市計画課、観光産業課、教育委員会】

災害が発生すると、平常時の市場流通は混乱したり途絶することが予想される。このため災害発生に備え、あらかじめ次のような物品等の備蓄及び調達体制を整備しておくものとする。

#### 1. 食料の確保

##### (1) 食料備蓄計画

県被害想定調査より、東京湾北部地震による町内の被災棟数は全半壊・焼失合わせて132棟、発災から1週間後の避難者数は279人となることが想定されている（尚、発生確率は極めて低いとされるが、関東平野北西縁断層帯地震では、全半壊・焼失数あわせて324棟、1週間後の避難者数は327人と想定されている。）。

その他にも、停電、ガスの供給停止等ライフラインの途絶、交通機能の被災及び混乱による流通の停滞等により、多数の食料を求める被災者が発生するものと考えられる。なお、備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、災害時要援護者や乳幼児、食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

##### ① 備蓄量

町は、県被害想定に応じて、避難者（集会所・公園等避難者を含む）、在宅被災者及び災害救助者（ボランティア等）に対する食料をあわせて5日分（15食）確保することとして約15,000食、帰宅困難者に対する食料を概ね1泊分（2食）確保することとして約3,500食、その他調整分として約4,500食、合計で約23,000食が必要になる。これにより、町では主食アルファ米と副食スナックを合わせた食料の備蓄目標を、25,000食と定める。（平成27年4月1日現在の備蓄量約3万食）

<食料の備蓄必要量>

	主食（アルファ米）			副食（ビスケット等）	合計
	想定人数	1人当たり食数	小計		
避難者分 <sup>※1</sup>	300人	15食（5日分）	4,500食	3,000食	7,500食
在宅被災者・災害救助者 <sup>※2</sup>	300人	15食（5日分）	4,500食	3,000食	7,500食
帰宅困難者 （4,246人）	1,500人 （3割） <sup>※3</sup>	2食（0.5日分）	3,000食	500食	3,500食
その他調整分	300人	10食	3,000食	1,500食	4,500食
合計	-	-	15,000食	8,000食	23,000食

※1：避難者数（300人）は、東京湾北部地震（想定279人）と関東平野北西縁断層帯地震（想定327人）のほぼ中間値とした。

※2：在宅被災者向けの備蓄は、阪神淡路大震災の供給例（避難者数の2割）を参考とした。災害救助者は自らの飲食料持参を原則として最小限の備蓄を見込む。

※3：帰宅困難者向けの備蓄は、東日本大震災の際の町の最寄駅における周辺公共施設滞在者数の実績を参考とした。

② 備蓄方法

発災直後は町内輸送が困難で、地域が孤立化することも想定し、備蓄食料は、各エリアで想定される避難者数を基に、指定避難所の防災倉庫に振り分けて備蓄することとする。保存年限に応じて計画的に更新を図る。飲料水や生活必需品についても同様とする。

現在の町に備蓄されている食料の品目、備蓄場所、数量等を資料2-28に示す。

〔資料2-28 食料の備蓄状況〕

③ 家庭内備蓄

町は5日分の食料備蓄を行うが、外部からの救援物資が遅延することも予想される。また、確率は低いものの、関東平野北西縁断層帯地震の場合は、3~4日で町の備蓄が底をつくことが予想される。

これらのことから、発災後1週間は、町内で自給できるよう、公助のみならず自助による備蓄の重要性について啓発し、住民自身でも、最低3日分、できるだけ1週間分を目標に家庭内で備蓄することを推奨することとする（うち、1日分は非常持ち出し用）。飲料水や生活必需品についても同様とする。

④ 事業所内備蓄

各事業所では、従業員や顧客が帰宅困難になることを想定し、①を参考に

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第13節 物資及び資機材の備蓄

して、事業継続計画の一環として事業所内備蓄を行うものとする。飲料水や生活必需品についても同様とする。

なお、役場や出先機関、学校や保育所、幼稚園等においても、職員や児童が当面自給できるよう、業務継続計画として食料備蓄を検討することとする。

### (2) 調達体制

#### ① 町内外の業者からの調達

避難生活が長期化して備蓄食料が不足した場合、町内外の米穀業者、製パン工場、スーパー、商店等から食料を調達するものとし、食料調達に関して、町内外の食料取扱業者との協定を進め、災害時の食料調達先を確保するよう努める。また、協定を締結した企業、団体等との平常時における継続的な連携を図る。

#### ② 県への調達要請

県知事へ対し、米穀等の供給について要請できる体制を整備する。

#### ③ 物資集積拠点の整備

町内の業者及び県からの供給食料を保存・管理が可能な施設を整備する。関係業者及び県からの供給物資は総合体育館において、農林部物資供給班が受付・管理する。

<物資集積拠点>

施設名称	管理者	所在地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※(代替) 三芳町文化会館

## 2. 飲料水及び生活用水の確保

県被害想定調査によれば、東京湾北部地震による町内の断水人口は2,324人(837世帯)が見込まれており、埼玉県全体として復旧には30日を要するとされている。町では、避難住民や在宅被災者の飲料水や生活用水の確保について次のとおり定める。

### (1) 水道貯水施設の現況

名称	管理者	貯水能力	電話番号	所在地
三芳町浄水場	町長	12,410 m <sup>3</sup>	274-1014	藤久保1047-1

(2) 飲料水備蓄計画

地震災害により、(1)による配水機能に支障を生じた場合に備え、飲料水備蓄計画を定める。飲料水は、調理用水としても使用するが、災害時は、生活用水と分けて考えるものとする。

なお、本備蓄については、荒川・利根川水系や地下水に係る汚染事故等に対する危機管理として、上水道を一時的に代替する緊急対策（特に乳児飲料用）にも使用することができるものとする。

① 備蓄量

町は、県被害想定に応じて、避難者（集会所・公園等避難者を含む）、在宅被災者及び災害救助者（ボランティア等）対し、生命維持のためにひとり一日3ℓとして3日分を確保することを基本とする。

このうち、ペットボトルによる備蓄は2日分(6ℓ)を確保することとして、2ℓペットボトル換算で1,800本、帰宅困難者に対する飲料水を概ね0.5日分(1.5ℓ)確保することとして1,200本、その他調整分として600本、あわせて3,600本が必要となる。

これにより、飲料水備蓄の目標値を2ℓペットボトル3,800本と定め、計画的に増強を図るものとする。(平成27年4月1日現在の備蓄量1,548本)

断水人口2,324人、復旧日数30日間の被害想定を充足する備蓄は、現実的ではないことから、家屋を失うなど極めて生活が困難な避難者等に対する備蓄を基本とし、これに不足する分は、給水車や災害用井戸、住民自身の備蓄等で対応することとする。また、備蓄飲料水は、乳児(ミルク)ほか災害時要援護者、傷病者への対応を優先する。

<飲料水の備蓄必要量>

	想定人数	1人当たりの量	必要量	2ℓPET換算
避難者分	300人	6ℓ(2日分)	1,800ℓ	900本
在宅被災者・災害救助者	300人	6ℓ(2日分)	1,800ℓ	900本
帰宅困難者 (4,246人)	1,500人 (3割)	1.5ℓ(0.5日分)	2,250ℓ	1,200本
その他調整分	300人	4ℓ	1,200ℓ	600本
合計	-	-	7,050ℓ	3,600本

② 備蓄方法

町は、ペットボトルを発災当初の基本的な飲料水（調理用水を含む）として、各エリアで想定される避難者数を基に各指定避難所の防災倉庫に振り分けて備蓄し、保存年限に応じて計画的に更新を図る。

③ 家庭内備蓄

断水人口（2,324人）の被害想定を考慮し、住民自身も、飲料水として最低1日分（3ℓ）、できれば3日～1週間の備蓄を推奨する。マンションの受水槽は飲料水として使用し、トイレ等の生活用水（風呂や洗濯機への貯め置き水の活用等）と分けるなどの工夫をする。

その他、1.（1）食料備蓄計画③「家庭内備蓄」を準用するものとする。

④ 事業所内備蓄

1.（1）食料備蓄計画④「事業所内備蓄」を準用する。

**(3) 生活用水**

発災当初で水の供給が困難な状況では、(2)の飲料水（調理用水を含む）としての使用を優先する。生活用水は1日当たり約20ℓが必要とされるが、災害用井戸のほか、プール水等浄水器で浄化したものを活用する。

生活用水とは、手洗い、洗顔、洗髪、歯磨き、食器洗浄、入浴、トイレ、洗濯等に使用するための水を指す。

生活用水の家庭内の備えとして、風呂や洗濯機に水を貯めておき、災害時にトイレ用水に活用するなどの啓発をする。

**(4) 給水設備及び資機材の整備と維持管理**

① 給水用資機材の整備

断水世帯想定に基づき必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄、輸送方法調達体制を整備する。

なお、災害時における給水拠点は、指定避難所等の防災拠点とする。

応急給水用の資機材として町が備蓄しているものを、資料2-29に示す。

**〔資料2-29 給水用資機材の備蓄状況〕**

② 耐震性貯水槽の整備

飲料水の確保のため、指定避難所や公園等避難場所などに計画的に耐震性貯水槽の設置を進めていくものとする。

③ 災害用井戸（指定避難所）及び非常用井戸（民間所有）の活用

各指定避難所（8小中学校）には災害用井戸が設置されている。災害用井戸については、避難所エリアの地域防災関係者による使用訓練（発電機と組

み合わせた停電時使用訓練を含む)を実施する。

また、町内には多くの民家に井戸があり、飲料可能な井戸に関しては所有者の協力を得て「非常用井戸」として指定する。災害時にこれらを活用するために平常時から実態を把握し、水質検査を年に1回行うとともに、一般に開放できるようにする。

町内の非常用井戸(飲料用)指定箇所の一覧を資料2-30に示す。

**〔資料2-30 民間非常用井戸(飲料用)指定箇所一覧〕**

④ 検水体制の整備

町及び水道事業者は、災害用井戸、民間非常用井戸のほか、プール、耐震性貯水槽、池や河川などの水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

### 3. 生活必需品の備蓄・確保

寝具(毛布)、下着、タオル、食器、衛生用品、応急処置用の薬品、その他生活必需品の迅速かつ的確な給与(貸与)を行うため、必要な量の備蓄物資を確保するものとする。その際、要援護者、女性ほか、多様な避難者に配慮した生活必需品の確保に努めるものとする。

生活必需品の備蓄数量、品目、場所等を定めた備蓄計画を策定すると共に、各種企業との協定を踏まえ、備蓄している生活必需品に不足が生じた場合の調達先や輸送方法等を事前に検討しておく。

また、災害発生後、直ちに確保できるように、関係業者との協力体制を整備する。

#### (1) 備蓄品

「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」に基づき、特に要援護者や女性に配慮した生活用品<sup>※</sup>の備蓄に努めることとする。

生活必需品に関する備蓄状況を、資料2-31に示す。

※ 《第12節 《予防・事前対策》 2 避難所における良好な生活環境の確保》及び《3 災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備》に定める。

**〔資料2-31 生活必需品の備蓄状況〕**

#### (2) 物資の調達先

1. (2) 調達体制 を準用する。

## 4. 防災用資機材の備蓄

町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所等を定めた備蓄計画を策定する。備えるべき基本的な資機材は次のものがある。

- ①簡易トイレ ②発電機 ③投光器 ④浄水器 ⑤担架 ⑥リヤカー  
⑦ポリタンク ⑧ラジオ ⑨シート ⑩工具類 ⑪その他

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づく必要量とし、指定避難所等の防災倉庫に保管する。

このほか、避難所の停電対策として、従来のガソリン以外の燃料による発電機（LPガス等）や太陽光パネルなど自然エネルギーによる発電設備の導入、災害時の通信環境の整備を検討するほか、間仕切りや床マット、着替えテントや暖房器具、煮炊きセット（鍋釜、コンロ、かまど）等を計画的に導入する。こうした避難所の資器材整備にあたっては、各避難所連絡会議や地域防災検討委員会等における多様な意見を踏まえて充実を図るものとする。

災害対策協力会や各種企業との協定を踏まえ、備蓄している防災用資機材に不足が生じた場合の人材協力を含めた調達や輸送方法などを事前に検討しておく。

また、災害発生後、直ちに確保できるように、平常時から関係事業所との継続的な連携を図る。関係業者との協力体制を整備する。

現在、備蓄している資機材を資料2-32に、避難所用テントの設置支援に関する協定を資料6-21に示す。

〔資料2-32 防災用資機材の備蓄状況〕

〔資料6-21 被災時における緊急設備支援に関する協定書〕

## 5. 石油類燃料の調達・確保

地震による停電の長期化や、発電所等の地震被害に伴う計画停電に対応するため、町は、町の防災拠点となる施設における発電機の配備及び燃料（ガソリン及びLPガス）調達計画を検討するものとする。

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料やLPガス等の調達体制について、平時から町内燃料取扱事業所及び県、関係事業所組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

## 《応急対策》

【総務部庶務班、救助部、避難所・教育対策部、上下水道部】

### 1. 食料の確保・供給

《本節《予防・事前対策》1. 食料の確保》を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

#### (1) 配給対象者と数量等

##### ① 配給対象者

被災により食料を得る手段がない下記の者とする。

- ア. 避難者
- イ. 在宅被災者
- ウ. 帰宅困難者

ただし、親戚・知人宅等へ寄留し食事の提供を受けられる者、勤務先等での救済措置を受けられる者を除く。

##### ② 応急食料の種類

##### ア. 一次調達品（直後）

防災倉庫内のアルファ米、缶入りパン、粉ミルク等  
備蓄倉庫における備蓄食料を、資料2-28に示す。

#### 【資料2-28 食料の備蓄状況】

##### イ. 二次調達品

炊き出し給食、業者から調達した弁当やパン、救援物資 等

#### (2) 食料の調達方法

《本節《予防・事前対策》1. (2) 調達体制》に定めるほか、米穀等の主食の確保については、町内の取扱業者に協力を依頼しあらかじめ協議の上、以下により調達するものとする。

- ① 町長は、町内取扱業者から米穀を購入する。
- ② 町の調達食料に不足が生じたり調達不可能な時は、町長（本部長）は県に米穀等の供給を要請する。
- ③ 交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食料が必要と認められた場合は、町長はあらかじめ知事から指示されている範囲内で農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成 21

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第13節 物資及び資機材の備蓄

年5月29日付総合食料局長通知)に基づき災害救助用米穀の引渡しを要請し供給するものとする。

〔資料2-33 災害救助用米穀の引渡要請書〕

〔資料6-22 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
(さいたまコープ)〕

〔資料6-23 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
(いるま野農協)〕

〔資料6-24 災害時における物資の供給に関する協定書〕

(3) 食料の輸送と集積拠点

① 輸送方法

町が調達した食品及び県より給付を受けた食品は、指定の物資集積拠点に集め、救助総務班は要請のあった地区の拠点施設(指定避難所)へ輸送等を行う。

なお、災害の状況によっては、調達先より直接各地区の拠点施設(指定避難所)等へ輸送し、また調達先の業者に輸送させることも考慮する。

② 物資集積拠点

供給物資の集積拠点は原則として、以下の場所とする。災害の状況によって交通及び連絡に便利な他の公共施設等とする。

<物資集積拠点>

施設名称	管理者	所在地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※(代替)三芳町文化会館

(4) 給食の方法

① 配給の順序

原則として米穀とするが、状況等によってビスケット類等の非常食品とする。また、乳児食として生後1年未満の乳児には、粉ミルクを配給する。

軽微な湯沸し等は、避難所運営委員会が行う。

② 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食センターで行う。炊き出し能力は以下に示すとおりである。不足する場合や学校給食センターが使用不能等の場合には、避難所運営委員会、三芳町赤十字奉仕団、PTA等が協力して、避難所内等で炊き

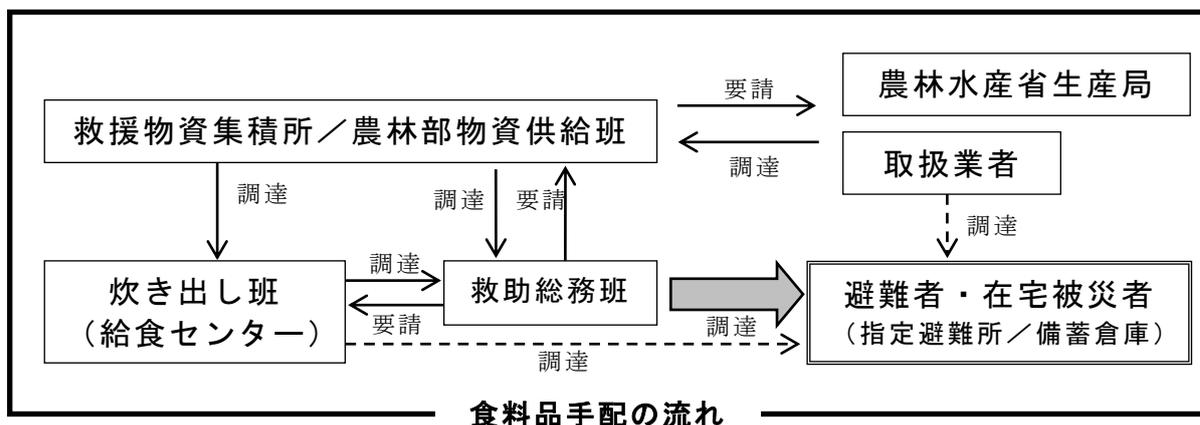
出しを実施するほか、町内の飲食店等に対して協力を依頼する。

施設名称	所在地	電話番号	炊出能力
町立学校給食センター	北永井 348-2	049-258-3550	2,500食

### ③ 食料の配分方法

救助総務班長は、避難所総務班長と協力して、食料配給対象者の把握に努めるとともに、配給場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

避難所総務班長は上記の配分計画に基づき、現地本部を通じて避難所運営委員会及び行政区の協力により、被災者に公平に交付する。



### (5) 埼玉県広域受援計画の適用

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された場合、国の「首都直下地震応急対策活動要領」が適用され「同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、町は県が定める「埼玉県広域受援計画」に基づいて対応するものとする。

## 2. 飲料水の確保・供給

《本節 《予防・事前対策》 2. 飲料水及び生活用水の確保》を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

### (1) 給水対象者と需要範囲把握

#### ① 給水対象者

給水対象者は、災害のため水道施設等に被害を受け、飲料用に適する水を得られない下記の者とする。

- ア. 避難者
- イ. 在宅被災者
- ウ. 帰宅困難者

ただし、親戚・知人宅等へ寄留し水の提供を受けられる者、勤務先等での救済措置を受けられる者を除く。

なお、備蓄飲料水（ペットボトル）は、乳児（ミルク）等の災害時要援護者や傷病者への対応を優先する。

#### ② 需要範囲把握

町の一部の地域で給水が停止した場合は、上下水道部が需要を把握する。町内全域の状況を把握後、災害対策本部へ報告する。

### (2) 給水拠点の設置

医療施設、福祉施設等を除く一般住民向けの給水は、各戸への個別給水ではなく、指定した給水拠点とする。給水拠点は原則として各地区の指定避難所（小中学校）とする。給水拠点の変更、新たな拠点の設置等の場合には、事前に災害対策本部へ場所を報告する。

給水拠点には、それが明確に分かる表示をする。

### (3) 給水用資機材の調達

応急給水用として、町が備蓄している給水用資機材（給水タンク・給水袋等）は、資料2-31のとおりである。不足する場合には、総務部庶務班を通じて県及び隣接市へ応援を依頼する。

#### 〔資料2-31 生活必需品の備蓄状況〕

### (4) 給水の実施方法

#### ① 給水目標

災害発生直後の生命維持は、各指定避難所の備蓄保存水（ペットボトル）によりまかなわれるが、断水想定人口（2,324人）や生活用水も考慮して、速やかに複数の給水手段を講じなければならない。

応急給水に要する給水量は、下表に示すように飲料水を得られない者に対し、地震発生から3日間は1日3リットルを目標とした給水を行い、4日目

以降1人1日20リットルを目標に増量する。また、地震発生21日までに生活可能な必要水量である1人1日100リットルを目標とし、28日までに250リットルを目標とする。

最低必要量が確保できない場合には、総務部庶務班を通じて、隣接市または県に速やかに応援を依頼する。

期 間	1人1日あたりの水量 (リットル)	水 量 の 用 途 内 訳
地震発生から3日間	3	生命維持のため最低限必要量 (備蓄保存水・給水車・災害用井戸)
4日～10日まで	20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 (給水車・災害用井戸・プール浄水等)
地震発生から 21日まで	100	通常の生活で不便であるが、 生活可能な必要水量
地震発生から 28日まで	250	ほぼ通常の生活に必要な水量

② 給水順位

給水は原則として防災拠点のみとし、医療施設、福祉施設、指定避難所の順で優先し、それ以外での給水は災害の状況により本部が指定する。

なお、指定避難所における給水でも、乳児等の要援護者や傷病者を優先する。

③ 給水方法

水道管等の施設が災害により被害を受け、断水した場合には、町で備蓄している資機材により給水する。同時に県、隣接市に供給の協力依頼を行う。なお、埼玉県拠点給水地（上赤坂中継ポンプ所）において給水車両等への給水を受けることができる。このような災害時における応急給水は、上下水道部が担当する。

ア. 上下水道部の組織及び業務内容

上下水道部班員のほか、他の班員及び民間の応援等により組織し、以下のことを行う。

- ◆主な水源（浄水場、取水井戸）の保有水量の確認を行う。
- ◆塩素滅菌装置の点検を行う。
- ◆給水諸機器、簡易ろ過装置などの機能確認を行う。
- ◆各給水拠点での応急給水施設の開放と給水を行う。

- ◆給水備蓄資機材を給水拠点に速やかに運搬し、配管して応急給水に当たる。
- ◆必要に応じ他市町村及び民間等からの応援給水車などにより、給水能力の向上を図る。

〔資料6-25 災害時における救援物資提供に関する協定書〕

- ◆民間非常用井戸による給水を行う。(資料2-30参照)

〔資料2-30 民間非常用井戸(飲料用)指定箇所一覧〕

イ. 給水活動

- ◆被災直後の給水は、応急給水拠点(指定避難所等)を定め、取水場所(浄水場、使用可能な消火栓等)から給水車、給水タンク等に取り水し、被災者へ給水する。

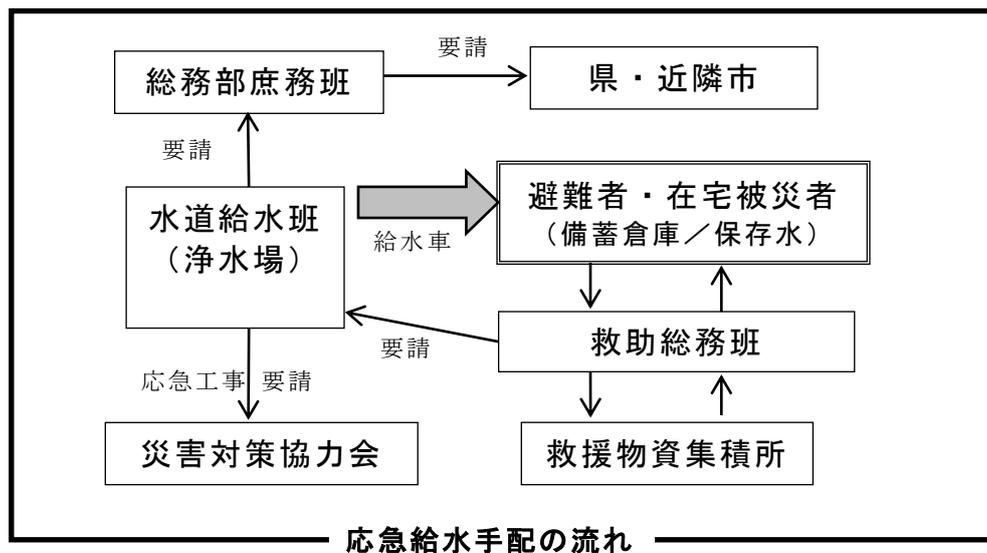
〔資料6-48 上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書〕

(5) 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合または発生した場合において、町長(本部長)は、三芳町災害対策協力会の協力を得る必要があると認めた時は、工事店の出動を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。三芳町災害対策協力会に関する資料を6-26に示す。

一般住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに上下水道部へ連絡するよう周知する。

〔資料6-26 非常災害時における緊急支援に関する協定書〕



### 3. 生活必需品の確保・供給

《本節 《予防・事前対策》 2. 生活必需品の備蓄・確保》を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

#### (1) 給（貸）与の対象者と 給（貸）与品目

##### ① 給（貸）与の対象者

住居の全壊（焼）、流失、半壊または床上浸水等で、生活上必要な家財等が喪失または、き損し、しかも資力の有無に係わらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

##### ② 給（貸）与品目

給与または貸与の品目は、災害救助法の基準に準じて、原則として以下のものとする。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ア. 寝具   | キ. 日用品           |
| イ. 外衣   | ク. 光熱材料          |
| ウ. 肌着   | ケ. 簡易トイレ         |
| エ. 身回り品 | コ. (情報機器)        |
| オ. 炊事用品 | サ. (災害時要援護者向け用品) |
| カ. 食器   |                  |

#### (2) 生活必需品の調達方法

- ① 生活必需品は、町の備蓄倉庫から調達する。備蓄状況を資料2-31に示す。
- ② 備蓄分で不足する場合には、町内の取扱業者より必要な品目を購入する。
- ③ 寝具・衣類等、予定されていない品目に関しては、その都度業者を選定し、必要に応じて購入する。
- ④ 町の調達数量に不足を生じたとき、または調達不能な時は、町長（本部長）は県に調達を要請する。

#### 〔資料2-31 生活必需品の備蓄状況〕

#### (3) 生活必需品等の輸送

- ① 救助部救助総務班は、調達した物資や県から給付された物資を下記の指定の集積拠点から各避難所に輸送する。
- ② 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。

＜物資集積拠点＞

施設名称	管理者	所在地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※（代替）三芳町文化会館

(4) 生活必需品等の配分

① 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定

町長（本部長）は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。

災害救助法適用後は、町長（本部長）の指示により被災者に配布後、直ちに県へ報告する。

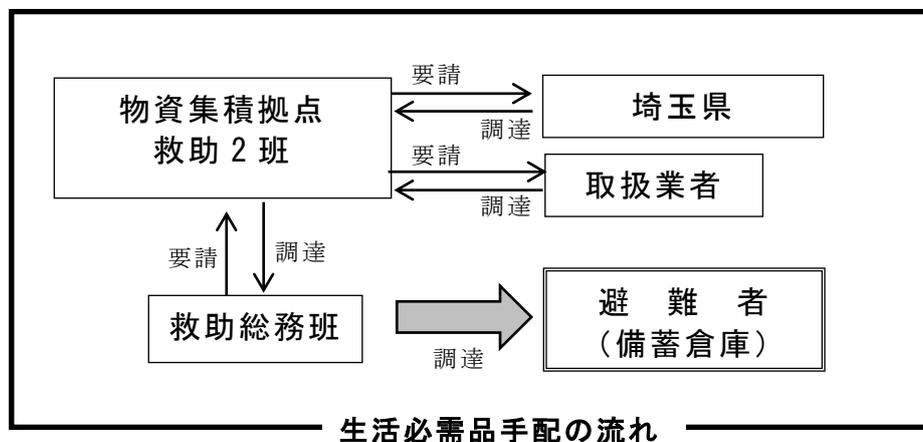
② 生活必需品の給（貸）与の範囲

住家の全壊、全焼、流失、半壊もしくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。）等により、生活に必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して実施する。

③ 生活必需品の配分

救助総務班長は、避難所総務班長と協力して、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

避難所総務班長は上記の配分計画に基づき、現地本部を通じて避難所運営委員会及び行政区の協力により、被災者に公平に交付する。



(5) 救援物資の保管と配分

《第2章第2節 生活再建等の支援 5. 義援金及び見舞金品の受入・配分計画》を準用する。

## 第14節 緊急輸送

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、道路交通課、上下水道課、教育委員会】

#### 1. 緊急輸送ネットワークの整備

町内における効率的な緊急輸送を行うために、各地区拠点、輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

##### (1) 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、町道と町役場及び各地域拠点（指定避難所）を原則的に複数経路で結ぶようにする。P. 146 に三芳町における指定緊急輸送道路の位置図を示す。

これらの道路に関しては、発災後、直ちに通行が可能となるように、障害物の除去等の体制を整備する。なお、町指定緊急輸送道路のなかで、町以外の道路管理者が管理する道路の場合別途協議する。

##### (2) 平常時からの対策

指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、瓦礫等の障害物の発生を最小化させる。

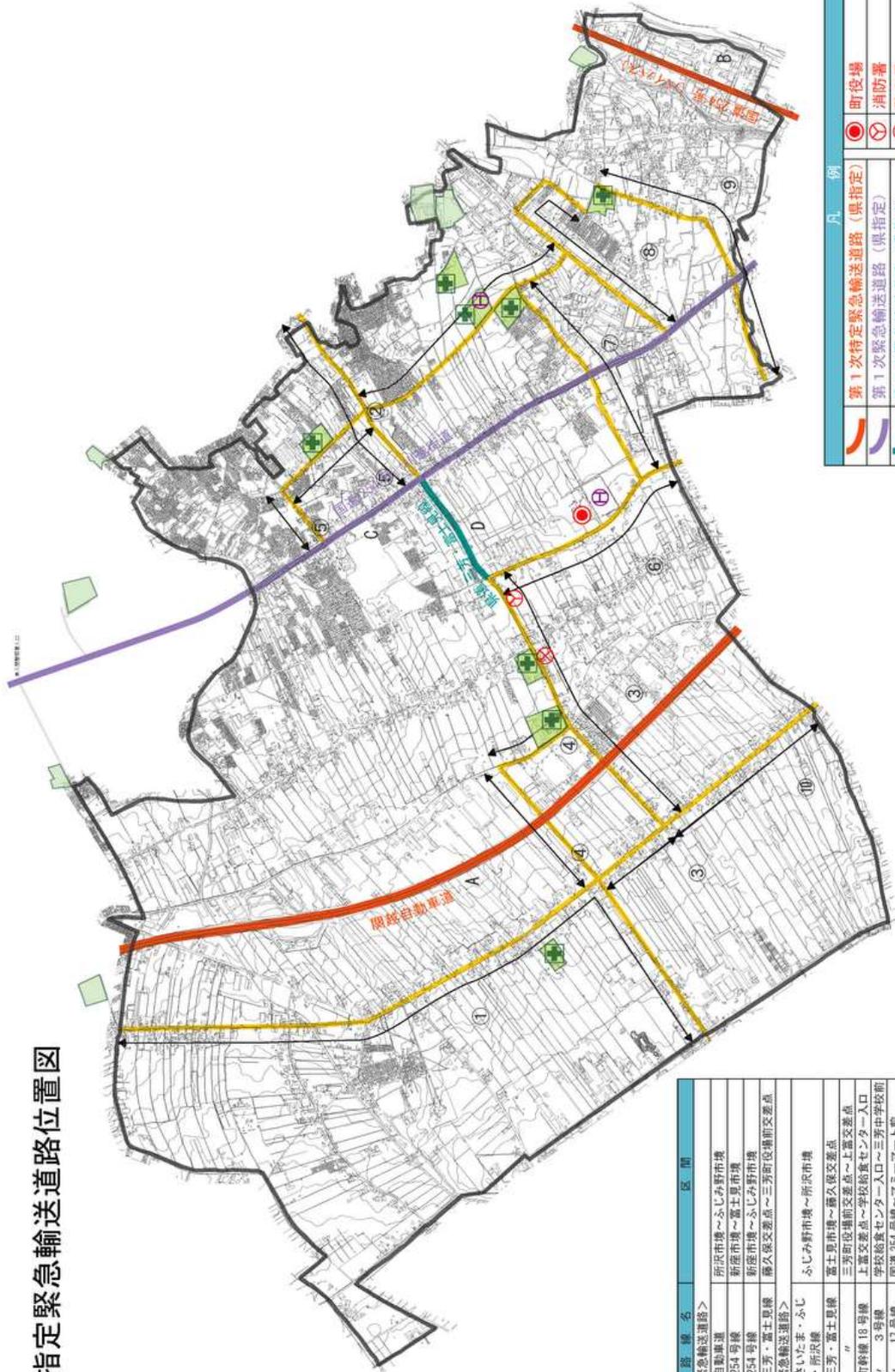
下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

また、道路管理者は、緊急輸送道路内で地震の影響により重大な被害の発生が心配される箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。

##### (3) 住民への周知

住民に対しては、指定される緊急輸送道路に関して、その位置や役割を防災マップや看板等を使って周知を行う。

指定緊急輸送道路位置図



凡 例	
	町役場
	消防署
	警察署
	ヘリポート
	第1次指定緊急輸送道路(県指定)
	第1次緊急輸送道路(県指定)
	第2次緊急輸送道路(県指定)
	緊急輸送道路(町指定)
	指定避難所(小・中学校)
	指定緊急避難場所
	隣接市避難施設

線 路 名	区 間
<県指定緊急輸送道路>	
A 阿蘇自動車道	所沢市境～ふじみ野市境
B 国道254号線	新座市境～富士見市境
C 国道254号線	新座市境～ふじみ野市境
D 国道三芳・富士見線	藤久保交差点～三芳町役場前交差点
<町指定緊急輸送道路>	
① 熊道さいたま・ふじみ野・所沢線	ふじみ野市境～所沢市境
② 熊道三芳・富士見線	富士見市境～藤久保交差点
③ 三芳町幹線18号線	上富交差点～学校給食センター入口
④ 三芳町幹線3号線	学校給食センター入口～三芳中学校前
⑤ 17号線	国道254号線～マミーマー上前
⑥ 5号線	三芳町役場前交差点～所沢市境
⑦ 21号線	幹線7号線～幹線5号線交点
⑧ 国道5006号線	幹線22号線交点～国道4036号線交点
⑨ 国道4036号線	国道5006号線交点～竹間沢公民館
⑩ 三芳町幹線23号線	町道4046号線交点～所沢市境
⑪ 三芳町幹線2号線	竹間沢小学校～幹線23号線交点

## 2. 物資調達・輸送に関する体制の整備

### (1) 輸送施設・拠点の確保

町は、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路を除く）及び輸送・集積拠点として以下を指定する。

臨時ヘリポート	運動公園グラウンド※（代替／唐沢小学校校庭）
輸送・集積拠点	総合体育館（代替／文化会館）

※ 運動公園グラウンドが雨水冠水した場合等、唐沢小学校校庭を代替ヘリポートとして振り替えるものとする。

### (2) 輸送手段の確保

町は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にすると共に、災害発生時に人員や救援物資等の輸送の要請に備え、協定を結ぶ埼玉県トラック協会所沢支部の車両台数、対応能力等を把握しておく。

### (3) 緊急通行車両の事前審査

《本節 《応急対策》 2 緊急輸送車両の確認と確保》に定める活動が災害時に速やかに開始できるよう、町所有の車両、借上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両のうち、災害応急対策業務に使用することがあらかじめ決定されている車両について、災害対策基本法施行令第33条に基づき、事前に届け出を行う。

### (4) 物資輸送に関する体制の整備

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、町は、物資集積拠点や指定避難所までの輸送方法などをあらかじめ県と調整しておく。

## 《応急対策》

【情報部情報3班、救助部総務班、総務部庶務班、避難所・教育対策班、各部、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

### 1. 緊急輸送計画

震災時の応急対策活動の中で、住民の安全確保、被害の拡大防止、並びに災害応急対策実施の円滑化を達成するため、緊急輸送活動に関する計画を定める。

#### (1) 輸送実施者

① 町で必要とする車両等は、情報部情報3班が調達及び管理を行う。物資や傷病者の輸送・搬送作業に関しては救助総務班を中心となり、衛生医療班と連携して行う。必要に応じてトラック協会、入間東部地区事務組合、社会福祉協議会（ボランティアセンター）等に対して要請を行う。

〔資料6-27 災害時における物資の輸送に関する協定書〕

〔資料6-28 災害時におけるバス利用に関する協定書〕

② 救助総務班は、交通施設の被害状況及び復旧状況に関して情報1班（状況により土木班）と連絡を取り、その状況に応じた対応方法を考慮する。

#### (2) 輸送対象

救命活動、災害の拡大防止、救援物資輸送を喫緊の課題として、次のものを基本的な輸送対象とする。

##### ① 人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者、医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救助のための要員、消防機関の職員とする。

##### ② 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品・医療用資機材、災害復旧用資機材、車両用燃料、食料品、飲料水、生活必需品等の救援物資等とする。

#### (3) 輸送の優先順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位は原則として以下のように定める。

優先順位	輸 送 物 資
1	住民の生命の安全を確保するために必要なもの
2	災害の拡大防止のために必要なもの
3	その他必要な応急対策のために必要なもの

## 2. 緊急輸送車両の確認と確保

### (1) 緊急輸送車及び配車を必要とする応急対策

緊急輸送車両は、次に示すような災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両及び道路交通法第39条に規定する緊急自動車とする。

- ① 警報の発令・伝達及び避難の勧告・指示
- ② 消防・水防その他の応急措置
- ③ 応急の救護を要すると認められる人の救護・保護
- ④ 施設・設備の応急復旧
- ⑤ 清掃・保健・防疫
- ⑥ 犯罪の予防・交通規制・社会秩序の維持
- ⑦ 緊急輸送物資の輸送
- ⑧ その他災害発生・拡大防止のための措置

### (2) 緊急輸送車両の確認

災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合、緊急輸送車両確認の対処方法は以下のとおりとする。

#### ① 緊急輸送車両標章及び証明書の交付（資料2-34 参照）

ア. 車両の使用者は、知事（南西部地域振興センター）または公安委員会（東入間警察署）に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるものとする。

イ. 上記により確認したときは、知事（南西部地域振興センター）または公安委員会（東入間警察署）は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

ウ. 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい位置に標示する。

〔資料2-34 緊急輸送車両標章及び証明書〕

### 3. 輸送方法

#### (1) 輸送路の確保と放置車両対策

道路被害状況、復旧見込み状況の情報収集は、土木部等の情報を情報部がとりまとめ、速やかに各輸送担当者と連絡をとる。輸送ルートは、《本節 《応急対策》 1. 緊急輸送計画》で示した確保順位、道路の被害状況等を考慮し、適切なルートを決する。

住居周辺にあり、日常生活に著しい支障を及ぼしている輸送路上の障害物は、災害救助法施行令第8条の障害物除去に従い、土木班が行う。（《第2節 《応急対策》 3. 道路交通対策》参照）

なお、町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行う。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

#### (2) 車両の確保

町有の車両を全面的に活用するとともに、町内の輸送業者及び住民に協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。車両が調達不能な場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。資料2-35に町有車両の現況、2-37に町内の輸送力の現況について示す。

〔資料2-35 町有車両一覧〕

〔資料2-36 町内輸送力の現況〕

#### (3) 車両の運用

- ① 車両の運用は、災害対策本部の情報3班が各部の要請に基づき、使用目的に合わせた配車を行う。
- ② 災害対策本部の各部は、応急対策を実施する上で車両が必要になったときは、情報3班に対し用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を申請する。
- ③ 災害対策本部情報3班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

(4) 燃料の調達方法

応急対策に係わる車両への燃料の調達については、町内ガソリンスタンド、取扱業者等に協力を依頼し、購入する。

4. ヘリコプターによる輸送

(1) 要請方法および連絡先

① 県へ要請する場合

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。(参照 資料6-29 埼玉県防災ヘリコプター応援協定、資料6-30 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領)

連絡先、報告事項を下記に示す。

名 称	電 話 番 号	
	時 間 内	時 間 外
埼玉県 危機管理防災部 消防防災課	048-830-8181	048-830-8111

② 自衛隊へ要請する場合

《第4節 支援要請・受援体制 《応急対策》 2. 自衛隊に対する災害派遣要請》の事項に基づき要請を行う。

〔資料6-29 埼玉県防災ヘリコプター応援協定〕

〔資料6-30 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領〕

(2) 町指定ヘリポート

空路からの救助物資輸送時のヘリポート指定地は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	面 積
町立運動公園グラウンド	藤久保1118-1	259-3135	25,721 m <sup>2</sup>
唐沢小学校（代替）	藤久保 410-2	258-8900	9,939 m <sup>2</sup>

これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、ヘリポートから物資集積拠点（総合体育館）、各地区の防災拠点（指定避難所）までの輸送は、原則的に救助総務班がトラック協会やボランティアセンターの協力を得て行うものとする。

なお、運動公園グラウンドが雨水冠水等によって使用困難な場合においては代替として唐沢小学校を活用する。

## 5. 物資の集積拠点

供給物資・救援物資の集積拠点は原則として、以下の場所とする。災害の状況によって交通及び連絡に便利な他の公共施設等とする。

<物資集積拠点>

施設名称	管理者	所在地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※（代替）三芳町文化会館

## 第15節 災害時要援護者対策

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、福祉課、健康増進課、こども支援課、総務課、財務課、  
東入間警察署、入間東部地区事務組合】

#### 1. 災害時要援護者等に係る定義

##### (1) 要配慮者・災害時要援護者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等にあたり大きな支障があり、特段の手助けが必要な者など、防災施策において特に配慮を要する者を災害対策基本法では「要配慮者」という。本計画では、「三芳町災害時要援護者避難支援プラン」における施策推進の経緯から、「要配慮者」の同義語として、従来通り「災害時要援護者」の名称を使用する。

##### (2) 避難行動要支援者

町内に居住する災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、町が地域防災計画において、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると定めた者。

##### (3) 避難支援等関係者・避難支援機関

災害時要援護者（避難行動要支援者を含む）の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援等関係者を定めることとしている。特に行政区や消防署等の公共的団体・公的機関を指す場合は、「避難支援機関」と呼ぶ。

#### 2. 災害時要援護者の安全確保

町では、災害が発生した際や災害のおそれがあるときに、家族等の援助が困難で、自力で避難することができない住民の避難を地域で支援する仕組みとして「三芳町

災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定している。

このプランは、地域の助け合いを基本としており、避難支援を希望された住民の名簿を作成し、避難支援等関係者が情報共有をして、いざというときに備えるものとなっている。

町は、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を災害時に備えて行政内部情報として整備しておくとともに、災害時要援護者（要配慮者）全般についても、「三芳町災害時要援護者避難支援プラン」として推進することとし、本人の登録申請及び情報共有同意に基づき避難支援等関係者による支援が可能となるよう、本計画にその対策の重要事項を定める。

なお、町は「避難行動要支援者名簿」登載者に対しても、情報共有同意への理解が進むよう、「災害時要援護者避難支援プラン」への登録申請を促進するものとする。

#### (1) 推進体制の整備

町は、要援護者避難支援プランを推進するため、避難支援機関（区長会、民生委員・児童委員協議会、消防団、社会福祉協議会、東入間警察署、入間東部地区事務組合等）で構成する「三芳町要援護者避難支援プラン推進会議」を設置する。

また、同会議の幹事として防災施策担当課、福祉施策担当課及び介護施策担当課等が庁内横断的にプロジェクトチームを編成して取組むものとする。

#### (2) 避難行動要支援者

##### ① 避難行動要支援者の範囲の設定

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義し、詳細の範囲設定を自治体に委ねている。

町では、避難行動要支援者の範囲を、「次のいずれか一以上に該当する者であって、かつ、自力避難（家族等の同居者の支援による避難を含む）が困難な在宅者」と定める。

- ア) 要介護度 3～5 の認定を受けている者
- イ) 身体障害者福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する者
- ウ) 療育手帳④又は A を所持する者
- エ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する者
- オ) 町の支援を受けている難病患者

カ) その他特に支援が必要と町長が認めた者

② 避難行動要支援者名簿の作成

町は、法令に基づき、原則として災害時にのみ活用する行政保有情報として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。名簿に登載する情報は次のとおりとする。

ア) 氏名

イ) 生年月日

ウ) 性別

エ) 住所又は居所

オ) 電話番号その他連絡先

カ) 避難支援等を必要とする事由

キ) その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

名簿作成は、原則として福祉担当課（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者等を所掌）及び介護保険担当課（介護認定・支援を所掌）が行う。各担当課は、要介護認定情報や障害者手帳情報等に基づき、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿の作成上、必要があれば担当課は住民基本台帳をその目的内で活用できる（「災対法等一部改正法改正後の災対法等の運用について」（平成25年6月21日府政防559号内閣府他通知））

難病患者に係る情報等、町が把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を求め、取得する。

各担当課は、それぞれの保有する福祉・介護認定情報を基に名簿を作成し、一元的に管理するとともに、防災担当部門とも情報共有を行う。

町内の避難行動要支援者に関する資料を、資料2-37に示す。

【資料2-37 町内の避難行動要支援者について】

(3) 災害時要援護者

① 災害時要援護者の範囲

災害時に自力避難や家族等同居者による援助も困難であり、又、避難所運営等の防災施策で特に配慮を要する在宅の者であって、避難支援等関係者が事前に情報共有することに同意する以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- ア) (2) ①に定める避難行動要支援者
  - イ) 70歳以上の独居高齢者
  - ウ) 70歳以上の高齢者のみ世帯
  - エ) 日本語理解が不十分な在住外国人
  - オ) その他災害時に支援が必要な者（妊産婦や乳幼児を含む）
- ② 災害時要援護者名簿の作成
- ①を対象として「災害時要援護者名簿」を、本人の申請・同意に基づき作成する。
- (2)②の避難行動要支援者名簿が災害時のみに活用できる行政保有情報であるのに対し、災害時要援護者名簿は、避難支援等関係者が予め情報共有することに同意した者の名簿（共有同意情報）である。この名簿は、③に掲げる避難支援等関係者に必要最小限の範囲で事前に名簿情報の提供を行う。
- 災害時要援護者名簿に掲載する情報は、基本的には(2)②同様であるが、プランに基づき「個別計画」を策定した者に関しては、これに避難支援者情報や避難方法等を加えたものとし、詳細は別途定める。
- 名簿の作成は、行政窓口での申請、民生委員・行政区等支援機関が預かった申請書に基づき、同プランプロジェクトチーム（福祉・介護担当課、行政区・消防防災担当課等）が行う。
- ③ 避難支援等関係者間での情報の共有
- 災害時要援護者名簿に関して、災害時要援護者避難支援プランの申請・同意に基づき、名簿情報を共有するのは、次の機関とする。
- <災害時要援護者避難支援機関>
- ア) 行政連絡区（自治会・地域防災組織を含む）
  - イ) 三芳町民生委員児童委員協議会
  - ウ) 三芳町消防団（各分団を含む）
  - エ) 三芳町社会福祉協議会
  - オ) 東入間警察署
  - カ) 入間東部地区事務組合
  - キ) その他町長が認めたもの
- 共有する情報は、各機関の管轄エリアに居住する要援護者情報のみとする。各支援機関の代表者を「情報管理責任者」とし、責任者が選任した「取扱者」に対して、守秘誓約書を提出させた上で該当する名簿を提供することとする。なお、当該役職を退任する際は、名簿を町に返却する。
- その他、災害時要援護者名簿の登録・更新・管理に関することは、支援機

関の代表で構成する「災害時要援護者避難支援プラン推進会議」の協議に基づき、町が別途定める。

④ 個別計画の策定と避難支援者の選任

(2)②の「避難行動要支援者名簿」登載者で、かつ、(3)②の「災害時要援護者名簿」への掲載に申請・同意した者は、重点支援対象として、個別計画の作成を促進し、本人の居住地区周辺から避難支援者を選任するなど、日常からの見守り体制を構築するとともに、本人と避難支援者がともに安全で最適な避難方法・経路を確認するための個別訓練の実施に努める。

個別計画における避難支援者の選任は、本人の希望を最優先するが、特に希望がない場合、行政区及び社会福祉協議会の推薦に基づき、要援護者居住地域直近の以下の者を原則とし、民生委員や行政区役員がこれを補完する。

ア. 小コミュニティ…例：自治会（組、班又はブロック） 等

イ. 地域福祉関係者…例：福祉委員、福祉協力員 等

その他、個別計画の策定・更新・管理に関することは、支援機関の代表で構成する「災害時要援護者避難支援プラン推進会議」の協議に基づき、町が別途定める。

**(4) 避難支援等関係者**

① 避難支援者の役割と見守りネットワーク

個別計画に定める避難支援者の基本的な役割は次のとおりとする。ただし、ア、イ及びカを基本とし、支援者自身の被災や危険も考慮する。

ア) 安否確認、又は避難済の確認

イ) 救助連絡

ウ) 応急処置

エ) 避難誘導

オ) 避難所における支援

カ) 平常時の見守りや避難訓練

キ) その他、必要な支援

避難支援者が、近隣住民、地区の民生委員、行政区（地域防災組織）、消防団分団、ボランティアら他の避難支援等関係者と連携して避難支援に対応できるよう、日頃から見守りネットワーク体制の構築を促進する。

また、避難支援に関する研修や訓練、情報交換の機会の創出を図る。なお、こうした体制づくりについては、女性の視点を反映させるよう努める。

② 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者自身又はその家族等の生命及び身体の安全を守ること  
を大前提とし、町は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難  
支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮した対策を進  
める。

また、災害時要援護者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けよ  
うとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解し  
てもらおうよう周知に努める。

#### (5) 災害時要援護者情報の管理及び更新

要援護者情報の管理にあたっては、情報の持ち出しや担当課以外の閲覧を禁  
止するなど、名簿情報の漏洩に万全を期すものとし、一方で災害発生時の使用  
に支障をきたさないよう留意する。電子情報での保管にあたっては、パスワー  
ド等で管理し、紙媒体での保管にあたっては、施錠付保管庫に保管する。

避難行動要支援者情報（行政保有情報名簿）の更新については、福祉・介護  
の各担当課が、死亡、転出入等の異動情報に基づき随時行うものとし、災害時  
要援護者情報（共有同意名簿）については、災害時要援護者避難支援プラン推  
進会議の調整に基づき、行政区、民生委員等の支援機関の協力を得て、年1回  
の登録促進・更新を行うなど、名簿情報の最新化に努めるものとする。

#### (6) 情報伝達体制の整備

災害時要援護者への災害情報の伝達を確実にを行うため、通信網の整備などを  
行い、文字情報（FAX、登録制メール、SNS、メディア）・音声情報（防災無線  
の電話応答サービス）、デジタルサイネージ、支援者を通じた直接伝達等の複  
数手段を活用した災害情報の伝達や避難準備・高齢者等避難開始の発表に努め  
る。

また、聴覚障がい者に対する「災害時援助用バンダナ」の活用と啓発、避難  
所におけるタブレット端末を活用した遠隔手話通訳の実用化について検討す  
る。

#### (7) 救急医療キット・ヘルプカード（防災カード）の活用

救急医療情報キットは、高齢者などが適切で迅速な処置を受けられるよう、  
持病などの医療情報や、薬剤情報、緊急連絡先等の情報を専用の容器に入れ、  
自宅に保管するものであるが、町は、要援護者自身の自助対策として、災害時  
の備えとしての救急医療情報キットの活用を促進する。

また、ヘルプカード（防災カード）は、障がい者などが援助してほしい内容

を提示するもので、町はカードの作成に向けて取り組むとともに、その活用及び主旨の理解を促進する。

#### (8) 福祉避難所の活用

町は、三芳町福祉施設連絡協議会と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しており、社会福祉施設等に対して、在宅の災害時要援護者を受入れる福祉避難所として活用するものとしている。

町が指定する福祉避難所は、《第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備  
《予防・事前対策》 1. 避難地・避難所の確保(4)「福祉避難所の確保」》  
に示すとおりである。

本協定に基づき、社会福祉施設等に対して、避難所として活用するために必要な調整を予め行うとともに、施設管理者は、災害時要援護者の受入れ体制及び必要な資機材の備蓄を検討するものとする。

#### (9) 外国人の安全確保

##### ① 誘導案内表示

避難所や避難路等を表示する案内板における外国語又はピクトグラム（絵文字）の併記表示を進める。

##### ② 防災知識の普及・啓発

NPO 法人ふじみの国際交流センターとの連携により、町ホームページや防災マップ等の防災関連情報の多言語表記を進め、「外国人緊急カード」の普及、防災知識の普及・啓発に努める。

##### ③ 防災訓練への参加

平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、外国人への防災訓練への参加を呼びかける。

##### ④ 通訳・翻訳ボランティアの整備

災害時においても外国人との円滑なコミュニケーションが図れるようにNPO 法人ふじみの国際交流センターと連携しながら外国語通訳や翻訳ができる人材を把握し、確保するよう努める。また、避難所におけるタブレット端末等を活用した遠隔通訳についても検討する。

### 3. 社会福祉施設入所者の安全確保

#### (1) 施設管理者への指導

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」のみならず、大規模災害を想定

した「防災計画」及び緊急時の初期対応や指揮命令系統を定めた「防災マニュアル」等の策定を促進し、職員、入所者への周知を図るとともに、近隣住民との連携協力による防災訓練・避難訓練を推奨する。

## (2) 施設の安全性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全確保を図るため、施設の設備の点検を常に行い、必要な設備の整備・充実に努める。町は、必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

また、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、施設が危険な状態と判断された場合は、入所者を所定の避難所へ誘導したり、他施設への移送するための体制を予め検討しておくこととする。

## (3) 食料・資機材の備蓄

以下の物資を各施設に備蓄するよう指導する。

- ① 非常用食料（特別食を含む） 3日分（1週間分を推奨）
- ② 飲料水 3日分（1週間分を推奨）
- ③ 常備薬 3日分（1週間分を推奨）
- ④ 介護用品 3日分（1週間分を推奨）
- ⑤ 発電機・照明器具
- ⑥ 熱源
- ⑦ 移送用具（担架、ストレッチャー等）

## (4) 地域住民との連携

施設管理者は、平常時から施設入所者と地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、町と施設管理者との間で、災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に進むよう連携を図っておく。

## (5) 情報伝達体制の整備

施設管理者は、災害発生時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡が取れるよう、緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

町は、社会福祉施設等を支援するため、気象情報等の情報伝達に努めるものとする。

## 《応急対策》

【救助部、避難所・教育施設部、関係機関】

### 1. 災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者避難支援プランに基づき、避難支援等関係者（近隣自治会や地域福祉関係者）が安否確認や救助を行い、自宅での生活が困難と判断された者は、地域防災組織によって指定避難所へ避難誘導する。

指定避難所においては、要援護者に配慮した環境づくりに努めるものの、体力的に体育館での生活が困難な者や避難所まで避難できなかった者については、最寄りの公民館又は福祉避難所に搬送するものとし、状況によっては、入所、入院の措置を検討するものとする。

#### (1) 安否確認、救助活動

災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域の避難支援等関係者が要援護者名簿（共有同意名簿）を活用し、速やかに安否確認を行い、状況に応じて救助、救援、救急通報等を行う。

このほか、救助部救助総務班は行政保有名簿にのみ掲載された避難行動要支援者の情報を、必要に応じて地区の民生委員等に提供し、安否確認を行い、同様の措置を行う。

#### (2) 避難所へ搬送体制の確保

災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民（行政区・自治会、地域防災組織等）の協力を得るとともに、社会福祉協議会や社会福祉施設所有の自動車により指定避難所、福祉避難所（社会福祉施設等）への搬送を行う。

#### (3) 災害時要援護者の状況調査及び情報の提供

民生委員ほか避難支援等関係者の協力を得て、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者の状況調査を行う。

#### (4) 避難生活における災害時要援護者への配慮

災害時要援護者への飲食料や生活必需品提供、保健・福祉相談窓口や巡回サービスの提供については、《第12節 避難所の開設と運営 《予防・事前対策》

3 災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備》及び《《応急対策

≫ 3 避難生活での留意事項》に示す。

## 2. 社会福祉施設等入所者

災害時の社会施設入所者の安全は、各施設において確保する。

### (1) 救助及び避難誘導

- ① 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- ② 町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、救助総務班又は避難所班を中心とした職員を派遣する。

### (2) 搬送及び受入先の確保

- ① 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- ② 町は、施設管理者の要請に基づき、情報3班により救護用自動車を確保するとともに、入所者等の受入先を確保する。

### (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- ① 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。また、不足が生じた時は、町に対して応援を要請する。
- ② 町は、施設管理者の要請に基づき、救助総務班、水道給水班により食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

### (4) 介護職員等の確保

- ① 施設管理者は、人員が不足する場合には介護職員を確保するため、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- ② 町は、施設管理者の要請に基づき、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員の確保をする。

### (5) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

### 3. 外国人の安全確保

---

災害時に弱者となりやすい外国人に対しては、次の対策により、安全確保を行う。

#### (1) 外国人の避難誘導

救助部は、NPO法人ふじみの国際交流センター等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導に努める。

#### (2) 安否確認・救護活動

救助部は、行政区（地域防災組織）、ボランティア、警察等の協力を得て、区域内に居住する外国人の安否確認や救助活動を行う。

#### (3) 被災者支援情報の提供及び生活相談窓口の開設

救助部、避難所総務班は、NPO法人ふじみの国際交流センター等の協力を得て、避難所及び在宅外国人に対し、被災者支援等の情報提供や生活相談窓口の設置を行う。

## 第16節 帰宅困難者安全確保対策

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、こども支援課、教育委員会】

#### 1. 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、地震等の災害や事故の発生に伴う鉄道の運行停止等により、外出先で足止めされることとなり、徒歩により自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

県全体から東京都に通勤、通学をしている住民は、毎日100万人以上にのぼる。

また、県被害想定では、三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人（町内で発生する帰宅困難者）は、3,991～4,246人と想定されている（平日12時発災の場合）。

加えて、町が東京都に近接していることから、駅周辺のみならず、町内の幹線道路等を通過する帰宅困難者も多数発生すると考えられる。

#### 2. 安全確保のための対策

##### (1) 意識啓発（自助）

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、地震が発生した場合に適切な行動を取れるよう、防災意識の向上を図り、次の点を実行するよう啓発する。

- ① むやみに帰宅行動をとらないこと（一斉帰宅の抑制への協力）
- ② 外出時の発災に備えた準備（自分の安全は自分で守る）
- ③ 家族との安否確認手段の確保※
- ④ 勤務先、通学先や当該地域における帰宅困難者対策の取組への参加

※NTTが施行する災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を、地震が発生した場合の連絡手段として有効に活用するものとし、町はこれら災害時に家族等の安否を確認する手段の積極的な広報を行う。

(2) 事業所・私立学校等への要請

町内の事業者や大学、幼稚園や民間保育園等は、従業員や学生、児童等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底を行うとともに、防災教育・訓練を実施するものとする。

また、災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う他、次の対応を行うよう要請する。

- ① 一斉帰宅の抑制対策
- ② 施設の安全化対策
- ③ 災害時対応マニュアルや帰宅困難者対策計画の作成
- ④ 従業員や児童のための飲料水・食料の備蓄、仮泊場所等の確保、情報入手手段の確保
- ⑤ 路上の要援護状態の帰宅困難者の保護や支援（飲料水、交通情報、一時休憩場所、トイレ等の提供）

(3) 町立の小中学校や児童福祉施設における対策

学校や児童施設は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間施設内に留め置く対策を講じる必要がある。

このため、作成された「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」や「児童福祉施設等危機管理マニュアル」を常に見直すなど体制整備に努める。また、災害時における学校・児童施設と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(4) 帰宅支援施設の周知

県の協定に基づき、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアをはじめとする沿道施設の事業者が、徒歩帰宅者の一時休憩所等として「災害時帰宅支援ステーション」を開設する場合は、町はその周知に努める。

- ・埼玉県石油業協同組合との協定  
ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。
- ・フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）  
コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

#### (5) 一時滞在施設の確保

町は、帰宅困難者一時滞在施設として、次の施設を指定し、想定を超える人員となった場合の代替施設に直近の指定避難所を充てる。なお、備蓄食料等は当該指定避難所の防災倉庫内のものを共用する。

- ① 竹間沢公民館（代替施設：竹間沢小学校体育館）
- ② 藤久保公民館（代替施設：藤久保小学校体育館）

したがって、一時滞在施設の代替施設の防災倉庫には、当該エリアで想定される避難者数とは別に、飲料水、食料等の必要物資を備蓄するものとする。なお、滞在する帰宅困難者が備蓄数を上回ることを想定し、災害対策本部備蓄倉庫にも予備を備蓄するとともに、輸送方法を検討しておくものとする。

町は、帰宅困難者の発生に備えて、帰宅困難者一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

#### (7) 訓練の実施

町は、帰宅困難者一時滞在施設運営マニュアルに基づき、担当職員が他の関係機関と連携して、帰宅困難者を誘導、安全確保、支援する訓練を検討する。

## 《応急対策》

【情報部情報1班、救助部、避難所・教育対策部、関係機関】

### 1. 帰宅の可否の判断・考え方について

公共交通機関が停止していた場合、むやみに帰宅移動を開始しないことを前提とし、勤務先等が安全であれば、帰宅経路が安全であると判断できるまで、勤務先等に留まることを優先する。（各事業所においても、従業員・顧客の帰宅困難者対応を行う）

家族との安否確認については、171（災害伝言ダイヤル）や、携帯電話の災害用伝言掲示板を用いる。

### 2. 帰宅困難者支援施設等の開設・運営

#### (1) 主要駅周辺における帰宅困難者一時滞在施設の開放

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、町は、近隣自治体の駅前公共施設を補完する施設として、帰宅困難者一時滞在施設を開放し、帰宅困難者を受入れる。

帰宅困難者一時滞在施設を次のとおり定める。

- ① 竹間沢公民館（代替施設：竹間沢小学校体育館）
- ② 藤久保公民館（代替施設：藤久保小学校体育館）

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

#### (2) 幹線道路沿道における帰宅困難者支援場所の提供

町は、行政区に対して、地域内の幹線道路等を通行する帰宅困難者への集会所等における支援の協力を要請する。行政区は、町からの協力要請に基づき、集会所等を帰宅困難者支援場所として提供する。

また、帰宅困難者支援施設等まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

#### (3) 帰宅困難者支援施設等への誘導

帰宅困難者一時滞在施設（公民館等）、帰宅困難者支援場所（集会所等）を

開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

#### (4) 帰宅困難者支援施設等での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設は原則として、鉄道運行が再開されるまでの一時待機を原則とするが、再開のめどが立たず、やむをえず宿泊を要することとなった場合は、町の備蓄品から「毛布」「飲料水」「食料」等を提供する。また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜提供するとともに、防災情報ステーション（公衆無線 LAN：miyoshi\_free）の活用を促す。なお、帰宅困難者の宿泊は1泊を目途とする。

帰宅困難者支援場所（集会所等）における支援内容は、飲料水やトイレの提供、道路情報の提供等に限るものとする。

##### 【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行危険箇所等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションほか支援場所等）

### 3. そのほかの帰宅支援

#### (1) 帰宅支援ステーション

県の協定に基づき、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に対して、帰宅支援ステーション等としての利用を要請する。

詳細は、《本節《予防・事前対策》2. 安全確保のための対策(4)「帰宅支援施設の周知」》による。

#### (2) 東日本電信電話株式会社 埼玉西支店

災害用伝言ダイヤル 171 の提供及び特設公衆電話の設置等により、安否確認手段の提供を行う。

#### (3) 東京電力パワーグリッド(株)志木支社

帰宅経路となる幹線道路への照明用電力の供給を行う。

## 第17節 防災教育及び訓練

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、総務課、教育委員会、福祉課、こども支援課、秘書広報室、各課、関係機関】

#### 1. 防災教育

##### (1) 住民に対する教育

住民に広く防災知識を普及して防災に対する関心を高めるとともに防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。

##### ① 防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策計画並びに災害復旧に関する項目

- ア. 災害の種別と特性
- イ. 災害対策基本法及び関係法の趣旨
- ウ. 災害時における心得
- エ. 防災計画の概要の周知
- オ. 被害報告及び避難方法の徹底
- カ. 災害復旧時等の生活確保に関する知識

##### ② 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広告媒体を活用して知識の普及を図る。

- ア. 三芳町ホームページ
- イ. 町や地域の防災訓練、又はその準備会議の活用
- ウ. 町や県の主催又は地域・団体主催の各種研修、学習会、講演会、行事等の利用
- エ. 広報紙、回覧、パンフレット（防災マップ、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等）
- オ. ポスター、標識（立看板、横断幕）等の利用
- カ. 埼玉県防災学習センター等の活用
- キ. 防災教育用設備、教材の貸出
- ク. 出前講座の実施

- ケ. マスメディアの活用
- コ. その他の企画、広報手段

## (2) 防災上重要な施設における教育

病院及び社会福祉施設では、災害が発生した場合、多くの犠牲を生む危険性があるため、平常時から、社会的な位置づけの認識、災害時要援護者の把握、火災発生時の初期消火要領、避難の手順・方法等の十分な教育、訓練活動を行う。また、休日・夜間の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、連携を深めるものとする。

## (3) 町職員及び防災に従事する職員に対する教育・研修

防災対策の実行主体となる町職員及び防災に従事する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。防災に対する意識、知識及び防災行動力の向上を図るため、「地域防災初期行動マニュアル」や各種ハザードマップ、施設ごとの避難マニュアル等の内容を周知徹底させるとともに、庁内メールを活用した知識の修得等、定期的に防災に関する講習・訓練を実施する。

町職員及び防災に従事する職員は、上記の他、防災訓練、参集訓練等の機会を通して、自らの災害時行動や事務分掌について実践的にシミュレーションすると共に、避難所連絡会議等を通じた地域防災関係者とのネットワーク構築に努めるものとする。

## (4) 学校における教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

また、児童生徒の保護や防災教育にとどまらず、学校は地域の防災拠点として指定避難所としての機能を有することから、エリアの避難住民や帰宅困難者の受入支援について、教職員の果たす役割を町防災担当や避難所担当と連携して修得しておくとともに、エリアの地域防災関係者と顔の見える関係づくりを進めておくことが肝要である。

### ① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習

を実施する。

② 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

なお、私立学校についても上記に準じた措置を講じるものとする。

(5) 事業所における教育

人間東部地区事務組合の指導のもと、講習会、講演会、実演等により防災知識の向上を図る。

## 2. 防災訓練

町は、下記に示す各訓練に関し、広く住民に参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発防災意識の高揚、防災行動力の強化に努めるものとする。

(1) 総合防災訓練

地震その他の大規模災害に備え、地域防災組織、町立小中学校その他の地域防災関係機関が実行委員会等の実施体制を組み、相互協力のもとで、2・3の項目を含む総合防災訓練（地域連携避難訓練）を年1回実施する。

なお、4年に1度開催する2市1町合同による防災訓練についても上記総合防災訓練に関連付けて実施するものとする。

〔資料2-38 地域連携避難訓練実行委員会構成〕

(2) 町及び防災関係機関が実施する訓練

① 避難訓練

ア. 指定避難所を拠点とした避難訓練

災害時に迅速で円滑な避難行動により、かけがえのない生命を確保し、減災に貢献できるよう、町と行政区、地域防災関係機関が協力し、各エリア避難所を拠点とした避難訓練を年1回以上実施する。

実施主体は各避難所連絡会議とし、年1回は、町全体の1の総合防災訓練の一環としての訓練に位置づける。

なお、災害時要援護者の支援を含む避難行動や、避難所開設・運営における地域と協働等、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

#### イ. 学校・社会福祉施設における避難訓練

児童・生徒については、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、突発的な災害に対し、保護者や地域の協力を得て引き渡しや留め置きなどの臨機応変な処置がとれるように指導を行う。

#### ② 避難所開設・運営訓練

災害時において避難所を早期に開設し、避難者を受け入れるため、避難所連絡会議が実施主体となって避難所の開設・運営の手順・方法を確認する訓練を実施する。また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

単独訓練のほか、①の避難訓練とあわせて実施するなど工夫する。

#### ③ 非常参集訓練

災害時における迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施し、即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に災害対策本部設置訓練、現地本部設置訓練、情報収集伝達訓練を併せて実施する。

#### ④ 本部運営訓練、情報収集伝達訓練

災害時における的確な情報の収集、判断、指示、伝達の体制を確立させるため、被災現場から災害対策本部までの情報収集・伝達を行う訓練と、災害対策本部の設置及び運営の訓練を、非常参集訓練と併せて定期的にも実施する。

#### ⑤ その他の訓練

このほか公助機関の訓練として、町災害対策本部が常備消防や東入間警察、医療機関や自衛隊等の公的災害救助組織と連携した訓練を検討する。

### (3) 地域防災組織等住民が実施する訓練

災害時に自らの生命・財産の安全を確保するために、住民相互の協力による自衛的な防災活動を実施するよう推進・指導する。これらの訓練を日頃から実施し、災害時の行動に習熟、地域の防災リーダーの養成を行うとともに、防災関係機関との連携を深めるものとする。

#### ① 初期消火訓練

#### ② 応急救護訓練

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第17節 防災教育及び訓練

---

- ③ 炊き出し訓練
- ④ 一時避難場所（集会所や子ども広場）を拠点とした避難（避難誘導）訓練
- ⑤ 年代にあわせた防災訓練
- ⑥ 避難所宿泊訓練
- ⑦ 災害図上訓練（D I G = Disaster Imagination Game）
- ⑧ 避難所開設・運営訓練（H U G = Hinanjo Unei Game）
- ⑨ その他、地区住民の意識高揚に資する防災学習や体験訓練

### (4) 事業所が実施する訓練

病院、工場、事務所、その他の防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき防災訓練を年2回以上実施する。

## 第18節 文教対策(児童・生徒の保護等)

### 《予防・事前対策》

【教育委員会】

#### 1. 学校防災計画

##### (1) 学校防災マニュアルの作成・見直し

学校長は、「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づき、次に示す予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災マニュアルを策定するとともに、随時、内容の見直しを検討するものとする。

なお、マニュアルの作成に当たっては、町立小・中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

##### ① 予防対策

- ア. 学校防災組織の編成
- イ. 避難計画
- ウ. 施設・設備等の点検・整備
- エ. 防災用具等の整備
- オ. 防災教育の実施
- カ. 教職員の緊急出勤体制、家庭との連絡体制等
- キ. 児童生徒及び学校教職員用の飲料水、食料、毛布等の最小限の備蓄

##### ② 応急対策計画

- ア. 地震発生直後の児童・生徒の安全確保
- イ. 避難誘導
- ウ. 児童・生徒の安全確認
- エ. 地震情報の収集、被害状況等の報告
- オ. 下校措置、又は留置き措置
- カ. 避難所の開設・運営への協力
- キ. 教育活動の再開等

##### (2) 学校防災マニュアル策定における留意する点

学校防災組織の編成等に当たっての留意点は、次のとおりである。

##### ① 学校防災組織の編成

地震発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定める。

また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。

② 避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、地震の状況に応じた避難場所、避難経路及び避難方法に関する計画を作成する。

③ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全確認を行い、危険箇所、補修箇所等の補修を行う。

④ 防災用具等の整備

ア. 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、ヘルメット、メガホン等の必要な物品は、一定の場所に整備する。

エ. 実験用劇物等の保管対策を整備する。

⑤ 連絡・協力体制の確立

児童・生徒名簿、教職員名簿等を整備し、人員把握を可能とするとともに、保護者との緊急連絡体制（登録制メール等）を整備する。

また、教育委員会、警察署、消防署（団）への連絡や協力体制を確立する。

⑥ 勤務時間外における所属職員への連絡・参集体制の整備

校長は、勤務時間外の地震発生に備え、事前に教職員の出勤体制を定める。

勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

⑦ 児童生徒及び学校教職員用の最小限の備蓄

保護者の帰宅困難による児童生徒の留め置き措置に備え、児童生徒及び学校教職員用の飲料水、食料、毛布等の最小限の確保を行う。なお、留め置き人数が想定を上回る場合は、防災倉庫内の避難者用備蓄品を活用する。

**(3) 防火管理**

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

① 日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

② 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

## 2. 文化財の防火・防災対策

### (1) 火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

### (2) 防火施設の整備強化

- ① 火災報知設備及び非常警報設備等の整備促進
- ② 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー等の充実
- ③ 避雷装置、防火用水、防火扉、防火壁等の整備促進

### (3) その他

- ① 文化財に対する防火思想の普及、広報活動
- ② 所有者・管理者に対する啓発、助言及び支援

## 《応急対策》

【避難所・教育対策部】

### 1. 児童・生徒の避難対策

三芳町の各小・中学校は、指定避難場所であると同時に各地区の拠点施設として位置づけている。施設内に児童・生徒がいる時に災害が発生した場合には、「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づき、以下のような対応をとるものとする。

#### 【第1段階】児童・生徒の安全確保と保護者連絡

- ① 児童生徒の安全確保
- ② 一時避難（校舎外へ）
- ③ 施設ごとの災害対策本部の設置
- ④ 校舎施設の安全性の確認

# 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

## 第18節 文教対策(児童・生徒の保護等)

施設が被災し、児童・生徒を留め置くことが危険と判断される場合は、町災害対策本部に報告・協議して、他の避難・収容先を決定し、児童・生徒を誘導する。

なお、他の避難所等に移動する場合、保護者等への情報伝達のため、校門等に移動先を掲示しておくか、可能であれば連絡要員を施設に留め置くものとする。

### ⑤ 校舎内での保護及び保護者等への連絡

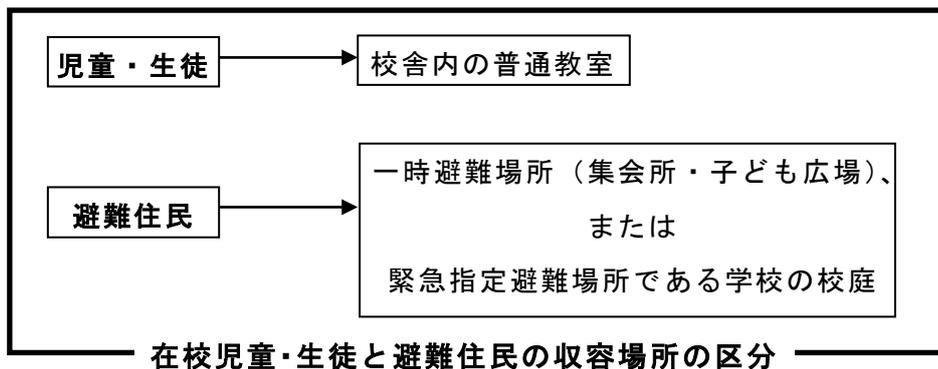
緊急メール配信システム等を活用して保護者等へ連絡する。

### ⑥ 学校等での児童生徒の留め置き

校舎施設の安全性が確認できた場合は、校舎内に児童・生徒を留め置く。

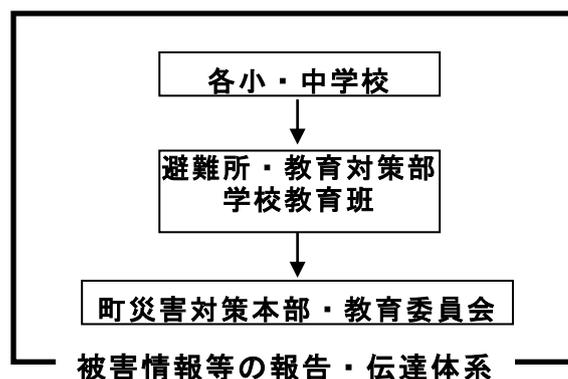
その際は、在校児童・生徒と外部からの避難してくる住民の収容場所を区別し、混乱が起こらないようにする。

なお、地区の避難住民は、第1段階においては、地区災害対策本部の誘導で、地区が指定した一時避難場所（集会所・子供広場）、又は緊急指定避難場所である学校の校庭に避難する。



### ⑦ 災害対策本部・教育委員会への報告

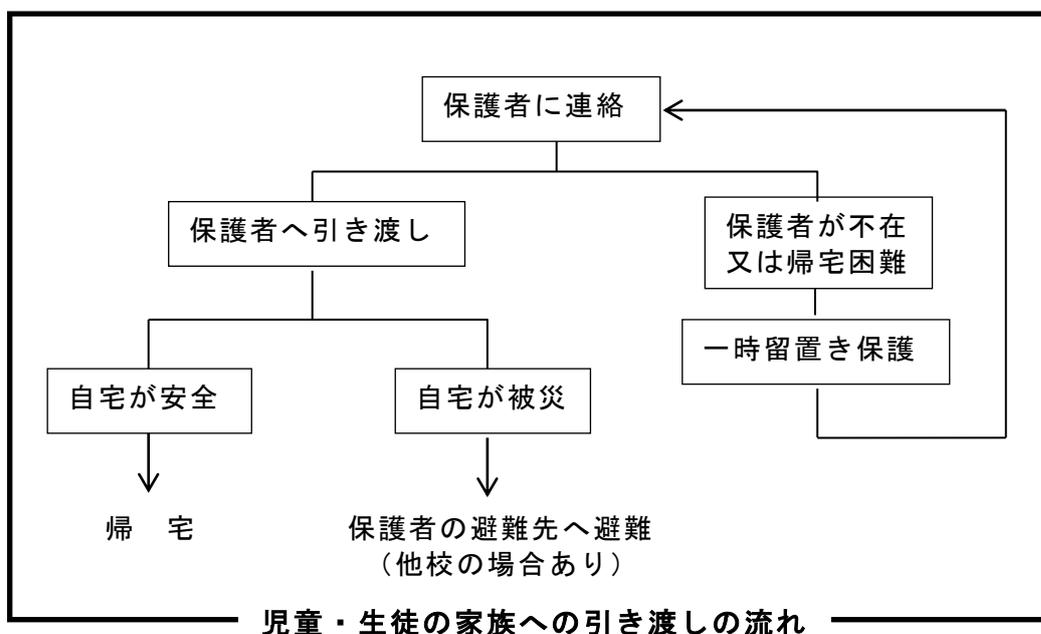
担当教職員（各担任の教員）が児童・生徒の安否を確認し、施設設備の被害状況を含めて学校ごとに取りまとめ、学校長が災害対策本部（学校教育班）及び教育委員会へ報告する。



【第2段階】 児童・生徒の家族への引き渡し

保護者への引き渡しに先立ち、可能な限り保護者に対して、自宅等の引き渡し先が安全であることを確認するものとする。

引き渡し先の安全性が確認できない場合は、必要に応じて保護者ととも児童・生徒を学校内に留め置くものとする。自宅が被災して生活困難な場合は、保護者ととも避難先へ避難させる。



## 2. 応急教育の実施

### (1) 文教施設の応急復旧対策

災害の種類・規模により、その対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し応急修理が可能な場合は、速やかに補修し、教育実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部または大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合には、早急に校舎の再建、仮校舎の建設計画を立て、この具体化を図る。

### (2) 応急教育実施の場所

災害により、校舎の全部または一部の使用が困難となった場合には、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている小中学校で応急教育が実施される場合には、なるべく応急教育を優先するものとし、応急教育の実施のための場所を最低限確保する。

### (3) 教育実施者の確保

災害のため、教育実施者に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。

各小中学校が避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている間に、応急教育が実施される場合には、教育実施者は応急教育の実施に専念し、避難場所の管理・運営は現地本部及び避難所運営委員会が行うこととする。

### (4) 応急教育の方法

- ① 学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容しきれない場合には、学校としての用途に対応可能な公民館・集会所の建物に応急収容し、分散授業を実施する。
- ② 当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ③ 学校施設が災害により、その一部を用途に供しえないものの、応急危険度判定において使用に支障がない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所に関して応急修理または補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講ずる。休校はできるだけさける。
- ④ 被害の程度により、臨時休校の措置も予想されるので、授業のできなかつた時間については、補習授業等を行う。

## 3. 教材、学用品等の調達及び支給

### (1) 教材、学用品等の調達及び支給

被災した児童・生徒が、学用品（文房具、通学用品）を喪失、または毀損し、就学上支障のあると判断した場合は、三芳町教育委員会が調達する。

教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。

### (2) 給食等の措置

- ① 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い、給食実施に努める。
- ② 保管中の給食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

- ③ 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、当該学校給食及び炊き出しの調達に留意する。
- ④ 衛生管理に注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

#### 4. 衛生対策

- (1) 児童・生徒が被害を受ける事態が発生した場合には、医療機関への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- (2) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化等を実施し、感染症の予防に万全を期する。

#### 5. 文化財の応急措置

- (1) 建造物が被災した場合には、応急的な修理を施し、防護柵等を設けて現状の保存を図るとともに、周囲の安全を確保して被害の拡大を防止する。
- (2) 古文書・美術工芸品等の保管場所が被害を受けた場合は、管理体制及び設備の整った公共施設に、一時的に保管する措置を講ずる。
- (3) 石造物は、被害の程度によっては復旧が可能であることから、崩壊に留意しつつ保存の処置を講ずる。

## 第19節 廃棄物・し尿対策

### 《応急対策》

【衛生部環境対策班、上下水道部】

震災時には、道路障害等により生活ごみ、し尿の収集・処理が困難になることに加え、がれき等大量の災害廃棄物が排出される。

本節では、これらの廃棄物を適切に処理するため清掃計画を定め、衛生条件の悪化防止等、環境保護を図る。

#### 1. ごみ処理

##### (1) 推定排出量

災害時には、平常時に排出されるごみの他に、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の残骸、建築物の破損窓ガラス類、看板等の落下破損物が廃棄物として排出される。

県の想定では、東京湾北部地震において、約6,000トンの災害廃棄物が排出されると想定されている。

##### (2) 収集処理

###### ① 収集順位

保健衛生上の点から、次のものを優先的に収集する。

- ア. 腐敗性の高い生ごみ、応急対策活動上または生活上重大な支障を与えるごみ
- イ. 避難所から排出されるごみ

###### ② 収集処理方法

- ア. 災害廃棄物の処理の方法や手順については、あらかじめ共同処理するふじみ野市と調整しておくものとする。(被災者自身による持ち込み等)
- イ. 平常時に使用している施設での処分が不可能な場合には、周辺地域の施設に応援を依頼する。
- ウ. 排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合、焼却処分を早急に必要としないものについては、暫定的に運搬上及び保健衛生上適切と思われる町有地(町立運動公園グラウンド、補完する場所として清掃工場跡地)に一時的に保管する。

町のごみ処理に関する資料を、資料2-39に示す。

〔資料2-39 清掃能力の現況〕

(3) 応援要請

町の委託業者による処理が困難な場合は、協定に基づき、県及び県内市町村へ応援の要請をする。(資料6-31 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱 参照)

〔資料6-31 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定〕

2. し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

環境対策班長は、大規模な災害が発生したときは、本部長の指示により、町備蓄品から調達し、仮設トイレを設置する。備蓄分で不足する場合には、県及び隣接市に応援を要請する。簡易トイレの備蓄状況を資料2-31内に示す。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、町長（本部長）がその必要性がないと認めるときまでとする。

優先順位	設置場所
1	指定避難所
2	災害時要援護者施設
3	住宅密集地域の公園・広場等

〔資料2-31 生活必需品の備蓄状況〕

(2) 収集・処理の実施

貯留したし尿の収集・処理は、環境対策班長が計画を策定し行うが、原則として最終処分は処理場への搬送によるものとして、以下のとおり処理すべき量、処理場の被害状況等を考慮し適切な判断により行う。

し尿処理施設及び処理能力について、以下に示す。

名称	所管	所在地	電話番号	計画処理能力
環境クリーンセンター	入間東部地区事務組合 富士見市、ふじみ野市 三芳町	ふじみ野市 駒林1066	049-261-4891	39kL/日

① 収集・処理の実施

ア. し尿の処理・収集については、避難所及びその他収容施設を優先して行うものとする。

イ. 被害の状況等に応じて、当面の措置として、貯留槽等の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

② 容器への溜め置き要請

最悪の事態には、町の収集処理体制が整うまでの期間については、容器等への溜め置きを住民に要請する。

この場合の住民への広報に関しては、秘書広報班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

### 3. 災害廃棄物処理

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、下記の場所を廃棄物仮置き場とし、「三芳町災害廃棄物処理計画」に従い、災害廃棄物処理を行う。

なお、災害廃棄物の搬入に際しては、事前に木材、コンクリート、金属等の破碎・分別を徹底的に行い、これらのリサイクルを図るものとする。

また、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

	名 称	所 在 地
処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林1093-3
仮置き場	町立運動公園内グラウンド (補完する場所) 清掃工場跡地	藤久保1120-1 上富1598-3

## 第20節 防疫・保健衛生

### 《応急対策》

【衛生部衛生医療班・関係機関】

#### 1. 保健衛生体制

衛生医療班は医師と協力し、以下の各活動を実施する。

##### (1) 保健衛生指導

町は、県及び朝霞保健所の指導のもとにその他関係機関を通じて、感染症、食中毒等の発生を未然に防ぐために住民に対する衛生指導を行う。

##### (2) 保健衛生活動

###### ① 検病疫学調査

被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努めるとともに、検体採取を行う。

###### ② 健康診断

下痢患者等の健康診断を行い、感染症患者の早期発見に努める。また、病院等の状況を把握し、収容計画を立て、収容施設との調整を行い、迅速に患者収容を行う。

###### ③ 予防接種

災害の状況、感染症の発生状況等により予防接種が必要となった場合に実施する。

##### (3) 予防宣伝

感染症の予防（指導）、検病調査、健康診断等の実施とともに、ポスターの掲示、チラシの配布、広報車、町ホームページ、SNS(ツイッター等)等により、予防宣伝を行う。

#### 2. 防疫活動の実施

そ族・昆虫駆除、浸水家屋等の実施方法は、行政区等の協力のもとに実施する。

(1) そ族・昆虫駆除及び浸水家屋等の消毒

害虫が発生した場所、または発生する可能性がある場所等について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」に基づき、駆除及び消毒を行う。

(2) 感染症患者等に対する処置

被災地に感染症患者が発生し、または保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の処置をとる。収容施設を下記に示す。

【収容施設】

名称	所在地	電話番号
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38	049-276-1199

(3) 防疫用薬剤・資機材の確保

防疫用薬剤及び資機材は、環境対策班が町内の取扱業者及び県から調達する。

### 3. 動物愛護

震災時には、負傷または逸走状態の動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、埼玉県動物救援本部、獣医師会、災害時動物救護活動ボランティア等と協力し、これら動物の保護に努める。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、諸機関と協力して保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の飼養

《第12節 避難所の開設と運営 《応急対策》 3. 避難生活での留意事項 (5) 避難所におけるペットの対応》を準用する。

(3) 特定動物への対応

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、県、警察等の協力を要請し、早期の収容を図る。

## 第21節 災害救助法の適用

### 《応急対策》

【総務部庶務班、情報部情報1班】

#### 1. 災害救助法の適用手続

##### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的な適用基準は以下のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準	該当事項
・三芳町内の住居が滅失した世帯数	60世帯以上	第1項第1号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち三芳町内の住居が滅失した世帯数	(県) 2,500世帯以上 (町) 30世帯以上	第1項第2号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち三芳町内の住居が滅失した世帯数	(県) 12,000世帯以上 (町) 多数	第1項第3号 前段
・災害が隔絶した地域で発生したものである 等災害にかかった者の救護を著しく困難と する特別の事情がある場合で、かつ、多数 の世帯の住家が滅失したものであること		第1項第3号 後段
・多数の生命または身体に危害を受けまたは 受ける恐れが生じた場合		第1項第4号

##### (2) 災害救助法の適用手続

- ① 町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- ② 埼玉県災害救助法施行細則(昭和35年埼玉県規則第26号)の規定により、災害救助法第23条の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

##### (3) 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策  
第21節 災害救助法の適用

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、厚生労働大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日	市町村
炊出し及び食品の給与	7日	市町村
飲料水の供給	7日	市町村
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日	市町村
医療及び助産	14日(但し、助産分娩した日から7日間)	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任した時は市町村)
学用品の給与	教科書1ヶ月 文房具15日	市町村
災害にかかった者の救出	3日	市町村
埋葬	10日	市町村
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定＝市町村 設置＝県(ただし、委任したときは市町村)
住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	市町村
死体の搜索	10日	市町村
死体の処理	10日	市町村
障害物の除去	10日	市町村

## 第22節 災害復旧事業（財政援助措置）

### 《復旧対策》

【総務部、情報部、各部】

震  
第2部  
災  
対  
策  
編

#### 1. 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実施を図る。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を以下に示す。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

#### 2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を

作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

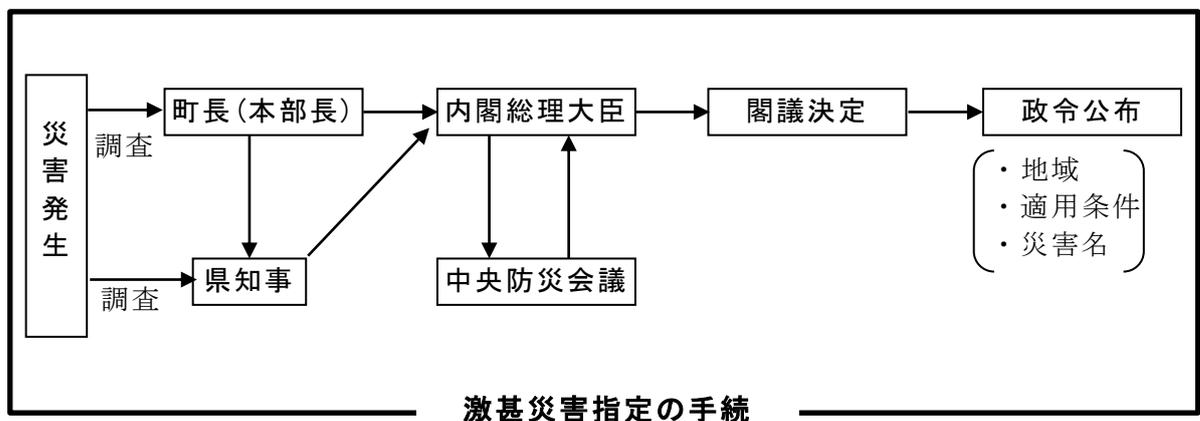
国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



① 財政援助措置の対象

ア. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ. 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ. 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ. その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
- (エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (オ) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (サ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

② 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

### 3. 災害復旧事業の実施

---

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制に関して、必要な措置を講じる。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

復旧事業の実施に際しては、緊急の場合であっても関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第23節 被災者支援事務

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、税務課、住民課】

#### 1. 住家の被害認定体制の整備

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の被害認定基準に関して国から示されている「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の習熟に努めるものとする。

また、被害が多数に及び応援が必要な場合に備えた応援確保方策を検討する。

#### 2. 被災者台帳作成体制の整備

災害が発生した場合に備え、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に向けた体制の事前整備に努める。支援事務の合理化及び迅速化を図るため、被災者情報管理システムの導入を検討する。

#### 3. 罹災証明書発行体制の整備

町は、多数の被災者が発生した場合に備えた、罹災証明書の発行体制の事前整備に努める。

#### 4. 被災者支援業務の標準化

町及び県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

### 《応急対策》

【総務部税務班、救助部救助2班、建設部建設班】

#### 1. 住家の被害認定調査の実施

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

に基づき、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査する。

なお、被災者から再調査の依頼があった場合は、依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施するものとする。

被害認定の調査は税務班が行うものとし、必要に応じて建設班に協力を要請する。また、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき、県及び県内各市町村に支援を要請する。

## 2. 被災者台帳の作成

### (1) 被災者台帳の作成

町は、現地本部から提出させた「避難者名簿」（第12節《応急対策》1(1)④参照）や被害認定調査等に基づき、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。被災者台帳は、住家被害報告や避難者名簿を基に救助2班が取りまとめる。

被災者台帳の記載内容は次の通りとする。

#### 【被災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

### (2) 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

## 3. 罹災証明書の発行

被災世帯が、各種生活支援や、災害復興のための各種施策を受けるための手続きには、被災したことを示す証明書が必要である。

町は被災者の申請に基づき、被災者台帳を活用して、災害後可能な限り速やかに

罹災証明書を発行する。

必要な手続きを以下に、証明書の様式を資料2-40・41・42に示す。

〔資料2-40 罹災証明申請書〕

〔資料2-41 罹災証明書〕

〔資料2-42 罹災者原票〕

#### (1) 発行手続

罹災証明書の発行手続は、救助2班が行うものとする。各部班から入手した被災者情報（人的被害・物的被害）をもとに、被災者台帳を作成する。罹災証明書は、被災者からの申請に基づき、被災者台帳との確認により発行する。台帳で確認できない場合は、申請者の資料をもとに再審査の上、判断する。

#### (2) 証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で以下のような被害の場合とする。

- ① 人的被害
  - ◆死亡
  - ◆行方不明
  - ◆負傷
- ② 物的被害
  - ◆全壊または全焼
  - ◆流失
  - ◆半壊または半焼
  - ◆床上浸水
  - ◆床下浸水
  - ◆一部損壊
  - ◆その他の物的被害

#### (3) 証明手数料

罹災証明書作成の手数料は、無料とする。

### 4. 行政相談窓口の設置

《第12節 避難所の開設と運営 〈応急対策〉 3. 避難生活での留意事項》を準用するほか、次に定めるものとする。

(1) 行政相談窓口の設置

町は、被災者の生活や経済に関する精神的な不安を和らげ、課題解決の支援をするため、庁舎内救助部に行政相談窓口を設置する。相談が多岐にわたることが想定されるため、総務部庶務班（住民相談、女性・人権相談）等、他の関係部署との相談体制を構築するものとし、特に保健・福祉等の巡回相談・巡回サービスとの連携を図る。また、県が設置する「災害情報相談センター」との連携を図る。

(2) 相談窓口における対応

災害発生直後から、相談窓口には、死亡届、印鑑登録・証明、退職による国保・国民年金加入、身分証明としての保険証再交付申請、医療費無料受診に関する問い合わせ等、各種問合せが多数発生する。町は、問合せの内容に応じて来庁者を適切に誘導する体制を確保するとともに、混雑により過度に待たせることが無いよう、窓口には十分な職員を配置できるよう配慮する。

① 住民ニーズの把握

災害後におけるそれぞれの時期での住民のニーズをきめ細かく聴取するため、様々な広聴手段を活用し情報収集を図るとともに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

② 心の悩み相談

震災による悲しみや恐れ、不安などを和らげるとともに、震災によって生じた人間関係の変化に伴って生じるストレスや心の悩みなどを受け止め、問題解決の一助とするため、カウンセラー等による心の悩み相談を実施する（電話・面接）。

③ 女性のための相談

震災によって生じた夫婦や親子関係などの心の悩みやからだの相談、ドメスティックバイオレンスなどについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話・面接）

## 第24節 建物の応急危険度判定

### 《予防・事前対策》

【都市計画課】

#### 1. 応急危険度及び被災宅地危険度判定体制、被災度区分判定の整備

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うため、判定可能な職員の育成等の体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動体制を整備する。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

また、被害が多数に及び応援が必要な場合に備えた応援確保方策を検討する。

### 《応急対策》

【建設部建設班】

#### 1. 公共施設等

応急対策活動を行う上で、防災拠点としての活用や被災者の収容等、重要な役割を果たす公共建築物に対して大規模な地震災害が発生した場合は、直ちに被災状況を調査し防災拠点として利用できるよう施設の機能回復を図る。

##### (1) 被災公共施設応急危険度判定調査

建設部建設班は、被災した公共施設の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 地震災害により被災した施設に対して、余震等により倒壊する危険性の有無、外壁等の脱落や屋外取付物の落下等の危険性の有無を調査し、引き続き安全に使用できるか、二次災害等に対して安全性が確保できるかの判定を行う。応急危険度判定は、応急危険度判定士（建築士の資格を有する職員等）が中心となって実施する。なお、応急危険度判定士は、必要に応じて県へ派遣を要請する。
- ② 応急危険度判定の結果は、色分けした判定ステッカーにより「調査済」「要注意」「危険」を建物の周囲に掲示するとともに判定結果を集計し、災害対

策本部及び県に報告する。

### (2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。

被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

### (3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

## 2. 一般建築物等

地震災害により被災した建築物は、余震等による倒壊、あるいは部材の転倒・落下等の二次災害を生ずる恐れがある。このため、速やかに住宅等の一般建築物に対する応急危険度判定調査を実施し、住民の安全を図る。

### (1) 被災建築物応急危険度判定調査

建設部建設班は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 地震災害により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、余震等による二次災害に対して安全が確保できるかの判定を行う。応急危険度判定は、応急危険度判定士の協力を得て実施する。なお、応急危険度判定士は、必要に応じて県へ派遣を要請する。
- ② 応急危険度判定の結果は、判定ステッカーに記入の上、建物の玄関付近に掲示するとともに判定結果を集計し、災害対策本部及び県に報告する。

### (2) 被災宅地危険度判定調査

建設部建設班は、被災宅地の危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 擁壁、宅盤、法面等の変状等について客観的評価により危険度の判定を行う。宅地危険度判定は、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。なお、被災宅地危険度判定士は、必要に応じて県へ派遣を要請する。

- ② 宅地危険度判定の結果は、判定ステッカーに記入の上、宅地等の見やすい場所に掲示するとともに、判定結果を集計し、災害対策本部及び県に報告する。

**(3) 応急措置に関する相談及び広報**

建設部建設班は、秘書広報班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

- ① 倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。
- ② 建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施する。

## 第25節 住宅復旧・応急仮設住宅

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、都市計画課】

#### 1. 応急仮設住宅の用地確保

応急仮設住宅の用地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から、原則として「町立運動公園内」とする。なお、グラウンドは集中豪雨の際に冠水することから、多目的広場、テニスコート及び弓道場を予定する。

なお、被害状況等により、やむを得ない場合にはその他公園等の空き地の利用を検討するものとする。

#### ＜応急仮設住宅予定地＞

名称	所在地	面積
三芳町立運動公園内 (多目的広場、テニスコート、弓道場)	藤久保 1120	11,227㎡

対象者・・・応急仮設住宅に収容できる者は次の各号に該当するものとする。  
 (1)調査により住家が全壊、全焼又は流出と確定された者  
 (2)住家が全壊、全焼又は流出し、他に住居する住家がない者  
 (3)自らの資力では、住宅を得ることのできない者（民生委員の指導中の世帯及び災害により指導を要することとなった世帯）

平成26年1月28日現在

1戸あたりの規模・・・・・・・・ 29.7㎡

設置費用・・・・・・・・ 2,401,000円以内

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」  
 (平成13年埼玉県告示代393号)によるものとする。

(最終改正：平成26年1月28日告示第916号)

着工時期・・・・・・・・ 災害発生から20日以内

#### 仮設住宅設置基準（埼玉県地域防災計画より）

応急仮設住宅1戸あたりの敷地面積を90㎡とした場合

全壊建物 31棟・・・・・・・・ 県被害想定調査(東京湾北部地震)より

仮設住宅 1件の敷地面積・・・・・・・・ 90㎡

全仮設住宅の敷地面積・・・・・・・・  $90 \times 31 = 2790 \text{ m}^2$

設置可能な戸数・・・・・・・・  $11,227 \div 90 = \text{約 } 124 \text{ 戸}$

#### 町立運動公園内に建設する場合

上記のように、県被害想定による応急仮設住宅等の需要量の13世帯※（全壊・焼失棟数の合計31棟）に対して、応急仮設住宅の設置可能戸数は124戸であることから、災害発生時に置いても必要棟数を充足するものと考えられる。

なお、発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」にあっても、応急仮設住宅等の需要量の想定は35世帯（全壊・焼失棟数の想定は82棟）であり、設置可能な範囲である。

※応急仮設住宅等の需要量（13）は、全壊・焼失棟数（31）から親戚宅や賃貸等に移住する世帯等を除いた推計である。

## 《応急対策》

### 【建設部建設班、避難所・教育対策部、関係機関】

災害により住居が焼失、流失または倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では早急に住宅を得ることができない者を収容するため、県と町の連携のもとに応急住宅を供給するとともに、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施して居住の安定を図る。そのために、災害救助法の基準に基づいて計画する。

## 1. 実施責任者

- (1) 町長（本部長）が実施責任者となり、建設班が実施に当たる。災害救助法が適用された場合には、三芳町立運動公園内（多目的広場、テニスコート、弓道場）を第1候補地として用地確保を行うとともに、入居候補者の選定を行う。
- (2) 応急住宅の供給については県が行う。ただし、県が直接実施することができない場合には、町長（本部長）が委任を受け、町が実施する。町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

## 2. 応急仮設住宅の設置

### (1) 入居者の選定基準

被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者

・自らの資力では住宅を確保することができない者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成も考慮する。また、ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮する。

#### (2) 応急仮設住宅の設置戸数・規模

必要な設置戸数を町が調査し、県へ要請する。規模等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。（資料5-12 参照）

#### 〔資料5-12 災害救助法による救助の基準〕

#### (3) 応急仮設住宅の維持管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、県営住宅における維持管理の基準に準じて行うものとする。

#### (4) 建設予定地の選定・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事または町長が決めるが、原則として「町立運動公園内（多目的広場、テニスコート、弓道場）」とする。ただし、災害廃棄物の仮置き場（グラウンド等）としての活用も考えられることから、必要に応じて庁内で協議・調整を行うものとする。

また、被害状況等により、やむを得ない場合には公園等の空き地を利用して建設する。なお私有地については所有者と十分協議の上、町と所有者の間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

#### (5) 建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、三芳町災害対策協力会（資料6-26）の協力を得て建設する。建築資材が入手困難になることが予想されることから、関東地方整備局と近県の建設業協会との協定や災害対策協力会における業種ごとの広域応援などの実情を調査しておくものとする。

災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合、または知事の実施を待つこ

とができない場合は町長（本部長）が行う。

〔資料6-26 非常災害時における緊急支援に関する協定書〕

### 3. 既存住宅の利用

#### (1) 入居対象者

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ・住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住居のない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

#### (2) 入居者の選定基準

入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

#### (3) 公的住宅の利用

県や他の自治体等に公営住宅等の提供を依頼し、空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

#### (4) 民間住宅の利用（みなし仮設住宅）

以下の協定に基づき、被災者に対して民間賃貸住宅の借り上げまたは斡旋を行う。

災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書（資料6-32）

（平成18年6月16日 締結）

災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書（資料6-33）

（平成18年6月16日 締結）

上記で不足が生じる場合、町は必要戸数を調査し、県へ要請する。規模等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。

〔資料6-32 災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書〕

〔資料6-33 災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書〕

#### (5) 入居者管理

町が入居者管理を行う。

## 4. 住宅の応急修理

### (1) 修理対象者の基準

町長（本部長）は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行い、その結果を県（住宅対策部）へ報告する。

### (2) 応急修理を受ける者の選定基準

応急仮設住宅入居者の選定基準に準じる。

### (3) 応急修理の対象数

修理戸数は半焼または半壊戸数の3割以内とし、応急修理は災害発生時から1ヶ月以内に完成するものとする。

### (4) 一戸当たりの修理費基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。（資料5-12 参照）

**〔資料5-12 災害救助法による救助の基準〕**

### (5) 応急修理の方法

資材及び応急修理は三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県（住宅対策部）に要請し、調達の協力を求める。

## 5. 住宅関係の障害物除去

### (1) 実施責任者

障害物の除去は、町長（本部長）が行うものとし、災害救助法が適用された場合においても、町長（本部長）が実施する。

### (2) 対象住居

住居に運び込まれた土石、木材等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住居を対象に実施する。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。

- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住居が半壊または床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

### (3) 障害物の除去

災害救助法が適用されない場合は、町長（本部長）が特に必要と認めたものについて障害物の除去を行う。災害救助法が適用される場合は、町長（本部長）は庶務班の報告に基づき「障害物除去予定者名簿」を作成し、(2)の基準を満たす者を選定、障害物の除去を実施する。

なお、応援が必要な場合には、県へ要請する。

#### ① 除去作業に必要な資機材の確保

ア. 町保有の器具及び機械を使用して実施する。

イ. 労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、隣接市からの派遣を要請する。

ウ. 必要に応じて、三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。

#### ② 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通や住民生活に支障がない公有地を原則とする。私有地の場合は、所有者と協議の上、選定する。

#### ③ 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。（資料5-12 参照）

**〔資料5-12 災害救助法による救助の基準〕**

## 第26節 広報・広聴計画

### 《応急対策》

【情報部情報1班、総務部秘書広報班、救助部救助2班】

#### 1. 広報活動

災害時に速やかに住民の安定を図るため、被害状況及び救護活動状況を重点とした広報活動を実施する。なお、具体的な広報事項は、それぞれ「情報収集伝達」「避難体制」「災害時要援護者対策」「帰宅困難者対策」等、対策ごとの記述による。

##### (1) 広報内容

- ① 地震（災害）に関する情報
- ② 避難勧告及び避難指示
- ③ 被害情報及び応急対策実施情報
- ④ 生活関連情報
- ⑤ 通信施設の復旧工事
- ⑥ 道路交通情報
- ⑦ バス、鉄道等交通機関の運行状況
- ⑧ 医療機関の活動状況
- ⑨ その他必要な事項

##### (2) 広報方法

以下の媒体を活用して広報を実施する。また、被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティFMやローカルCATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。

- ① 防災行政無線（固定系）
- ② 広報車
- ③ 町ホームページ
- ④ ハンドマイク、地区拠点施設における館内放送、情報の掲示等
- ⑤ 三芳町地域コミュニティメール、エリアメール
- ⑥ SNS（ツイッター等）

- ⑦ ローカルテレビ（文字放送）
- ⑧ コミュニティFM
- ⑨ デジタルサイネージ 等

### (3) 報道機関に対する情報発表

報道機関から災害に関する報道のための資料の提供等の依頼を受けた場合には、秘書広報班長が検討したうえで報道機関に発表する。

### (4) 報道機関による広報活動（報道機関への災害警報等の放送要請）

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、埼玉県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は町から直接要請する。

### (5) 帰宅困難者・災害時要援護者への広報

発災時刻によっては、町外からの通勤・通学者等滞在者および、町外に滞在する住民に対して、災害用伝言ダイヤル171等を活用した安否の確認方法についてPRを行う。また、広報を実施するにあたって、外国人に対する多言語による広報や、聴覚障がい者に対するファクシミリによる広報の実施等、その他災害時要援護者に配慮した対策を行う。

### (6) 町ホームページにおける情報発表

町は、町ホームページ上に「三芳町震災コーナー」を開設し、町の活動状況および町内の被害情報の広報を行う。概ねの広報内容と時期、頻度は、以下を目安として可能な限り速やかに行うものとする。

<発災>

- ・地震に関する情報
- ↓
- ・災害対策本部の設置状況

<発災から1時間～6時間>

- ・避難勧告及び避難指示（緊急）
- ・避難状況及び避難所開設状況
- ・医療機関の活動状況
- ・被害情報及び応急対策実施情報
- ・道路交通情報
- ↓
- ・バス、鉄道等交通機関の運行状況

< 発災から1日後～3日後 >

- ・住民相談窓口の開設状況
- ・生活関連情報
- ・復旧進捗状況及び復旧目安
- ・その他必要な事項

< 発災から5日後 >

- ・町の震災復旧事業計画
- ・罹災証明・融資等手続きに関する情報
- ・住民相談窓口の開設状況

なお、作成した広報資料については、避難所等地区拠点施設における掲示を合わせて行うものとする。

#### (7) 被災者の安否に関する問い合わせへの対応

町長は、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。処理は救助2班が被災者台帳に基づいて行う。

## 2. 広聴活動

住民の要望に適切に対応し、効果的な応急対策を行うため、町は、被災者などの要望や苦情などの広聴活動を実施する。

#### (1) 広聴の実施

効果的な災害対策の実施に資するため、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動への協力を要請する。

< 主な広聴実施内容 >

- ・町ホームページに震災情報コーナーを設置
- ・被災地区の要望聴取
- ・相談窓口の開設
- ・必要によりアンケート等調査の実施

(2) 県、関係機関との連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

町、県及び関係団体は、震災時の被災者への対応における連携体制を強化するため、震災後早期に、県の機関である災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。

震災相談連絡会議では、市、災害情報相談センター及び関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「震災情報相談センターマニュアル」を作成する。

## 第27節 広域災害応援

### 《予防・事前対策》

【総務課、自治安心課、教育委員会、都市計画課】

#### 1. 広域応援体制の整備

町は、災害対策基本法第86条の9の規定に基づき、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

#### 2. 広域応援要員派遣体制の整備

被災市町村が実施する応急措置について、知事から応援の指示を受けた場合は、町は、県の要請に応じて、派遣体制の事前整備への協力を行い、速やかに担当業務に応ずる応援部隊を組織し、派遣する。

県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や、市町村業務を熟知する市町村職員により編成する。

#### 3. 広域避難受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から本町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保等、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

本町における広域避難者受入施設（一時滞在施設）を次のとおり定める。

＜広域避難者一時滞在施設＞

施設名称	住所	電話番号	延床面積
中央公民館	北永井 348-2	049-258-0050	1,402.51 m <sup>2</sup>

広域避難が中長期となることが見込まれる場合は、被災者の住宅対策として県営住宅や不動産関係団体との協定に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の活用を検討する。（宅地建物取引業協会埼玉西部支部との協定）

#### 4. 浜岡地域原子力災害広域避難の受入対策

（静岡県）浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、町が当該地域の避難者を受け入れることとなった場合は、前項に関わらず、その避難規模（1,200～1,300人想定）を考慮し、次のとおり受入施設を指定避難所に拡大して広域避難者一時滞在施設に定める。

なお、当該施設の運営については、避難元自治体との協議に基づき別途定めるものとする。

＜浜岡地域原子力災害避難計画に基づく広域避難者一時滞在施設＞

施設名称	住 所	電話番号	収容人員	備 考
中央公民館※	北永井 348-2	258-0050	50人	要援護者優先
上富小学校	上富 1267-4	258-6808	200人	体育館
三芳中学校	北永井 350	258-0675	200人	体育館
三芳小学校	北永井 343	258-0674	150人	体育館
藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	150人	体育館
唐沢小学校	藤久保 410-2	258-8900	180人	体育館
三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	210人	体育館
藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	200人	体育館
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	170人	体育館

※要援護者数に応じ、要援護者優先一時滞在施設として、藤久保公民館（258-0690）及び竹間沢公民館（259-8311）を追加指定することができる。

### 《応急対策》

【総務部、情報部、避難所・教育対策部、救助部、衛生部】

#### 1. 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）

首都圏広域災害が発生した場合、県は広域応援調整のための後方応援本部（仮称）を設置し、応援活動を行う。町は、県や町村会の調整・要請に基づき、県が実施する後方支援について協調して対応するものとする。

---

## 2. 応援に必要な広域災害情報の収集

---

首都圏広域災害が発生した場合、県は首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援にあたって県への協力を行う。

## 3. 広域応援要員の派遣

---

県は、町とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。

被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、町は広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の派遣への協力を行う。

## 4. 広域避難の支援

---

大規模災害発生時に、県は、災害対策基本法第86条の9の規定に基づき、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都道府県からの避難者を市町村の協力を得て受け入れる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

なお、町は広域避難者の受入施設（一時滞在施設）として、中央公民館を指定する。

また、避難が中長期に渡ることが見込まれる場合、県営住宅や民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の活用も検討する。

（静岡県）浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、町が当該避難者を受け入れることとなった場合は、町役場及び周辺公共施設を「避難経路所」に指定するものとする。避難経路所において、町は避難元自治体と連携し、避難者を「予防・事前対策」4.に掲げる広域避難者一時滞在施設に振り分け調整し、誘導することとする。

## 5. 避難生活への支援

---

町長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

避難者を受け入れた町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師等による健康状態の把握など、支援の充実に努める。また、地域防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

また、町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者（親戚・知人宅、賃貸住宅等）に対しても支援に努めるものとし、総務省の全国避難者情報システム等を活用して、被災都県が行う支援情報の伝達等、町内の広域避難者の支援を図る。

## 6. がれき処理支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理の支援を検討する。

## 7. 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理について、支援を検討する。

## 第28節 複合災害対策

### 《予防・事前対策》

【自治安心課、福祉課、健康増進課、教育委員会、各課、関係機関】

#### 1. 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

##### ○ 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、道路災害、放射性物質事故）  
など

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

#### 2. 大地震発生後の大雨警報・注意報の暫定基準

気象庁では、地震など不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、大雨警報・注意報等の発表基準について通常基準を適用することが適切でなくなった場合、地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、通常基準に対し一定割合減じた暫定基準を設定し運用することとしている。

例えば、震度5強を観測した市町村については、土壌雨量指数基準を通常基準の8割とし、震度6弱以上を観測した市町村については、土壌雨量指数基準を通常基準の7割とする。三芳町の基準は次のとおりである。

＜地震発生後の大雨警報等発表に係る土壌雨量指数基準／三芳町＞

	通常時	震度5強	震度6弱以上
警報基準	108	86	75
注意報基準	86	68	60

### 3. 防災拠点施設の整備等

複合災害発生時に万が一、町庁舎が使用不能となった場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設を次の順位により定める。

＜町災害対策本部代替施設＞

施設名称	住 所	電話番号	延床面積 (㎡)
第1順位 三芳町文化会館	藤久保 1100-1	259-3211	3,965.00
第2順位 浄水場	藤久保 1047-1	274-1014	3,772.78

### 4. 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

また、複合災害に伴い、情報通信設備が使用不能となった場合の対応は、《第5節 〈応急対策〉2. (3) 通信設備不能時の対応》を準用するものとする。

### 5. 災害医療体制の整備

《第2部 第1章 第8節 医療救護活動》を準用する。

なお、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

### 6. 避難対策

《第2部 第1章 第11節 避難体制》を準用する。

なお、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

---

## 7. 緊急輸送体制の整備

---

《第2部 第1章 第14節緊急輸送》を準用する。

## 8. 災害時の要援護者対策

---

《第2部 第1章 第15節災害時要援護者対策》を準用する。

### 《応急対策》

【情報部、土木部、避難所・教育対策部、都市計画課、各部、関係機関】

#### 1. 情報の収集・伝達

---

《第5節 情報収集・伝達》を準用する。

なお、県及び市町村は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

#### 2. 交通規制

---

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

その他、《第2節 《応急対策》 3. 道路交通対策 (4) 交通規制》を準用する。

#### 3. 道路の修復

---

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、県及び市町村は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

#### 4. 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市町村は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

また、豪雨・洪水と地震の複合災害に見舞われた場合、下記地区は避難可能な場所から除外し、又は、警戒候補区域とする。

除外する避難場所：竹間沢東公園

警戒候補区域：竹間沢こぶしの里及びこどもの川流域、竹間沢東地区全域

## 第2章 震災復興

### 第1節 復興計画

【政策推進室、財務課、都市計画課、観光産業課、各課】

大規模災害により地域が大きく被災し、生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町内の関係する主体と合意形成を行うとともに、県や関係機関と緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、計画的な災害復興事業を推進する。

#### 1. 復興対策本部の設置

被害状況の把握後、震災復興の必要性を確認した場合には、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。なお、災害対策が同時並行で行われていることや災害からの復興が新たなまちづくりの形成であることに鑑み、復興対策本部の庶務は、政策推進部門が担うこととする。

#### 2. 復興方針の策定

町は、復興対策本部を設置した後、学識経験者、住民代表者、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置する。

同委員会により復興計画が策定された場合には、速やかにその内容を住民に公表する。

#### 3. 復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、県の復興方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を

実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

#### 4. 災害復興事業の実施

##### (1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

##### (2) 災害復興事業の実施

###### ① 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部署を設置し、都市計画や産業振興、財政等の災害復興事業の根幹となる部門の職員を配置、政策推進部門が復興本部事務局としてこれを推進する。当該部署を中心に復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

###### ② 復興手続の検討

町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

##### (3) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

## 第2節 生活再建等の支援

【観光産業課、税務課、こども支援課、福祉課、住民課、会計課、各課、関係機関】

### 1. 被災者の生活確保

#### (1) 職業のあっ旋

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、県（産業労働部）、埼玉労働局が、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図ることになっている（資料2-43）。

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県（産業労働部）、埼玉労働局に報告する。

〔資料2-43 被災者に対する職業斡旋等〕

#### (2) 租税等の徴収猶予及び減免

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

##### ① 町税の納税緩和措置

###### ア. 期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、または町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヶ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。

◆災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域、及び期限の延長を指定することができる。

◆その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長することができる。

###### イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、または納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。

ウ. 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価に猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずることができる。

エ. 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。

◆町民税

納税義務者本人、または住宅家財の被災程度に応じて減免を行うことができる。

◆固定資産税、都市計画税

固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

◆特別土地保有税

土地の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

◆国民健康保険税

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて減免することができる。

(3) 保育料の免除

災害により損失を受けた場合は、その損失に応じて減額し、または免除する。

(4) 罹災証明の発行

《第23節被災者支援事務》を準用する。

(5) 郵便物に関する特別措置

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

〔資料6-34 災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書〕

## 2. 被災者への融資及び見舞金の支給

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせ

るため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付における条件等を資料2-44に示す。

生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付における条件等を資料2-45に示す。

〔資料2-44 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付〕

〔資料2-45 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付〕

## (2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付における条件等を資料2-46に示す。

災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付における条件等を資料2-47に示す。

〔資料2-46 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付〕

〔資料2-47 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付〕

## (3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

国、県及び町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金及び、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しての災害援護資金の貸付を、町が実施主体となり、実施する。

災害弔慰金の支給における条件等を資料2-48に示す。

災害障害見舞金の支給における条件等を資料2-49に示す。

災害援護資金の貸付における条件等を資料2-50に示す。

〔資料2-48 災害弔慰金の支給〕

〔資料2-49 災害障害見舞金の支給〕

〔資料2-50 災害援護資金の貸付〕

## (4) 三芳町災害見舞金支給条例に基づく見舞金の支給

町は、「三芳町災害見舞金支給条例」に基づき、災害により死亡した住民の

遺族又は災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給し、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。

三芳町災害見舞金の支給における条件等を資料2-51に示す。

〔資料2-51 三芳町災害見舞金の支給における条件等〕

#### (5) 中小企業への融資

被災中小企業者に対する資金融資制度は資料2-52に示す。

〔資料2-52 経営安定資金（災害復旧関連）〕

#### (6) 農林関係従事者への融資

農林業関係従事者への資金融資制度については、資料2-53～57に示す。

〔資料2-53 天災融資法に基づく資金融資〕

〔資料2-54 災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金〕

〔資料2-55 株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）の貸付条件〕

〔資料2-56 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資〕

〔資料2-57 農業災害補償〕

### 3. 被災者生活再建支援制度（国／被災者生活再建支援法）

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

#### (1) 対象災害の規模

政令で定める自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 支援対象世帯

住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

(3) 支援金の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

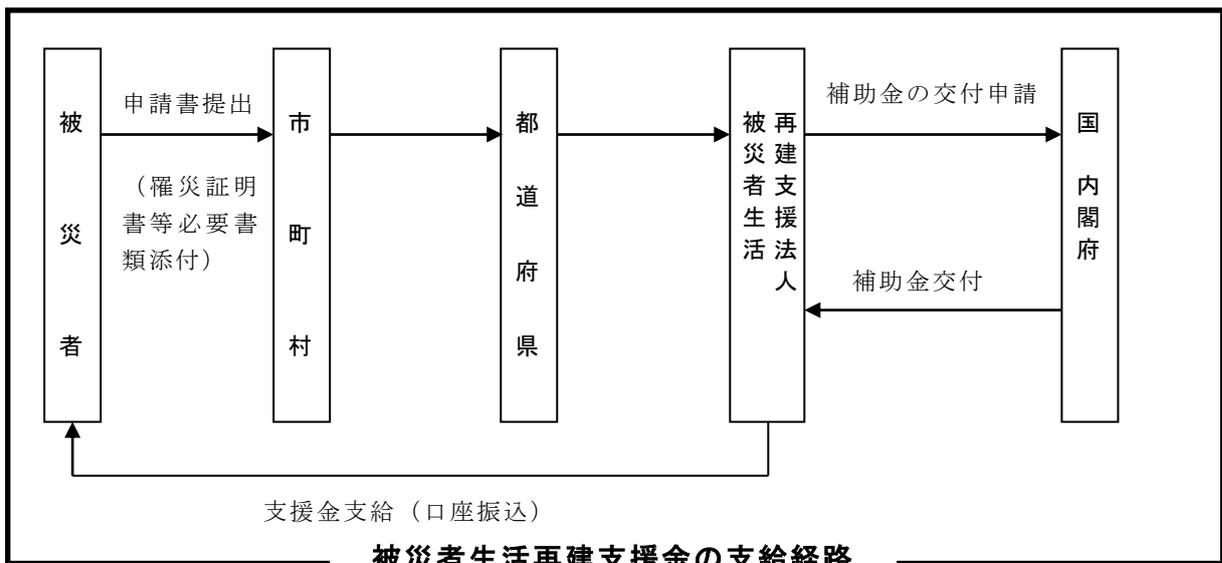
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円

(4) 町が行うこと

- ① 住宅の被害認定
- ② 罹災証明書等必要書類の発行
- ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付



※ 埼玉県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

#### 4. 被災者生活再建支援制度（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）

##### (1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

【目的】被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯等に対しても、法と同様の支援金を支給する。

##### 【制度の骨子】

##### ア. 支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊した世帯（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）

##### イ. 支援金の額

全壊 最大 300 万円

大規模半壊 最大 250 万円

（住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給）

##### (2) 埼玉県・市町村家賃給付金

【目的】公営住宅に入居困難な事由がある等、特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。

##### 【制度の骨子】

##### ア. 支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊した世帯で、「特別な理由」（※）により民間賃貸

住宅に入居した世帯

(※) 通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られる など

イ. 給付金の額

1 世帯当たり月 6 万円（5 人以上の世帯は月 9 万円）を限度に最長 1

2 か月の金額

## 5. 義援金及び見舞金品の受入・配分計画

### (1) 義援金品の受付

① 一般から町に寄託されたり、県・日赤支部から送付された義援金等については、町役場において会計班が受け付ける。また、救援物資については総合体育館において救助 2 班が受け付け、ボランティアの協力を得て配分する。ただし、災害の状況等によっては、臨時にその他の場所においても受け付けるものとする。

② ①の義援金や救援物資の受領に際しては、寄託者に受領書（資料 2-58）を発行する。

〔資料 2-58 義援金品受領書〕

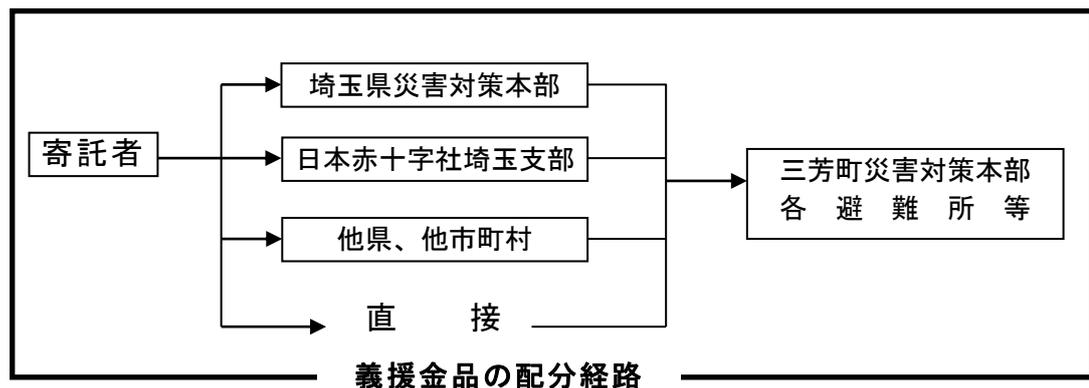
### (2) 義援金の配分

① 義援金の配分は、被害状況確定後町長の決定に基づき、会計班長が被災地区の状況等を考慮し、配分計画を立て配分する。

② 被災者に対する配分の際には、必要に応じ他班やボランティアの協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

### (3) 義援金品の保管

寄託または送付された義援金品のうち、義援金は会計課において、救援物資は総合体育館において一時保管する。



## 6. 被災生活の長期化への対応

---

町は、生活再建等の財政面の支援に加え、《第1章 第8節医療救護活動》に引き続き、三芳医会、民生委員等の協力に基づき、相談窓口の開設、個別訪問等により、被災生活の長期化に対する心のケアに努めるものとする。

## 第3節 広域災害復興計画

【政策推進室、総務課、財務課、都市計画課、  
観光産業課、住民課、福祉課、各課】

### 1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

○ 主な応援業務

① 復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

② インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

③ まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

④ 恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

⑤ その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

### 2 遺体の埋・火葬支援

大規模災害発生時、本町における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

### 3 仮設工場・作業場の斡旋

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

---

## 4 生活支援

---

県が行う長期避難者への生活支援に対して協力を行う。



---

# 第3部

## 風雪水害対策編



## 第1章 風雪水害に対する予防対策と応急対策

### 第1節 自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）

《第2部震災対策編第1章第1節自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）》を準用するほかは、次の通りとする。

#### 《予防・事前対策》

【災害対策グループ関係課、関係機関】

#### 1. 地域コミュニティによる側溝等の日常点検や軽微な清掃の促進

道路側溝等の雨水排水施設の日常的な点検、落ち葉などの軽微な清掃及び町への通報など、個人や地域コミュニティにより、降雨時の地域の排水能力を確保するためにできる対策を促進する。雨水ます上のブロックや花壇などの撤去、側溝等にごみを流さないこと等についても啓発する。

#### 2. 土のうの事前準備

地形が低い場合や地下施設等、雨が流れ込みやすい場所での浸水被害を予防するため、個人や地域による事前の土のうの確保を促進する。

町は、公助としての土のうの備蓄を推進する一方で、予測困難な集中豪雨等による家屋の浸水被害を住民が自主的に警戒及び緊急防御又は防止できるよう、町内の各所に、住民が自由に使える簡易土のう置場（土のうステーション）の設置を検討する。

#### 3. 気象警報等に関する知識と情報入手方法の啓発

風雪水害は、地震災害等と比較して災害発生の予見性が高く、正確な情報を入手し、正しい知識に基づいて判断し行動することで、被害を防ぐことか可能な場合も多い。そのため、町は、ハザードマップ、広報紙、町内各種イベントにおける広報活動等、様々な機会を通じて、住民、地域、事業所等に対して、風雪水害に関する

## 第1章 風雪水害に対する予防対策と応急対策

### 第1節 自助・共助による防災力の向上（ソフト対策による減災）

---

気象警報等に関する知識、避難勧告等が発令された場合等災害の危険性が高まった場合の取るべき行動、気象庁や県・町、報道機関から各種情報入手方法（各ホームページ、登録制メール等）を啓発することで、自助・共助による風雪水害に対する防災力の向上を図る。

## 第2節 災害に強いまちづくり（ハード対策による減災）

《第2部震災対策編第1章第2節災害に強いまちづくり（ハード対策による減災）》  
を準用するほかは、次の通りとする。

### 《予防・事前対策》

【災害対策グループ関係課、関係機関】

#### 1. 下水道の整備

集中豪雨等による浸水被害を抑制するため、下水道事業による雨水対策として、排水施設や資機材等の計画的・効率的な整備を推進する。なお、整備にあたっては、過去の浸水履歴のある地域から優先的に整備するとともに、必要に応じて県や隣接自治体との調整を行う。

#### 2. 止水板等の設置の促進

地形が低く、雨水が集まりやすい地域や、地下施設等に対して、止水板の設置等の浸水防止対策を促進する。

## 第3節 災害ごとの対策

### 【災害対策グループ関係課、関係機関】

本節は、風雪水害対策編における各種の対象災害（水害、風害、土砂災害、竜巻・突風、雪害）毎に、それぞれの災害に応じた固有の予防・事前対策、応急対策の内容をとりまとめるものである。

なお、各種災害に共通する事項については、第4節以降にとりまとめる。

### 1. 水害対策

近年、短時間で局地的に降る集中豪雨等の発生により、町内でも浸水被害が頻発している。雨水排水施設の整備が進展したことで、浸水が頻発する地域に一定の効果をもたらしたところだが、想定を上回る短時間雨量や新たな開発を背景に、更なる対策が必要になってきている。

#### 《予防・事前対策》

##### (1) 施設等の整備・維持・補修

災害に際し、応急対策に必要な施設や資機材等を整備するとともに、有効適切に使用できるよう、点検・修理などの施設の維持管理に努めるものとする。

- ① 下水道の雨水管渠や貯留施設の整備推進による内水氾濫の抑止策の推進
- ② 雨水排水施設の高圧洗浄
- ③ コミュニティによる雨水排水溝等の日常点検、軽微な清掃及び通報の促進

##### (2) 保水機能の保全

内水に関しては、土地利用を計画的に規制するなど、水害対策に重要な保水機能を保全すべき農地・空地等の市街化の抑制を行う。また、遊水池や調整池を設けることにより、降水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、一度に河道に流出させない対策を立てる。

##### (3) 浸水想定区域の周知（洪水ハザード、内水ハザード）

河川管理者は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川において、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成し、公表している。

町は、浸水想定地域の指定に基づき、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成し、住民に配布している。町はこの活用を促し、住民に対し浸水予想地域を周知させ、洪水に関する知識の普及、水防活動の啓発等を行うとともに、地域防災組織の育成を図る。

また、近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「ゲリラ豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少等により、雨水を排水しきれない「内水氾濫」が発生しており、町は、浸水実績のあった箇所を元に、この内水ハザードマップを作成している。町はこれを活用することで、内水氾濫の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を住民に周知し、公助のみならず自助・共助による減災の一助とする。

#### (4) 浸水想定区域内事業所等の対策

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に「地下街」、「要配慮者利用施設」、「大規模な工場その他の施設（申し出があったものに限る）」（以下「事業所等」という）がある場合、所有者等に対し、洪水予報等を直接伝達する必要がある。

また、これらの事業所等について、水防法及び水防法施行規則により、避難確保計画または浸水防止計画の作成、水防訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されている。

町では、「大規模工場その他施設」の用途及び規模について、水防法施行規則第3条に基づき、次のとおりとする。

- ① 用途 工場、作業場または倉庫
- ② 規模 延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上

町内では竹間沢東地区が河川氾濫による浸水想定区域とされているが、該当する事業所等は現時点で存在していない。

しかしながら、当該区域内事業所の従業員等の安全確保のため、歴史民俗資料館（代替：竹間沢第1区集会所）を水害のための一時避難場所とし、事態に応じて当該エリアの指定緊急避難場所兼指定避難所である竹間沢小学校へ、避難所3班、当該行政区役員、又は消防団等が誘導するものとする。今後は、柳瀬川の氾濫を想定し、竹間沢東地区への防災行政無線エリアの拡充ほか避難情報の伝達手段を検討する。

#### (5) 地盤沈下対策

急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したことにより、本町でも地盤沈下が危惧されている。

三芳町は、「埼玉県生活環境保全条例」の第1種指定地域に指定されており、井戸揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が6 cm<sup>2</sup>を超える動力付きのものを対象に地下水の採取が規制されている。町は、本条例と規制内容の周知及び、制度の適切な運用を図ることにより地下水利用の適正化を図る。

#### (6) 土のうステーションの設置

町は、予測困難なゲリラ豪雨等から地域住民が自主的に家屋の浸水被害を警戒し、抑制できるよう、町内の各所に、住民が自由に使える簡易土のう置場（土のうステーション）の設置を検討する。

### 《応急対策》

#### (1) 水防体制

町は、水害発生危険性が高まった場合、第4節「防災体制」に準じた配備体制をとるほか、次の場合を基準として、消防機関に出動の要請をするものとする。

- ① 水防警報によって消防機関に出動が要請された場合
- ② 知事から出動要請の指示があった場合
- ③ 本部長（町長）が必要と認めた場合

#### (2) 水防活動の実施

水防活動の実施にあたっては、「埼玉県水防計画」に準じて行うものとする。

##### ① 河川の巡視・警戒

土木部は、河川堤防について随時巡視、警戒をするとともに、異常を発見した場合には直ちに町長（本部長）を通じ、緊急を要する場合には直接川越県土整備事務所と東入間警察署長に連絡して、必要な措置を求める。

##### ② 水防措置の実施

水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と情報連絡をとりつつ、協力して河川施設等に対する水防活動を行う。

#### (3) 避難勧告・避難指示（緊急）

町長（本部長）は、河川の氾濫等により著しい危険が切迫していると認めら

れるとき、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、その状況に応じて予め定めた基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、若しくは避難指示（緊急）を発令する。

この際の避難は、第11節「避難体制」に基づいて実施する。

## 2. 風害対策

### 《予防・事前対策》

#### (1) 暴風・強風による被害の予防

町は、台風等による暴風・強風による被害を予防・軽減するため、次の対策を行うものとする。

- ① 建築物、街路樹、標柱、看板等の転倒・落下防止策の推進及び促進
- ② 電力施設における強風による停電防止対策の促進
- ③ 警報発令時に住民、事業所が自身でできる予防策の啓発

#### (2) 台風等の接近に伴う住民、事業所の対策の啓発

前項③に関して、具体的には次のような内容を啓発する(気象庁HP等より)。

- ① テレビやラジオの台風情報に気をつける。
- ② トタン、物干し竿、鉢植え、ごみ箱など、風で飛ばされそうなものを固定又は格納する。
- ③ 側溝や排水口、雨どいなどを掃除して水はけを良くしておく。
- ④ 低地の居住者は土のうなど浸水の堰き止め対策をする。
- ⑤ 窓や雨戸の戸締りをする。飛来物対策をする。
- ⑥ 断水や停電に備えて、懐中電灯や飲料水、非常持ち出し品などを準備・確認しておく。
- ⑦ 避難場所を確認しておく。
- ⑧ 不要不急の外出を避け、危険な場所には近づかない。
- ⑨ 台風接近時はエレベータは使わない(浸水による停止)。また、地下駐車場等は十分に注意する。
- ⑩ 町が発表する避難勧告等に注意し、また地区や近隣の対策に協力する。

### 《応急対策》

#### (1) 地域パトロールの実施

町は、台風等による暴風・強風が発生した場合、建築物・構造物の破損・倒壊、街路樹の倒壊や看板の落下による道路交通機能の障害等、風害の状況を把握するため、道路パトロールを実施する。

(2) 風害発生時の対応

町は、台風等による暴風・強風による街路樹の倒壊、被害が発生した場合、速やかに、倒木処理、看板撤去など道路障害物除去、被害拡大の防止措置等を行う。

また、必要に応じて、災害対策協力会へ協力要請を行う。

### 3. 土砂災害対策

#### 《予防・事前対策》

##### (1) 土砂災害危険区域の把握

三芳町は、なだらかな起伏をもつ平坦な台地であるため、町内に、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害危険個所」として指定された地域はない。

しかし、町は、町内の巡視等により、これらの危険区域の条件に満たない地域であっても、土砂災害の危険性があると考えられる地域の把握に努めるとともに、条件を満たす未指定の危険箇所が発見された場合、県等に対して指定の促進を図るものとする。

土砂災害の危険性があると考えられる地域については、周辺住民への周知を図るとともに、県等により危険区域の指定が行われた場合等の対応を協議する。

#### 《応急対策》

##### (1) 土砂災害の危険性に関する情報の収集・伝達

第6節「情報収集・伝達」に準じて情報伝達を行う。特に、土砂災害の危険性に関し、国、県等より伝達される主な情報は次の通りである。

###### ① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

###### ② 土砂災害緊急情報

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

## (2) 土砂災害の前兆現象及び被害情報の早期把握及び伝達

町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

- ① 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は適切な避難勧告・避難指示（緊急）を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ② 町は、警戒区域の設定を行った場合、該当地区内の区長や要援護者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報及び補足情報（雨量等）を伝達する。
- ③ 町は、提供した情報が避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

## (3) 避難勧告・避難指示等

町長（本部長）は、土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合において、土砂災害の危険が切迫していると認められるときは、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、その状況に応じて予め定めた基準に基づき、斜面等を有する地区の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断して、避難準備・高齢者等避難開始あるいは、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。

この際の避難は、第11節「避難体制」に基づいて実施する。

## (4) 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ① 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- ② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示（指示）を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- ③ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- ④ 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害の危険がある箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された場合は関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

# 第1章 風雪水害に対する予防対策と応急対策

## 第3節 災害ごとの対策

---

- ⑤ 町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に住民に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

## 4. 竜巻・突風対策

### 《予防・事前対策》

#### (1) 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

##### ① 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等)

##### ② 学校における竜巻対応マニュアルの作成

ア. 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

イ. 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

ウ. 安全管理運対体制の充実を図る。

##### ③ 竜巻関係の気象情報に関する普及啓発

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報(都道府県単位)を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの気象情報に関して研修や住民への普及啓発を行う。

但し、竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い点に留意しなければならない。

#### 【資料3-1 竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの概要】

#### (2) 被害予防対策

物的被害を軽減させるための方策として以下を行う。

##### ① 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を促進する。

- ② 低コスト耐気候性ハウス<sup>※</sup>等の導入など、農業被害の軽減を検討する。  
※低コスト耐気候性ハウス：強風や積雪に耐えられるように十分な強度を確保したハウス。県の補助対象。

### (3) 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

### (4) 情報収集・伝達体制の整備

- ① 竜巻注意情報の収集・伝達については、《予防・事前対策》(1)③「竜巻関係の気象情報に関する普及啓発」に基づき、気象庁等からの情報入手方法を普及啓発し、自助による減災を図る。災害情報等に関しては、第6節「情報収集・伝達」を準用する。
- ② 目撃情報の活用

町職員や行政区の地域防災関係住民から竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集できる体制を整備する。また、ツイッター等SNSによる住民からの竜巻発生情報、災害情報の収集手段を検討する。

### (5) 適切な対処法の普及・啓発

住民が竜巻等突風の危険が高まった際において、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとれるよう、町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

#### 【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

## 《応急対策》

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、町は、発生による被害が発生した場合に、速やかに被災者支援や復旧が図れるよう、第4節以降の風雪水害対策を準用するものとする。

## 5. 雪害対策

### 《予防・事前対策》

#### (1) 住民による雪害対策と町との協力体制確立

##### ① 住民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、地域コミュニティの共助による雪処理活動や近隣の要援護者に対する見守り・支援、その他町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

町及び県は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

##### ② 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町及び県は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

#### (2) 除雪及び凍結防止体制の整備

道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を実施する。

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町及び県、道路管理者等、関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（緊急輸送道路、避難路及び防災拠点施設・警察署・消防署・医療機関へのアクセス道路等）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。併せて、公園・広場・駐車場など、雪捨て場の選定を行っておく。

#### (3) 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設等、不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等災害時要援護者に関わる施設については、雪害

に対する安全性の確保に配慮する。また、管理不全の空き家等については、近隣への影響を考慮し、所有者に対して雪害予防対策を促すこととする。

① 新施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

② 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

(4) 孤立予防対策

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（行政区長や消防団員等）等の把握を行う。

(5) 大雪によるライフライン停止対策の促進

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

(6) 農作物被害の被害軽減対策

町及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

また、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を検討する。

(7) 降雪時の注意喚起の実施

町は、大量の積雪が見込まれる時には、次に示すとるべき行動を、住民に周知する。

- ① 不要不急の外出は極力避ける。
- ② 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。

- ⑤ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

## 《応急対策》

### (1) 地域パトロールの実施

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め、道路交通の安全を期する。

### (2) 路面の除雪及び凍結防止措置

町及び道路管理者は、道路上の積雪及び路面凍結が予想される場合において、道路上の除雪及び危険箇所における融雪剤の散布等の凍結防止措置を行う。

- ① 異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- ② 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- ③ 緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、東入間警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。
- ④ 町は、除雪作業等の実施において必要に応じて災害対策協力会への協力要請を行う。
- ⑤ 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- ⑥ 防災関係機関は、町から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力するものとする。
- ⑦ 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

### (3) 緊急輸送道路の確保と放置車両対策

町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行うことができる。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

#### (4) 避難勧告・避難指示（緊急）等

町長（本部長）は、記録的な降雪により住民の生命にかかわる雪害発生の危険が切迫していると認められるときは、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、予め定めた基準に基づき、地域の状況や気象状況等を総合的に勘案して、避難準備・高齢者等避難開始の発表、あるいは避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。

この際の避難は、第11節「避難体制」に基づいて実施する。

#### (5) 孤立世帯の把握と支援

町は、降雪に伴う生活道路の通行不能等により発生した孤立者、孤立世帯を把握するとともに、優先的な除雪による生活道路の確保や救援物資の輸送、急病人の搬送・救援、透析患者の支援等、必要な支援を実施する。

#### (6) ライフラインの確保

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

なお、ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民の生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

#### (7) 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティやボランティアの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

#### (8) 被災農家の支援

町は、県（川越農林振興センター）と協力し、降雪により農業施設及び農作物に被害を受けた農家に対する支援を行う。

## 第4節 防災体制

### 《予防・事前対策》

《第2部震災対策編第1章第3節防災体制《予防・事前対策》》を準用する。

### 《応急対策》

【総務部、情報部、関係機関】

#### 1. 町の活動体制

##### (1) 配備・動員計画

##### ① 配備体制

職員の配備体制は以下のとおりとする。

第1章 風雪水害に対する予防対策と応急対策  
第4節 防災体制

第3部  
風雪水害対策編

本部設置	体制区分		配備基準
(第1次防災体制)	連絡体制	災害対策グループ員 待機・所属課 管理職参集	・大雨・洪水・強風・大雪・竜巻・雷等の注意報が発令されており、今後さらに気象の悪化、若しくは警報への移行の可能性がある場合
(第2次防災体制) 災害対策 グループ設置	警戒体制	第1配備 災害対策グループ員 <sup>i</sup> 参集 (他本部員 待機)	・大雨・洪水・暴風・大雪等の警報が発令された場合 ・道路冠水が発生した場合 ・床下浸水の恐れが高まった場合 ・予測値で土砂災害警戒情報基準を超過した場合 ・関係河川の氾濫注意情報が発表された場合、又は、氾濫注意水位を超えることが確実な場合 <sup>iii</sup> ・避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断する段階
(第3次防災体制) 警戒本部設置		第2配備 第1配備＋ 地震警戒第 2配備 <sup>ii</sup>	・災害が発生した場合、又は災害の発生が予測される場合 ・県内に特別警報が発令された場合 <sup>iv</sup> ・床上浸水被害があった場合、又はその恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・関係河川の氾濫警戒情報が発表された場合、又は避難判断水位を超えることが確実な場合 <sup>iii</sup> ・避難勧告の発令（避難所の開設）を判断する段階、又は自主避難が見込まれる場合
(第4次防災体制) 災害対策本部 設置	非常体制 (全職員参集)		・災害が全町的に拡大した場合、又はその恐れがある場合 ・三芳町に特別警報が発令された場合 <sup>iv</sup> ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・実況で土砂災害警戒情報基準を超過した場合 ・土砂災害緊急情報が発表された場合 ・関係河川の氾濫危険情報が発表された場合、又は氾濫危険水位を超えることが確実な場合、若しくは氾濫発生情報が発表された場合、又は堤防決壊の恐れが高まった場合 <sup>iii</sup> ・避難勧告を発令し、避難指示（緊急）の発令を判断する段階、その他避難所を開設した場合 ・町長が必要と認めた場合

- i) 災害対策グループ：常設の災害出動体制。自治安心課、道路交通課、上下水道課、都市計画課、環境課、観光産業課及び町長が指定した職員。
- ii) 地震警戒第2配備：災害対策本部員、各班長のほか、庶務班、情報1班、救助総務班、救助1班、教育施設対策班、学校教育班、避難所総務班、衛生医療班、土木班、建設班、水道給水班及び避難所1班～3班（緊急避難対応班は、地震・集中豪雨・竜巻・雷等による予測不能な突発的災害が休日・夜間に発生した場合のみ出動）
- iii) 河川水位による基準  
① 氾濫注意水位：柳瀬川清柳橋 AP19.65m、新河岸川宮戸橋 AP6.00m、荒川治水橋 AP7.50m  
② 避難判断水位：柳瀬川清柳橋 AP20.53m、新河岸川宮戸橋 AP7.12m、荒川治水橋 AP12.10m  
③ 氾濫危険水位：柳瀬川清柳橋 AP20.87m、新河岸川宮戸橋 AP7.48m、荒川治水橋 AP12.60m
- iv) 職員は特別警報の情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく、各体制の自動参集を行う。
- v) 本表のほか各体制配備の判断基準を補足する気象情報等については、「三芳町風雪水害配備体制及び避難勧告・指示マニュアル」に定める。

② 動員・参集計画

ア. 待機体制の場合

災害対策グループ員は、待機体制をとり、気象情報等に注意を払うとともに、いつでも参集できるよう準備をしておく。

災害対策グループ：三芳町課室設置条例（平成21年条例第35号）第1条及び第2条に定める常設の災害応急体制。予め定められた課の職員が、交代制により災害現場対応を行う。

イ. 警戒体制第1配備の場合

災害対策グループ員の班体制のうち、グループ長の命により1の班若しくは複数班が庁舎へ参集する。

ウ. 警戒体制第2配備の場合

第1配備に加えて、地震警戒体制第2配備に準じた職員が庁舎へ参集する。職員は特別警報等の町内気象情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく自動参集を行う。

地震警戒体制第2配備は、《第2部震災対策編第1章第3節《応急対策》1.(1)①イ. 警戒体制の場合》を準用する。

エ. 非常体制の場合

町職員全員があらゆる手段を尽くし、速やかに参集する。職員は特別警報等の町内気象情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく自動参集を行う。

③ 休日・夜間等における体制

休日及び夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合、定められた職員は、あらゆる手段を尽くし、可能な限り速やかに本部に参集する。参集直後は、所属班を問わず情報の収集伝達、避難誘導、救護等の緊急性の高い応急対策に従事し、状況に応じて所属班の応急対策に従事する。

④ 職員への連絡方法

勤務時間内における警戒体制及び非常体制の動員方法と、勤務時間外の職員連絡方法は、資料2-9のとおりである。各部・班の長はあらかじめ職員の配置計画をたて、所属職員に徹底する。

なお、第1配備（災害対策グループ）の参集連絡については、別途定める。

**【資料2-9 職員の動員連絡方法】**

⑤ 特別警報発令時の参集

職員は特別警報の情報に注意し、発令の場合、本部連絡を待つことなく、各体制（警戒体制第2配備又は非常体制）の自動参集を行う。

(2) 災害対策本部の設置

① 設置基準

町長は、(1) ①配備体制 に基づき町域に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、非常体制を発令する必要があると認めるときは、本計画及び三芳町災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める三芳町災害対策本部に関する要綱により、町災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合の連絡先は、《第2部震災対策編第1章第3節《応急対策》(2)①設置基準 の表》を準用する。

② 設置場所

災害対策本部の設置場所は三芳町役場3階会議室とする。

③ 組織編成

災害対策本部の組織構成は、震災時と同様に、資料2-10のとおりとする。なお、町の災害対策本部には、予め指定する、県、警察、消防、町議会の情報連絡員が参加するものとする。

〔資料2-10 災害対策本部の組織編成系統図〕

④ 各事務分掌

ア. 災害対策本部

本部長、副本部長、本部員で構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議・決定する。

イ. 本部室及び各部

災害対策本部及び各部の事務分掌は、資料2-11～2-12、3-2のとおりとする。

〔資料2-11 災害対策本部構成及び事務分掌〕

〔資料2-12 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌〕

〔資料3-2 風水害発生時の各部の事務分掌〕

ウ. 指揮系統

各部班の長が不在の場合には、出動した者のうち上席者が代わって指揮をとり各部班の長が出動した時点でこれを引き継ぐ。

⑤ 災害対策本部の廃止

町長（本部長）は、町域で災害の発生する危険が解消したと認めるとき、または応急対策がおおむね完了したと認めるときは災害対策本部を廃止する。本部を廃止した際には、直ちに職員及び関係機関等に通知する。

⑥ 警戒本部の設置

警戒体制第2配備時には、警戒本部を設置し、(1)②ウに掲げる職員で、

その後の防災活動に対応できる体制を整える。本部の設置場所、組織構成、事務分掌は、災害対策本部設置時に準ずる。

⑦ 現地本部の設置

指定避難所を開設した場合、指定避難所に派遣した職員（避難所班）により、指定避難所に現地本部を設置する。現地本部は、地域防災組織（行政区等）と協力して地区内の被害情報を収集し、災害対策本部に報告するものとする。

## 2. 指定行政機関等の活動体制

《第2部震災対策編第1章第3節〈応急対策〉2. 指定行政機関等の活動体制》を準用する。

## 第5節 支援要請・受援体制

《第2部震災対策編第1章第4節支援要請・受援体制》を準用する。

## 第6節 情報収集・伝達

### 《予防・事前対策》

《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達《予防・事前対策》》を準用する。

### 《応急対策》

【総務部庶務班・秘書広報班、情報部情報1班、上下水道部、土木部、  
入間東部地区事務組合、東入間警察署、関係機関】

《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達《応急対策》》を準用するほか、  
次のとおりとする。

#### 1. 気象業務法に基づく注意報・警報の種類及び発表基準

気象特別警報・警報・注意報（以下、「警報等」という。）は、市町村単位で区分して発表される。また、警報等の発表にあたり、市町村をまとめた地域（6地域）が用いられることもあり、三芳町は「埼玉県南部〔南中部〕」に分類される。

資料3-3に、気象注意報・警報の種類及び発表基準の一覧を示す。

〔資料3-3 注意報・警報等の種類及び発表基準〕

#### 2. 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

##### (1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

荒川に関する洪水予報は、国土交通省と気象庁が共同で行い、通知を受けた県知事は町長（本部長）に通知する。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

荒川における基準水位は、下記のとおりである。

第1章 風雪水害に対する予防対策と応急対策  
第6節 情報収集・伝達

河川名	荒川	
基準水位観測所	治水橋	
区域	右岸	左岸
	自 川越市大字中老袋字田島301番1地先 至 東京都板橋区三園町2丁目	自 上尾市大字平方横町433番5地先 至 戸田市大字早瀬1丁目4335番
地先名	埼玉県さいたま市西区 飯田新田	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 12.60m	
避難判断水位	A. P. 12.10m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 7.50m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 7.00m	

水位のA.P.とは、隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川2丁目地先の河岸に設けられた霊巖島量水標の目盛による基準面（Arakawa.peil）の略称。

新河岸川に関する洪水予報は、県と気象庁が共同で行う。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

新河岸川における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	新河岸川	
基準水位観測所	宮戸橋	
区域	右岸	左岸
	自 川越市大字扇河岸243-2地先（不老川合流点） 至 和光市下新倉6丁目4198-1地先	自 川越市大字大仙波1259-1地先 至 和光市下新倉4197地先
延長	18,880(m)	
地先名	朝霞市 宮戸	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 7.48m	
避難判断水位	A. P. 7.12m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 6.00m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 4.50m	

(2) 水防法に基づく水位周知

柳瀬川に関する水位周知は、県知事が行う。水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報が通知される。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難勧告及び避難指示等の処置を行う。

柳瀬川水位周知における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	柳瀬川	
基準水位観測所	清柳橋	
区域	右岸	左岸
	自 所沢市大字城字矢崎53 地先 柳瀬川橋下流域 至 志木市中宗岡5丁目7037 地先 新河岸川交流点	自 新座市大和田3丁目97地 先 都県境 至 志木市本町5丁目1650-1 地先 新河岸川交流点
延長	6,200(m)	
水位標名	清柳橋	
地先名	所沢市坂の下265	
氾濫危険水位 (危険水位)	A. P. 20.87m	
避難判断水位	A. P. 20.53m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A. P. 19.65m	
水防団待機水位 (指定水位)	A. P. 19.15m	

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

なお、三芳町における対象河川、柳瀬川の観測所は清柳橋であり、水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

### 3. 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

県と熊谷地方气象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表されるものである。

### 4. 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

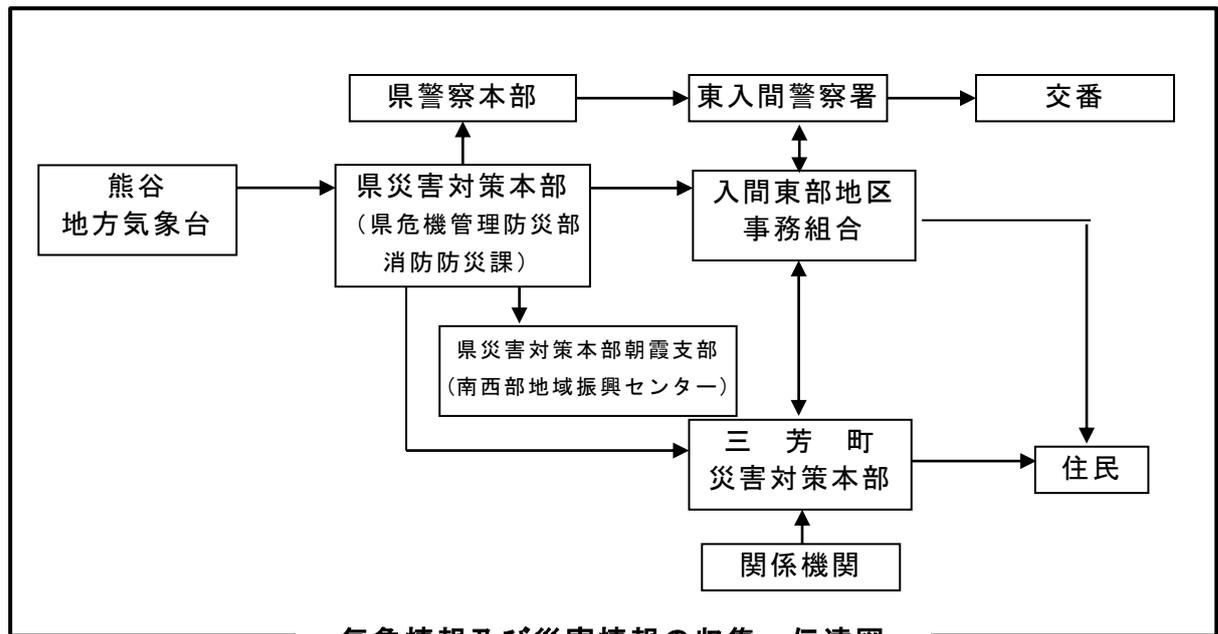
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第29条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

## 5. 気象情報及び災害情報の収集・伝達

### (1) 気象情報及び災害情報

町は、熊谷気象台からの気象情報の伝達、各防災関係機関からの通報のほか、町職員、消防職員、消防団員による警戒活動（災害が予想される場所の警戒巡視）を行い、地域の気象情報及び災害危険に関する情報を収集し、伝達する。

気象情報及び災害情報の収集・伝達系統を下記に示す。



気象情報及び災害情報の収集・伝達図

### (2) 雨量情報

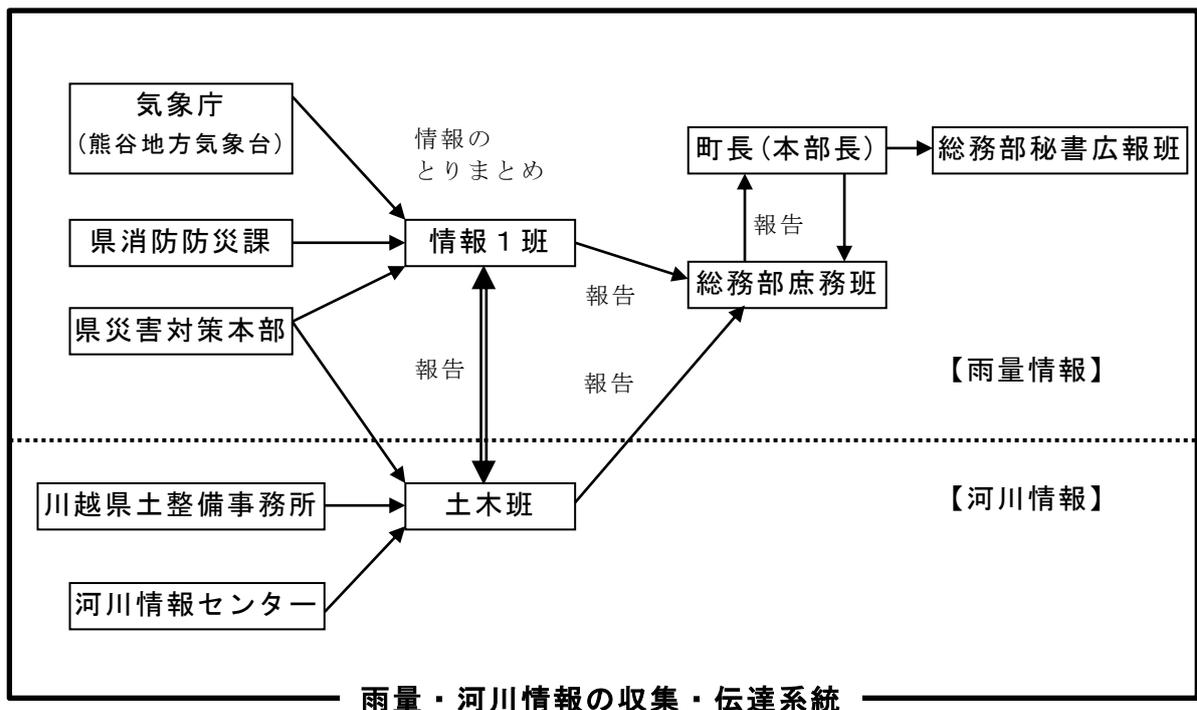
情報部情報1班は、気象・雨量情報に関する情報収集を行い、本部員に対し、警戒本部、あるいは災害対策本部設置のための情報を提供する。

雨量情報は、気象官署（熊谷地方気象台）、県消防防災課、県災害対策本部等から迅速・確実に入手する。

(3) 河川水位情報

土木班は、河川水位に関する情報を埼玉県災害対策本部、川越県土整備事務所及び河川情報センターから収集する。

雨量及び河川水位の伝達系統を下記に示す。



(4) 災害危険箇所に関する情報

風水害時に災害の危険性が高い地区は、内水ハザードマップや洪水ハザードマップにより事前に把握しておき、その地域の住民及び現地に派遣した町職員等より情報を収集する。

(5) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県または町（自治安心課）等へ電話連絡する。

- ① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
  - ア. 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
  - イ. 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合

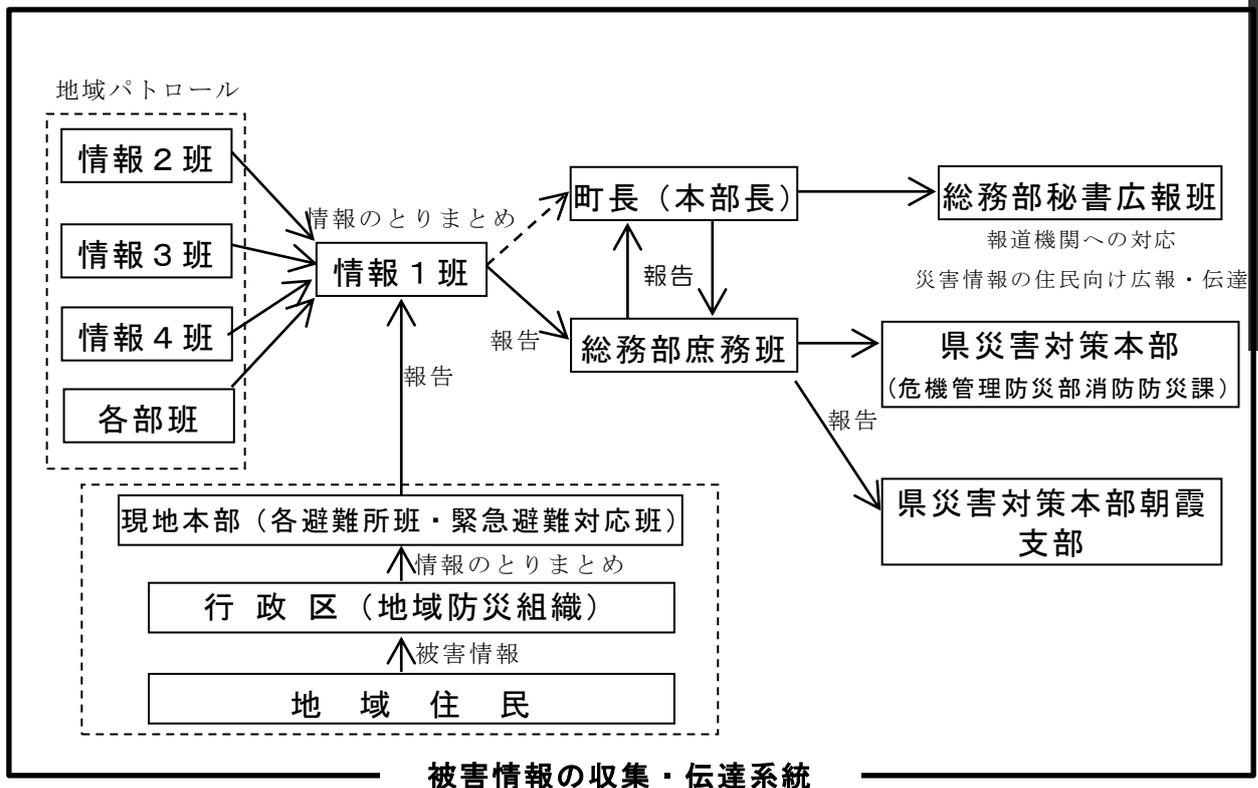
ウ．特別警報を解除した場合

※ 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。  
また、町及び県が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

## 6. 被害情報の収集・報告

《第2部震災対策編第1章第5節《応急対策》2. 被害情報の収集・報告》を準用する。



## 7. 住民への気象・災害情報の伝達

災害時に速やかに住民の精神的な安定を図るため、被害状況及び救護活動状況を重点とした広報活動を実施する。

### (1) 伝達内容

- ① 警戒段階
  - ア. 警報等の気象情報
  - イ. 雨量に関する情報
  - ウ. 河川水位に関する情報
  - エ. 土砂災害に関する情報
  - オ. その他被害が予想される事象に関する情報  
(大雪、台風、降雹、雷、竜巻)
- ② 避難段階
  - ア. 避難勧告・指示等の対象地域
  - イ. 避難場所
  - ウ. 避難経路
  - エ. 避難の理由
  - オ. 注意事項（携行品、服装等）
- ③ 救援段階
  - ア. 上水道の飲用の適否、建造物倒壊の危険、垂れ下がった電線等への注意
  - イ. 安否情報
  - ウ. 交通渋滞解消への協力
  - エ. 電話混雑解消への協力
  - オ. 道路、水道、電気、ガス等のライフラインの被害と復旧見込み
  - カ. その他（給食、給水、生活必需品等の配布状況、廃棄物の収集、運搬状況等）

### (2) 伝達手段

待機体制又は警戒体制第1配備においては、情報1班の職員は、警戒すべき気象情報として主に次の手段により住民に情報を伝達する。

- ① 町ホームページ
- ② 地域コミュニティメール
- ③ ツイッター

警戒体制第2配備以上においては、秘書広報班の職員を中心に、災害情報（避難勧告・指示等）とあわせ、次の手段を加えて住民への情報伝達を拡充する。

- ④ 防災行政無線
- ⑤ 広報車・消防団車両
- ⑥ 町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達

- ⑦ コミュニティ FM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑧ エリアメール（緊急速報メール）
- ⑨ 地区拠点施設における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等

**(3) 気象情報・災害情報の収集・伝達責任者**

気象情報、災害情報等の収集・伝達責任者は下記のとおりとする。

待機体制 及び 第1配備	気象情報の 収集・伝達	第1責任者	災害対策グループ長
		第2責任者	災害対策グループ副グループ長
第2配備 及び 非常体制	災害情報 の収集	第1責任者	情報部長
		第2責任者	情報1班班長
	災害情報 の伝達	第1責任者	総務部長
		第2責任者	秘書広報班長

**8. 異常な現象発見時の通報**

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した住民等は、災対法第54条に基づき、遅滞なく町または警察官に通報を行うものとする。

警察官が通報を受けた場合、その旨を速やかに町に通報するものとし、住民等又は警察官から通報を受けた町は、その内容を県、気象庁及びその他関係機関に通報するものとする。

## 第7節 救急救助活動

《第2部震災対策編第1章第7節救急救助活動》を準用するほかは、次の通りとする。

### 《応急対策》

【各部、入間東部地区事務組合、関係機関】

#### 1. 救急救助計画

##### (1) 救急救助活動の実施者

救急救助活動は、入間東部地区事務組合が東入間警察署及び救助部と連携して実施する。

##### (2) 救急救助の実施方法

###### ① 救急救助の対象者

- ア. 流失家屋及び孤立したところに取り残された場合
- イ. 増水した河川に転落したような場合
- ウ. 行方不明の者で、情勢から判断して生存していると推定される場合
- エ. 行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない場合

###### ② 救急救助の方法

- ア. 救急救助活動の災害対策が大規模にわたる場合には、事態に応じて消防職員・団員等の非常招集を行い、救出活動を行う。
- イ. 救急救助活動を行う場合は、常に災害現場で被害状況を正確に把握する。
- ウ. 災害現場の状況その他により特殊な救助作業を必要とする際には、特別救助隊を編成し救急救助活動を行う。
- エ. 火災を伴う救急救助活動は、消防隊が消火活動と併せて行う。

###### ③ 関係機関への応援要請

災害により火災が同時に発生して、消防本部による救助が困難な場合には、状況に応じ下記の各機関に協力を求める。

- ア. 消防相互応援協定により、隣接市に協力要請をする。
- イ. 東入間警察署に協力要請をする。
- ウ. 自衛隊に協力要請する。

④ 警察との連絡

警察と密に連絡をとり、救助にあたる。

## 第8節 医療救護活動

《第2部震災対策編第1章第8節医療救護活動》を準用する。

## 第9節 遺体の捜索、収容及び埋葬

《第2部震災対策編第1章第9節遺体の捜索、収容及び埋葬》を準用する。

## 第10節 防災拠点（避難所）の指定と整備

《第2部震災対策編第1章第10節防災拠点（避難所等）の指定と整備》を準用する。

## 第11節 避難体制

### 《予防・事前対策》

【災害対策グループ関係課】

避難経路、地域防災組織対応等について《第2部震災対策編第1章第11節避難体制《予防・事前対策》》を準用するほかは、次のとおりとする。

#### 1. 避難計画の策定

町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

#### 2. 発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。

町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

### 《応急対策》

【災害対策グループ、総務部、情報部、救助部、避難所・教育対策部、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

#### 1. 避難勧告・避難指示（緊急）

##### (1) 各避難情報の定義

それぞれの行為の定義と発令時の状況、住民に求める行動は、次のとおりである。

##### ① 避難準備・高齢者等避難開始

避難行動に時間を要する災害時要援護者（避難行動要支援者等）に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求め、その他の住民等に、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備の開始を促す行為であり、災害が

発生する危険性が高まった状況において、町長（本部長）が発令する。

② 避難勧告

対象地域の居住者等を拘束できるものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退き、又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又促す行為である。

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まったとき、町長（本部長）は、避難のための立ち退き勧告を行う。通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等へ避難行動開始し、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保を行う

③ 避難指示（緊急）

被害の危険が目前に切迫している場合に使用し、勧告よりも拘束力が強い。

人的被害の発生する危険性が非常に高まったとき、若しくは、人的被害が発生した状況で、町長（本部長）は避難のための立ち退き、又は屋内での待避等の安全確保措置に対する指示を行う。あわせて立ち退き先（避難所）の指示も行う。

避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了し、まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとる（屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保を行う）。

※屋内での待避について

避難勧告、避難指示（緊急）の発令において、すでに河川が氾濫して避難場所への移動（避難のための立ち退き）がかえって生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるときは、町長（本部長）は、自宅の上階部分（垂直避難）など一定の安全が確保された屋内に留まる屋内での待避等の安全確保措置を、避難行動のひとつとして指示することができる（災害対策基本法第60条第3項）。

例えば、浸水想定地区である竹間沢東地区において地上3m以上の上階を有する事業所は、この避難行動が有効である。

(2) 実施責任者

避難勧告または避難指示（緊急）、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、下表に示す各者が行う。

	実施者	対象災害	根拠法令
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・町長（本部長）	災害全般	
避難勧告 ・ 避難指示 （緊急）	・町長（本部長）	災害全般	災害対策基本法第60条
避難指示 （緊急）	・知事 ・知事の命を受けた県職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	・水防管理者（町長）	洪水	水防法第29条
	・警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	・派遣自衛官 （その場に警察官がない場合に限る）	災害全般	自衛隊法第94条

① 町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告、指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

なお、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

② 知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

③ 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する者が指示できないと認

# 第1章 風雪水害に対する予防対策と応急対策

## 第11節 避難体制

---

めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

### ④ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

### (3) 避難対象者

避難勧告・避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいる全ての者を対象とする。

### (4) 避難勧告・指示等の発令基準

避難勧告・指示等の発令は、次の判断基準に基づき、総合的に勘案して行うこととする。

発令情報	発令判断基準 (以下の項目を総合的に勘案して判断する)
<p>避難準備・高齢者等避難開始<sup>ii)</sup>の判断期</p> <p>災害対策グループ体制（第1配備）</p>	<p>大雨・洪水・暴風・大雪等の警報が発令され、一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の開設を検討する段階</li> <li>●道路冠水が発生し、床下浸水の恐れが高まった場合</li> <li>●予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過した場合</li> <li>●災害の可能性が高まり、災害時要援護者（避難行動要支援者等）の避難を促す必要が生じた場合</li> <li>●関係河川の氾濫注意情報が発表された場合、又は氾濫注意水位に達した場合<sup>i)</sup></li> <li>●夜間～早朝にかけて上記の状況になることが予測される場合</li> </ul>
<p>避難勧告の判断期</p> <p>警戒本部体制（第2配備）</p>	<p>災害の発生が予測される場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の生命の危険が危惧される災害、集落の孤立、若しくは床上浸水その他生活に著しい支障をきたす被害が発生し、又はその恐れが高まった場合</li> <li>●一部の避難所を開設する必要がある場合</li> <li>●県内に特別警報が発令された場合</li> <li>●土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>●予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が見込まれる場合</li> <li>●記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>●関係河川の氾濫警戒情報が発表された場合、又は避難判断水位を超過しさらに降雨が見込まれる場合</li> <li>●夜間～早朝にかけて上記の状況になることが予測される場合</li> </ul>
<p>避難指示（緊急）の判断期</p> <p>災害対策本部体制（非常体制）</p>	<p>災害が全町的に拡大する恐れがある場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●直ちに住民に命を守る行動をとらせる必要が生じたとき</li> <li>●複数の避難所を開設する必要がある場合</li> <li>●三芳町に特別警報が発令された場合</li> <li>●土砂災害警戒情報が発表されており、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>●実況で土砂災害警戒情報の基準を超過した場合</li> <li>●土砂災害緊急情報が発表された場合</li> <li>●関係河川の氾濫危険情報が発表された場合、又は氾濫危険水位に達した場合、若しくは決壊・越水・溢水の発生、又は氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>●町長が必要と認めた場合</li> </ul>

i) 河川水位による基準

- ① 氾濫注意水位：柳瀬川清柳橋 AP19.65m、新河岸川宮戸橋 AP6.00m、荒川治水橋 AP7.50m
- ② 避難判断水位：柳瀬川清柳橋 AP20.53m、新河岸川宮戸橋 AP7.12m、荒川治水橋 AP12.10m
- ③ 氾濫危険水位：柳瀬川清柳橋 AP20.87m、新河岸川宮戸橋 AP7.48m、荒川治水橋 AP12.60m

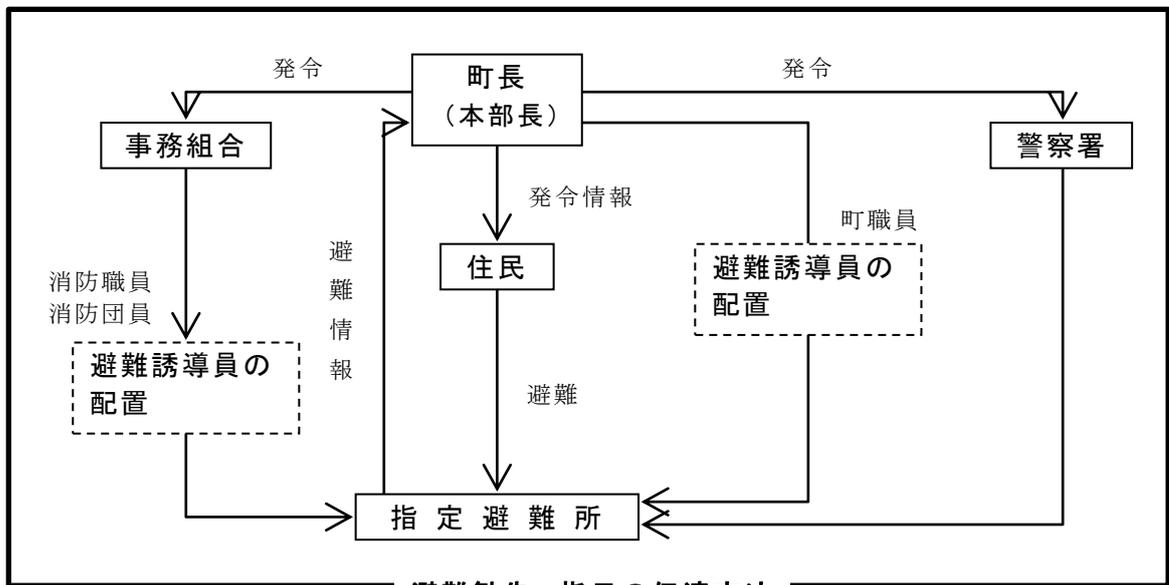
ii) 避難準備・高齢者等避難開始の発令は、第2配備（要援護者伝達・避難受入）への移行を前提とする。

iii) 本表のほか避難勧告等の判断基準を補足する気象情報等については、「三芳町風雪水害配備体制及び避難勧告・指示等判断マニュアル」に定める。

(5) 避難勧告・指示等の伝達方法

以下に示すようなあらゆる手段を尽くして迅速な伝達を行う。また、できるだけ住民を恐怖状態に陥れないようにするとともに、火災の予防について警告する。その際、聴覚障がい者に対する FAX による伝達や、災害時要援護者に対する避難支援者を通じた伝達等により、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ① 防災行政無線
- ② エリアメール（緊急速報メール）
- ③ 広報車・消防団車両
- ④ 町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達（避難対象世帯）
- ⑤ コミュニティ FM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑥ 地区防災拠点における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等
- ⑦ 町ホームページ
- ⑧ 地域コミュニティメール
- ⑨ ツイッター
- ⑩ その他取りうる全ての方法



避難勧告・指示の伝達方法

(6) 伝達事項

《第2部震災対策編第1章第11節〈応急対策〉3.(3)伝達事項》を準用する。

(7) 関係機関への通知・連絡

《第2部震災対策編第1章第11節〈応急対策〉3.(5)関係機関への通

知・連絡》を準用する。

## 2. 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難勧告・指示等と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

状況	措置	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1） 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4） 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

## 3. 避難の誘導

《第2部震災対策編第1章第11節《応急対策》3. (4)避難誘導時の留意点》を準用する。

## 第12節 避難所の開設と運営

《第2部震災対策編第1章第12節避難所の開設と運営》を準用する。

## 第13節 物資及び資機材の備蓄

《第2部震災対策編第1章第13節物資及び資機材の備蓄》を準用する。

## 第14節 緊急輸送

《第2部震災対策編第1章第14節緊急輸送》を準用する。

## 第15節 災害時要援護者対策

《第2部震災対策編第1章第15節災害時要援護者対策》を準用する。

## 第16節 帰宅困難者安全確保対策

《第2部震災対策編第1章第16節帰宅困難者安全確保対策》を準用する。

## 第17節 防災教育及び訓練

【災害対策グループ関係課、教育委員会、各課、関係機関】

### 《予防・事前対策》

#### 1. 防災教育

防災教育計画については、《第2部震災対策編第1章第17節《予防・事前対策》1. 防災教育》を準用する。

これに加え特に風雪水害に関して、水防業務に従事する職員や団員に対する研修機会の充実に努めるものとする。また、行政区（自主防災組織等）や住民向けの教育・啓発を推進する。

#### 2. 防災訓練

防災訓練計画については、《第2部震災対策編第1章第17節《予防・事前対策》2. 防災訓練》を準用するが、風雪水害について、特に下記に示す各訓練に関し、広く住民に参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発防災意識の高揚、防災行動力の強化に努めるものとする。

##### (1) 総合防災訓練

町総合防災訓練（地域連携避難訓練）において、対象災害に風雪水害や大規模事故等に対応する企画も随時取り入れるよう進める。また、2市1町合同防災訓練（4年に1回）においても、検討の題材に加える。

##### (2) 水防訓練・土砂災害訓練

水防法、埼玉県水防計画等に基づき、関係機関（県、消防、警察等）と連携した訓練（情報伝達、図上訓練を含む）の実施・参加に努める。

##### (3) 行政区（自主防災組織等）等地域が実施する訓練

地震災害に加えて、風雪水害等に備えた研修や訓練も、地域の自主的な防災訓練企画に取り込むよう促進する。

## 第18節 文教対策(児童・生徒の保護等)

《第2部震災対策編第1章第18節文教対策(児童・生徒の保護)》を準用する。

## 第19節 廃棄物・し尿対策

《第2部震災対策編第1章第19節廃棄物・し尿対策》を準用する。

## 第20節 防疫・保健衛生

《第2部震災対策編第1章第20節防疫・保健衛生》を準用する。

## 第21節 災害救助法の適用

《第2部震災対策編第1章第21節災害救助法の適用》を準用する。

## 第22節 災害復旧事業(財政援助措置)

《第2部震災対策編第1章第22節災害復旧事業(財政援助措置)》を準用する。

## 第23節 被災者支援事務

《第2部震災対策編第1章第23節被災者支援事務》を準用する。

## 第24節 住宅復旧・応急仮設住宅

《第2部震災対策編第1章第25節住宅復旧・応急仮設住宅》を準用する。

## 第25節 広報・広聴計画

《第2部震災対策編第1章第26節広報・広聴計画》を準用する。

## 第26節 広域災害応援

《第2部震災対策編第1章第27節広域災害応援》を準用する。

## 第2章 災害復興

### 第1節 復興計画

《第2部震災対策編第2章第1節復興計画》を準用する。

### 第2節 生活再建等の支援

《第2部震災対策編第2章第2節生活再建等の支援》を準用するほかは、次の通りとする。

#### 1. 被災者への融資

##### (1) 三芳町風水害資金融資条例に基づく資金の融資

町は、「三芳町風水害資金融資条例」に基づき、風水害を受けた建物等の復旧及び水害予防のための建物等の保全に必要な資金を融資し、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。

「三芳町風水害資金融資条例」を資料5-13に、「三芳町風水害資金融資条例施行規則」を資料5-14に示す。

〔資料5-13 三芳町風水害資金融資条例〕

〔資料5-14 三芳町風水害資金融資条例施行規則〕

---

## 第4部

# その他災害・事故対策編



## 第1節 火災対策

### 【自治安心課、入間東部地区事務組合】

町及び入間東部地区事務組合は、火災予防及び応急活動について、県及び関係機関と連携して次の対策を講ずるものとする。

#### 1. 火災予防

##### (1) 消防力の強化

消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教育訓練等を通じて、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の成果をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

##### (2) 消防計画の作成

###### ① 組織

入間東部地区消防組合警防規程及び同警防対策本部設置要綱に定める。

###### ② 消防団の育成・強化

消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への啓発・広報等に配慮する。

###### ③ 消防施設整備計画

消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり町の社会構造の変化に対処できるよう消防施設整備計画を策定する。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

###### ④ 調査計画

災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、管内の消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するとともに、調査を基に、構成市町と連携して管内の被害想定図の作成に取り組む。

###### ⑤ 教育訓練計画

消防組織が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要がある。教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

###### ⑥ 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の変化によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているので、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立する。

### ⑦ 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、入間東部地区消防組合火災警報規則等に基づき、火災警報の発令及び解除の伝達・周知方法等を熟知し、徹底する。

なお、町長（本部長）は、県知事あるいは気象官署より火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認められた場合、火災警報を発令し、周知徹底を図る。

火災気象通報がなされる条件を以下に示す。

ア．最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

イ．平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中を除く

ウ．最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

### ⑧ 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

### ⑨ 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させる。

そのほかについては、《第2部震災対策編第1章第6節出火の予防と消防活動》を準用する。

### ⑩ 風雪水害等警防計画

風雪水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等について、《第3部風雪水害対策編第1章第3節災害ごとの対策》を準用し、町と調整しておく。

### ⑪ 避難計画

避難に関する計画は、《第2部震災対策編第1章第11節避難体制》を準用するものとし、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難勧告・指示、避難経路、避

難先等を具体的に定めておく。

#### ⑫ 救急救助計画

《第2部震災対策編第1章第7節救急救助活動》を準用するものとし、平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急、救助が的確に行われるよう計画を定めておく。

#### ⑬ 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、入間東部地区事務組合のみでこれに対処することができない場合等に、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

詳細は、《第2部震災対策編第1章6節《予防・事前対策》3(4)広域消防応援体制の整備》及び《《応急対策》2(6)他の消防機関等への応援要請》を準用する。

### (3) 建築物の不燃化

《第2部震災対策編第1章第2節《予防・事前対策》3. まちの不燃化》を準用する。

### (4) 火災発生原因の制御

#### ① 火災予防条例に基づく火災事故の防止対策

各種イベントや行事における露店等の火気の使用に対する注意喚起や届出義務の徹底を図る。

#### ② 防火管理者制度の効果的な運用

規定の収容人員を超える防火対象物（集客施設等）における防火管理者選任の徹底と消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検・整備及び火器使用について周知徹底する。又、防火管理者を育成するため、事務組合による防火管理者資格取得講習会の開催と参加を促進する。

### (5) 消防団及び自衛消防の充実

#### ① 消防団員の確保対策

消防団員の確保のため、次の対策を推進する。

- ア. 消防団装備の機械化、軽量化
- イ. 消防ポンプ自動車等の重点配置
- ウ. 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- エ. 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る

オ．団員の処遇改善

カ．女性・大学生・郵便局職員・企業従業員に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

### ② 民間防火防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

ア．民間防火防災組織の確立

自主的な防火活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自治会等コミュニティにおける自衛消防隊・民間防火組織の結成を支援するとともに、子どもなどの各年代層にあわせた意識高揚、知識普及、地域消防力の向上を図る取組みを促進する。

イ．大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を促進する。

ウ．消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にするための諸対策を講ずるものとする。

## 2. 消防活動

### (1) 消防本部による消防活動

#### ① 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア．災害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ．把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

ウ．応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

#### ② 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

ア．避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び

避難路確保の消防活動を行う。

イ. 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ. 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ. 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ. 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ. 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ. 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

## (2) 消防団による消防活動

### ① 出火防止

地震の発生等により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

### ② 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単

独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

### ③ 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

### ④ 避難誘導

避難指示・避難勧告等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

### ⑤ 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

### ⑥ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

### (3) 他の消防機関に対する応援要請

《第2部震災対策編第1章6節《予防・事前対策》3(4)広域消防応援体制の整備》及び《《応急対策》2(6)他の消防機関等への応援要請》を準用する。

## 3. 大規模火災予防

### (1) 災害に強いまちの形成

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第2節地震に強いまちづくり（ハード対策による減災）》を準用する。

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定の検討等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、（耐震性）貯水槽、水路、プール水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

町は、県と協力し、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

**(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え**

## ① 情報の収集・連絡

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》を準用する。

## ア. 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、国、関係市町村、東入間警察署、入間東部地区事務組合等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、休日・夜間の場合等においても対応できる体制とする。

## イ. 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び県とのネットワークの確保を図るものとする。

## ② 災害応急体制の整備

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第3節防災体制》を準用する。

## ア. 職員の体制

町、消防機関及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

## イ. 防災関係機関相互の連携体制

入間東部地区事務組合は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

## ③ 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、水路やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

### ④ 緊急輸送活動への備え

以下に記述するほか、《第2部 震災対策編第1章第14節 緊急輸送》を準用する。

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

### ⑤ 避難収容活動への備え

#### ア. 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、行政区（地域防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を促進するものとする。

なお、避難路の指定については、《第2部 震災対策編第1章第11節 避難体制の整備》に定める。

#### イ. 避難所

町は、指定緊急避難場所、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、あらかじめ、指定避難所の管理運営に向けて、行政区との調整や住民に対する必要な知識の普及に努めるものとする。

なお、避難所の指定については、《第2部 震災対策編第1章第10節 防災拠点（避難所等）の指定と整備》に定める。

### ⑥ 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

### ⑦ 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、《第2部 震災対策編第1章第5節 情報収集・伝達》を準用し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ定めておくものとする。

## ⑧ 防災関係機関等の防災訓練の実施

## ア. 訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

## イ. 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## (3) 防災知識の普及、訓練

## ① 防災知識の普及

入間東部地区事務組合は、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知を図るものとする。

町は、行政区（自主防災組織）と連携して、木造密集地域等における初期消火や通報、避難行動等の防災知識について、リーフレットの配布や研修等を通して普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

## ② 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、火災報知器や消火器、避難用補助具等の住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

## ③ 防災知識の普及、訓練における要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった災害時要援護者に十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 4. 大規模火災対策

## (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

## ① 災害情報の収集・連絡

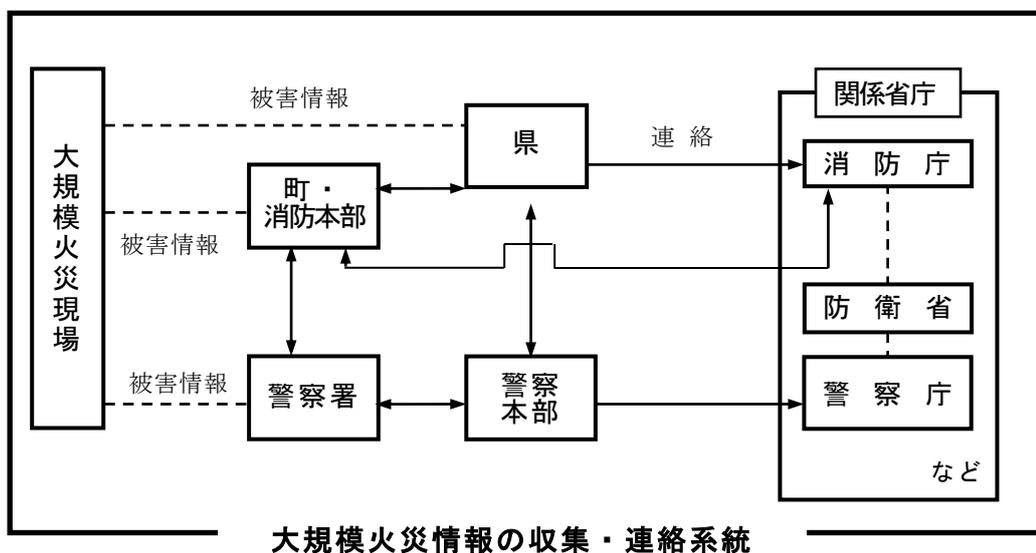
ア. 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

## 第1節 火災対策

入間東部地区事務組合は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

### イ. 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



### ウ. 応急対策活動情報の連絡

町及び事務組合は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、事務組合、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

#### ② 通信手段の確保

町及び消防・防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、消防・防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### (2) 活動体制の確立

#### ① 町の活動体制

町は、大規模な火災が発生した場合には、速やかに職員の非常参集を行って災害対策本部を設置し、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

町は県に対し、災害対策本部の設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

このほか、町の活動体制は、《第2部震災対策編第1章第3節防災体制〈応急対策〉》を準用する。

## ② 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

## (3) 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

## (4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第14節緊急輸送》を準用する。

### ① 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

### ② 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

## (5) 避難収容活動

発災時における避難誘導については、《第2部震災対策編第1章第11節避難体制》を準用する。

## (6) 施設・設備の応急復旧活動

町、県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の応急危険度判定等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速や

かに行うものとする。

### (7) 被災者等への的確な情報伝達活動

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》を準用する。

#### ① 被災者等への情報伝達活動

県、町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、被害情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、エリアメール、広報車、地域コミュニティメール、ツイッター、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

#### ② 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、被害情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

#### ③ 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

## 第2節 危険物等災害対策

【自治安心課、環境課、入間東部地区事務組合】

町及び消防機関は、危険物等災害について、県及び関係機関と連携して次の対策を行うものとする。この節において、危険物等とは、消防法に定める危険物第1類～第6類のほか、各法令に定める高圧ガス、鉄砲・火薬類、毒物・劇物、サリン等を言う。

### 1. 危険物等災害予防

#### (1) 危険物

- ① 次により危険物製造所等の整備改善を図る。
  - ア. 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
  - イ. 立入検査を励行して災害防止の指導をする。
- ② 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。
  - ア. 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
  - イ. 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
  - ウ. 法定講習会等の保安教育を徹底する。
- ③ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。
  - ア. 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
  - イ. 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

#### (2) 高圧ガス

- ① 消防機関は、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- ② 消防機関は、県関係課、及び警察との必要な情報交換等緊密な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- ③ 消防機関は、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- ④ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

### (3) 銃砲・火薬類

- ① 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- ② 県、警察等と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- ③ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

### (4) 毒物・劇物

- ① 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- ② 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- ③ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

## 2. 危険物等災害応急対策

---

### (1) 危険物

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

また、施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### (2) 高圧ガス

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

- ① 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。
- ② 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
  - ア. 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - イ. 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
  - ウ. ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
  - エ. 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- ③ 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発する。

### (3) 火薬類災害

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講じさせるとともに、すみやかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

また、施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこ

れを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

### (4) 毒物・劇物災害

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ③ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

### (5) サリン等による人身被害対策

本計画は、町内にサリン等による人身被害(以下「人身被害」という)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町、消防機関、警察及び防災関係機関が迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

#### ① 活動体制

町は、町内で人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画

及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

## ② 応急措置

### ア. 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

### イ. 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の情報の収集、報告の基本事項は、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》を準用する。

### ウ. 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

### エ. 救出、救助

《第2部震災対策編第1章第7節救急救助活動》を準用する。

## ③ 医療救護

町内に人身被害が発生した場合、《第2部震災対策編第1章第8節医療救護活動》を準用するものとし、県その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、医薬品の確保等について万全を期する。

## ④ 汚染除去

町長は、町内に人身被害が発生した場合、県に依頼し自衛隊災害派遣要請計画により汚染除去を要請する。

## ⑤ 避難誘導

町長、警察官等は、《第2部震災対策編第1章第11節避難体制》に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難勧告・避難指示等を行うものとする。

## 第3節 放射性物質漏洩事故等対策

【自治安心課、環境課、各課、入間東部地区事務組合、関係機関】

### 1. 放射性物質漏洩事故及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

#### (1) 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民の生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

#### (2) 現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設がある。

一方、県内には原子力災害特別措置法の規定する原子力事業所は存在しないが、町内の高速道路を核燃料物質輸送車両が通過しているため、輸送中の事故について、その対策を定める。また、埼玉県に比較的近い場所に、福島第一・第二原子力発電所（福島県）、柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）、浜岡原子力発電所（静岡県）が立地していることから、これらの施設・発電所で放射線関係事故が発生した場合の対策を定める必要がある。

なお、事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び消防はその施設数を把握している。

#### (3) 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、町はその動向に注視していく。

「原子力災害対策指針（緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準）」を資料編4-1に示す。

〔資料4-1 原子力災害対策指針（緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準）〕

## 2. 予防対策

### (1) 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

#### ① 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

#### ② 放射性物質取扱施設の把握

町及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

### (2) 迅速かつ円滑な災害対策への備え

#### ① 情報の収集・連絡関係

##### ア. 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、休日・夜間の場合等においても対応できる体制とする。

##### イ. 情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県、国その他関係機関との連携を図るものとする。

##### ウ. 通信手段の確保

町及び県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

#### ② 災害応急体制の整備

##### ア. 職員の体制

町及び消防機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資機材の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について職員への周知を図るものとする。

##### イ. 防災関係機関の連携体制

町及び消防機関は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、

消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

#### ウ．広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町及び消防機関は、他市町村との応援協定に基づき、迅速な広域応援協力が得られるよう準備しておくものとする。

### ③ 緊急被ばく医療体制の整備

#### ア．緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は県と連携して、あらかじめ放射線被ばくの専門的治療が可能な医療機関について把握するよう努めるものとする。また、必要に応じて、これらの医療機関と消防機関との連携体制の確立を図る。

#### イ．被ばく検査体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した際に、住民及び外部からの避難住民に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、県を通じて、あらかじめ周辺保健所における検査体制や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

#### ウ．傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、傷病者の救急搬送や県指定の災害拠点病院等への広域搬送等の体制整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

### ④ 防護資機材の整備

町及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

### ⑤ 放射線量等の測定体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した場合に避難所となる施設をはじめとして町内各地点における空間放射線量等を測定し、広報する体制を整備するものとする。

### ⑥ 避難所の指定及び避難収容活動への備え

#### ア．避難住民の受け入れ及び避難所の指定

放射線関係事故に対する避難所は、《第2部震災対策編第1章第10節

防災拠点（避難所）の指定と整備》に指定する避難所と同様とするものとする。

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受け入れについては、《第2部震災対策編第1章第27節広域災害応援》を準用し、広域一時滞在施設は中央公民館を指定する。

イ．住民の避難体制

住民の避難体制については、《第2部震災対策編第1章第11節避難体制》を準用し、県外避難については、《同節《応急対策》5．広域一時滞在》を準用する。

ウ．避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、行政区（自主防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

⑦ 飲料水の供給体制の整備

《第2部震災対策編第1章第13節《予防・事前対策》2．飲料水及び生活用水の確保》を準用する。

特に、乳児に飲料水の供給を実施する場合は、備蓄飲料水（ペットボトル保存水）を優先的に活用するほか、県等と協議して対策を講ずるものとする。

⑧ 広報体制の整備

《第2部震災対策編第1章第26節広報・広聴計画》を準用する。

⑨ 住民相談窓口の整備

《第2部震災対策編第1章第23節被災者支援事務》を準用する。

⑩ 防災研修・防災訓練の実施

町は、放射線関係事故の特殊性に鑑み、応急対策活動の円滑な実施を図るため、県や関係機関と連携して職員研修及び住民啓発並びに訓練の実施に努めるものとする。その際は、次の事項に留意することとする。

- ア．放射線及び放射性物質の特性に関すること
- イ．放射線防護に関すること
- ウ．放射線による健康への影響に関すること
- エ．放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること
- オ．放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- カ．防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- キ．その他必要と認める事項

3. 応急・復旧対策

本町における放射線関係事故対策としては、核燃料物質等の輸送中の事故及び放射性同位元素使用施設における火災等を想定するものとする。

町及び消防機関が、これら放射性関係事故の対策を講ずるにあたっては、国の主体的な対策と密接に連動するとともに、県及び関係機関との相互協力のもとで進めるものとする。

(1) 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

① 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

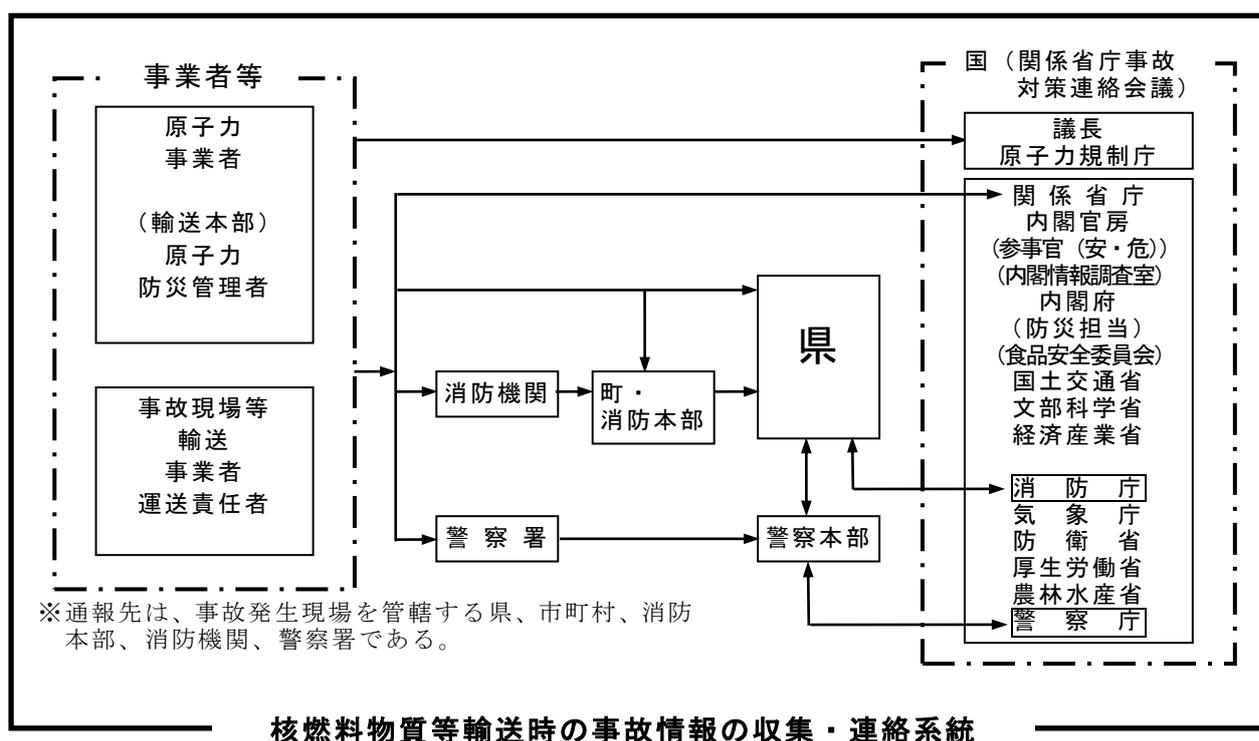
ア. 事故情報の連絡

事業者は、核燃料物質等の輸送中に漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象／基準以上の検出量）」に該当する場合、直ちに同法施行規則に定める様式により、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、町、県、及び関係省庁などに通報する。

町は、事業者などから受けた情報について、県、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

イ. 事故情報の収集

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ. 事故の影響の早期把握のための活動

町は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリングの結果について、県を通じてその通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、町長は、県に対し、緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

エ. 応急対策活動情報の連絡

事業者は、町に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受けるものとする。

オ. 通信手段の確保

町、消防機関及び関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

② 活動体制の確立

ア. 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ・ 関係機関への通報・連絡
- ・ 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- ・ 消火及び輸送物への延焼防止
- ・ 輸送物の移動
- ・ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入を制限する）
- ・ 汚染の拡大防止及び除染
- ・ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置

#### イ. 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。また、町は、必要に応じて独自の放射線量等の測定体制や健康相談体制を整える。このほか、《第2部震災対策編第1章第3節《応急対策》1. 町の活動体制》を準用する。

#### ウ. 応援要請・自衛隊災害派遣要請

町は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、他の市町村に対しても応援を求めるものとする。また、町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

これら要請に係る事務は、《第2部震災対策編第1章第4節支援要請・受援体制》を準用する。

#### ③ 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

このほか、消防機関の活動は、《第2部震災対策編第1章第6節出火の防止と消防活動》を準用するが、危険かつ特殊な活動であることに鑑み、事業者等との専門的技術的な情報連携を緊密に図るものとする。

### (2) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

#### ① 災害対策本部の設置

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、以下の措置を講ずるものとする。

#### ② 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

以下に記述するほか《第2部震災対策編第1章第14節緊急輸送》、《第2節《応急対策》3. 道路交通対策》を準用する。

#### ア. 緊急輸送活動

町及び消防機関は、車両等の輸送手段を確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

#### イ．交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行の優先に留意する。

### ③ 退避・避難収容活動など

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第11節避難体制》、《第12節避難所の開設と運営》並びに《第3部風雪水害編第1章第11節避難体制》を準用する。

#### ア．退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、県又は国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告・指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要援護者にも十分配慮する。

#### イ．警戒区域等の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、「資料4-2 OILと防護措置について」に示す基準に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避を行う地域（屋内退避対象地域）、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

町長は、警戒区域を設定したときは、県、関係市町村長に通知すると

ともに、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

#### 〔資料4-2 OILと防護措置について〕

#### ウ. 町長による屋内退避・避難等の指示

町長は、警戒区域等を設定した場合は、警戒区域の住民に対する立ち退き避難、屋内退避対象地域の住民に対する自宅等の屋内への退避など、必要な指示をするとともに、指定避難所を開設し、避難住民を受入れるものとする。

また、必要があれば、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示することとしている。

#### エ. 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、行政区（自主防災組織）等の協力が得られるよう、避難所運営委員会の形成を支援して、現地本部及び学校施設管理者との協働による円滑な管理運営を図るものとする。

#### オ. 災害時要援護者への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

#### ④ 住民への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、被害情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、広報車、地域コミュニティメール、ツイッター、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要援護者に対して十分に配慮するものとする。

そのほか、情報提供の手段・方法については、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》及び《第26節広報・広聴計画》を準用する。

町は、必要に応じ、《第2部震災対策編第1章第23節被災者支援事務》を準用し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに

に、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

⑤ 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

⑥ 各種規制措置と解除

ア. 飲料水・食物の摂取制限等

町及び県は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・食物の摂取制限等を行うものとする。

イ. 解除

町、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

⑦ 被害状況の調査等

ア. 被災住民の登録

町は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、《第2部震災対策編第1章第12節《応急対策》1.(1)指定避難所の開設手順》を準用し、避難所に収容した住民の登録を行うものとする（避難者情報カードに基づく避難者名簿の作成）。

イ. 被害調査

町は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地区の住民が受けた被害を調査するものとする。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入禁止措置

(ウ) 飲料水、食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

ウ. 汚染状況図の作成

町は、県が緊急時モニタリングの結果に基づき行う被災地域の汚染状況図の作成に協力するとともに、必要に応じて独自に放射線量等の測定を行うものとする。また、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録

を整備・保管するものとする。

#### ⑧ 住民の健康調査等

町及び県は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と精神の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、あらかじめ把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

#### ⑨ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

### (3) 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

#### ① 事故発生直後の情報の収集・連絡

##### ア. 事故情報の連絡

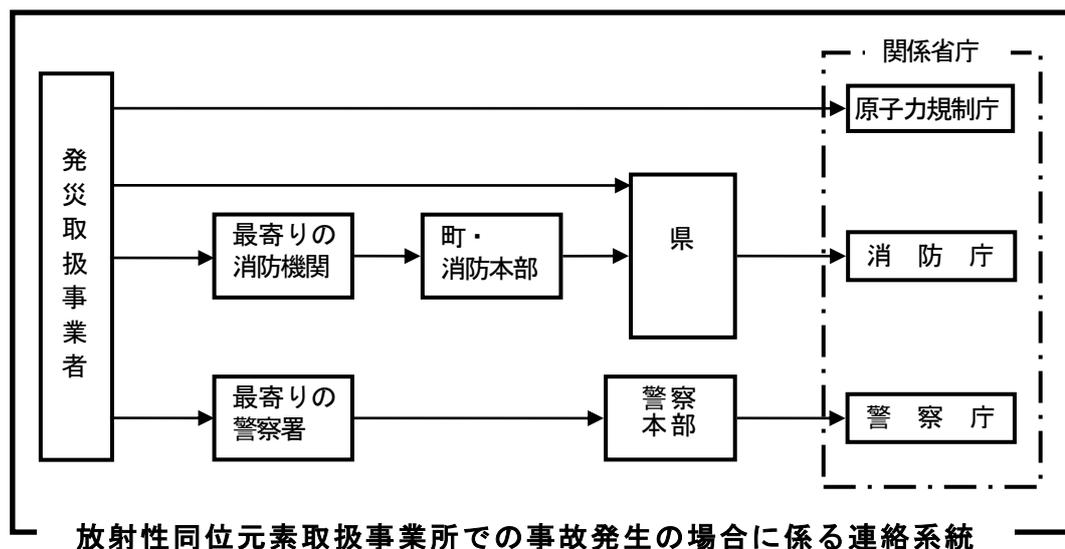
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

- ・ 事故発生時刻
- ・ 事故発生場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

町は、事業者などから受けた情報について、県、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

##### イ. 事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



ウ. 事故災害の影響の早期把握のための活動

町は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

エ. 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県、及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受けるものとする。

オ. 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

このほか、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》を準用する。

② 活動体制の確立

町は《本節3(1)②活動体制の確立》及び《第2部震災対策編第1章第3節《応急対策》1. 町の活動体制》に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

#### (4) 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

##### ① 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

原子力発電所事故対策については、原子力緊急事態宣言発出時の対応を準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び町、県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

##### ② 放射線量等の測定及び対処体制

町は県等が行う放射線対策に協力するとともに、必要に応じて、「三芳町放射線量等に関する対応方針」に基づき、次のとおり、公共施設、公共用地及び道路側溝等の空間放射線量の測定、除染等の対応を行い、住民への情報提供を行う。尚、対応方針については、国等における最新の知見を踏まえて適宜見直しを図る。

ア．学校及び保育所の給食への放射性物質の影響について測定し、適切な措置をとるとともに、保護者等への情報提供を行う。

イ．飲料水（水道水・地下水）及び農産物等の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、国・県と緊密に連携を取りながら、飲料水及び農産物等の放射性物質の測定に協力し、若しくは自ら実施する。

ウ．がれきや下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、適切な維持管理を図る。

エ．必要により、希望する住民に対し、消費する食品等の放射性物質のスクリーニング検査（簡易検査）を行う。

オ．住民及び他市町村からの避難住民に対し、要望に応じて外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。

##### ③ 他県からの避難住民の受入れについて

他市町村において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては、《第2部震災対策編第1章第27節広域災害応援》を準用する。

## 第4節 火山噴火降灰対策

【自治安心課、各課、入間東部地区事務組合、関係機関】

相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、町内では2～10cm程度の降灰が想定される。

このような大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

### 1. 火山噴火降灰予防

#### (1) 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

#### 【噴火警報・予報、降灰予報】

##### ① 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や加工周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる（レベル5／避難）。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる（避難準備／レベル4）。

##### ② 噴火警戒レベル

火山活動の状況を、噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難／レベル5」「避難準備／レベル4」「入山規制／レベル3」「火口周辺規制／レベル2」「平常／レベル1」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

## 第4節 火山噴火降灰対策

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、あるい は切迫している状態
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生する と予想される(可能性が高 まっている)
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大 な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想 させる
		火口から少 し離れたとこ ろまでの火口 付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生す ると予想される
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動 の状況によって、火口内で 火山灰の噴出棟が見られ る

### ③ 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常/レベル1)な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

### ④ 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

※噴火警戒レベル3：居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

### ⑤ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

### ⑥ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

**(2) 事前対策の検討**

町は、降灰によって生じることが想定される災害について、次に示す事前・予防対策を検討する。

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理

**(3) 食料、水、生活必需品の備蓄**

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが想定される。

町は、《第2部震災対策編第1章第13節物資及び資機材の備蓄》を準用した、食料・飲料水の備蓄を行うとともに、発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）を促進する。

**2. 火山噴火降灰対策****(1) 応急活動体制の確立**

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災機関、県及び他市町村などの協力を得て災害応急対策の実施に努める。

**(2) 情報の収集・伝達**

以下に記述するほか、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》及び《第26節広報・広聴計画》を準用する。

**① 降灰に関する情報の発信**

気象庁が町内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったとき、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

【埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する開設情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・火山に関するお知らせ

### ② 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

#### 【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ

### ③ 降灰に伴う取るべき行動の周知

町及び県は、次に例示する降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

### (3) 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を收容するため、町は、《第2部震災対策編第1章第12節避難所の開設と運営》を準用し、避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

**(5) 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策**

《第2部震災対策編第1章第2節《応急対策》2. ライフライン施設の応急対策》及び《3. 道路交通対策》を準用した対応を行う。なお、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じるものとする。

既往災害では以下のような事例が報告されている。

- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

**(6) 農業者への支援**

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

**(7) 降灰の処理**

- ① 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ② 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ③ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- ④ 町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。
- ⑤ 町は、火山灰の一時的仮置き場の設置、火山灰の利用、処分、上下水道施設における降灰の除去など、必要な降灰の処理対策を行う。

**(8) 広域一時滞在**

他市町村において火山の噴火により広域避難を余儀なくされた場合の避難民の受入れについては、《第2部震災対策編第1章第27節広域災害応援》を準

用する。

### (9) 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、町は、住民や事業者に冷静な行動を求める。

また、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

## 第5節 道路災害対策計画

### 【道路交通課、自治安心課、関係機関】

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、路面下空洞等による道路構造物の被害の予防、危険物を積載する車輛の転倒及び危険物の流出等の大規模事故が発生した場合等の災害の拡大防止等、道路災害の対策について定める。

### 1. 道路災害予防

#### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者（以降、町道、県道、国道、高速道路等の道路管理者を含む）は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

#### (2) 道路施設の整備と危険箇所の周知

道路管理者は、路面下空洞など災害の発生する危険性の高い箇所を予め調査・把握し、これに基づき道路施設等の整備に努めるものとする。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備、維持補修及び長寿命化を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ 安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

### (3) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

### (4) 関係機関との連携

町は、県や東日本高速道路(株)関東支社所沢管理事務所等道路管理者、消防、警察等関係機関との間において、情報の収集・連絡体制を整備し、災害時に迅速な復旧活動が実施できるよう、平時から連携を強化しておくものとする。その際、休日・夜間の場合等においても対応できる体制とする。

### (5) 災害応急体制の整備

町及び道路管理者は、災害の状況に応じた職員出動体制（〇〇事故対策本部等の組織横断的体制を含む1次体制、2次体制等）を、予め計画するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

### (6) 緊急輸送ネットワークの整備

道路災害発生時の緊急輸送を円滑に行うため、《第2部震災対策編第1章第14節緊急輸送》に定める緊急輸送ネットワークの整備及び周知に努める。

### (7) 広報体制の整備

町は、関係機関との連携に基づき、災害の内容や発生場所に応じた住民に対する広報体制について、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》及び《第26節広報・広聴計画》に準じて検討しておく。

## 2. 道路災害応急対策

---

### (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### ① 災害情報の収集・連絡

##### ア. 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場

合には、速やかに関係市町村、県、国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。町は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、県、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

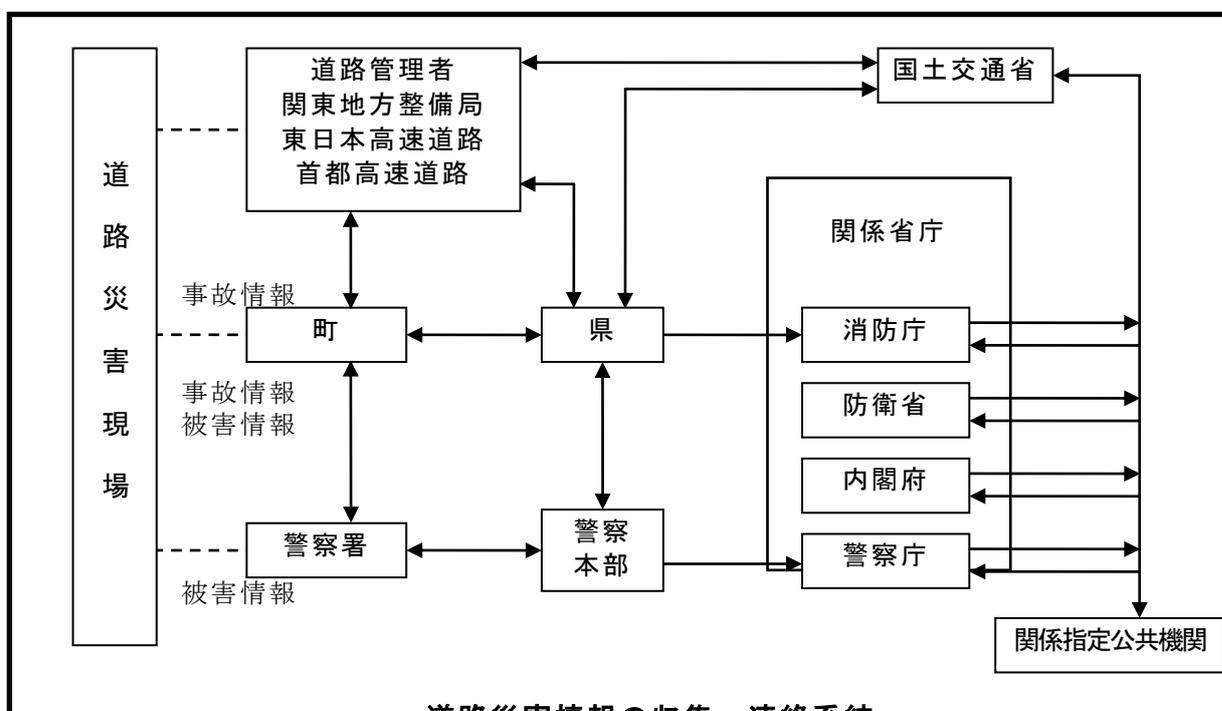
イ．災害発生直後の被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を関係市町村、県、国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

ウ．道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



道路災害情報の収集・連絡系統

エ．応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

② 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### (2) 活動体制の確立

#### ① 町の活動体制

町は、発災後速やかに災害の状況に応じた職員の参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

#### ② 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

#### ③ 応援要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援要請及び自衛隊の派遣要請を行うものとする。

このほか、《第2部震災対策編第1章第4節支援要請・受援体制》を準用する。

### (3) 消火活動

#### ① 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

#### ② 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。このほか、《第1節火災対策》及び《第2部震災対策編第1章第6節出火の防止及び消防活動》を準用する。

### (4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

以下に記述するほか《第2部震災対策編第1章第14節緊急輸送》、《第2節〈応急対策〉3. 道路交通対策》を準用する。

#### ① 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

## ② 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

**(5) 危険物の流出に対する応急対策**

以下に記述するほか本部第2節「危険物等災害対策」を準用する。

## ① 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## ② 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

## ③ 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

**(6) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動**

## ① 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

## ② 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地

域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

### (7) 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、被害情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、広報車、地域コミュニティメール、ツイッター、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

そのほか、情報提供の手段・方法については、《第2部震災対策編第1章第5節情報収集・伝達》及び《第26節広報・広聴計画》を準用する。

町は、必要に応じ、《第2部震災対策編第1章第23節被災者支援事務》を準用し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

### (8) 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

---

# 第5部 資料編



# <資料編目次>

## 第1部 総則編

資料1-1	埼玉県における被害地震.....	1
資料1-2	戦後における埼玉県の風水害.....	2
資料1-3	想定地震別主要被害想定結果一覧.....	4
資料1-4	東京湾北部地震による被害想定結果.....	5
資料1-5	三芳町 洪水ハザードマップ.....	6
資料1-6	三芳町 内水ハザードマップ.....	7

## 第2部 震災対策編

資料2-1	公共施設一覧.....	8
資料2-2	消防法施行令別表第1.....	10
資料2-3	危険物の規定に関する政令・別表第3.....	11
資料2-4	通信施設の現状と事業計画.....	12
資料2-5	ガス施設の安全化対策.....	14
資料2-6	通信施設の応急対策.....	15
資料2-7	都市ガス事業者の応急対策.....	17
資料2-8	LPガス事業者の応急対策.....	20
資料2-9	職員の動員連絡方法.....	22
資料2-10	災害対策本部の組織編成系統図.....	24
資料2-11	災害対策本部構成及び事務分掌.....	25
資料2-12	配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌.....	26
資料2-13	自衛隊災害派遣要請書.....	33
資料2-14	自衛隊災害派遣撤収要請書.....	34
資料2-15	重要システムの復旧目標.....	35
資料2-16	入間東部地区消防組合震災消防活動指針.....	37
資料2-17	消防団震災消防活動指針.....	50
資料2-18	災害警防本部構成及び事務分掌.....	66
資料2-19	消防団組織構成.....	69
資料2-20	三芳町内の医療施設一覧.....	70
資料2-21	三芳町内の薬局の現況.....	72
資料2-22	火葬場の現況.....	73
資料2-23	遺骨及び遺留品票.....	74
資料2-23-2	埼玉県広域火葬実施要領.....	75



## 第3部 風雪水害対策編

資料3-1	竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの概要.....	150
資料3-2	風雪水害発生時の各部の事務分掌.....	152
資料3-3	注意報・警報等の種類及び発表基準.....	160

## 第4部 その他災害・事故対策編

資料4-1	原子力災害対策指針 (緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準).....	163
資料4-2	OILと防護措置について.....	170

## 災害に関する条例・規程類

資料5-1	三芳町防災会議条例.....	172
資料5-2	三芳町地域防災検討委員会規程.....	175
資料5-3	三芳町災害対策検討会議規程.....	177
資料5-4	三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程.....	178
資料5-5	三芳町災害対策本部条例.....	180
資料5-6	三芳町災害対策本部に関する要綱.....	181
資料5-7	三芳町災害対策本部職員被服貸与規程.....	192
資料5-8	三芳町議会災害対策支援本部設置要綱.....	196
資料5-9	三芳町防災行政用無線局管理運用規程.....	198
資料5-10	三芳町防災行政用無線局(固定局)運用細則.....	204
資料5-11	三芳町防災行政用無線局(基地局、移動局)運用細則.....	210
資料5-12	災害救助法による救助の基準.....	213
資料5-13	三芳町風水害資金融資条例.....	216
資料5-14	三芳町風水害資金融資条例施行規則.....	219

## 災害に関する協定

資料 6 - 1	災害時応援協定一覧 .....	231
資料 6 - 2	大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書 .....	233
資料 6 - 3	災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局） .....	237
資料 6 - 4	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 .....	239
資料 6 - 5	災害時における相互援助に関する協定書（2市1町） .....	241
資料 6 - 6	豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書 .....	243
資料 6 - 7	埼玉県下消防相互応援協定書 .....	245
資料 6 - 8	三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定 .....	250
資料 6 - 9	入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定 .....	253
資料 6 - 10	入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定 .....	256
資料 6 - 11	入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定 .....	258
資料 6 - 12	入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防の相互の応援協定 .....	261
資料 6 - 13	災害時の情報連絡活動に関する協定書 .....	264
資料 6 - 14	地域コミュニティ情報の配信に関する協定 .....	266
資料 6 - 15	災害時の医療救護活動に関する協定書 .....	268
資料 6 - 16	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書 .....	270
資料 6 - 17	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書 .....	275
資料 6 - 18	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 .....	282
資料 6 - 19	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書 .....	286
資料 6 - 20	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 .....	288
資料 6 - 21	震災時における緊急設備支援に関する協定書 .....	292
資料 6 - 22	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(さいたまコープ).....	296
資料 6 - 23	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(いるま野農協).....	301
資料 6 - 24	災害時における物資の供給に関する協定書 .....	304
資料 6 - 25	災害時における救援物資提供に関する協定書 .....	306
資料 6 - 26	非常災害時における緊急支援に関する協定書 .....	308
資料 6 - 27	災害時における物資の輸送に関する協定書 .....	310
資料 6 - 28	災害時におけるバス利用に関する協定書 .....	314
資料 6 - 29	埼玉県防災ヘリコプター応援協定 .....	317
資料 6 - 30	埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領 .....	319
資料 6 - 31	災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定 .....	323
資料 6 - 32	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書 .....	331
資料 6 - 33	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書 .....	332
資料 6 - 34	災害時における三芳町内郵便局三芳町間の協力に関する覚書 .....	333
資料 6 - 35	大規模災害発生時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書 ...	335

資料 6 - 3 6	災害時における被災者相談の実施に関する協定.....	337
資料 6 - 3 7	災害時における家屋被害認定調査に関する協定.....	339
資料 6 - 3 8	災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定 .....	343
資料 6 - 3 9	災害時における被災者支援に関する協定.....	346
資料 6 - 4 0	防災啓発情報等に関する協定.....	349
資料 6 - 4 1	災害時における被害調査の支援に関する協定 .....	352
資料 6 - 4 2	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 .....	354
資料 6 - 4 3	災害時における放送等に関する協定 さいたま.....	358
資料 6 - 4 4	災害時における放送等に関する協定 北関東 .....	360
資料 6 - 4 5	災害時における情報発信等に関する協定.....	362
資料 6 - 4 6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定.....	364
資料 6 - 4 7	災害時における仮設トイレの設置等に関する協定 .....	366
資料 6 - 4 8	上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書 .....	368

資料 1 - 1 埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度 経度	深さ k m	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まるること数里、百姓の圧死者多数
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳縮不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の被損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蔵、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22k m)×2里19町(10k m)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.6 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50k mのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家被損1、栃木で負傷1名
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、塼、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38° 6.2'N 142° 51.6'E	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。(埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

(埼玉県地域防災計画より)

資料 1 - 2 戦後における埼玉県の風水害

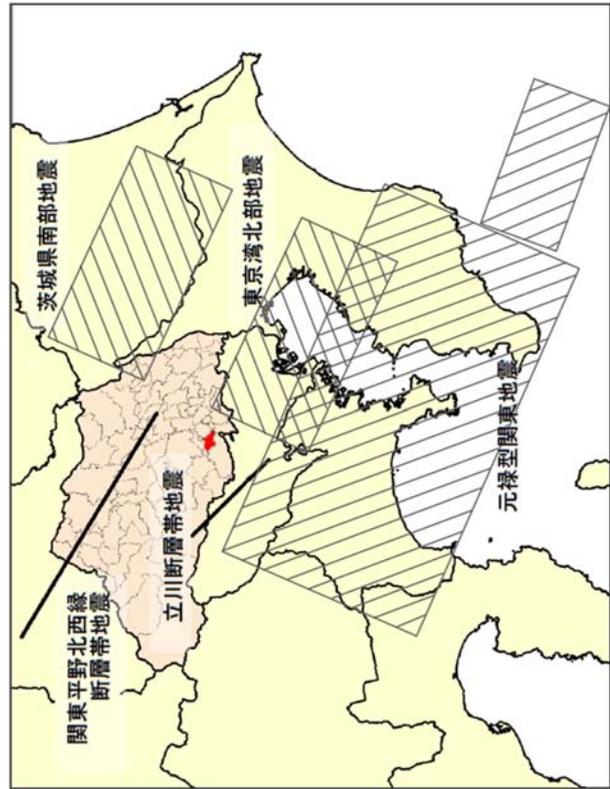
	年 月 日 名 称	被 害 状 況
1	昭和 22 年 9 月 15 日 カスリーン台風	秩父で 611mm の大雨。県内の 124 か所で堤防が決壊。利根川堤防の決壊により、県東部で大災害が発生。り災者 40 万人、死傷者 1,400 人。
2	昭和 33 年 9 月 26 日 台風 22 号	山岳部で 300mm 平野部で 400mm の大雨。死傷者 5 名、床上浸水 11,563 戸、堤防決壊・亀裂 24 か所等の被害が発生。川口市、戸田市に災害救助法を適用。
3	昭和 41 年 6 月 28 日 台風 4 号	降雨量は秩父 244mm 川越 331mm 浦和 267mm。死者 6 名、床上浸水 17,500 戸等の被害が発生。広域で浸水又は冠水。富士見市、足立町、川口市、浦和市、蕨市、行田市、戸田町に災害救助法を適用。
4	昭和 41 年 9 月 25 日 台風 26 号	県内全域に死者 28 名、床上浸水 6,699 戸、家屋被害、土砂崩れなど、人的、物的に大きな被害をもたらす。被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかった。県内では、52 市町村に災害救助法を適用。
5	昭和 54 年 10 月 17 日 台風 20 号	死者 2 名、床上浸水 879 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。15 市 10 町 5 村で災害対策本部を設置。
6	昭和 56 年 10 月 22 日 台風 24 号	床上浸水 2,119 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。36 市町村で災害対策本部を設置。
7	昭和 57 年 8 月 1 日 台風 10 号	死者 4 名、床上浸水 151 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。19 市町村で災害対策本部を設置。
8	昭和 57 年 9 月 12 日 台風 18 号	死者 1 名、床上浸水 13,760 戸等、平野部を中心に県内全域に大きな被害が発生。36 市町村で災害対策本部を設置。9 市に災害救助法を適用。
9	昭和 58 年 8 月 14 日 台風 5,6 号	死者 1 名、床上浸水 4 戸等、県内全域に風と雨による被害が発生。11 市町村で災害対策本部を設置。
10	昭和 60 年 7 月 1 日 台風 6 号	床上浸水 704 戸等、県内全域に風と雨による被害が発生。13 市町村で災害対策本部を設置。
11	昭和 61 年 8 月 5 日 台風 10 号	県内において 200mm を超える大雨。死者 1 名、床上浸水 6,060 戸等、県南部を中心に被害が発生。草加市に災害救助法を適用。
12	平成 3 年 9 月 19 日 台風 18 号	県内において 200mm を超える大雨。県南部及び東部を中心に床上浸水 6,382 棟等の被害が発生。21 市 6 町で災害対策本部が設置。与野市、草加市、志木市、朝霞市及び富士見市の 5 市に災害救助法を適用。
13	平成 5 年 8 月 27 日 台風 11 号	県内各地で 200mm を超える大雨。床上浸水 2,060 棟等の被害が発生。19 市町で災害対策本部を設置。
14	平成 8 年 9 月 22 日 台風 17 号	床上浸水 761 棟等、風と雨による被害が発生。12 市町で災害対策本部を設置。与野市に災害救助法を適用。
15	平成 10 年 8 月 28 日 台風 4 号	床上浸水 814 棟等の被害が発生。8 市で災害対策本部を設置。川越市に災害救助法を適用。
16	平成 10 年 9 月 15 日 台風 5 号	秩父地方では 250mm を超える大雨。床上浸水 585 棟等の被害が発生。5 市で災害対策本部を設置。与野市に災害救助法を適用。
17	平成 12 年 7 月 7 日 台風 3 号	床上浸水 599 棟等の被害が発生。6 市町で災害対策本部を設置。川越市に災害救助法を適用。
18	平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号	県内各地で 200mm を超える大雨。床上浸水 1594 棟等の被害が発生。7 市町で災害対策本部を設置。

19	平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号	床上浸水 27 棟等の被害が発生。熊谷市、行田市及び滑川町で竜巻が発生。2 市で災害対策本部を設置。熊谷市に災害救助法を適用。
20	平成 27 年 9 月 8 日 関東東北集中豪雨	床上浸水 880 棟等の被害が発生。5 市 2 町で災害対策本部を設置。

(埼玉県地域防災計画より抜粋)

資料 1 - 3 想定地震別主要被害想定結果一覧(平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査より)

地震名称	想定マグニチュード	今後 30 年以内地震発生確率	三芳町内震度	全壊数(棟)	半壊数(棟)	焼失数(棟)	死者数(人)				負傷者数(人)				断水人口(人)		1 週間後避難者数(人)		帰宅困難者数(人)	
							夏 12 時	冬 5 時	冬 18 時	夏 12 時	冬 5 時	冬 18 時	夏 12 時	冬 5 時	冬 18 時	夏 12 時	冬 18 時	冬 18 時	8m/s	平日
東京湾北部地震	M7.3	70%	6弱	1	101	30	0	0	0	0	18	16	17	17	2,324	279	4,246			
茨城県南部地震	M7.3	70%	5強	0	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	36	3,307				
元禄型関東地震	M8.2	ほぼ 0%	5強	0	2	16	0	0	0	0	1	0	1	4	45	4,185				
関東平野	M8.1	0.008%以下	6弱	0	74	40	0	0	0	0	13	12	14	34	144	4,059				
			6弱	6	191	63	0	0	25	30	28	113	272	4,052						
立川断層帯地震	M7.4	2%以下	6弱	10	242	72	1	1	1	29	37	33	92	327	4,049					
立川断層帯地震	M7.4	2%以下	6弱	0	34	28	0	0	0	0	9	6	8	68	92	4,096				
			6弱	0	14	27	0	0	5	2	5	14	83	3,834						



首都直下地震想定震源域

資料 1 - 4 東京湾北部地震による被害想定結果(平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査より)

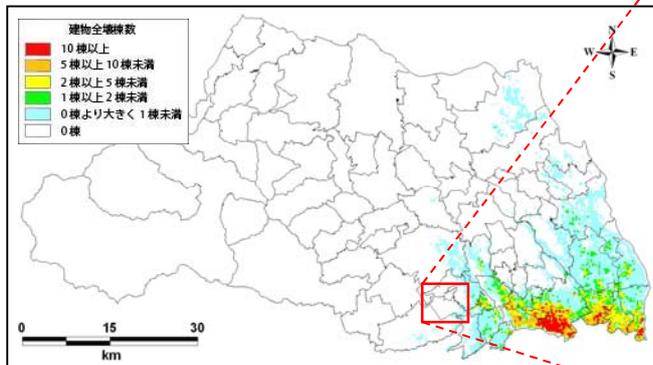
【震度・建物被害】

最大震度	震度階	6 弱
木造 建物被害	全壊数(棟)	1
	全壊率(%)	0.01
	半壊数(棟)	90
	半壊率(%)	0.66
非木造 建物被害	全壊数(棟)	0
	全壊率(%)	0
	半壊数(棟)	11
	半壊率(%)	0.08
全建物被害	全壊数(棟)	1
	全壊率(%)	0.01
	半壊数(棟)	101
	半壊率(%)	0.74
火災 【冬 18 時】	出火数(件)	0.2
	焼失数(棟)	30
中高層住宅被災世帯数		34
建物・家財被害額(億円) 【冬 18 時・風速 8m/s】		33.8

【ライフライン被害】

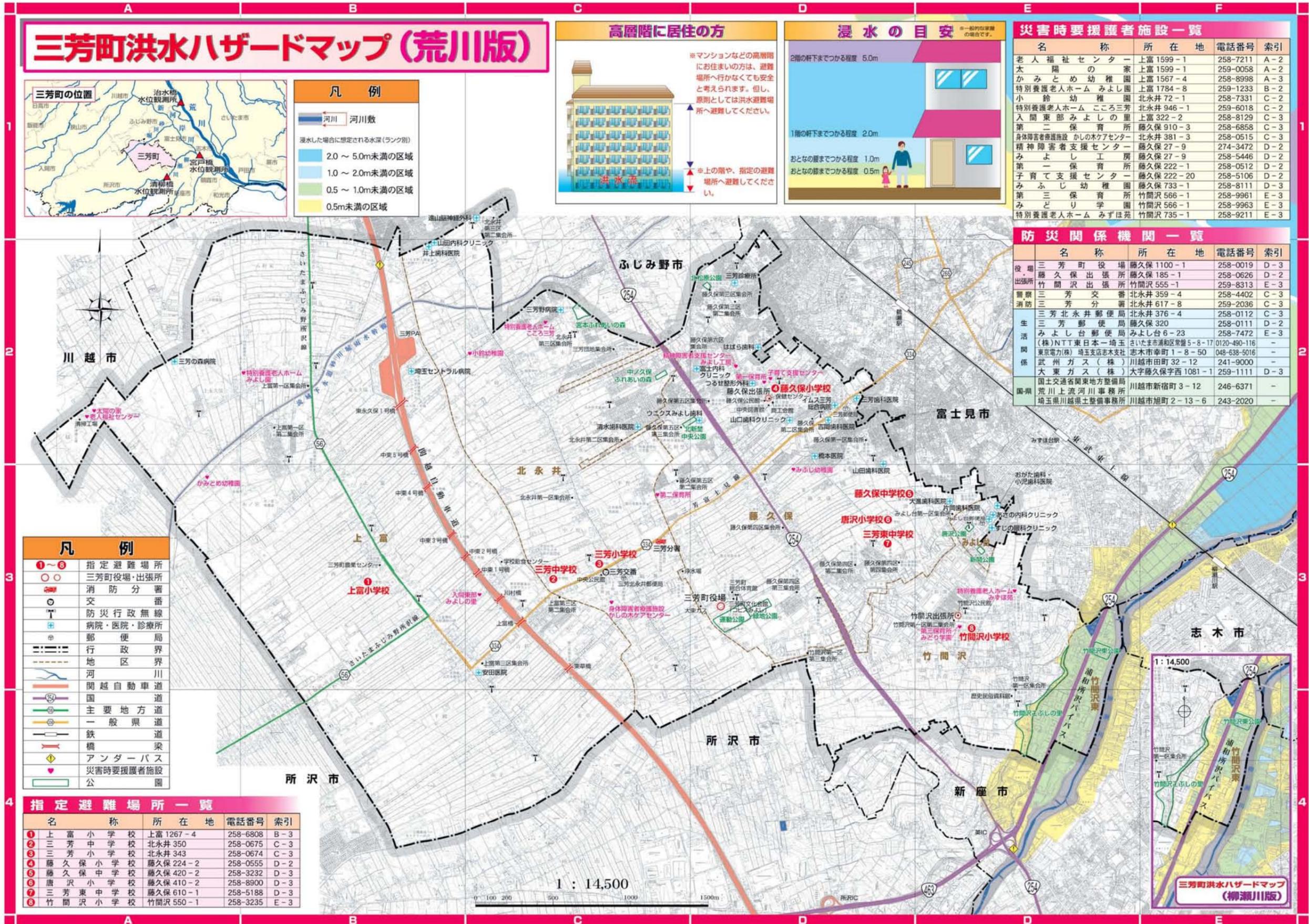
電力 【冬 18 時・ 風速 8m/s】	停電 (直後)	停電世帯数	28
		停電人口(人)	76
		停電率(%)	0.2
	停電 (1 日後)	停電世帯数	35
		停電人口(人)	98
	電力電 柱被害	被害数	5
被害率(%)		0.1	
通信回線 【冬 18 時・ 風速 8m/s】	電話 不通	不通回線数	17
		不通率(%)	0.1
	電話電 柱被害	被害数	1
		被害率(%)	0.1
都市ガス	供給停止件数		7005
	供給停止率(%)		99.6
水道	配水管 被害	被害箇所数	2
		被害率(箇所/km)	0.03
	断水 (1 日後)	断水率(%)	6
		断水世帯数	837
下水道	被害延長(km)		17
	被害率(%)		19.7
	機能支障人口(人)		7110
復旧日数(日) [埼玉県全体]	電力電柱		6
	電話電柱		14
	都市ガス		55
	上水道		30
	下水道		30

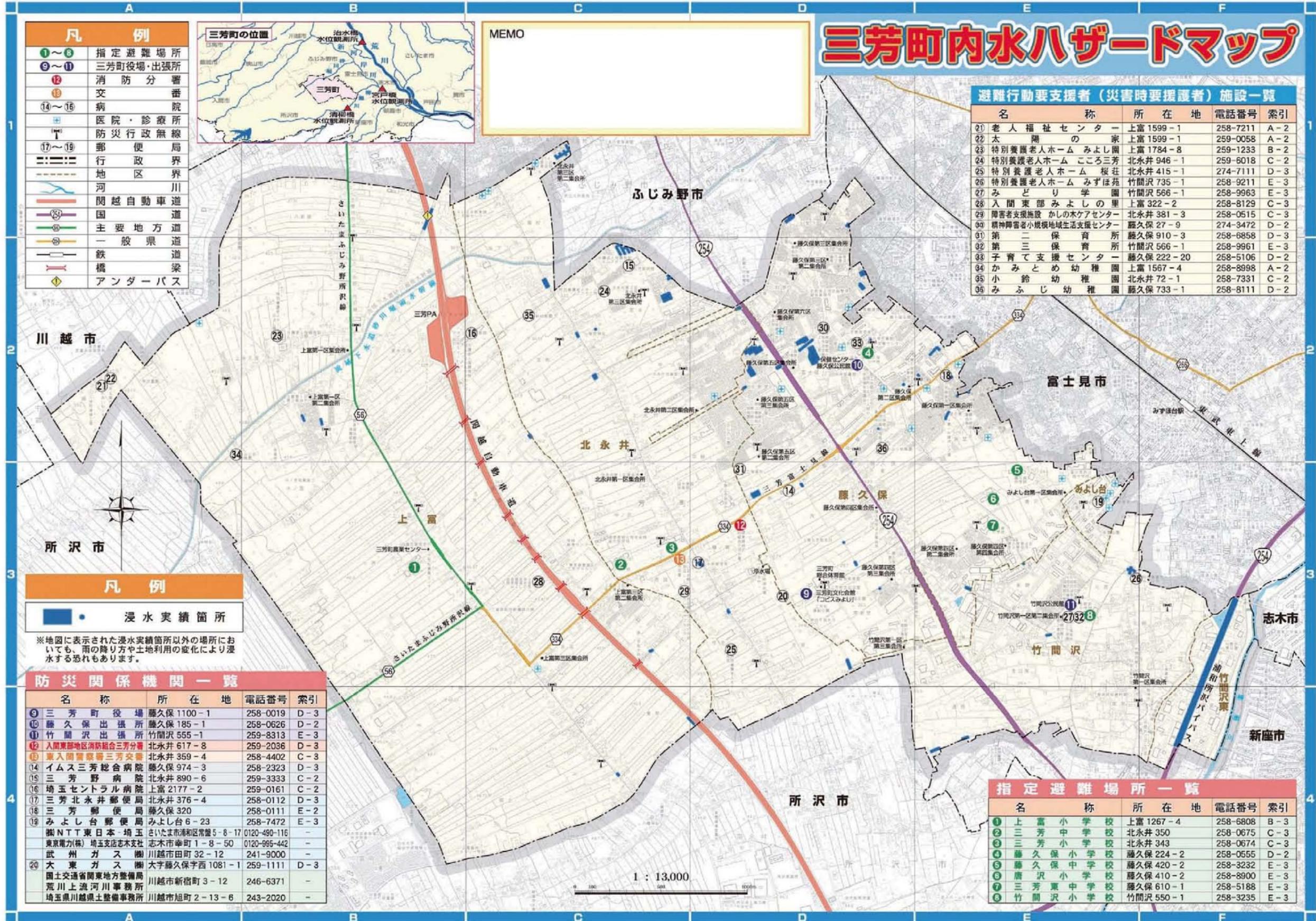
東京湾北部地震による埼玉県の建物被害分布



東京湾北部地震による三芳町の建物被害分布







資料 2 - 1 公共施設一覧

(平成 31 年)

区分	施設名称	構造	建築年	備考	
町の施設	三芳町役場	非木造	H. 6		
	藤久保出張所	非木造	S. 54	保健センター併設	
	竹間沢出張所	非木造	H. 4	竹間沢公民館併設	
	歴史民俗資料館		非木造	S. 61	
		古民家	木造	S. 63	
		土蔵	木造	S. 63	
	中央図書館	非木造	H. 2		
	第三保育所	非木造	H. 27	改築	
	藤久保児童館	非木造	S. 56		
	北永井児童館	非木造	S. 60		
	竹間沢児童館	非木造	H. 4	竹間沢公民館併設	
	藤久保第一学童保育室	非木造	H. 10		
	竹間沢学童保育室	非木造	S. 62	H21 増築	
	浄水場		非木造	S. 45	耐震改修不要
		配水塔		H. 25	改築
		受水塔		H. 2	
		配水池		S. 49	H24 耐震改修済
	下水道第一中継ポンプ場	非木造	S. 58		
	農業センター	木造	S. 56	H28 耐震改修済	
	学校給食センター	非木造	H. 27	中央公民館併設	
	保健センター	非木造	S. 54		
	みどり学園	非木造	H. 16	事務室は第三保育所に併設	
	太陽の家	非木造	H. 3		
	精神障害者小規模地域生活支援センター	非木造	H. 20		
	旧島田家住宅	木造	H. 8	茅葺き屋根	
	商工会館	非木造	S. 56		
小・中学校	上富小学校		S. 47	上富学童保育室含む H25 耐震改修済	
		体育館	S. 54	H25 耐震改修済	
	三芳中学校		S. 48	H24 耐震改修済	
		体育館	S. 45	H23 耐震改修済	
		柔道場	S. 60	H23 耐震改修済	
	三芳小学校	非木造	S. 48	北永井学童保育室含む H22 耐震改修済	
	藤久保小学校		S. 46	藤久保第二学童保育室含む H20 耐震改修済	
体育館		S. 51	H22 耐震改修済		

(平成 27 年)

区分	施設名称	構造	建築年	備考	
小 ・ 中 学 校	唐沢小学校	非木造	S. 50	唐沢学童保育室含む H21 耐震改修済	
		体育館	S. 53	H24 耐震改修済	
	三芳東中学校	非木造	S. 52	H19 耐震改修済	
		体育館	S. 53	H21 耐震改修済	
	藤久保中学校	非木造	S. 59	耐震改修不要	
		体育館	S. 62	耐震改修不要	
	竹間沢小学校	非木造	S. 56	H23 耐震改修済	
		体育館	S. 57	H25 耐震改修済	
公 民 館 ・ 集 会 所	上富第一区集会所	非木造	H. 11		
	上富第一区第二集会所	非木造	S. 60		
	上富第三区集会所	非木造	H. 2		
	上富第三区第二集会所	非木造	H. 19		
	北永井第一区集会所		木造	S. 60	H16 増築
		トイレ	非木造		
	北永井第二区集会所	非木造	S. 59	H18 増築	
	北永井第三区集会所	非木造	H. 13		
	北永井第三区第二集会所	木造	H. 4		
	中央公民館	非木造	H. 27	学校給食センター併設	
	藤久保公民館	非木造	S. 58		
	藤久保第一区集会所	非木造	S. 57		
	藤久保第一区第二集会所	非木造	H. 24		
	藤久保第二区集会所	非木造	H. 20		
	藤久保第三区集会所	非木造	S. 57		
	藤久保第三区第二集会所	非木造	H. 16		
	藤久保第三区集会所分室	木造	H. 2		
	藤久保第四区集会所	非木造	S. 60		
	藤久保第四区第二集会所	木造	S. 62		
	藤久保第四区第三集会所	木造	H. 1		
	藤久保第四区第四集会所	木造	H. 4		
	藤久保第五区集会所	非木造	S. 56		
	藤久保第五区第二集会所	非木造	H. 7		
	藤久保第五区第三集会所	非木造	H. 19		
	藤久保第六区集会所	非木造	S. 61		
	竹間沢公民館	非木造	H. 4		
	竹間沢第一区集会所	非木造	S. 62		
	竹間沢第一区第二集会所	非木造	H. 18		
竹間沢第一区第三集会所	木造	H. 2			
みよし台第一区集会所	非木造	H. 1			

資料 2 - 2 消防法施行令別表第 1

消防法施行令別表第 1

区分	防火対象物の用途
1 項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
2 項	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに1項イ、4項、5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗、その他これらに類するもの。	
3 項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
4 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5 項	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
6 項	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同援助事業を行なう施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）。)
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行なう施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）。)
ニ 幼稚園又は特別支援学校	
7 項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
8 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
9 項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
11 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
12 項	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
13 項	イ 自動車車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14 項	倉庫
15 項	前各項に該当しない事業所
16 項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
16 の 2	地下街
16 の 3	建築物の地階（16 の 2 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
17 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建築物
18 項	延長50メートル以上のアーケード
19 項	市町村長の指定する山林
20 項	総務省令で定める舟車

## 危政令・別表第3

類 別	品 名	性 質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	50kg
		第2種酸化性固体	300kg
		第3種酸化性固体	1,000kg
第2類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第1種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第2種可燃性固体	500kg
	引火性固体		1,000kg
第3類	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
		第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
第4類	特殊引火物		50ℓ
	第1石油類	非水溶性液体	200ℓ
		水溶性液体	400ℓ
	アルコール類		400ℓ
	第2石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		水溶性液体	2,000ℓ
	第3石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
		水溶性液体	4,000ℓ
	第4石油類		6,000ℓ
動植物油類		10,000ℓ	
第5類		第1種自己反応性物質	10kg
		第2種自己反応性物質	100kg
第6類			300kg

## 資料 2 - 4 通信施設の現状と事業計画

### 【施設の現状】

#### ◆ 建物

- ・震度 7 の激震でも致命的な被害が生じないよう耐震性を高めている。
- ・二次災害防止のために地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。

#### ◆ 建物内設備

- ・建物内に設置する電話交換機、電信、無線及び電力等の機器は振動による倒壊を防止するための補強措置がされている。
- ・災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等により電源が確保されている。

#### ◆ 建物外設備

##### a) 地下ケーブル

- ・耐震性の高いとう道へのケーブル収容を推進している。また、とう道内のケーブルには難燃ケーブルを使用している。
- ・マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。

##### b) 橋梁添架ケーブル

- ・二次災害の被害を想定して、防火防護及び耐震補強を実施している。

##### c) 架空ケーブル

- ・隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。

##### d) NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブル又は無線による多ルート化を進める。

##### e) 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの 2 ルート化と回線の分散収容を推進する。

##### f) 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。

##### g) 市町村指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。

#### ◆ 移動用無線

- ・地域的な孤立を防止するための無線電話を配備している。
- ・通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。
- ・その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。

#### ◆ 非常用電源

- ・需要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

## 【事業計画】

### ◆ 通信を確保するための諸施策

- ・NTT ビル相互を結ぶ通信伝送路については、有線ケーブルまたは無線による多ルート化を進める。
- ・公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。
- ・通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- ・市町村指定の避難場所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。
- ・震災による孤立地帯対策として移動無線車及び可搬型無線機等を主要地域に配備する。
- ・架空ケーブルは震災による二次的災害（火災）を考慮し主要なケーブルについては、地中化を推進していく。
- ・ビル前等の主要箇所について耐震・耐火性の強いとう道へのケーブル収容を推進する。
- ・災害用伝言ダイヤル171及び災害用ブロードバンド伝言板WEB171のPRに努める。
- ・平素から災害復旧用資材を確保しておく。

### ◆ 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的または随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など外部の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

- ・発災時初動立ち上げ訓練
- ・気象に関する情報伝達訓練
- ・災害時における通信疎通訓練
- ・電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- ・消防及び水防の訓練
- ・避難及び救助訓練

資料 2 - 5 ガス施設の安全化対策

ガス事業法、高圧ガス保安法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等の諸法規に基づいている。

各施設の安全化対策は、次の通りである。

施設名	安全化対策
CNGスタンド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の重要度に基づき、耐震性の向上及び安全性を確保している。</li> <li>2. 緊急遮断弁、防消火設備等の整備を行い、二次災害の防止を図る。</li> </ol>
供給施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在、埋設低圧管はポリエチレン(PE)管を採用し、腐食耐震性の向上を図っている。</li> <li>2. 高圧及び中圧管は全て溶接接続とし、必要箇所に遮断弁を採用している。</li> <li>3. 導管網は、震災時に被災地区への供給の確保及び早期復旧を進めるためにブロック化している。</li> <li>4. 地震時のガスによる二次災害を防止するため中圧導管の管内ガスを安全に空中に放散するため構内に放散塔を設置している。</li> </ol>
通信施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専用無線回線の活用、災害時優先電話の活用</li> </ol>
その他の安全設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震計の設置</li> <li>2. 地震発生時、地震動が把握できるよう供給区域内に7箇所に地震計を設置し、回線による情報収集システム化で管理を行っている。</li> <li>3. マイコンメーターは全戸の家庭に設置済みで、二次災害を防止するために 200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システムを採用。</li> </ol>

## 資料 2 - 6 通信施設の応急対策

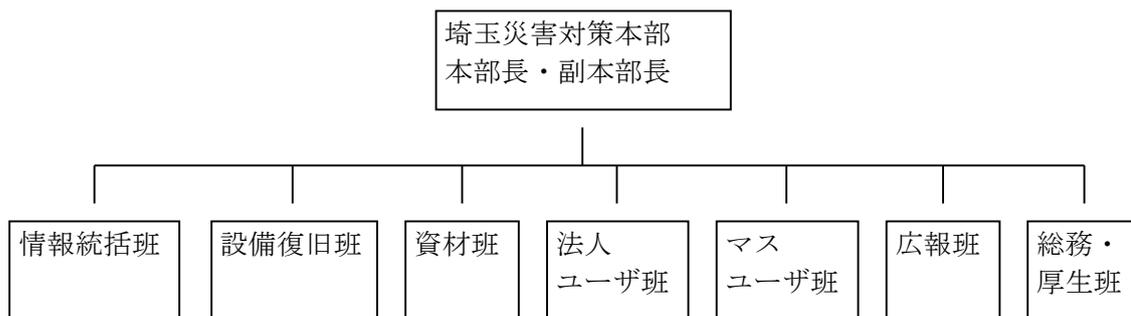
### ① 応急対策

#### ア. 災害時の活動体制

##### ◆災害対策本部の設置

災害が発生、または発生する恐れのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

##### 【災害対策本部 体制図】



##### ◆情報連絡

災害が発生、または発生する恐れのある場合、県市町村、その他各関連機関と密接な連絡をとると主に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

#### イ. 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

##### ◆重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

##### ◆特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等により災者被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

##### ◆通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

##### ◆災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

#### ウ. 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

◆被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

◆必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・

資材及び輸送の手当てを行う。

◆復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### エ. 災害時の広報

◆災害の発生、または発生する恐れのある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

◆テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

◆災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

### ② 復旧対策

#### ア. 復旧要員計画

◆被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

◆被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

#### イ. 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

#### ウ. 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動を行う。

#### エ. 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ. 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

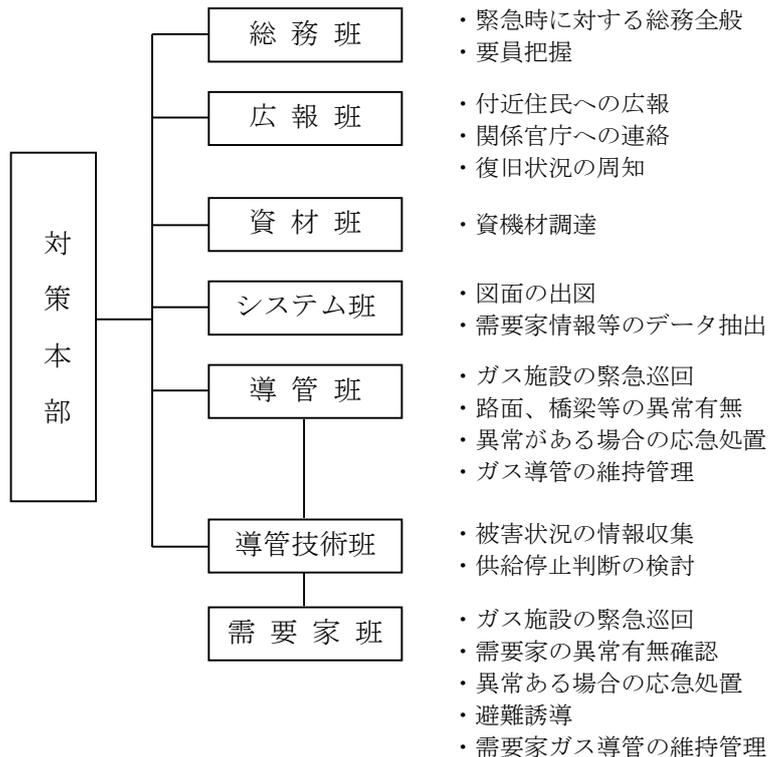
資料 2-7 都市ガス事業者の応急対策

① 目的

この計画は、災害のため都市ガス施設に被害発生のおそれのある場合、または発生した場合において、大東ガス株式会社は都市ガス施設並びに都市ガス供給に係る災害の未然防止と被害の早期復旧を図ることを目的とする。

② 災害時における組織

災害時異常事態発生の場合は、大東ガス株式会社に災害対策本部を設置し、各班を編制して都市ガス被害の防止等に対処する。



③ 都市ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

ア. 都市ガス需要家にガス使用停止並びに必要な処置を広報し、事故防止の協力を求める。

イ. 都市ガス設備の被害が発生する恐れのある場所に必要人員を配置し監視する。

ウ. 地震時の供給停止基準

◆大東ガス本社の地震計のSI値が60カイン（震度6強程度）以上を記録した場合。

◆供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難と判断される場合。

◆SI値が60カイン（震度6強程度）未満の場合、直ちに被害状況（道路、建物、主要ガス導管、ガス漏洩通報の受付状況）を収集し、ガス工作物の被害により重大な二次災害の恐れがあると判断される場合。

※カイン (kine)

地震動の速度で1秒間にどれだけ変位するかを表す単位 1 kine= 1 cm/sec

1 カイン＝1センチメートル毎秒（cm/sec は cm/s に同じ）

◆震度4以上の場合、あらかじめ指定された要員の出動により、必要なガス設備の巡回・点検を実施する。

④ 災害のためガス施設に被害が発生した場合

ア. 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民に火気使用の禁止を広報し、応急処置を行うとともに、必要に応じ、警察・消防の出動を要請する。

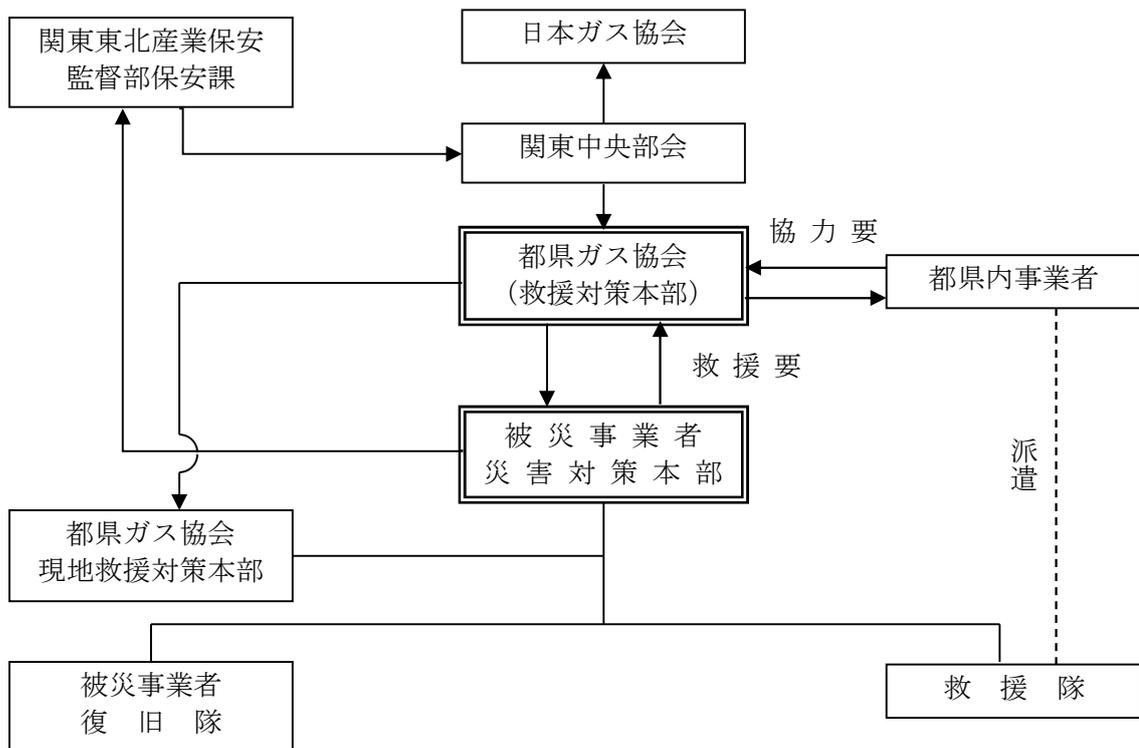
イ. 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民の避難誘導を行う。

ウ. 復旧作業を安全且つ効率的に行うため、復旧規模、復旧優先順位付け等の復旧計画を策定し実施する。

エ. 被害範囲が甚大で、大東ガス株式会社独自に復旧が困難と判断される場合は、都県ガス協会に応援要請し、早期復旧を図る。

オ. 復旧に時間を要する場合は、進捗状況を逐次関係機関及び付近住民に周知し、協力をお願いします。

都県ガス協会のフロー



⑤ 災害のためガス供給不能となった場合

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、建物のガス導管に都市ガス発生装置を接続し、病院、避難場所、腫瘍公共施設等を有線に都市ガスの応急供給を行う。

応急供給をする建物は、次のとおりである。

ア. 都市ガスを供給している建物で、屋内ガス施設を点検し、異常がない建物。

イ. 応急供給の優先順位は、道路等の被災状況や需要状況を考慮し、大東ガス株式会社が災害対策本部と協議し決定する。

【緊急連絡先】

大東ガス株式会社

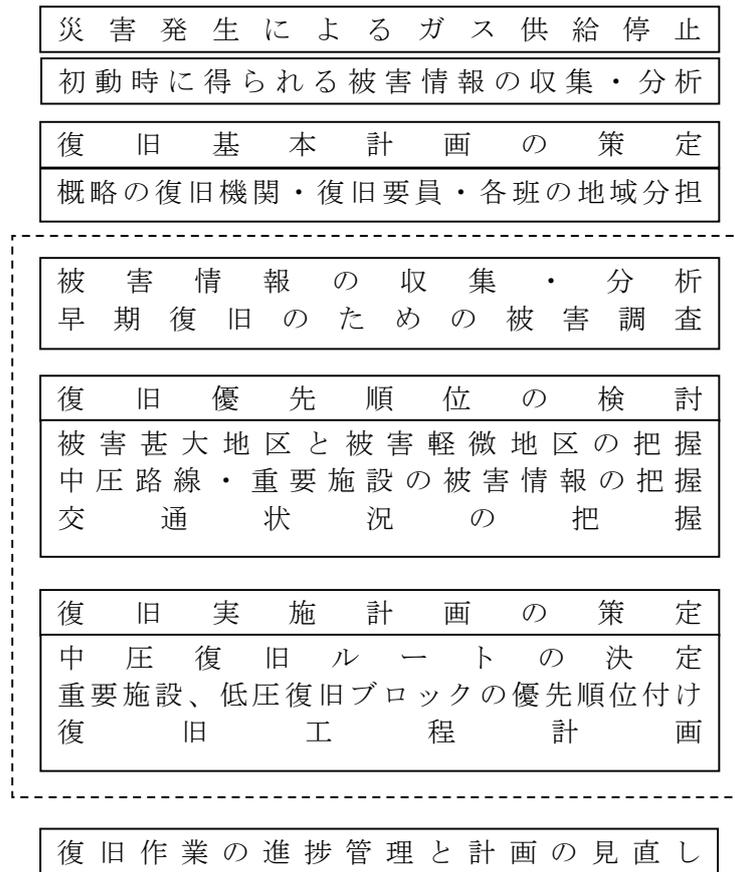
昼間 三芳本社 保安課 電話 049-259-1111

夜間 三芳本社 夜勤者 電話 049-259-1111

⑥ 復旧実施計画

復旧基本計画と被害調査結果をもとに、復旧優先順位の決定と、復旧工程計画、復旧実施計画を策定する。

復旧実施計画の策定基本のフロー

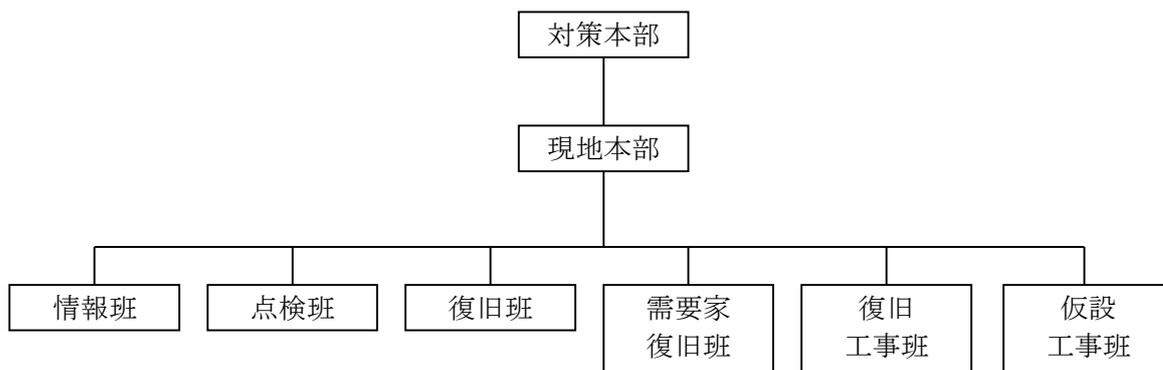


## 資料 2-8 LP ガス事業者の応急対策

### ① 災害時における組織

災害等、異常事態発生の場合、東上ガス株式会社に対策本部を設置し、次の各班を編成してガス被害の防止等に対処する。

#### 【東上ガス株式会社 対策本部組織表】



### ② ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

#### ア. 構内の場合

◆作業中の時は速やかに作業を停止し、構内ガス施設のバルブ閉止及び点検を実施する等、必要な措置を講じ、二次災害に備える。

#### イ. 道路の場合

◆災害発生により、ガス導管埋設の主要道路を巡回し、ガス漏洩等発見した場合は必要により、ガス需要家にガス使用停止並びに必要な措置等の広報活動を行う。

### ③ 災害のためガス施設に被害の発生した場合

#### ア. 構内の場合

◆LPガス充てん所の場合、緊急遮断弁を作動させ、散水設備を稼働させる等適切な措置をし、被害を最小限度にとどめるとともに、関係機関に連絡する。

◆多量のガス漏れの場合、状況により付近の住民に広報し、避難誘導を行う。

#### イ. 構外の場合

◆LPガス容器供給の場合は、ガスの使用を禁じ、必要事項を広報するとともに、LPガス容器バルブを閉止するよう努め、災害の程度によりLPガス容器の取り外しを行う。

#### ウ. 導管供給の場合

◆導管供給の場合は、災害の程度によりガスの使用を禁じ、元栓を閉めるよう広報し、メーターコックを止め、関係機関に連絡した上、交通規制等の処置をするとともに早期復旧に努める。

◆ガス管が破損しガスが漏洩している場合は、付近住民及び通行人に火気の使用禁止等広報活動を行い、応急措置を行うとともに、必要に応じガスの供給を停止する。

④ 災害のためガス供給不能になった場合

病院・学校・公共施設は優先してガス供給の確保に努める。

**【緊急連絡先】**

東上ガス株式会社 埼玉西部支店

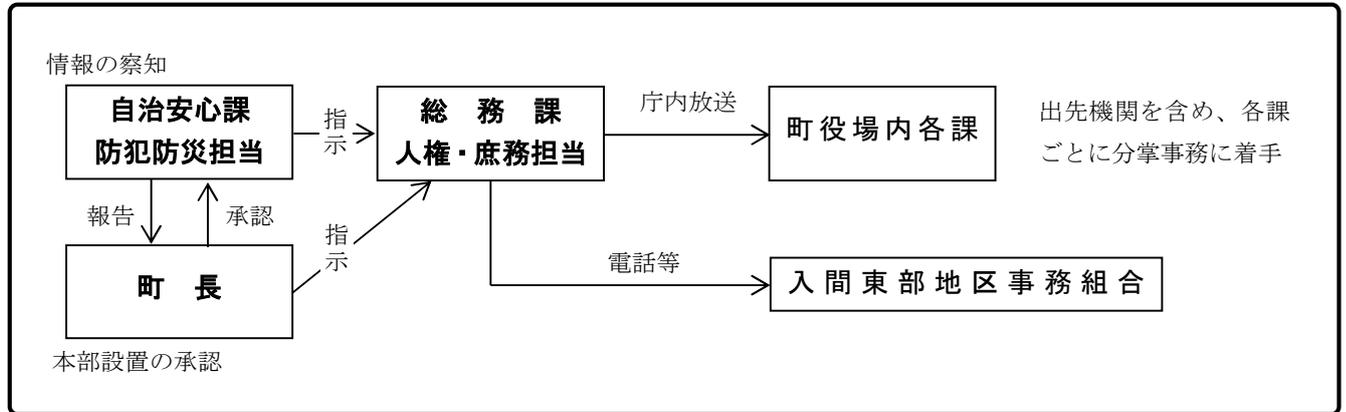
埼玉県入間郡三芳町上富 1943-4

昼・夜間 電話 049-258-3233

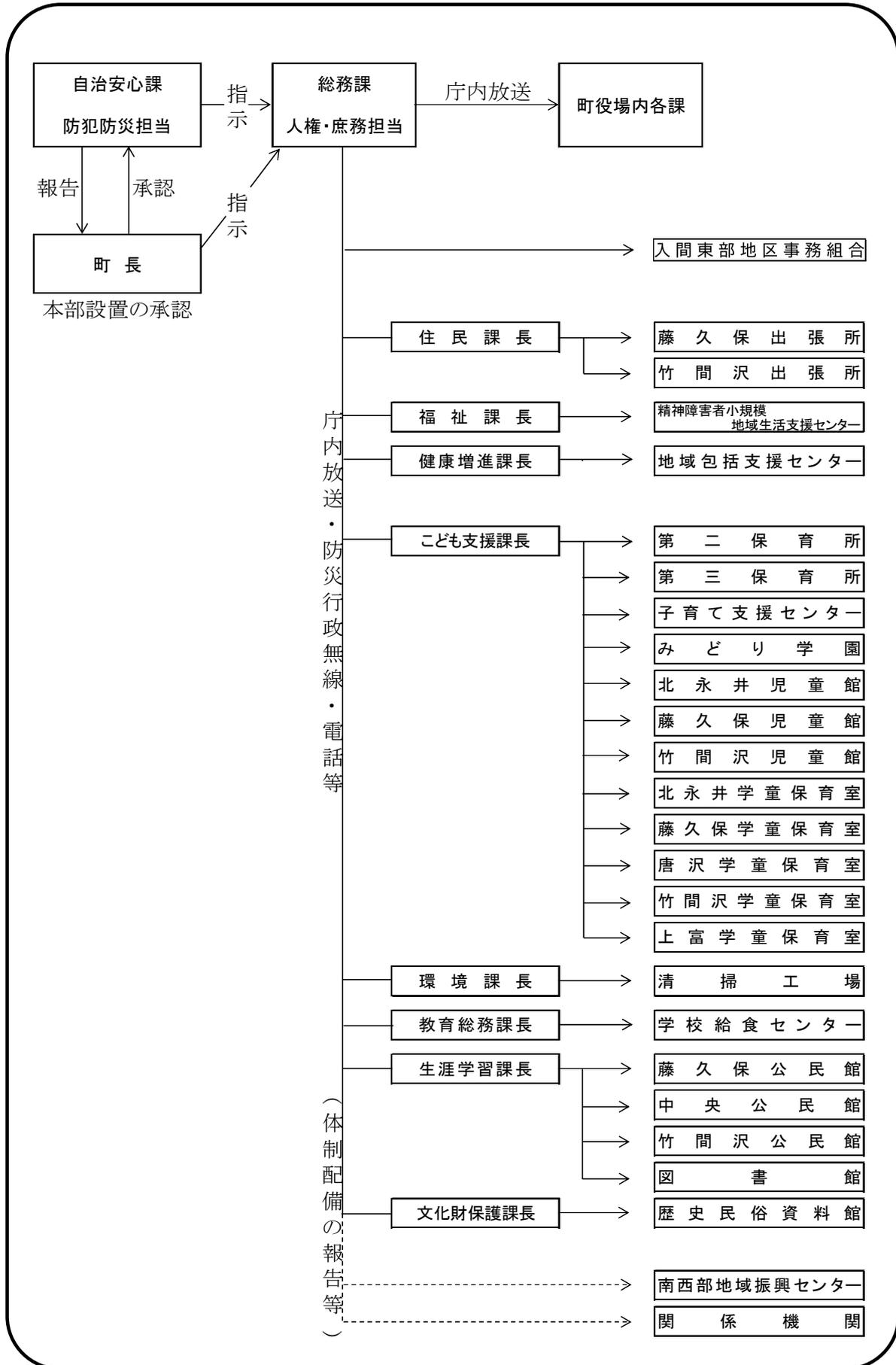
資料 2 - 9 職員の動員連絡方法

自治安心課より庁内放送・防災行政無線・電話等を使用し、各課の課長を通じて動員する。

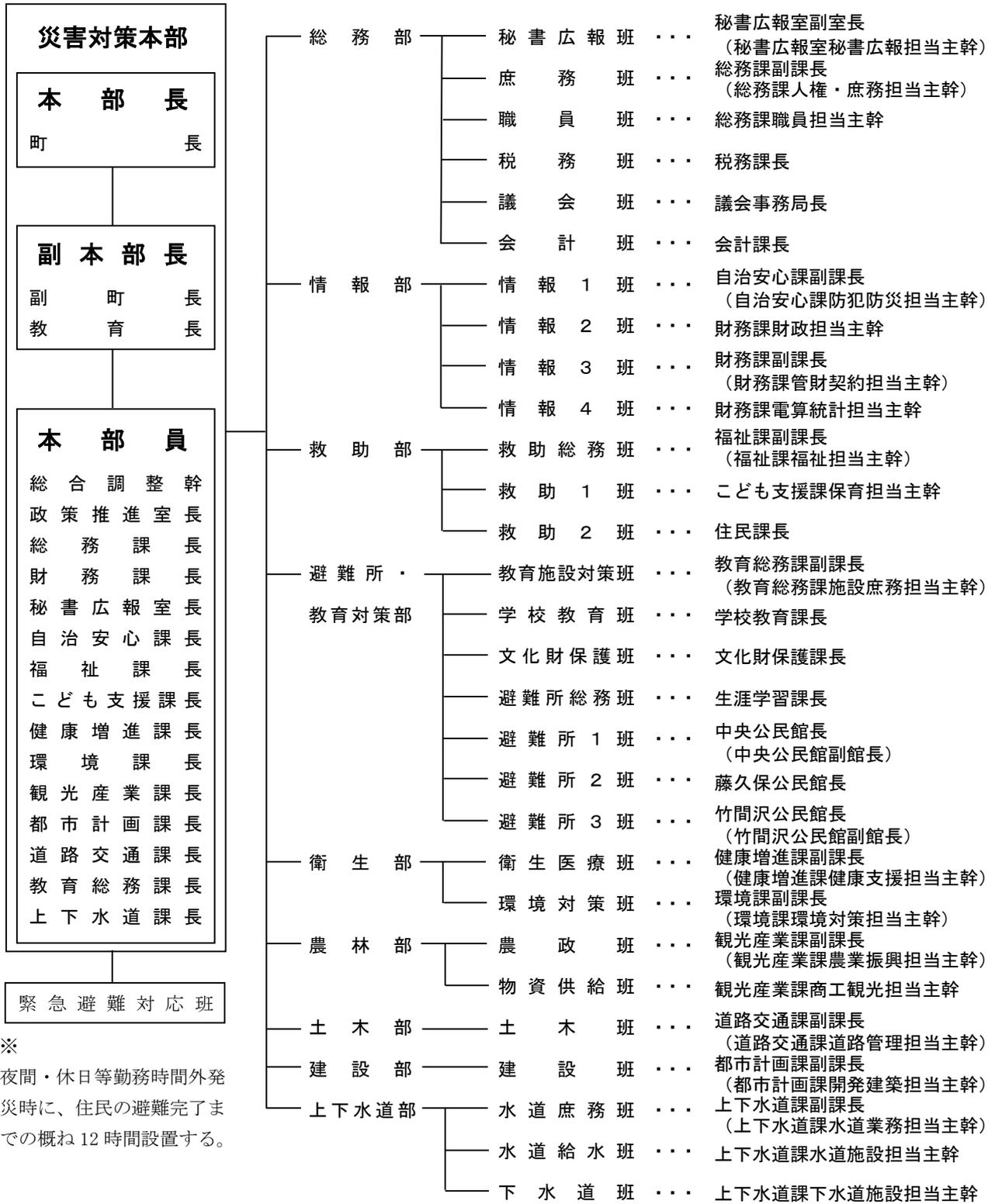
① 警戒体制



② 非常体制



資料 2 - 10 災害対策本部の組織編成系統図



※ 夜間・休日等勤務時間外発災時に、住民の避難完了までの概ね 12 時間設置する。

※ 班長である副課長等が配置のない時は、( ) 内の主幹を班長とする。

資料 2 - 11 災害対策本部構成及び事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	町長	災害対策本部を統括し、部員を指揮・監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代行する。 (順位は、第一に副町長、第二に教育長とする。)
本部員	総合調整幹 政策推進室長 総務課長 財務課長 秘書広報室長 自治安心課長 福祉課長 こども支援課長 健康増進課長 環境課長 環境産業課長 都市計画課長 道路交通課長 教育総務課長 上下水道課長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地にて各班の指揮をとる。

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○政策推進室長 ○秘書広報室長	緊急避難 対応班		町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	1 指定避難所への誘導に関する事 2 指定避難所の開設に関する事 3 現地本部の設置に関する事 4 担当エリアの被害状況報告に関する事
	秘書広報班	班長: 秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹)	班長: 秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	班長: 秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者に関する事 3 災害情報等の広報・広聴に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 被害状況等の報道に関する事 6 他の緊急を要する班(特に避難所1班)の応援に関する事 (1) 遠隔被災地への救援物資の受付及び管理に関する事
	庶務班	班長: 総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長: 総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長: 総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議に関する事 4 本部長命令、その他指令の伝達に関する事 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 警報の受理、避難の勧告又は指示に関する事 7 消防・警察・自衛隊・県・他自治体等の公共機関への応援要請に関する事 8 本部の受援体制に関する事 9 救助2班の各種行政相談への協力に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 体制時の庶務に関する事 12 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 13 部内の職員の動員・参集に関する事
	職員班	班長: 総務課職員担当主幹	班長: 総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	班長: 総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	1 職員の配置状況に関する事 2 職員の公務災害に関する事(災害従事者の損害補償等) 3 災害時における職員の給与・食料に関する事 4 町外の災害ボランティアの受入決定に関する事 (1) 遠隔被災地への人的支援(職員派遣等)に関する事
	税務班	班長: 税務課長	班長: 税務課長 ・税務課	班長: 税務課長 ・税務課	1 税の減免に関する事 2 災害時の税制に関する事 3 罹災納税者の調査に関する事 4 固定資産の被災調査及び住家被害認定に関する事 5 他の緊急を要する班の応援に関する事
	議会班	班長: 議会事務局長	班長: 議会事務局長 ・議会事務局	班長: 議会事務局長 ・議会事務局	1 議会災害対策支援本部に関する事 2 他の緊急を要する班の応援に関する事
	会計班	班長: 会計課長	班長: 会計課長	班長: 会計課長 ・会計課	1 町への災害義援金の受付、管理及び配布に関する事 2 出納及び経理に関する事 3 他の緊急を要する班の応援に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
情報部 ◎自治安心課長 ○財務課長	情報1班	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防災担当主幹) ・自治安心課	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防災担当主幹) ・自治安心課	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防災担当主幹) ・自治安心課	1 本部の設置準備に関する事 2 地震情報の収集及び町内被害状況のとりまとめに関する事 3 現地本部及び指定避難所の設置に関する事 4 一時避難所としての集会所の開放に関する事 5 防災関係機関との情報共有に関する事 6 行政連絡区・自主防災組織との連絡調整に関する事 7 防災行政無線の管理・運用に関する事 8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の管理・運用に関する事 9 帰宅困難者に関する情報収集及び対策に関する事 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 11 部内職員の動員・参集に関する事
	情報2班	班長:財務課財政担当主幹	班長:財務課財政担当主幹	班長:財務課財政担当主幹 ・財務課財政担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事
	情報3班	班長:財務課副課長 (財務課管財契約担当主幹)	班長:財務課副課長 (財務課管財契約担当主幹)	班長:財務課副課長 (財務課管財契約担当主幹) ・財務課管財契約担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事 5 情報収集及び広報のための移動手段の確保及び配車に関する事 6 災害対策用燃料の確保に関する事 7 庁舎内の被害状況確認に関する事
	情報4班	班長:財務課電算統計担当主幹	班長:財務課電算統計担当主幹	班長:財務課電算統計担当主幹 ・財務課電算統計担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事 5 情報機器の保守・運用に関する事 6 システムの復旧に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
救助部 ◎福祉課長 ○こども支援課長	救助総務班	班長：福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長：福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長：福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	1 避難所における罹災者の保護に関すること 2 罹災者の救出・捜索及び被害状況調査に関すること 3 災害時要援護者の救護に関すること 4 福祉避難所の開設・運営に関すること 5 罹災者に対する食料、生活必需品など救助物資の調達及び福祉相談に関すること 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること 7 帰宅困難者の支援に関すること 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること 9 民生委員・社会福祉協議会・西部福祉事務所・各福祉施設との連絡調整に関すること 10 避難所総務班との連絡調整に関すること 11 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 12 部内職員の動員・参集に関すること (1) 遠隔被災地への義援金の受付及び管理に関すること (2) 遠隔被災地での町民のボランティア活動に係る調整に関すること
	救助1班	班長：こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長：こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長：こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	1 児童福祉施設等危機管理マニュアルに基づく児童・利用者への保護、安全確保及び避難に関すること 2 児童施設の被害状況調査に関すること 3 児童の保護者への連絡に関すること 4 罹災者の救出・捜索に関すること 5 災害時要援護者の救護に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること 7 私立保育園に対する情報伝達に関すること 8 部内の応援に関すること
	救助2班	班長：住民課長	班長：住民課長	班長：住民課長 ・住民課 (出張所を除く)	1 被災者台帳の整備及び安否情報に関すること 2 被災証明その他諸証明に関すること 3 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関すること 4 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること 5 遺体の収容に関すること 6 罹災者に対する各種行政相談に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
避難所・ 教育対策部 ◎教育総務課長 ○ことども支援課 副課長	教育施設 対策班	班長：教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当 主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長：教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当 主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長：教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当 主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	1 教育関係災害見舞品に関する事 2 応急教育実施場所に関する事 3 防災拠点施設(避難所)としての学校施設の開放に関する事 4 学校・学校給食センター・社会教育施設・文化施設及びスポーツ施設の被害状況の調査に関する事 5 学校給食に関する事 6 罹災者等に対する炊き出しに関する事 7 他の給食センター等炊き出し施設との連絡調整に関する事 8 他の緊急を要する班(特に避難所3班)の応援に関する事 9 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 10 部内職員の動員・招集に関する事
	学校教育班	班長：学校教育課長 ・学校教育課	班長：学校教育課長 ・学校教育課	班長：学校教育課長 ・学校教育課	1 児童及び生徒の一時的な保護に関する事 2 児童及び生徒の保護者への連絡に関する事 3 学校との連絡調整に関する事 4 応急教育に関する事 5 教材・学用品等の調達及び配給に関する事 6 児童及び生徒の安全対策及び健康管理に関する事 7 教育活動の再開に関する事 8 教育施設の確保に関する事 9 三方町立小中学校防災マニュアルにおける避難所設置支援班に関する事 10 私立幼稚園に対する情報伝達に関する事
	文化財保護班	班長：文化財保護課長	班長：文化財保護課長	班長：文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	1 文化財の保護及び関係施設等の被害状況の調査に関する事 2 文化財関係施設利用者の安全確保・避難に関する事 3 関係民間諸団体の協力に関する事 4 他の緊急を要する班(特に避難所3班)への応援に関する事
	避難所総務班	班長：生涯学習課長 ・生涯学習課生涯学習担当	班長：生涯学習課長 ・生涯学習課生涯学習担当	班長：生涯学習課長 ・生涯学習課生涯学習担当	1 各指定避難所の運営に関する事 2 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設利用者の安全確保・避難に関する事 3 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設の防災施設としての使用に関する事 4 各避難所の食料及び生活必需品の需要の把握及び配分に関する事 5 各避難所班の相互応援調整に関する事 6 救助総務班との連絡調整に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	避難所1班	班長：中央公民館館長 (中央公民館副館長)	班長：中央公民館館長 (中央公民館副館長) ・生涯学習課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の 一部職員)	班長：中央公民館館長 (中央公民館副館長) ・生涯学習課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の 一部職員)	1 対象エリア(上富・北永井及び国道254号より西側の藤久保5区)における現地本部の設置及び避難所への誘導内容に関する事 2 対象エリアの被害状況及び避難者情報の報告に関する事 3 避難所となる学校との連絡調整に関する事 4 防災倉庫内の備蓄品管理及び供出に関する事 5 避難者の生活相談、ニーズの把握及び本部への要請に関する事 6 避難所の運営状況記録及び報告に関する事 7 対象エリアにおける帰宅困難者の支援に関する事 8 対象エリアにおける罹災者の救出・捜索に関する事 9 対象行政区等との連携及び避難所運営委員会の運営支援に関する事 10 所管施設における利用者の安全確保及び被害状況報告に関する事 11 他避難所班の応援に関する事
	避難所2班	班長：藤久保公民館館長	班長：藤久保公民館館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の 一部職員)	班長：藤久保公民館館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の 一部職員)	対象エリアを、国道254号より西側の藤久保5区を除く藤久保地区とし、避難所1班と同様の事務
	避難所3班	班長：竹間沢公民館館長 (竹間沢公民館副館長)	班長：竹間沢公民館館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の 一部職員)	班長：竹間沢公民館館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の 一部職員)	対象エリアを、竹間沢及びみよし台地区とし、避難所1班と同様の事務

部	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
衛生部 ◎健康増進課長 ○環境課長	衛生医療班 班長：健康増進課副課長 参集者	班長：健康増進課副課長 ・健康支援担当 ・健康増進課地域包括支援センター	班長：健康増進課副課長 ・健康支援担当 ・健康増進課地域包括支援センター	1 応急仮設診療所の開設・管理に関する事 2 傷病者の応急手当、医師の派遣に関する事 3 医薬品及び衛生材料の調達に関する事 4 助産に関する事 5 伝染病予防対策その他保健衛生に関する事 6 罹災者の健康相談、メンタルケア及び介護サービスに関する事 7 医療機関(東入間医師会・三芳医会)・保健所との連絡調整に関する事 8 病院・診療所・助産所の確保に関する事 9 消毒及び防疫に関する事 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 11 部内職員の動員・参集に関する事
	環境対策班 班長：環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹)	班長：環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹)	班長：環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹) ・環境課 (清掃工場を含む)	1 生活ごみの収集・処理に関する事 2 仮設トイレの設置に関する事 3 尿の収集・運搬及び処分に関する事 4 清掃・し尿処理の関係業者との連絡調整に関する事 5 災害廃棄物の受付、収集・運搬及び処分に関する事 6 清掃施設の被害調査に関する事 7 遺体の火葬に関する事 8 放射線対策に関する事 9 動物の保護に関する事
農政部 ◎観光産業課長	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹)	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	1 農作物・農業用施設等の被害状況調査に関する事 2 農家に対する金融措置その他支援対策に関する事 3 農協等農業関係団体との連絡調整に関する事 4 農業関係の災害復旧に関する事 5 農業関係の資材の供給・斡旋に関する事 6 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 7 部内職員の動員・招集に関する事 8 他の緊急を要する班(特に避難所2班)の応援に関する事
	物資供給班 班長：観光産業課商工観光担当主幹	班長：観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	班長：観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	1 食料供給業者等の関係業者との連絡調整に関する事 2 救助物資等の受付及び管理に関する事 3 中小企業等の被害状況調査に関する事 4 中小企業等に関する金融措置及び経営相談に関する事 5 他の緊急を要する班(特に避難所2班)への応援に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
土木部	土木班 ◎道路交通課長	班長:道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長:道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長:道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	1 土木関係の被害情報の収集に関すること 2 通路・橋梁等の危険防除及び応急・復旧に関すること 3 災害復旧用資材・土砂等の調達・運搬に関すること 4 三芳町災害対策協力会への協力要請及び土木関係者との連絡調整に関すること 5 道路等の障害物除去に関すること 6 具土整備事務所等の関係機関との連絡に関すること 7 道路の通行止め、車道の誘導に関すること 8 部内の災害対策記録に関すること 9 部内職員の動員・参集に関すること
建設部	建設班 ◎都市計画課長	班長:都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長:都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長:都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	1 応急危険度判定に関すること 2 応急資機材及び建築業者の確保に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び建設関係者との連絡調整に関すること 4 町有建築物の応急修理に関すること 5 町内の建築物(住宅を含む)被害状況調査に関すること 6 仮設住宅の建築に関すること 7 罹災者への既存住宅(みなし仮設住宅)の提供に関すること 8 災害復旧に係る建築指導に関すること 9 罹災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関すること 10 部内の災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること (1) 罹災者の住宅相談に関すること
上下水道部	水道庶務班 ◎上下水道課長	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	1 罹災者に対する飲料水の確保と給水に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び関係業者との連絡調整に関すること 4 部の所掌事務に要する応急用資機材の確保に関すること 5 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 6 部内職員の動員・参集に関すること 7 部内の応援に関すること
	水道給水班	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	1 上下水道施設の被害状況調査に関すること 2 上下水道施設の応急復旧に関すること 3 応急給水(給水車、給水タンク等の利用)に関すること 4 浄水場の災害防止に関すること 5 復旧工事の指導に関すること 6 飲料水の水源確保に関すること
	下水道班	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	1 下水道施設の被害状況調査に関すること 2 下水道施設の排水保持及び応急復旧に関すること 3 工事現場の保安に関すること 4 関係業者との連絡調整に関すること 5 他の緊急を要する班への応援に関すること

◎は部長、○は副部長。

年 月 日

埼玉県知事 様

三芳町長

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要
  - (1) 人員
  - (2) 車両等の種類
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域➤
  - (2) 活動内容
- 5 その他参考になるべき事項

年 月 日

埼玉県知事 様

三芳町長

自 衛 隊 災 害 派 遣 撤 収 要 請 書

当町 地区の避難救助活動のため、 年 月 日  
付 発第 号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難  
救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

資料 2 - 15 重要システムの復旧目標

重要システム(名)	目標レベル	目標復旧時間※1	システム停止時の代替手段
J-ALERT (全国瞬時警報システム)	緊急速報のために地上・衛星いずれかの手段で回線の接続が行われていること。	継続稼働	県にシステム停止を報告し、県防災行政無線等で連絡を受け、町防災行政無線の手動放送を行う。
Em-net (緊急情報ネットワークシステム)	国からの緊急情報を受信するため、LG-WAN を通じたネットワーク回線が正常稼働していること。	継続稼働	県庁にシステム停止を報告し、県防災行政無線等で連絡を受ける。
住民記録 (異動・住民表・各種証明) 住基システム	住民の安否確認、被災者台帳リスト作成のために、最新の住民記録を出力する。	24時間	故障時以下の優先順位に従い、最新の記録を出力する。 ①住民課内にある紙媒体の資料で代用する。 ②紙媒体資料も喪失している場合、業務部門が保管している最新のローカルデータを活用し印刷を行う。 ③本庁舎ではクラウド環境※2が利用できない場合、電算室内にある照会・発行サーバを利用し一覧を印刷する。 ④電算室内にある照会・発行サーバを利用できない場合、DC※3 内にあるクラウド環境より一覧を印刷、職員が取りに行く。
介護保険受給者管理 介護保険システム	要救助者・要支援者の確認のために、最新の介護受給者情報を出力すること。	24時間	故障時以下の優先順位に従い、最新の記録を出力する。 ①健康増進課内にある紙媒体の資料で代用する。 ②紙媒体資料も喪失している場合、業務部門が保管している最新のローカルデータを活用し印刷を行う。 ③本庁舎ではクラウド環境※2が利用できない場合、電算室内にある照会・発行サーバを利用し一覧を印刷する。 ④電算室内にある照会・発行サーバを利用できない場合、DC※3 内にあるクラウド環境より一覧を印刷、職員が取りに行く。
障害者福祉管理 福祉総合システム	要救助者・要支援者の確認のために、最新の障害者情報を出力すること。	24時間	故障時以下の優先順位に従い、最新の記録を出力する。 ①福祉課内にある紙媒体の資料で代用する。 ②紙媒体資料も喪失している場合、業務部門が保管している最新のローカルデータを活用し印刷を行う。
埼玉県防災情報ネットワークシステム	町内の被害情報を一元管理し、埼玉県に報告すること。	24時間	被害情報を直接、県庁に連絡・報告する。
セキュリティシステム ※システムログインなどを管理する運用情報システム	上記、重要システムを移動する前提として、正常稼働すること。	24時間	災害時パスワードを提供する。 ログを残す仕組みを重要システムに組み込む。
庁内LAN運営	本庁舎内のLANの被災状況確認及び修理し、正常稼働していること。	3日	断線している場合、予備のケーブルで直接接続する。
住民基本台帳ネットワークシステム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
国民健康保険受給者の管理 国保システム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
後期高齢者医療受給者管理 後期高齢者医療システム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
税務管理 税務情報システム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
戸籍管理 戸籍情報システム	正常稼働すること。	1週間	手作業による代替業務を実施する。

※1：目標復旧時間

「中央省庁業務継続ガイドライン」の評価基準に基づき、重要システムの停止に伴う影響が、町民の過半が許容できないと思われる時間を目標復旧時間としている。

※2：クラウド環境 (Cloud computing)

コンピュータネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態。

※3 : DC (Data center)

サービスの提供に必要な施設・設備(サーバ及びデータ通信等の装置)を設置・運用する施設。

# 入間東部地区消防組合 震災消防活動指針

平成 26 年 3 月

# 入間東部地区消防組合震災消防活動指針

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 震災消防活動対策の推進（第3条—第7条）

### 第3章 組織、編成及び任務（第8条）

### 第4章 震災警戒態勢

#### 第1節 震災警戒態勢の組織（第9条—第12条）

#### 第2節 非常招集及び参集（第13条・第14条）

#### 第3節 震災警戒体制時の措置（第15条—第17条）

### 第5章 震災配備態勢

#### 第1節 震災配備態勢の組織（第18条—第21条）

#### 第2節 非常招集及び参集（第22条・第23条）

### 第6章 震災発生時の措置

#### 第1節 初動処置（第24条）

#### 第2節 震災消防活動（第25条—第27条）

#### 第3節 情報の収集及び報告（第28条・第29条）

#### 第4節 通信運用（第30条・第31条）

#### 第5節 部隊運用及び現場指揮（第32条—第35条）

#### 第6節 出場及び現場指揮（第36条—第41条）

#### 第7節 現場活動（第42条—第50条）

#### 第8節 他の消防機関への応援要請及び受援（第51条・第52条）

#### 第9節 広報（第53条）

#### 第10節 避難情報の通報等（第54条—第56条）

#### 第11節 震災消防活動の支援等（第57条—第61条）

### 第7章 活動報告（第62条）

### 第8章 補則（第63条）

### 第9章 委任（第64条）

### 附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この計画は、入間東部地区消防組合警防規程（昭和58年訓令第2号。以下「警防規程」という。）第17条の規定に定めるもののほか、入間東部地区消防組合管内における地震による被害を軽減するため、震災警戒及び震災消防活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震の発生危険に関する情報 地震発生につながると推定される関係防災機関等からの情報
- (2) 地震予知情報 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第1項第3号に基づく情報
- (3) 震災警戒態勢 地震の発生危険に関する情報等の内容に応じ、震災を警戒する態勢
- (4) 震災配備態勢 震災に関する情報収集、震災消防活動の準備及び実施にあたる当日の勤務員及び所要の人員又は全消防力を挙げて対処する態勢
- (5) 震災消防活動 震災による被害を軽減するため、震災配備態勢時に消防機関が行う諸活動
- (6) 重要対象物 学校、公会堂、神社仏閣、大規模病院、食料品備蓄場所等

## 第2章 震災消防活動対策の推進

(活動対策の推進)

第3条 消防長は、震災に対処するため、平素から震災に関する計画を整備し、消防職員（以下「職員」という。）及び消防団員（以下「団員」という。）の活動能力の向上を図るとともに、震災時には速やかに、入間東部地区消防組合管内における消防の全組織と機能を動員し、総力を挙げて震災消防活動に万全を期するものとする。

(次長及び消防本部各課長)

第4条 次長及び消防本部各課長は、所掌事務に従い、関係防災機関と平素から密接に連絡し、協調して、入間東部地区消防組合の方針を積極的に推進し、震災消防活動に万全を期するものとする。

(消防署長の責務)

第5条 消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の関係防災機関と平素から密接に連絡し、協調して、震災消防活動に万全を期するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、平素から地震に関する知識を高めるとともに、気力、体力及び技能を錬成し、震災消防活動に万全を期するものとする。

(資機材の調達計画)

第7条 消防本部各課長及び署長は、震災時に使用し、又は収用できる消防用資機材及び車両等について調査し、関係事業所等の権限を有する者と協議して迅速かつ円滑に調達

できるように計画しておくものとする。

### 第3章 組織、編成及び任務

(震災態勢における組織・編成及び任務)

第8条 震災警戒態勢及び震災配備態勢発令時には、警防対策本部の強化を図るものとする。

2 警防対策本部の組織及び任務は、入間東部地区消防組合警防対策本部設置要綱（平成9年訓令第2号。以下「警防対策本部設置要綱」という。）第8条に定めるところによる。

### 第4章 震災警戒態勢

#### 第1節 震災警戒態勢の組織

(震災警戒態勢の発令)

第9条 震災警戒態勢は、地震の発生危険に関する情報及び地震予知情報により地震発生の可能性が強まり、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認められたとき、消防長が発令する。

(震災警戒態勢の人員)

第10条 震災警戒態勢時の配備人員は、警防対策本部設置要綱第5条第2号に定める警戒体制によるものとする。

(震災警戒態勢の解除)

第11条 警防対策本部長（以下「本部長」という。）は、地震予知情報又は地震の発生危険に関する情報に基づき、警戒の必要がないと認めたときは、震災警戒態勢を解除する。

(体制の確保)

第12条 本部長は、震災警戒態勢が長期にわたると予想されるときは、部隊編成及び勤務区分等について配慮し、効率的な活動が維持できる体制を確保するものとする。

#### 第2節 非常招集及び参集

(非常招集命令の発令)

第13条 本部長は、震災警戒態勢発令時、第10条に定める配備人員を確保するため勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

2 前項の非常招集命令は、震災警戒態勢の発令をもって非常招集命令を発令したものである。

(参集)

第14条 前条の非常招集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属に参集しなければならない。

2 職員は、前条の命令に即応するために、平素から連絡方法を確保し、参集に必要な手段及び携行品を整えておくものとする。

3 職員は、地震予知情報及び地震情報等の把握に努め、招集に備えるものとする。

#### 第3節 震災警戒態勢時の措置

(震災警戒態勢発令時の措置)

第15条 警防対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）及び署隊本部の長（以下「署隊長」という。）は、震災警戒態勢が発令されたときは、その態勢を速やかに確立して震

災に対処するものとする。

(震災警戒態勢時の出場)

第16条 震災警戒態勢時の災害出場は、原則として、警防規程第47条に定める出場区分(以下「出場区分」という。)による。

(情報収集)

第17条 副本部長及び署隊長は、震災警戒態勢が発令されたときは、広範囲にわたる情報の収集を迅速、的確に行い、次の態勢に備えるとともに震災消防活動に活用するものとする。

## 第5章 震災配備態勢

### 第1節 震災配備態勢の組織

(震災配備態勢の区分)

第18条 震災配備態勢の区分は、震災非常配備態勢及び震災緊急配備態勢とする。

(震災配備態勢の発令)

第18条の2 震災配備態勢は、次の基準により消防長が発令する。

配備態勢	配 備 基 準
震災非常配備態勢	管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
震災緊急配備態勢	管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合

(震災配備態勢時の人員)

第19条 震災配備態勢時の配備人員は、次の各号による。

- (1) 震災非常配備態勢時  
全職員
- (2) 震災緊急配備態勢時  
全職員及び全団員

(震災非常配備態勢及び震災緊急配備態勢の解除)

第20条 本部長は、震災の状況により震災配備態勢を縮小するものとし、それぞれの態勢の必要がないと判断した場合は、速やかに解除するものとする。

(体制の確保)

第21条 本部長は、震災配備態勢が長期にわたると予測されるときは、部隊編制、勤務区分等について配意し、効率的な活動が維持できる体制を確保するものとする。

### 第2節 非常招集及び参集

(非常招集命令の発令)

第22条 本部長は、震災態勢を発令した時に第19条に定める人員を確保するため、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

2 前項の非常招集命令は、震災配備態勢の発令をもって非常招集命令を発令したものである。

(参集)

第23条 前条の非常招集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属へ参集し

なければならない。ただし、第13条第1項に定める命令が発令され、職員が参集途上にある場合は、第14条に定める参集を優先するものとする。

2 職員は、前条の命令に即応するために、平素から連絡方法を確保し、参集に必要な手段及び携行品等を整えておくものとする。

3 職員は、地震情報の積極的な把握に努め、参集に備えるものとする。

## 第6章 震災発生時の措置

### 第1節 初動処置

(初動処置)

第24条 副本部長及び署隊長は、震災非常配備態勢及び震災緊急配備態勢が発令されたときは、直ちに次に掲げる初動体制を実施するとともに、速やかに活動を開始しなければならない。

- (1) 無線の開局及び試験
- (2) 有線電話の試験
- (3) 庁舎、施設の被害発生状況及び署、分署周辺の被害状況の把握
- (4) 活動態勢の確保
- (5) 活動資機材の点検

### 第2節 震災消防活動

(活動の基本)

第25条 指揮者及び隊員は、同時に多数の火災、救助及び救急事象が発生していることを認識し、出場した火災等には自己隊の責任で対処する決意をもって消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動及び救助・救急活動に努めなければならない。

(活動の主眼)

第26条 震災消防活動は、災害の件数、規模及び態様に応じ、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

(活動方針の決定)

第27条 本部長及び署隊長は、次の各号により災害対応方針を決定し、震災消防活動に万全を期するものとする。

- (1) 延焼火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して救助及び救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助及び救急活動を主力に活動を行う。

### 第3節 情報の収集及び報告

(情報の収集及び活用)

第28条 本部長及び署隊長は、震災が発生した場合、高所見張り員、施設、通信機能及び連絡網等あらゆる手段により迅速、的確に情報を収集し、震災消防活動に活用するものとする。

(報告)

第29条 署隊長は、収集した情報を整理分析し、本部長に報告するものとする。

2 報告は、ファクシミリを活用する。ただし、これにより難しい場合は、有線又は無線電

話等で報告するものとする。

#### 第4節 通信運用

(通信運用)

第30条 震災配備態勢時の通信運用は、次の各号による。

(1) 震災非常配備態勢時

原則として、入間東部地区消防組合消防用無線局管理規程（平成10年入間東部地区消防組合訓令第10号）に基づく運用によるものとする。

(2) 震災緊急配備態勢時

ア 警防対策本部及び署隊本部間、署隊本部及び分署間の通信は、有線通信を原則とする。

イ 有線通信が途絶したとき、及び出場隊との通信は、無線通信によるものとする。

ウ 基地局に障害が発生したときは、直ちに必要な措置を講じ、無線通信の確保に努めるものとする。

(無線統制)

第31条 震災非常配備態勢時における通信の効率性を確保するため、無線統制を行う。

2 無線統制の種別は、無線第1統制及び無線第2統制とし、発令者は次のとおりとする。

ただし、震災非常配備態勢が発令されたときは自動的に無線第1統制が発令されたものとする。

無線統制	種 別		
	消防波	救急波	署活波
第1統制	本部長	本部長	署隊長
第2統制	本部長	本部長	署隊長

3 無線統制の内容等は次のとおりとする。

統制種別	発令条件	統 制 内 容
第1統制	震災が発生したとき	消防波及び救急波については、指揮統制課が指定する無線局以外は、原則として通信を行ってはならない。ただし、次に掲げる通信（以下「例外通信」という。）は、この限りではない。 1 要救助者情報、危険情報及び事故報告等に関する通信 2 災害通報に係る通信 3 消防隊の増強要請に係る通信 4 その他、緊急を要する通信
第2統制	通信量が多く、第1統制では円滑な通信が処理できない場合	消防波及び救急波については、指揮統制課からの呼出しに応じて送信する。ただし、例外通信は、第1統制に同じ。

## 第5節 部隊運用及び現場指揮

### (部隊運用の種別及び区分)

第32条 震災配備態勢時の部隊運用の種別及び区分は、次のとおりとする。

- (1) 震災非常配備態勢時  
原則として、出場区分による。
- (2) 震災緊急配備態勢時

#### ア 種別

- (ア) 署隊運用
- (イ) 警防対策本部運用

#### イ 区分

警防対策本部運用は、本部長が署隊間で部隊を調整する運用（以下「署隊間調整運用」という。）と本部長が指揮を行う運用（以下「警防対策本部指揮運用」という。）に区分する。

#### (署隊運用)

第33条 署隊長は、震災非常配備態勢が発令されたときは、署隊運用を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が対応可能であると判断し、命令したときは、出場区分に基づく運用によるものとする。

3 署隊長は、管轄区域内の火災発生状況及び延焼拡大状況を把握し、人命の安全、重要対象物に与える影響、地域の重要性等を考慮し、必要な地域に消防部隊の転戦を下命する。

#### (警防対策本部運用)

第34条 本部長は、署隊長から応援要請があった場合、又は必要と認めた場合は、署隊間調整運用を行う。

2 本部長は、火災等の状況から署隊運用では対処し難いと判断した場合は、警防本部指揮運用を行い、総合的見地から統括して部隊の運用を行う。

#### (運用の指令)

第35条 前2条の出場は、本部長又は署隊長の命令によって出場するものとする。ただし、通信輻輳等により命令を受けることが出来ない場合は、上位の指揮者の判断により出場し、警防対策本部を経由する等して本部長及び署隊長に報告するものとする。

2 本部長及び署隊長は、前項の報告を受け、出場先の変更を必要とする場合は出場先を変更して命令する。

## 第6節 出場及び現場指揮

### (火災出場の原則)

第36条 震災消防活動の効率性を確保するため、震災時の火災出場は、原則として署隊2隊及び消防団1隊又は2隊を1組とし、次の各号により出場する。

- (1) 管轄区域内で消火可能区域と消火活動困難区域に同時に火災が発生した場合は、消火可能区域を優先する。
- (2) 管轄区域内で重要対象物とそれ以外の区域に同時に火災が発生した場合は、重要対

象物周辺を優先する。

- (3) 前2号にかかわらず署、分署直近に火災が発生したときは、署隊長の判断による。  
(救助及び救急出場)

第37条 救助及び救急事象の伴う現場への出場は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出場する。

- 2 救助事象の伴わない場合の出場は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出場する。

(現場指揮者)

第38条 震災緊急配備態勢時の震災消防活動現場における指揮者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 署隊運用時の指揮者  
原則として中隊長とする。
- (2) 警防対策本部運用時の指揮者
- ア 署隊間調整運用時  
応援要請を行った署隊長とする。
- イ 警防本部指揮運用時  
本部長又は副本部長とする。

(指揮隊の出場)

第39条 震災配備態勢時における指揮隊の出場は、次の各号による。

- (1) 震災非常配備態勢時  
原則として出場区分に基づく運用によるものとする。
- (2) 震災緊急配備態勢時  
原則として指揮隊は出場しないものとする。ただし、署隊本部に余力が生じ、署隊長が現場指揮活動をさせる必要があると認めたときは、この限りではない。

(震災緊急配備態勢時の署隊長等の出場)

第40条 署隊長は、災害状況により自ら指揮の必要があるとき又は本部長の命令があったとき出場するものとする。

- 2 署隊長は、災害状況から判断し必要があるときは、消防課長又は大隊長（以下「副署隊長」という。）に出場を命じ災害現場の指揮に当たらせる。
- 3 署隊長は、本部長から副署隊長等の出場を命令された場合は、速やかに出場させるものとする。

(震災緊急配備態勢時の本部長の措置)

第41条 本部長は、震災の状況から副本部長に指揮をさせる必要があると判断したときは、出場を命令するものとする。

- 2 本部長は、震災の状況から署隊長に指揮をさせる必要があると判断したときは、出場を命令するものとする。
- 3 本部長は、震災の状況から署隊長又は副署隊長に指揮をさせる必要があると判断したときは、署の管轄区域外に出場を命令するものとする。

## 第7節 現場活動

### (震災配備態勢時の活動)

第42条 本部長及び署隊長は、早期に情報収集態勢を強化し、災害対応の迅速化に努めるものとする。

2 災害現場における活動は、警防規程第7章によるものとする。

### (指揮者の判断)

第43条 震災緊急配備態勢時の出場隊の指揮者は、震災の態様を的確に把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定するものとする。

### (震災緊急配備態勢時の火災現場活動)

第44条 震災緊急配備態勢時の火災現場活動の原則は、次の各号による。

- (1) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、人命の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物及び空地等を活用して守勢的現場活動により延焼を阻止する。

### (震災緊急配備態勢時の救助活動)

第45条 震災緊急配備態勢時の救助活動の原則は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、その順位は次の各号による。

- (1) 延焼火災が多発し、同時に救助事象が多発発生している場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行うものとする。
- (2) 延焼火災が少なく、同時に救助事象が多発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に効率的な救助活動を行うものとする。
- (3) 同時に小規模救助事象が多発した場合は、重傷者を優先に救助活動を行うものとする。

### (震災緊急配備態勢時の救急活動)

第46条 震災緊急配備態勢時の救急活動の原則は、次の各号による。

- (1) 救急事象が伴わない火災現場への出動は、一時留保し、消防署、分署又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行うものとする。
- (2) 傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とするものを優先し、医療機関等に搬送するものとする。
- (3) 傷病者に対する救命処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせるものとする。
- (4) 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行うものとする。

### (火災現場要務)

第47条 火災現場要務の原則は、次の各号による。

- (1) 水利の選定は、消火栓以外の水利を原則とし、防火水そう等の有限水利に部署したときは、部署部隊数及び貯水容量から使用可能時間を判断し、次に必要な水利を考慮

する。

- (2) 注水部署は、十分な余裕ホースを取り死角のない広範な注水が可能な位置とする。
- (3) 放水は、努めて大口径ノズルを使用して多口放水を行うものとする。
- (4) 攻勢的現場活動のときは、延焼危険大なる方面から順次包囲体勢をとり延焼防止するものとし、守勢的現場活動のときは、延焼火力を弱めるため、未燃建物に対する予備注水を行い延焼の阻止を図る。
- (5) 火災態様、風向及び風速等に留意し、常に転戦路を確保する。
- (6) 自主防災組織等に積極的な協力を求め、震災消防活動の支援、飛び火の警戒及び消火に当たらせるものとする。
- (6) 火災現場活動は、延焼危険がなくなった鎮圧の時機までとし、残火処理については、消防団及び自主防災組織等に行わせるものとする。

(救助及び救急現場要務)

第48条 救助及び救急現場要務の原則は、次の各号による。

- (1) 傷病者が多発し、医療機関等への搬送に急を要する場合であっても、傷病者の搬送は救急車によることとし、やむを得ない場合に限り消防車両等を転用して傷病者を搬送する。ただし、救急車以外の車両で搬送する場合は、努めて傷病者の管理ができる者を乗車させる。
- (2) 傷病者が多数発生して団員、自主防災組織等に協力を求める場合は、できる限り救急資機材を支給するとともに、収容可能な医療機関等を指示し、自主的な搬送を依頼する。
- (3) 救命処置を必要とする傷病者が多数発生している場合は、入間東部地区消防組合構成市町の地域防災計画に基づき編成する医療機関と連絡を密にして、効率的な救護活動を行うものとする。
- (4) 応急救護所を設置する場合は、災害の状況等を判断して安全かつ活動容易な場所を選定し、救助の任に当たる出場隊等と連携を密にして救護活動に当たる。
- (5) 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動するものとする。

(転戦)

第49条 転戦の原則は、次の各号による。

- (1) 出場隊の指揮者は、転戦を命令された場合、延焼阻止前であっても所要の処置をした後、転戦するものとする。
- (2) 出場隊の指揮者は、重要対象物周辺又は署、分署直近に延焼火災を認知し、自己隊が転戦をする必要があると判断したときは、所要の報告を行い、延焼阻止前であっても転戦することができる。
- (3) 延焼阻止前に転戦するときは、団員及び住民等に事後の処置を指示するものとする。

(出場隊からの応援要請)

第50条 震災緊急配備態勢時の出場隊の指揮者は、震災の態様から応援部隊を必要とすると判断した場合には、所要部隊に集結場所、所要資機材、担当面等を付加して署隊長

に要請するものとする。

## 第8節 他の消防機関への応援要請及び受援

### (応援要請)

第51条 本部長は、震災が発生し、当消防本部の消防力では対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和23年法律186号）第39条及び第44条の規定に基づき応援要請を行うものとする。

2 応援要請の方法等は、入間東部地区消防組合受援計画（以下「受援計画」という。）に定めるところによる。

### (受援対応)

第52条 他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

## 第9節 広報

### (広報)

第53条 副本部長及び署隊長は、震災警戒態勢時又は震災時には関係防災機関と密接な連携を図るとともに、特に震災配備態勢時には、震災の発生状況の調査と併せ、出火防止等の広報を行うなど効率的な広報活動を推進するものとする。

## 第10節 避難情報の通報等

### (避難情報の通報)

第54条 本部長及び署隊長は、火災等の進展予測により、住民に避難させる必要があると判断したときは、本部長は構成市町の災害対策本部長に対し、火災等の進展予測、避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を通報するものとする。

### (避難の勧告)

第55条 署隊長は、火災等の進展が急激で人命危険が著しく切迫していると認められ、前条の措置をとるとまがない場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、住民に避難の勧告を行い、人命の安全確保を図るものとする。

2 署隊長は、前項の勧告を行った場合は、直ちに本部長に報告するものとする。

### (避難の指示等の伝達)

第56条 副本部長及び署隊長は、構成市町の災害対策本部長等から地域住民に対し、避難のための指示又は勧告が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、当該避難の指示又は勧告の伝達を行うものとする。

## 第11節 震災消防活動の支援等

### (震災消防活動の支援)

第57条 副本部長及び署隊長は、震災態勢に応じた体制を確立して震災消防活動の支援を行うものとする。

### (調達)

第58条 副本部長及び署隊長は、災害の状況から現有資機材に不足が生じ、災害現場からの要請があったとき又は要請が予測されるときは、資機材、車両等の調達を行うものとする。

(職員等に対する措置)

第59条 副本部長及び署隊長は、震災消防活動中に職員等が受傷した場合、速やかにその状況を調査し、必要な救援措置を講じるものとする。

2 副本部長及び署隊長は、職員が震災消防活動に専念できるよう適切な措置を講じるものとする。

(庁舎等の応急措置)

第60条 副本部長及び署隊長は、地震により消防の庁舎、車両及び通信施設等に被害が生じた場合は、その状況を速やかに調査し、震災消防活動に支障とならないよう緊急に必要な応急措置を講じるものとする。

(震災状況等の調査及び記録)

第61条 副本部長及び署隊長は、次の各号の事項を詳細に調査し、記録しておくものとする。

- (1) 震災の被害状況
- (2) 震災消防活動状況
- (3) 応援隊の震災消防活動及び救援活動の状況
- (4) 消防の庁舎、車両及び通信施設等の被害状況
- (5) 消防団、自衛消防隊及び自主防災組織の活動状況
- (6) その他必要と認める事項

2 職員は、参集途上においても前項の各号について可能な範囲で調査し、記録に努めるものとする。

## 第7章 活動報告

(震災消防活動の報告)

第62条 署隊長は、震災消防活動等を実施したときは本部長に対し、本部長は、構成市町の災害対策本部長及び関係防災機関に報告するものとする。

## 第8章 補則

(消防団への準用)

第63条 消防長は、消防団が行う震災消防活動について、別に示す指針により消防団長を通じて団員に徹底させるものとする。

## 第9章 委任

(委任)

第64条 この計画の運用に関し必要な事項は、警防課長が別に定める。

## 附 則

この計画は、公布の日から施行する。

# 消防団 震災消防活動指針

《平成26年3月》

入間東部地区消防組合

## 目 次

第1章	震災活動要領	1
	1 消防本部及び消防署、分署の震災配備態勢	1
	2 消防団員の動員の発令及び参集	1
	3 活動隊の編成等	1
	4 災害活動の基本事項	2
	5 消防団本部等の設置	2
	6 団本部等の組織と事務分掌	2
	7 管轄消防署又は分署への車両等の配備	3
	8 団本部等の廃止	3
☆	応急活動細部要領	
	共通活動要領	
	1 発災直後	4
	2 参集途上	4
	任務別・隊別応急活動要領	
	1 団本部	6
	2 車両隊の活動要領	6
	3 徒歩隊の活動要領	9
第2章	地震警戒宣言等対応活動要領	11
	1 消防本部の震災警戒態勢	11
	2 消防団員の動員の発令及び参集	11
	3 車両隊の編成	11
	4 警戒活動の基本事項	12
	5 災害応急活動	12
	6 団本部等の組織と事務分掌	12
	7 団本部等の廃止	12
☆	地震警戒活動細部要領	
	共通活動要領	
	1 警戒宣言等が発令された時	13
	任務別・隊別警戒活動要領	
	1 団本部	14
	2 車両隊	14

# 第1章 震災活動要領

地震発生に伴う消防団災害活動の万全を期すため、消防団は消防署隊と密接な連携を保持し、次により災害防止活動を実施するものとする。

## 1 消防本部及び消防署、分署の震災配備態勢

消防本部及び消防署、分署においては、震災が発生した場合又は発生する恐れがあるとき、「入間東部地区消防組合震災消防活動指針」等に基づき、次の区分により震災配備態勢を発令する。

震災配備態勢の発令基準【消防本部・消防署、分署】

配備態勢	配備基準
震災非常配備態勢	管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
震災緊急配備態勢	管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合

## 2 消防団員の動員の発令及び参集

消防団長は、消防本部及び消防署、分署に震災非常配備態勢以上が発令された場合、次の区分により消防団員の動員を発令する。

また、動員命令を覚知した消防団員は、それぞれの分団車庫に参集するものとする。なお、参集途中に必要と認める場合は、応急活動を実施する。

配備態勢	参集者	参集場所
震災非常配備態勢	団長・副団長 分団長以下5人	団本部 分団車庫
震災緊急配備態勢	全団員	分団車庫

## 3 活動隊の編成等

### (1) 車両隊の編成

消防ポンプ自動車（ホースについては、通常体制よりも増強して積載）をもって、1隊5人により編成する。

### (2) 徒歩隊の編成

バール、スコップ等の救助資機材等を確保し、1隊2人～5人をもって編成する。

## 4 災害活動の基本事項

- (1) 災害発生時には、速やかに出動し、人命の安全確保を基本とし、消防機関からの災害情報通知システム、車載無線機等を活用して、警防対策本部からの情報を収集する他、必要に応じて管轄消防署、分署と連絡調整し、積極的に災害状況等を把握するとともに、消防署隊との連携のもと、ポンプ車及び資機材等を活用して活動を実施する。
- (2) 消防団の活動範囲は、与えられた任務を有効に果たすため、その受持区域を原則とする。ただし、警防対策本部長又は署隊長から要請のあるときは、受持区域外においても活動するものとする。

## 5 消防団本部等の設置

### (1) 設置者、設置場所及び設置本部名称

消防団長…構成市町に震災対策消防団本部（以下「団本部」という。）を設置するものとする。

### (2) 設置の基準

消防本部及び消防署、分署に震災非常配備態勢以上が発令されたとき。

### (3) 団本部長等の設置と任務

ア 団本部長…消防団長とし、警防対策本部長（消防長）と密接な連携を保ち、消防団警戒活動及び応急活動を指揮統括する。

イ 団副本部長…副団長とし、団本部長の指揮を受け、消防団活動方針及び重要事項を決定するとともに、団本部長不在時は、予め指名されている副団長が任務を代行する。

## 6 団本部等の組織と事務分掌

### (1) 団本部の組織

団本部【団長・副団長・本部員・女性団員】・・・分団車庫 

車両隊・徒歩隊
---------

## (2) 団本部の事務分掌

団本部	団長 副団長 本部員 女性団員	1	本部の設置に関すること。
		2	団員の動員に関すること。
		3	本部の庶務に関すること。
		4	情報収集に関すること。
		5	警防対策本部及び署隊本部との連携に関すること。
		6	消火活動に関すること。
		7	救助、救急活動に関すること。
		8	消防団の部隊編成に関すること。
		9	関係機関との連絡に関すること。

※ 警防対策本部長は、構成市町の災害対策本部に派遣している職員に団本部との連携を指示するものとする。

## 7 管轄消防署又は分署への車両隊の配備

各分団員は、「震災緊急配備態勢」時において分団車庫に参集後、車両隊の編成人員及び装備・資機材が整ったならば、各分団の管轄消防署又は分署に配備し、消防署隊と連携して活動するものとする。ただし、署、分署配備以前に自己覚知等で災害対応した場合や、参集人員の不足などにより、車両隊の署、分署配備に相当の時間を要する場合は、連絡体制確保のため、伝令員を派遣するものとする。

### 配備態勢による消防団の活動体制

配備態勢	参集者	参集場所	編成	部隊配備
震災非常配備態勢	団長・副団長 本部員・女性団員	団本部	消防団本部	
	分団長以下5名	分団車庫	車両隊	
震災緊急配備態勢	全団員	分団車庫	車両隊	原則として署、分署に配備
			徒歩隊	

## 8 団本部等の廃止

団本部長は、消防本部及び消防署、分署の震災配備態勢が解除されたときは、団本部等を廃止する。

# 応急活動細部要領

## 《共通活動要領》

### 1 発災直後

#### (1) 自宅在宅中

ア その場において、家族を含む身の安全を図った後、出火防止措置、必要に応じて初期消火を実施する。

イ 家族にガス、電気の遮断、家具等の落下、転倒防止等、余震を考慮した安全措置等を指示した後、参集を開始する。

ウ 自宅周辺及び参集経路付近の出火防止、初期消火の実施の呼びかけを行う。

#### (2) 外出中

ア その場において、状況の把握に努め、自らの身の安全を図るとともに、消防団員として付近住民に身の安全の確保、出火防止、初期消火の実施等の呼びかけを行う。

イ 管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合又は「震災緊急配備態勢」の発令を知ったときは、参集を開始する。

#### (3) 勤務先で勤務中

勤務先の安全及び家族の身の安全を確認後、事業者の許可を得て参集を開始する。

※ 参集時の服装…原則として作業服（防火衣等の防火装備は車庫に保管）

参集手段…自転車、バイク又は徒歩による。（自家用車による参集は避ける。）

### 2 参集途上等

#### (1) 参集途上の対応

ア 出火防止、初期消火の実施の呼びかけを行う。

イ 参集経路付近の情報を収集する。

- ・ 火災、救助事象の発生状況
- ・ 道路、橋等の状況（交通障害箇所等）
- ・ 重要防火対象物等の火災発生状況

ウ 必要な場合は、消火・救助・救急等の応急活動の指示をし、必要に応じて直接実施する。

※ 重要対象物…学校、公会堂、神社仏閣、大規模病院、食料品備蓄場所等（重要対象物は日頃から把握しておく。）

(2) 参集場所到着時の対応

ア 参集者は、参集途上等に収集した情報を分団長に報告するものとする。

イ 参集途上等に消火・救助・救急等の応急活動を実施した場合は、その状況等を分団長に報告するものとする。

## 《任務別・隊別応急活動要領》

### 1 団本部

#### (1) 団本部の設置

構成市役所、町役場に「震災対策消防団本部」を設置するものとする。

#### (2) 連携体制の確保

警防対策本部との連絡体制を無線、電話及び伝令により確保する。

#### (3) 情報の収集と報告

次の各状況、情報等を各分団からの報告に基づき、把握・整理・記録するとともに、警防対策本部長に報告するものとする。

- ・ 災害の発生状況等（火災等の発生状況・拡大状況・交通障害状況等・災害終息後の被害の程度等）
- ・ 団員の参集状況
- ・ 消防団部隊の編成、活動状況
- ・ 分団車庫の被害状況

#### (4) 活動指示の伝達

警防対策本部長の活動指示事項を分団長に伝達する。

#### (5) 団本部運営要員

団本部の運営要員は、本部員及び女性団員とする。

なお、警防対策本部長は、構成市町の災害対策本部に派遣している職員に団本部との連携を指示するものとする。

### 2 車両隊の活動要領

#### (1) 消火活動の原則

消火活動は、消防署隊との連携により実施する。

ア 各指揮者は火災状況を把握し、人命の安全確保を最優先し、延焼阻止及び救助活動の効果を判断して行動を決定する。

イ 火災状況が消防力を上回る場合は、次の原則に基づき消火活動を実施する。

- ・ 消火有効地域優先の原則  
同時に複数の火災を覚知した場合は、道路の通行可否、有効水利の状況から判断して、消火有効地域の消火活動を優先する。
- ・ 市街地火災優先の原則  
大量危険物貯蔵施設等の多数消防隊等を必要とする火災の場合、市街地に面する部分及び市街地延焼火災の消火活動を優先する。

- ・ 重要対象物優先の原則  
重要対象物と他の市街地から同時に火災が発生した場合、重要対象物の消火活動を優先する。
  - ・ 住民の安全確保優先の原則  
住民の安全を確保するため、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した消火活動を優先する。
- ウ 火災の状況から消防力が優勢と判断した場合は、積極的な消火活動により鎮圧する。

## (2) 到着報告、出場体制の確立

- ア 分団車庫に到着した消防団員は、到着報告を分団長に行い、分団長は団員に任務を指示する。
- イ 消防団員は協力して、分団車庫の被害状況を確認するとともに、車両・消火資機材等の点検・増強を行い、出場体制を整え、団本部との連絡体制を確立するため、管轄の消防署又は分署に向け配備を開始する。
- また、分団車庫の被害状況等については、配備後速やかに団本部に報告する。

## (3) 出場場所の決定

- ア 団本部長の指示に基づき、災害現場に出場することを原則とする。
- イ 受持区域内の火災を自己覚知した場合は、分団長に報告し、指示を受けて出場する。

## (4) 出場途上

- ア 走行中の交通事故防止に努めるとともに、拡声器等により出火防止、初期消火の励行を広報する。
- イ 出場途上は他の火災の発見に努め、発見した時は消火活動の原則に基づき、優先する場所の火災に出場先を変更する。
- ウ 道路、橋梁、歩道橋等の被害により通行不能の場合、迂回路選択、又は道路啓開を行い現場に向かうものとする。

**※ 道路啓開…通行障害を他機関等と協力、排除し、通行可能な状況を確保すること。**

## (5) 水利部署

- ア 使用する水利は、消火栓以外の水利を原則とする。

**※ 消火栓以外の水利…防火水そう、プール、貯水池、河川、下水等**

- イ 現場直近部署隊への中継送水、水利の補水は、現場後方の無定量水利(河川等)を選択する。

**※ 無定量水利…消火栓以外の水利のうち、河川、下水等をいう。**

ウ ポンプ隊の指揮者は延焼状況、活動部隊から、部署した水利の水量が不足すると判断した場合は、部署水利の変更を考慮する。

**(6) 送水、ホース延長**

ア 震災時には6 5mmホースの使用による高圧大量送水を原則とし、ポンプ車にあつては2線以上のホース延長を考慮する。

イ 筒先の転戦を考慮し、余裕ホースを多めにとるものとする。

**(7) 筒先部署**

ア 震災初期における延焼危険の少ない場合を除き、原則として屋内進入を避け、隣接棟への延焼防止を図る。

イ 避難路選択の場合は、両側の火流から避難者を保護するため、避難路に面する部分に限定して部署する。

**(8) 注水**

移動注水を行い、努めて担当火面長を1 5m以上とるものとする。

**(9) 延焼阻止線の消火**

ア 警防対策本部長の指示、又は消防署隊指揮者の指示により延焼阻止線を設定し延焼を阻止する。

イ 消防署隊と協力、分担して延焼阻止線の手前風下に筒先部署し、予備注水しながら延焼火勢を弱め、最終的には延焼阻止線を設定し延焼を阻止する。

ウ 火勢が熾烈な場合は、風下両側面に筒先部署し、挟撃により火流の幅を決め、最終的に延焼阻止線で延焼を阻止する。

**※ 延焼阻止線…幅員のある道路、河川、広場、耐火建物等を活用し、消火筒先を集中して延焼を防止するために現場最高指揮者が設定する。**

**(10) 飛火警戒**

ア 飛火警戒は、警防対策本部長又は消防署隊指揮者の指示により実施する。

イ 風下側に位置している自主防災組織及び住民に警戒と消火等と呼びかけるとともに、必要により自ら消火するものとする。

**(11) 転戦**

ア 転戦は担当火災が鎮火状態となり、他の火災を覚知又は出場指示を受けた時とし、部分的消火、残火処理は自主防災組織に依頼するものとする。

イ 転戦火災の消火活動に必要なホース等を撤収するほか、転戦予定経路に消防署、分署車庫がある場合は、立ち寄って不足ホースを補充するものとする。

**(12) 消防署隊の筒先担当**

消防署隊が1隊2～4名で活動している場合は、消防署隊指揮者の指示により、消防署、分署車両からホースを延長し、筒先を担当して消火活動を実施する。

### (13) 救助・救急活動

- ア 担当火災現場において、救助・救急事象が発生している場合、救助・救急活動を並行して実施する。この場合は、筒先は援護筒先として活用する。
- イ 受持区域内に火災が発生していない場合は、消防署隊と連携して救助・救急活動を実施する。

## 3 徒歩隊の活動要領

### (1) 救助・救急活動の原則

- ア 救命活動の優先  
人命の救出及び応急救護活動を優先する。
- イ 重傷者優先の原則  
救出活動及び応急処置は救命を必要とする傷病者を優先とし、他の傷病者ではできるだけ自主的な処置を指示する。
- ウ 幼児、高齢者優先の原則  
傷病者多数の場合は、幼児、高齢者等を優先する。
- エ 火災現場付近優先の原則  
多数の延焼火災、救助、救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
- オ 救助・救急の効率重視の原則  
同時に救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い現場を優先する。
- カ 大量人命危険対象物優先の原則  
火災が少なく、多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる現場を優先する。

### (2) 到着報告、出場体制の確立

- ア 分団車庫に到着した消防団員は、到着報告を分団長に行い、分団長は団員に任務を指示する。
- イ 消防団員は協力して、分団車庫の被害状況を確認するとともに、バール、スコップ等の資機材の点検を行い、出場体制を整える。

### (3) 出場場所の決定

- ア 団本部長の指示に基づき、災害現場に出場することを原則とする。
- イ 受持区域内の災害を自己覚知した場合は、分団長に報告し、指示を受けて出場する。

#### (4) 出場途上等

- ア 救助・救急事象現場に向かう途中、地域住民に次の指導、広報を実施する。
  - ・ 出火防止の呼びかけ
  - ・ 住民による救出、救護活動の実施
  - ・ その他必要な事項
- イ 出場途上に他の救助・救急事象を発見した場合は、救助・救急活動の原則に基づき、優先順位の高い救助・救急現場に出場先を変更する。

#### (5) 救助活動

- ア 救助事象現場においては、救助・救急活動の原則に基づき、救助する必要がある要救助者を優先し、携行救助資機材を活用して救助活動を実施する。
- イ 救助事象現場に消防署隊が到着している場合は、消防署隊指揮者に担当範囲、救助要領等の指示を受けて、活動するものとし、重傷者、救助、救急処置が困難な場合は、消防署隊にその業務を要請する。
- ウ 消防署隊、自主防災組織、付近住民と協力し、短時間に一人でも多く救助する。

#### (6) 救急活動

- ア 救急事象現場においては、救助・救急活動の原則に基づき、応急処置、搬送する必要がある傷病者を優先して救急活動を実施する。
- イ 救急事象現場に消防署隊（救急隊等）が到着している場合は、消防署隊指揮者から担当範囲等の指示を受けて、活動するものとし、担架搬送を主に担当する。  
この場合、搬送資機材は救急隊から借用するものとする。
- ウ 消防署隊、自主防災組織、付近住民等と協力し、短時間に一人でも多くの応急処置、搬送を実施する。

#### (7) 避難誘導活動

- ア 災害対策本部長等による避難の勧告、指示があった場合、消防署隊と協力して避難対象地域住民の避難経路における安全方向の指示等を実施する。
- イ 歩行不能避難者及び避難対象地域内の病院、救護所等の患者の搬送先は、災害対策本部長が指定する避難場所等とする。

## 第2章 地震警戒宣言等対応活動要領

地震予知等による消防団警戒活動の推進と発災後の応急活動の万全を期するため、消防団は消防署と密接な連携を保持し、次により災害警戒活動を実施する。

### 1 消防本部の震災警戒体制

消防本部においては、震災を警戒するため、「入間東部地区消防組合震災消防活動指針」等に基づき、次の区分により震災警戒体制を発令する。

#### 震災警戒態勢の発令基準【消防本部】

警戒態勢	発令基準
入間東部地区消防組合警防対策本部設置要綱（平成9年訓令第2号）に定める警戒体制	地震の発生危険に関する情報及び地震予知情報により地震発生の可能性が強まり、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認められたとき。

### 2 消防団員の動員の発令及び参集

消防団長は、消防本部に震災警戒態勢が発令された場合、次の区分により消防団員の動員を発令する。

また、動員命令を覚知した消防団員は、あらかじめ定められた参集場所に参集するものとする。

配備態勢	参集者	参集場所
震災警戒態勢	団長・副団長	団本部
	分団長以下5人	分団車庫

### 3 車両隊の編成

#### (1) 車両隊の編成

消防ポンプ自動車により警戒活動を実施する。

#### (2) 応急活動時の編成

消防ポンプ自動車(ホースについては、通常体制よりも増強して積載)をもって、1隊5人により編成する。

## 4 警戒活動の基本事項

他の分団と連絡・連携をとりながら、それぞれの地域の実情に応じて次の警戒活動を実施する。

- (1) 分団車庫への警戒配備
- (2) 受持区域内の巡回警戒広報、地理水利の確認及び情報収集
- (3) 消防署、分署との連携による警戒活動

## 5 災害応急活動

警戒活動実施中に地震が発生した場合は、「震災活動要領」に示す要領に基づき活動するものとする。

## 6 団本部等の組織と事務分掌

「震災活動要領」に準じる。

## 7 団本部等の廃止

「震災活動要領」に準じる。

# 地震警戒活動細部要領

## 《共通活動要領》

### 1 警戒宣言等が発令された時

#### (1) 自宅在宅中

ア 家族に地震が発生した場合の安全措置等を指示した後、参集を開始する。

イ 所定の参集場所に到着し、事前計画・任務分担に基づく警戒活動を開始する。

**※ 参集時の服装及び手段は、「震災活動要領」に準じる。**

#### (2) 勤務先で勤務中

消防団活動がある旨を職場に話し、速やかに帰宅後、「自宅在宅中」の行動をとる。

**※ 職場への協力要請…事前に消防団員であることを事業者の説明しておき、警戒宣言発令の場合の協力を要請しておく。**

#### (3) 外出中

速やかに帰宅後、「自宅在宅中」の行動をとる。

#### (4) 参集途上の対応

地震が発生した場合の出火防止、初期消火の実施の呼びかけを行う。

#### (5) 参集場所到着時の対応

ア 参集者は、参集途上等に収集した情報を分団長に報告するものとする。

イ 参集者は、自己の任務内容を確認する。

ウ ホース、震災対策用資機材等の点検を実施する。

## 《任務別・隊別警戒活動要領》

### 1 団本部

「震災活動要領」に準じる。

### 2 車両隊

#### (1) 任務と活動内容

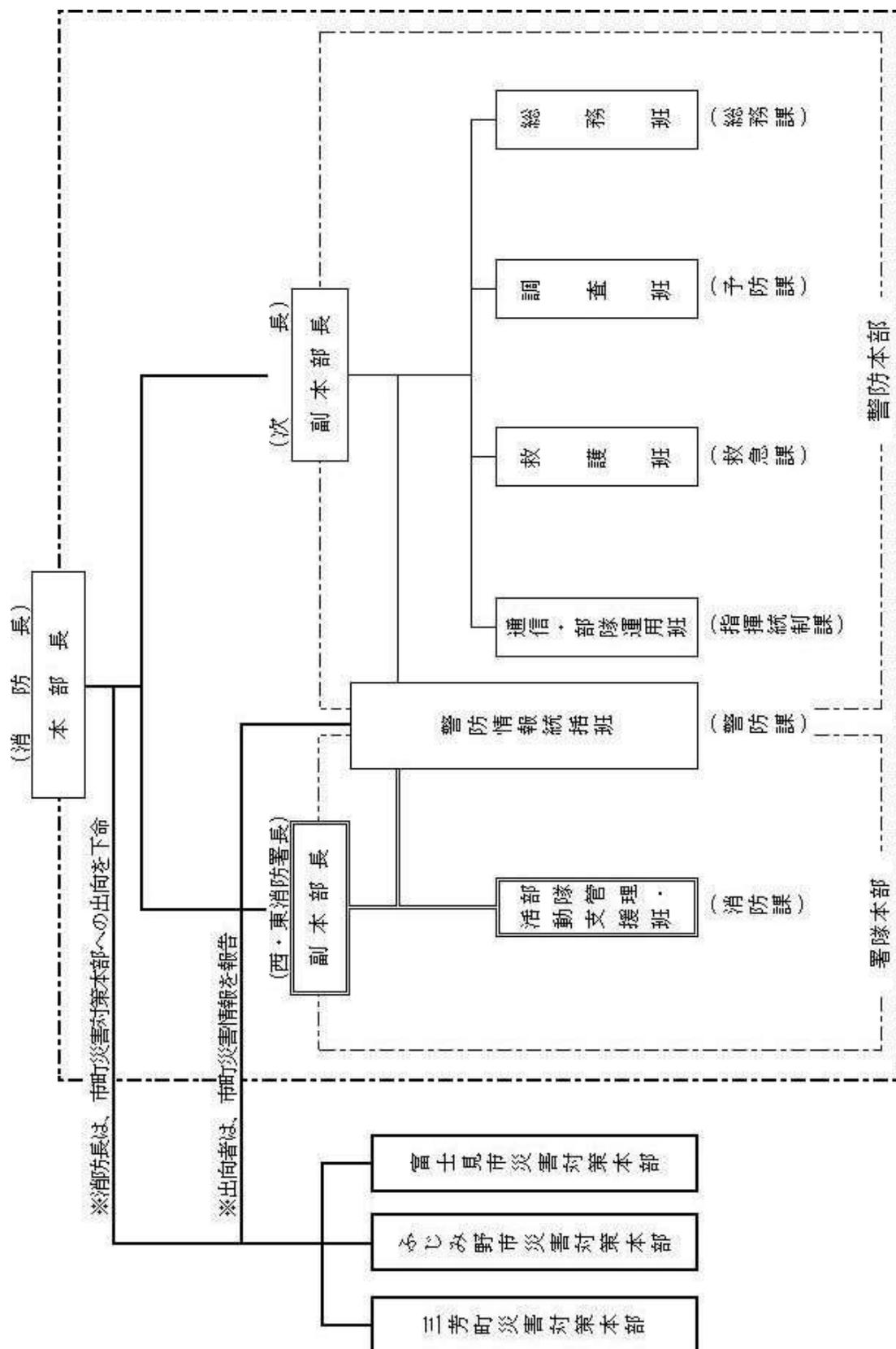
- ア 分団車庫において警戒活動にあたる。
- イ 団本部との連絡体制を整える。
- ウ ホースの増強、震災対策用資機材の点検を実施する。
- エ 団本部長の指示により、消防ポンプ自動車を活用して次の内容を行う。
  - ・ 受持区域内の巡回広報活動
  - ・ 地理水利の確認
  - ・ 情報収集
  - ・ 消防署、分署との連携による警戒活動

#### (2) 地震発生後の措置

- ア 活動中は、付近の状況把握、初期消火等を実施後、一旦分団車庫に引き上げる。
- イ 地震発生時は、安全な場所で自隊の安全を確保する。

別図第 1(第 2 条関係)

警防対策本部組織図



別表第2(第8条関係)

警防対策本部任務分担表

班	班長	所属職員	分掌事務
警防本部	総務課長	総務課 (庶務係) (職員係) (管理係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防関係施設の保全及び応急修理に関すること。</li> <li>・消防用車両等の整備及び応急修理に関すること。</li> <li>・職員及び職員の家族の救護、支援及び安否確認に関すること。</li> <li>・職員の労務・健康管理並びに公務災害に関すること。</li> <li>・緊急通行車両の登録に関すること。</li> <li>・報道対応に関すること。</li> <li>・食糧、飲料水、燃料等の調達に関すること。</li> <li>・インターネットによる情報発信に関すること。</li> <li>・帰宅困難者対策に関すること。</li> <li>・警防情報統括班への情報提供に関すること。</li> <li>・その他、本部長が特に命ずること。</li> </ul>
情報収集班	予防課長	予防課 (予防係) (保安係) (査察指導係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集に関すること。</li> <li>・被害状況地図の作成に関すること。</li> <li>・被害情報の時系列作成に関すること。</li> <li>・水質汚濁対策に関すること。</li> <li>・対象物・危険物施設等の情報提供に関すること。</li> <li>・災害広報に関すること。</li> <li>・警防情報統括班への情報提供に関すること。</li> <li>・その他、本部長が特に命ずること。</li> </ul>
救護班	救急課長	救急課 (救急係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>・救急活動資機材の確保に関すること。</li> <li>・現場救護活動に関すること。</li> <li>・応急救護所の設置・運営に関すること。</li> <li>・防疫・保健衛生に関すること。</li> <li>・職員のメンタルケアに関すること。</li> <li>・警防情報統括班への情報提供に関すること。</li> <li>・その他、本部長が特に命ずること。</li> </ul>
通信部隊運用班	指揮統制課長	指揮統制課 (指揮統制係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の非常招集に関すること。</li> <li>・通信の記録及び伝達に関すること。</li> <li>・災害情報の職員への周知に関すること。</li> <li>・災害発生状況等の把握及び出場指令に関すること。</li> <li>・通信の統制及び運用に関すること。</li> <li>・各種予報・警報の職員への周知に関すること。</li> <li>・警防情報統括班への情報提供に関すること。</li> <li>・災害現場における指揮に関すること。</li> <li>・部隊運用及び人員配置に関すること。</li> <li>・消防団の部隊運用に関すること。</li> <li>・現場活動における緊急消防援助隊、自衛隊等との連携に関すること。</li> <li>・その他、本部長が特に命ずること。</li> </ul>

警防本部情報統括班	警防課長	警防課 (警防係) (消防団係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の集約に関する事。</li> <li>・対策本部の設置、運営に関する事。</li> <li>・県・市町との連絡調整に関する事。</li> <li>・県代表及びブロック代表消防(局)本部への応援要請に関する事。</li> <li>・消防団員の労務管理、健康管理並びに公務災害に関する事。</li> <li>・応援要請に関する事。</li> <li>・防災関係機関との災害情報連絡に関する事。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れ及び活動方針等の総合調整に関する事。</li> <li>・その他、本部長が特に命ずる事。</li> </ul>
署隊本部管理・活動支援班	西・東消防署長	消防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、救急、救助等の災害対応に関する事。</li> <li>・緊急消防援助隊の任務指示拠点及び活動拠点の確保に関する事。</li> <li>・食糧、飲料水、燃料等の配送に関する事。</li> <li>・参集人員及び部隊編成の把握に関する事。</li> <li>・活動人員交替計画及び運用に関する事。</li> <li>・資機材の整備及び応急修理に関する事。</li> <li>・警防情報統括班への情報提供に関する事。</li> <li>・その他、本部長が特に命ずる事。</li> </ul>
消防長代理		署長・分署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町災害対策本部への出向</li> <li>・市町災害対策本部における情報収集及び対策本部との情報連携</li> </ul>

資料 2 - 19 消防団組織構成

団名	分 団 名	区 域
三 芳 町 消 防 団	団本部	三芳町全域
	第 1 分団	上富 1 区の区域
	第 2 分団	上富 2 区、上富 3 区の区域
	第 3 分団	北永井地区の区域
	第 4 分団	藤久保地区の区域
	第 5 分団	竹間沢地区、みよし台地区の区域

資料 2-20 三芳町内の医療施設一覧

1. 病院

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
1	イムス三芳総合病院	藤久保 974-3	049-258-2323	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病内科・腎臓内科・リウマチ科・神経内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・整形外科・脳神経外科・小児科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・形成外科・リハビリテーション科・肝臓内科・血管外科・放射線科・内分泌・代謝・糖尿病内科・乳腺外科	238
2	三芳野病院	北永井 890-6	049-259-3333	内科・精神科・外科・整形外科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・泌尿器科・麻酔科・循環器科	97
3	埼玉セントラル病院	上富 2177	049-259-0161	内科・心療内科・精神科・リハビリテーション科・人工透析科・皮膚科	450
4	三芳の森病院	上富 1686	049-274-7911	精神科・内科・心療内科・神経内科	240

2. 診療所

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
1	あさの内科クリニック	みよし台 6-14	049-274-6221	内科・循環器科	0
2	こうの医院	北永井 694-5	049-257-8187	内科・外科・消化器内科・肛門外科	0
3	耳鼻咽喉科橋本医院	藤久保 345-46	049-258-5258	耳鼻咽喉科	0
4	すじの眼科クリニック	みよし台 11-9	049-274-1655	眼科	0
5	つるせ整形外科	藤久保 201-11	049-274-5252	整形外科・リハビリテーション科・内科・皮膚科	0
6	遠山脳神経外科	北永井 997-5	049-274-7666	脳神経外科	0
7	富士内科クリニック	藤久保 16-15	049-257-0601	内科・消化器科・小児科・アレルギー科	0
8	安田醫院	上富 402-5	049-258-3251	内科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・小児科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科・心療内科	20
9	山田内科クリニック	北永井 3-11	049-259-4462	内科・循環器科・小児科・皮膚科	0

### 3. 接骨院

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	あおば整骨院	みよし台 11-12	049-257-2111	接骨・整骨
2	かべ整骨院	上富 1679-6	049-257-1760	接骨・整骨
3	鎌倉通り接骨院	藤久保 803-3	049-274-3099	接骨・整骨
4	亀鍼灸接骨院	藤久保 16-27	049-258-0044	接骨・整骨
5	筋太郎整骨院	藤久保 313-4	049-259-7761	接骨・整骨
6	桑村整骨院	藤久保 27	049-259-3311	接骨・整骨
7	中央整骨院	藤久保 309-3	049-259-2766	接骨・整骨
8	にじいろ接骨院	藤久保 266-5	049-257-5810	接骨・整骨
9	浜町ベル整骨院	藤久保 855-403	049-258-0707	接骨・整骨

### 4. 歯科医院

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	井上歯科医院	北永井 3-6	049-274-1977	歯科・小児歯科
2	うららか歯科	藤久保 337-9	049-293-4841	歯科
3	おがた歯科・小児歯科医院	みよし台 6-7	049-258-2205	歯科・小児歯科
4	清水歯科医院	藤久保 849-21	049-258-7475	歯科・小児歯科
5	大進歯科医院	藤久保 431-22	049-259-1138	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
6	はばら歯科	藤久保 82	049-258-7615	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
7	三芳歯科医院	藤久保 311-9	049-258-5200	歯科・小児歯科
8	山口歯科クリニック	藤久保 804-3	049-259-0400	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
9	山田歯科医院	藤久保 381-1	049-259-3911	歯科・小児歯科・矯正歯科
10	ユナイトみよし歯科	藤久保 855-403	049-274-5418	歯科・矯正歯科
11	吉岡歯科医院	藤久保 336-1	049-259-1821	歯科・小児歯科

(埼玉県ホームページ 埼玉県医療機能情報提供システムのデータを元に作成)

資料 2 - 21 三芳町内の薬局の現況

名称	所在地	電話番号
あすなろ薬局 三芳店	入間郡三芳町北永井 694-6	049-257-7727
エース薬局 藤久保店	入間郡三芳町藤久保 197-20	049-274-7681
サンタの健康薬局 三芳店	入間郡三芳町北永井 2-4	049-257-0576
スギ薬局 藤久保店	入間郡三芳町藤久保 855-403 アクロスプラザ三芳 店内	049-274-7870
すずかけ通り薬局	入間郡三芳町みよし台 6-14 ヴィラNS 1号室	049-293-6481
セキ薬局 藤久保店	入間郡三芳町藤久保 201-1	049-274-1100
ポプラ薬局 三芳店	入間郡三芳町北永井 892-18	049-274-5775
まい薬局三芳店	入間郡三芳町藤久保 962-11	049-259-5311
みずほ台薬局	入間郡三芳町みよし台 11-12	049-259-5351
みどりの森薬局	入間郡三芳町北永井 997-7	049-259-2778
みよし薬局	入間郡三芳町藤久保 14-2	049-274-5665
薬局アポック 三芳店	入間郡三芳町北永井 893-9	049-274-6150
ライオン薬局 三芳店	入間郡三芳町藤久保 962-16	049-257-1600

(埼玉県ホームページ 埼玉県医療機能情報提供システムのデータを元に作成)

資料 2 - 22 火葬場の現況

名称	所在地	電話番号	能力
戸田葬祭場	東京都板橋区舟渡 4-15-1	03-3966-4241	1 日 30 体
さいたま市宮浦和斎場	さいたま市桜区 大字下大久保 1523-1	048-855-6246	1 日 19 体
所沢市斎場	所沢市北原町 1282	04-2993-9931	1 日 12 体
入間東部広域斎場 しののめの里	富士見市下南畑 70-1	049-275-3030	1 日 12 体

資料 2 - 23 遺骨及び遺留品票

三芳町災害遺体 第 号	氏 名		性 別	男 女
遺体が発見され た場所				
火 葬 場 名				
遺 留 品				

## 資料 2 - 23 - 2 埼玉県広域火葬実施要領

### 第 1 総則

#### 1 目的

この要領は、「埼玉県地域防災計画」に基づき、県下に甚大な被害を及ぼす大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した際における広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場経営者が行う基本事項を定めることを目的とする。

なお、本要領は、平成 9 年 1 月 1 日付け衛企第 1 6 2 号にて厚生省（現：厚生労働省）から通知された「広域火葬計画」に位置付けるものとする。

#### 2 定義

この要領において、「広域火葬」とは、災害により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが困難となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

#### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場経営者は、死者への尊厳とその遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とした広域火葬の実施に努めるものとする。

### 第 2 災害に備えた対応

#### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

- (1) 県は、県内及び近隣都県（関東地方知事会を構成する都県をいう。以下同じ。）の火葬場について、名称、所在地、連絡先、火葬能力、使用燃料、周辺交通事情その他必要な事項についてあらかじめ把握しておくものとする。
- (2) 県は、県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項についてあらかじめ把握しておくものとする。

#### 2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場経営者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

##### ア 資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 災害発生時に使用する遺体安置所の確保
- ・ 災害発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保

##### イ 協定等の締結

災害発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

##### ウ 緊急通行車両の届出

遺体及び資機材等の搬送に使用する車両について災害対策基本法第 7 6 条第 1 項による「緊急通行車両」として、同法施行令第 3 3 条第 1 項に基づく届出

- (2) 火葬場経営者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じるものとする。

##### ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的にした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

資機材等の搬送に使用する車両について災害対策基本法第76条第1項による「緊急通行車両」として、同法施行令第33条第1項に基づく届出

(3) 県は、市町村を補完する立場から関係業者又は関係団体との協定等を締結し、市町村及び火葬場経営者を支援するものとする。

4 訓練等

(1) 県は、必要に応じて市町村及び火葬場経営者等の協力を得て、広域火葬の実施に関する訓練を行うものとする。

(2) 市町村及び火葬場経営者は、必要に応じて災害発生時に各自が求められる業務の遂行に資するための訓練を行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合には、埼玉県災害対策本部医療救急部生活衛生課に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬実施のための情報収集及び連絡調整に当たるものとする。

2 被災状況の把握

(1) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死亡者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。

(2) 火葬場経営者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況及び火葬能力並びに火葬要員の安否及び出動の可能性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式1-1)

(3) 県は、火葬場経営者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に必要な情報を報告するものとする。(様式1-2)

3 広域火葬の応援要請

(1) 被災市町村は、平常時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援を要請する。(様式2)

(2) 県は、被災市町村からの要請又は自らの判断により、広域火葬の実施を決定し、火葬場経営者及び必要に応じて近隣都県に対し応援を依頼するとともに、当該依頼に要した書面の写しをもって国にその旨を報告するものとする。(様式3-1、様式3-2)

(3) 近隣都県よりさらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、県は国に応援要請を依頼する。(様式3-3)

(4) 県から広域火葬の応援依頼を受けた火葬場経営者及び近隣都県等は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式4)

(5) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場経営者及び協定締結団体に、市町村は、住民及び管内葬祭業者等関係者に速やかにその旨を周知するものとする。

(6) 県及び火葬場経営者は、近隣都県で災害が発生した場合は、本要領の規定を準用し、速やかに協力体制を整え、可能な限り対応するものとする。

4 火葬場の選定

(1) 県は、火葬場経営者及び近隣都県等の広域火葬に係る協力の承諾状況を整理し、承諾を得られた火葬場の割り振りを被災市町村に通知するとともに、協力を承諾した火葬場及び近隣都県等に対

し割り振りの通知を行うものとする。(様式5-1、様式5-2)

(2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、当該火葬場と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(3) 被災市町村は、非常事態のため使用可能な火葬場が限定されていることや交通規制状況等を遺族に対して説明し、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を得るよう努めるものとする。

#### 5 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 火葬場経営者は、火葬要員が被災したために、火葬場が稼働できない場合は、その旨を県に報告し、火葬要員の派遣の手配を要請するものとする。(様式6-1)

(2) 県は、前号の火葬場からの要請に基づき、他の火葬場経営者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、当該依頼に要した書面の写しをもって国にその旨を報告するものとする。(様式6-2、様式6-3)

(3) 県から火葬要員の派遣について依頼を受けた火葬場経営者及び近隣都県等は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式7)

#### 6 遺体保存及び搬送

(1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、遺体安置所の設置、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、必要な措置を講じるものとする。また、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの必要な遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 県は、被災市町村において柩、ドライアイス等の資機材が不足する場合は、関係業者等に関する情報提供等を行うものとする。

#### 7 相談窓口の設置

被災市町村は、相談窓口を設置し、火葬に対する住民からの相談に応じるとともに広域火葬についての情報提供に努めるものとする。なお、広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受渡し方法等について遺族等に説明する際には、遺族の感情に十分配慮するものとする。

#### 8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるものとする。

#### 9 火葬状況の報告

(1) 被災市町村は、災害による遺体と災害以外の事由による遺体を区別して県に報告するものとする。(様式8-1)

(2) 広域火葬の応援協力により火葬を行った火葬場経営者は、火葬状況について日報及び火葬実績等を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式8-2、様式8-3)

(3) 県は、市町村及び火葬場経営者からの報告に基づき、国に報告するものとする。

#### 10 火葬許可の特例的取扱

被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町村又は火葬場経営者は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

#### 11 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨については、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

## 12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断し広域火葬の終了が適当であると認めるときは、広域火葬を終了し、市町村及び火葬場経営者等に周知するとともに国に報告するものとする。

## 13 大規模な疾病の流行等への準拠

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる非常事態が生じた場合においても、必要に応じてこの要領の定めるところにより対応するものとする。

## 第4 雑則

この要領は、市町村又は火葬場経営者が他の市町村又は火葬場経営者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

## 附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

様式 1 - 1 (第 3 - 2 (2) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇火葬場経営者

火葬場被災状況等報告書 (第 報)

災害・大規模な疾病の流行・武力攻撃・その他 [ ] による被災  
状況等を下記のとおり報告します。

火葬場名称			
点検日時	年	月	日 時 分
被害状況	火葬炉本体	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況: )
	火葬炉付帯設備	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況: )
	建 屋	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況: )
	進 入 路	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況: )
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況: )
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし (最大火葬数 体/日)		
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)		
	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中		
復旧見込み	一部稼働	年 月 日	
	全部稼働	年 月 日	
	なし ・ 未定		
そ の 他	火葬要員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ( )	
	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ( )	
	燃 料 の 確 保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ( )	
	電 源 の 確 保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ( )	
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
FAX：048-824-2194  
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式 1 - 2 (第 3 - 2 (3) 関係)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部生活衛生課長 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課扱い)

火葬場被災状況等報告書 (第 報)

災害・大規模な疾病の流行・武力攻撃・その他 [ ] による被災状況等を下記のとおり報告します。

被害状況	火葬炉本体	無：	箇所	有：	箇所
	火葬炉付帯設備	無：	箇所	有：	箇所
	建 屋	無：	箇所	有：	箇所
	進 入 路	無：	箇所	有：	箇所
	そ の 他	無：	箇所	有：	箇所
火葬炉の使用	支障なし	箇所			
	一部不能	箇所			
	不能	箇所			
	不明・調整中	箇所			
そ の 他	火葬要員の確保	支障なし：	箇所	支障有り：	箇所
	通信手段の確保	支障なし：	箇所	支障有り：	箇所
	燃 料 の 確 保	支障なし：	箇所	支障有り：	箇所
	電 源 の 確 保	支障なし：	箇所	支障有り：	箇所
県内死者数	【 月 日 時現在】 人				
連絡事項					
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当			
	職名・氏名				
	電 話	0 4 8 - 8 3 0 - 3 6 1 3			
	F A X	0 4 8 - 8 2 4 - 2 1 9 4			
	メールアドレス	a3600-03@pref.saitama.lg.jp			

様式2（第3-3（1）関係）

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
 (医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇市町村災害対策本部長

広域火葬応援要請書（第 報）

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、広域火葬応援を要請します。

発生場所	<input type="checkbox"/> 市町村全域 <input type="checkbox"/> 一部地域（ ） <small>*大規模な疾病の流行の場合には、市町村全域にチェックを入れること。</small>		
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】  人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
行方不明数	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)		
火葬等応援要請事項	遺体数 ※災害以外の死亡を含む (前報比増減数 人)	遺体数内 訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
その他			
特記事項			
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。 注2) 広域火葬応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により広域火葬が行われた又は予定された数を減じた数とすること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
 FAX：048-824-2194  
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式3-1 (第3-3 (2) 関係)

年 月 日

〇〇火葬場経営者 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

広域火葬応援依頼書 (第 報)

年 月 日 時 分に発生した ( ) により、次の市町村において多数の死亡者が発生し、当該市町村災害対策本部長から広域火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について様式4により報告をお願いいたします。

災害発生 市町村名	(※第2報以降、再応援要請市町村は△印、新規応援要請市町村は○印)		
死亡者数 ※災害以外の 死亡を含む	【 月 日 時現在】  人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
行方不明数	【 月 日 時現在】	人 (前報比増減数 人)	
火葬 等 応援 要 請 事 項	遺体数 ※災害以 外の死亡 を含む	【 月 日 時現在】  人 (前報比増減数 人)	遺体数内 訳
			大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
その他			
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

注) 小人は、12歳未満の子供とする。

様式 3-2 (第 3-3 (2) 関係)

年 月 日

〇〇都県知事 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

広域火葬応援依頼書

年 月 日 時 分に発生した ( ) により、本県において多数の死亡者が発生し県内だけでは対応できないため、広域火葬応援として、火葬場の手配について協力を依頼します。

災害発生場所			
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】  人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
火葬等協力 依頼事項	【 月 日 時現在】 遺体数  人 (前報比増減数 人)	遺体数内 訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
	その他		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

注) 小人は、12歳未満の子供とする。

様式 3-3 (第 3-3 (3) 関係)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部生活衛生課長 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

広域火葬応援要請依頼書

年 月 日 時 分に発生した ( ) により、広域火葬を実施しておりますが、下記の都県以外の都道府県についても広域火葬の協力をお願いしたいので、応援要請を依頼します。

記

1 既に広域火葬応援を依頼した都県

2 今回応援要請を依頼する内容

災害発生場所			
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】  人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
火葬等協力 依頼事項	【 月 日 時現在】 遺体数 人 (前報比増減数 人)	遺体数内 訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
	その他		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

注) 小人は、12歳未満の子供とする。

様式4 (第3-3(4)関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課)

〇〇火葬場経営者

広域火葬協力回答書 (第 報)

年 月 日付で依頼のありました火葬応援について、次のとおり回答します。

火葬応援	可能 ・ 不可能 (今後の応援協力の可能性)			
火葬場名				
所在地				
最寄りのヘリポート				
受入可能遺体数等	月 日 ( )	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ( )	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ( )	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ( )	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ( )	時～ 時 体	時～ 時 体	
	上記の月日以降の火葬受入		<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	最寄りのヘリポート等からの車両配備		<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	最寄りのヘリポート等における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	火葬場内における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	被災市町村火葬場への要員派遣		<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
その他 (骨つぼの確保等)				
連絡担当者	担当部局課			
	職名・氏名			
	電 話	内線		
	F A X			
	メールアドレス			

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
FAX：048-824-2194  
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式5-1 (第3-4 (1) 関係)

年 月 日

〇〇市町村災害対策本部長 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

応援火葬場割り振り通知書 (被災市町村用)

年 月 日付で依頼のありました広域火葬応援要請 (第 報) については、貴市町村の火葬を別添の各火葬場に割り振りしましたので、通知します。

なお、詳細については、当該火葬場と直接協議・調整を行ってください。

〇添付書類：広域火葬場割り振り表 枚 (NO. ~ )  
【 年 月 日 時現在】

連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当
	職名・氏名	
	電 話	直通 048-830-3613
	F A X	048-824-2194
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式5-2 (第3-4 (1) 関係)

年 月 日

〇〇火葬場経営者 様

〇〇都県知事 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

応援火葬場割り振り通知書 (応援火葬場・近隣都県用)

年 月 日付の広域火葬協力回答書(第 報)に基づき、別添のとおり割り振りしましたので、御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、別途被災市町村から各火葬場と直接協議・調整を行いますのでよろしく申し上げます。

〇添付書類：広域火葬場割り振り表 枚 (NO. ~ )  
【 年 月 日 時現在】

連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当
	職名・氏名	
	電 話	直通 048-830-3613
	F A X	048-824-2194
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp

### 広域火葬場割り振り表

年 月 日 現在 NO. \_\_\_\_\_

遺体搬入被災市町村名	担当部局課・担当者及びTEL・FAX	広域火葬場名及び所在地	担当部局課・担当者及びTEL・FAX	最寄りのへりポート	受入可能日時及び遺体数(午前・午後対応の場合は2段書き)	左記月日以降の受入	へりポート等からの車両配備	へりポート等での棺運搬等要員	火葬場内での棺運搬等要員	被災地火葬場要員派遣	その他の応援可能内容
1	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
2	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
3	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
4	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
5	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		

様式6-1 (第3-5 (1) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課)

〇〇火葬場経営者

火葬要員派遣手配要請書

このことについて、下記のとおり火葬要員派遣の手配を要請します。

火葬場名			
所在地			
火葬炉	炉メーカー名：	炉の年式：	
派遣要請要員数	月 日 ( )	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の職務内容	※具体的に		
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
 FAX：048-824-2194  
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式 6-2 (第 3-5 (2) 関係)

年 月 日

〇〇火葬場経営者 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

火葬要員派遣依頼書

このことについて、下記のとおり火葬要員の派遣を依頼します。

応援を要する 火葬場名				
所在地				
火葬炉	炉メーカー名：		炉の年式：	
派遣要請要員 数	月 日 ( )	時～	時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～	時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～	時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～	時 人	時～ 時 人
	月 日 ( )	時～	時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他			
派遣要請要員 の職務内容	※具体的に			
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当		
	職名・氏名			
	電 話	直通 048-830-3613		
	F A X	048-824-2194		
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp		

様式6-3 (第3-5 (2) 関係)

年 月 日

〇〇都県知事 様

埼玉県災害対策本部長  
(医療救急部生活衛生課)

火葬要員派遣依頼書

年 月 日 時 分に発生した( )により、被災火葬場から火葬要員の派遣要請があり県内だけでは対応できないため、広域火葬応援として、火葬要員派遣の手配について協力を依頼します。

応援を要する 火葬場名			
所在地			
火葬炉	炉メーカー名 :	炉の年式 :	
派遣要請要員 数	月 日 ( )	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ( )	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ( )	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ( )	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ( )	時~ 時 人	時~ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の職務内容	※具体的に		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

様式7 (第3-5 (3) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課)

〇〇火葬場経営者

火葬要員派遣回答書

年 月 日付で依頼のありました火葬要員派遣について、次のとおり回答します。

火葬要員派遣	可能 ・ 不可能		
火葬場名			
所在地			
派遣可能 要員数	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ( )	時～ 時	人 職務内容：
特記事項			
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
 FAX：048-824-2194  
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式 8-1 (第 3-9 (1) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇市町村災害対策本部長

広域火葬依頼実績報告書

当市町村からの応援火葬場への広域火葬依頼実績を下記のとおり報告します。

火葬場名称									
所在地									
火葬依頼実績	月日(曜日)	依頼数(体)	内 訳						
			災害による死亡(体)			災害以外の死亡(体)			
				大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	そ の 他	レポート等による遺体運搬件数等		件・体					
レポート等における動員人数等		延 日・延 人							
その他									
連絡担当者	担当部局課								
	職名・氏名								
	電 話	内線							
	F A X								
	メールアドレス								

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。注2) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
FAX：048-824-2194  
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式 8-2 (第 3-9 (2) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇火葬場経営者

広域火葬実施日報

年 月 日に行った 市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおりを下記のとおり報告します。

火葬場名称						
所在地						
総 計		(累計: 体 体)	内 訳	大人:	体 (累計: 体)	
				小人:	体 (累計: 体)	
				胎児:	体 (累計: 体)	
死亡原因内訳	災 害	(累計: 体 体)	内 訳	大人:	体 (累計: 体)	
				小人:	体 (累計: 体)	
				胎児:	体 (累計: 体)	
災害以外		(累計: 体 体)	内 訳	大人:	体 (累計: 体)	
				小人:	体 (累計: 体)	
				胎児:	体 (累計: 体)	
その他応援事項 (連絡事項を含む)						
連絡担当者		担当部局課				
		職名・氏名				
		電 話	内線			
		F A X				
		メールアドレス				

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。注2) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
FAX：048-824-2194  
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

様式 8-3 (第 3-9 (2) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様  
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇火葬場経営者

広域火葬実績報告書

当火葬場において、市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況等を下記のとおり報告します。

火葬場名称									
所在地									
火葬実績	月日(曜日)	依頼数(体)	内 訳						
			災害による死亡(体)			災害以外の死亡(体)			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
そ の 他	レポート等による遺体運搬件数等		件・体						
	レポート等における動員人数等		延	日・延				人	
	被災火葬場への要員派遣等		延	日・延				人	
	その他								
連絡担当者	担当部局課								
	職名・氏名								
	電 話	内線							
	F A X								
	メールアドレス								

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。注2) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613  
FAX：048-824-2194  
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

資料 2 - 24 町内の寺院一覧

名 称	所 在 地	電話番号
多福寺	上富 1542	258-0837
妙林寺	上富 1617	258-3332
広源寺	藤久保 1007	258-2372
泉蔵院	竹間沢 854	258-3431

資料 2-25 指定避難所／指定緊急避難場所／一時避難場所一覧

＜指定避難所・指定緊急避難場所(※)＞			
名称	所在地	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )
上富小学校	上富 1267-4	258-6808	3,482.00
三芳中学校	北永井 350	258-0675	5,842.00
三芳小学校	北永井 343	258-0674	6,237.00
藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	8,017.00
唐沢小学校	藤久保 410-2	258-8900	6,128.00
三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	6,810.00
藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	6,048.00
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	5,498.00
(※)指定緊急避難場所は各学校の校庭			
＜一時避難場所 (行政区集合地)＞			
上富第一区集会所	上富 1909-1		276.84
農業センター	上富 1279-3	259-2525	312.20
上富第三区集会所	上富 402-6		292.75
上富第三区第二集会所	上富 414-5		92.29
北永井第一区集会所	北永井 285-1	258-9598	213.36
北永井第二区集会所	北永井 761-1		346.69
北永井第三区集会所	北永井 892-11		327.52
北永井第三区第二集会所	北永井 994-1		77.01
藤久保第一区集会所	藤久保 378-6	258-9699	282.75
藤久保第二区集会所	藤久保 262-1	259-0694	344.50
藤久保第三区集会所	藤久保 3929-5		132.53
藤久保第四区集会所	藤久保 1054-5	258-9429	283.62
藤久保第四区第二集会所	藤久保 595-11		74.52
藤久保第四区第三集会所	藤久保 1107-43		69.63
藤久保第四区第四集会所	藤久保 541-12		124.20
藤久保第五区第二集会所	藤久保 913-1		275.10
(藤久保公民館前) みらい広場	藤久保 185-1		
藤久保第六区集会所	藤久保 8-3		262.02
北新埜中央公園	藤久保 855-104		2,110.00
竹間沢第一区集会所	竹間沢 877	259-0998	315.12
竹間沢第一区第二集会所	竹間沢 566-2		134.98
竹間沢第一区第三集会所	竹間沢 1150-7		62.11
唐沢公園 (みよし台第1区集会所)	みよし台 4 (藤久保 449-6)		1,599.00 (283.92)
豊島区立三芳グランド (※豊島区との協定に基づく)	上富 382-1		41,352.00
ふじみ野市立西原小学校 (※近隣市協定に基づく)	ふじみ野市大井武蔵 野 1322-4		7,819.00
ふじみ野市立大井中学校 (※近隣市協定に基づく)	ふじみ野市苗間 24-1		10,015.00
富士見市立西中学校 (※近隣市協定に基づく)	富士見市西みずほ台 3-14-6		7,801.00

三芳町庁舎避難誘導マニュアル（地震対応：震度 6 弱）

三 芳 町 財 務 課  
平 成 2 6 年 6 月

1 全職員

(1) 役割

来庁者に地震発生を知らせ、安全・迅速に避難誘導し、来庁者と自分自身の命を守る。

また、本マニュアルによる避難誘導完了後、速やかに地域防災の初動が円滑に行われるよう、地域防災初期行動マニュアルに基づき迅速な対応を行う。

(2) 誘導方法

誘導する際は、大地震発生時に予想されるカウンター及びキャビネットの転倒等の状況を想定しながら行動する。来庁者を落ち着かせ、頭を上着等で保護し、大きな声で「地震です。避難してください。」と呼びかけ、一番近い出口を指し示しながら来庁者とともに速やかに一時避難場所（運動公園グラウンド）へ避難する。その際、避難路の確保（自動ドアの停止及び開放、扉の開放等）を行う。

(3) 一時避難場所（運動公園グラウンド）

ア 来庁者を一グループにまとめ、整列、待機させる。

イ 職員は、課毎に整列、待機する。

ウ 負傷者がいる場合は、救護所において応急処置を受けさせる。

2 課長等

(1) 共通

避難誘導の列の最後尾に位置し、逃げ遅れた者がいないか確認しながら、一時避難場所（運動公園グラウンド）へ、来庁者及び職員を誘導する。

(2) 避難路の確保

下記の職員は、自動ドアが停止され、開放されているか確認する。

1 階北（車寄せ）側	会計課会計担当主幹
1 階北（健康増進課）側	会計課会計担当主幹
1 階北（会計課）側	会計課会計担当主幹
1 階中央	健康増進課介護保険担当主幹
1 階南（福祉課）側	福祉課障がい者庶務担当主幹
1 階南（住民課）側	住民課保険年金担当主幹

### (3) 逃げ遅れた者の確認

下記の職員は、庁舎内で逃げ遅れた者がいないか確認する。

1階トイレ	福祉課長
1階赤ちゃんの駅	会計課長
2階トイレ	こども支援課長
3階トイレ	道路交通課長
4階トイレ	秘書広報室長
5階トイレ	教育総務課長
6階トイレ	生涯学習課長
7階トイレ	議会事務局長
エレベーター	財務課 管財契約担当主幹

### (4) 避難職員等への対応

ア 一時避難場所（運動公園グラウンド）到着後、所属職員を整列、待機させる。

イ 負傷者がいる場合は、必要に応じて職員随行のもと救護所で処置を受けるよう指示をする。

ウ 職員で避難していない者がいないか、確認する。

### (5) 避難状況の確認

執務室、トイレ等及び避難路の確認結果、来庁者及び職員等の避難状況について、財務課長に報告する。

※職員等：議員、職員、非常勤職員及び臨時職員の全て。

## 3 健康増進課職員

### (1) 救護所の設置

健康増進課長が責任者となり、一時避難場所（運動公園グラウンド）内に救護所を設置し、保健師・看護師による負傷者の応急処置を行う。

(2) 負傷者が来庁者の場合は名簿を作成し、財務課長に報告する。

※名簿への記入項目：氏名、住所、電話番号、年齢、性別、健康状態

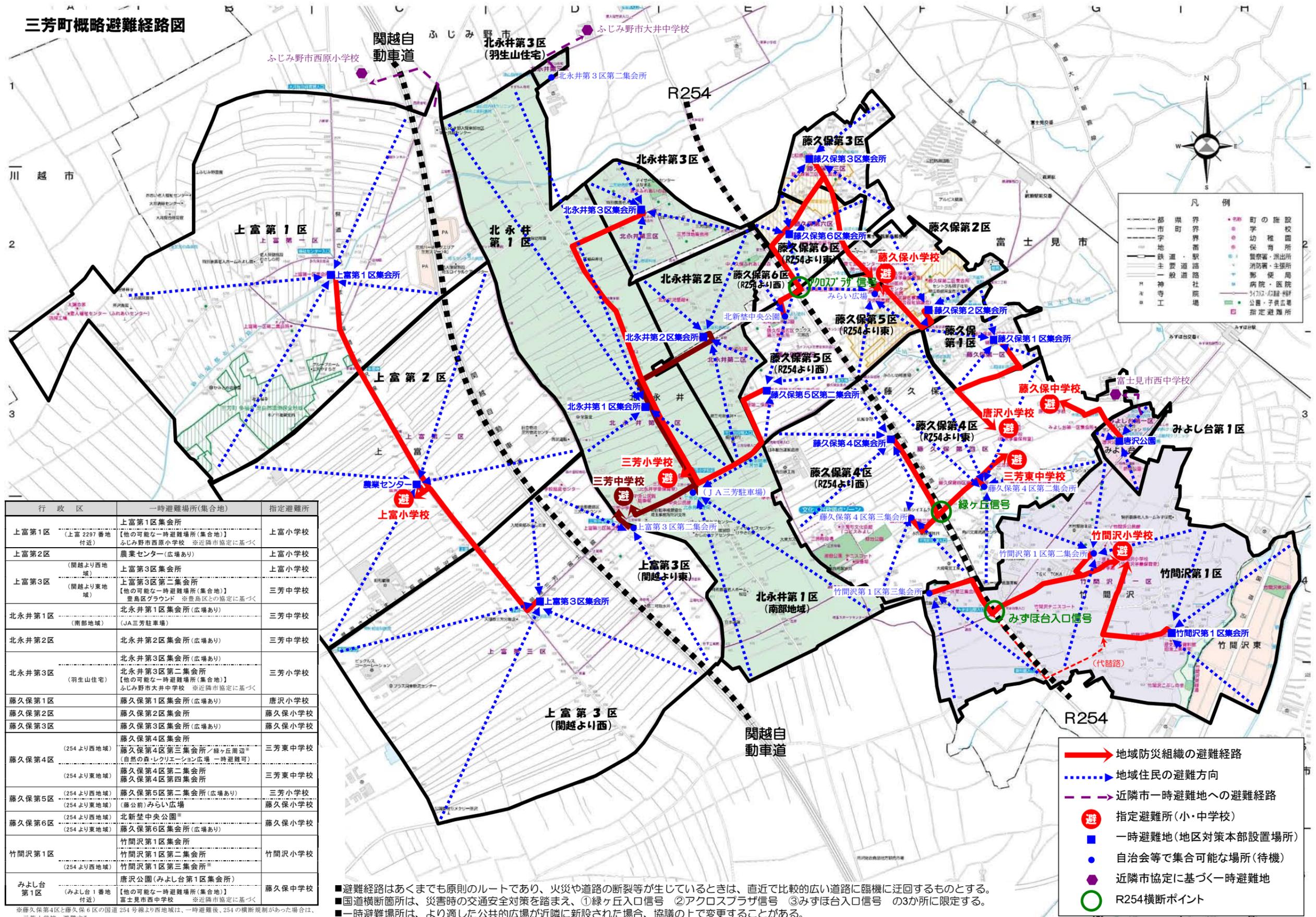
## 4 建築士の資格を有する職員

### (1) 応急危険度判定

建築士の資格を有する職員は、余震が落ち着いた後、庁舎の応急危険度判定を実施し、その結果を財務課長に報告し、継続使用の可否について協議する。

### (2) 判定結果報告

財務課長は、その判定結果を政策推進室長、総務課長及び自治安心課長に報告する。



行政区	一時避難場所(集合地)	指定避難所
上富第1区 (上富2297番地付近)	上富第1区集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市西原小学校 ※近隣市協定に基づく	上富小学校
上富第2区 (関越より西地域)	農業センター(広場あり)	上富小学校
上富第3区 (関越より東地域)	上富第3区集会所 上富第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 豊島区グラウンド ※豊島区との協定に基づく	三芳中学校
北永井第1区 (南部地域)	北永井第1区集会所(広場あり) (JA三芳駐車場)	三芳中学校
北永井第2区	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳中学校
北永井第3区 (羽生山住宅)	北永井第3区集会所(広場あり) 北永井第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市大井中学校 ※近隣市協定に基づく	三芳小学校
藤久保第1区	藤久保第1区集会所(広場あり)	唐沢小学校
藤久保第2区	藤久保第2区集会所	藤久保小学校
藤久保第3区	藤久保第3区集会所(広場あり)	藤久保小学校
藤久保第4区 (254より西地域)	藤久保第4区集会所 藤久保第4区第三集会所(緑ヶ丘周辺) 【自然の森・クワエーション広場(一時避難可)】	三芳東中学校
藤久保第4区 (254より東地域)	藤久保第4区第二集会所 藤久保第4区第四集会所	三芳東中学校
藤久保第5区 (254より西地域)	藤久保第5区第二集会所(広場あり)	三芳小学校
藤久保第5区 (254より東地域)	(藤公前)みらい広場	藤久保小学校
藤久保第6区 (254より西地域)	北新笠中央公園*	藤久保小学校
藤久保第6区 (254より東地域)	藤久保第6区集会所(広場あり)	藤久保小学校
竹間沢第1区 (254より西地域)	竹間沢第1区集会所 竹間沢第1区第二集会所 竹間沢第1区第三集会所*	竹間沢小学校
みよし台第1区 (みよし台1番地付近)	唐沢公園(みよし台第1区集会所) 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 富士見市西中学校 ※近隣市協定に基づく	藤久保中学校

■避難経路はあくまでも原則のルートであり、火災や道路の断裂等が生じているときは、直近で比較的広い道路に臨機に迂回するものとする。  
 ■国道横断箇所は、災害時の交通安全対策を踏まえ、①緑ヶ丘入口信号 ②アクロスプラザ信号 ③みすほ台入口信号 の3か所に限定する。  
 ■一時避難場所は、より適した公共の広場が近隣に新設された場合、協議の上で変更することがある。

- 地域防災組織の避難経路
- 地域住民の避難方向
- 近隣市一時避難地への避難経路
- 指定避難所(小・中学校)
- 一時避難地(地区対策本部設置場所)
- 自治会等で集合可能な場所(待機)
- 近隣市協定に基づく一時避難地
- R254横断ポイント

2019(平成31)年3月31日現在

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	東中学校	役場	計	
										食	本
アルファ米	600	1,050	3,200	1,300	1,450	1,200	950	1,300	4,000	15,050	食
アルファ米(粥)	50	50	200	100	100	50	100	100	750	1,500	食
災害救助用ビスケット	768	864	912	864	864	768	864	864	1,488	8,256	食
缶入りソフトパン	120	216	480	144	168	456	96	192	576	2,448	食
サバイバルフーズ		180	180						180	540	食
粉ミルク(アレルギー対応)	4	4	4	4	4	4	4	4	8	40	缶
水(2.0リットル)	120	258	405	354	390	240	294	306	756	3,123	本

資料 2 - 29 給水用資機材の備蓄状況

給水タンク		給水袋	ポリ容器
2 t	1 t	10 リットル	20 リットル
1 台	2 台	5,000 袋	100 個

資料 2 - 30 民間非常用井戸（飲料用）指定箇所一覧

指定番号	住所	所在する行政区
1	三芳町大字上富 1 6 2 5	上富第 1 区
2	三芳町大字上富 1 1 9 7	上富第 2 区
3	三芳町大字上富 2 8 7	上富第 2 区
4	三芳町大字上富 6 0 4 - 1	上富第 3 区
5	三芳町大字北永井 4 9 7	北永井第 1 区
6	三芳町大字北永井 4 8 3	北永井第 1 区
7	三芳町大字藤久保 9 6 7 - 1	藤久保第 4 区
8	三芳町大字藤久保 9 6 9	藤久保第 4 区
9	三芳町大字藤久保 9 9 7	藤久保第 4 区
10	三芳町大字藤久保 1 0 3 0	藤久保第 4 区
11	三芳町大字藤久保 6 9 1	藤久保第 4 区
12	三芳町大字藤久保 6 6 5	藤久保第 4 区
13	三芳町大字藤久保 1 1 0 3	藤久保第 4 区
14	三芳町大字藤久保 3 5 7 - 3	藤久保第 1 区
15	三芳町大字藤久保 7 9 8 - 2	藤久保第 5 区
16	三芳町大字藤久保 2 8 3 - 2	藤久保第 2 区
17	三芳町大字藤久保 3 1 0	藤久保第 1 区
18	三芳町大字竹間沢 7 4 3	竹間沢第 1 区
19	三芳町大字竹間沢 6 4 8 - 1	竹間沢第 1 区
20	三芳町大字竹間沢 6 6 2 - 1	竹間沢第 1 区
21	三芳町大字竹間沢 8 0 1	竹間沢第 1 区
22	三芳町大字竹間沢 6 6 8	竹間沢第 1 区
23	三芳町大字竹間沢 6 9 8	竹間沢第 1 区
24	三芳町大字竹間沢 6 8 3	竹間沢第 1 区
25	三芳町大字竹間沢 9 7 3	竹間沢第 1 区
26	三芳町大字竹間沢 9 8 9	竹間沢第 1 区
27	三芳町大字竹間沢 6 0 2 - 2	竹間沢第 1 区

資料 2-31 生活必需品の備蓄状況

物 品 名	2019(平成31)年3月31日現在											計
	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	東中学校	役 場			
毛布	110	110	640	380	390	110	390	250	390			2,770 枚
食器セット	45	45	575	333	333	45	340	192	378			2,286人分
スプーン・フォークセット	50	50				50	50					200 セット
ほ乳びん	30	30	50	30	30	30	30	30	10			270 本
ほ乳びん用乳首	30	30	50	30	30	30	30	30	10			270 個
ポリ洗浄剤(20包入り)	2	2	4	2	2	2	2	2	2			20 箱
下着セット(シャツ・パンツ等) 男性用	100	100	200	100	100	100	100	100	300			1,200 セット
下着セット(シャツ・パンツ等) 女性用	100	100	200	100	100	100	100	100	300			1,200 セット
タオル	200	200	400	200	200	200	200	200	200			2,000 枚
トイレットペーパー	124	124	148	144	144	124	124	124				1,056 個
おむつ(新生児用、S、M、L)	24	56	64	40	40	24	24	24	40			336 袋
高齢者用おむつ(M、L)	8	8	8	8	8	8	8	8	16			80 袋
ナプキン	24	24	48	24	24	24	24	24	120			336 箱
タンポン	36	36	72	36	36	36	36	36	36			360 箱

資料 2 - 32 防災用資機材の備蓄状況

2019(平成31)年3月31日現在

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	東中学校	役 場	計	
										台	個
ガソリン発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	4	12	台
ガソリン缶詰(1ℓ)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	缶
ガソリン携帯タンク		1	1	1	1				2	6	個
ガス発電機(低圧LPガス用)	1			1						2	台
ガス発電機(ガスボンベ式用)		1	1	1	1	1	1	1		6	台
ガスボンベ(5kg)		1	1	1	1	1	1	1		6	本
発電機用オイル缶(1ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	缶
多人数用救急箱(1セット50人用)	2	2	3	3	3	2	3	3	3	24	セット
組立トイレ(完全車椅子対応型)	1		1					4	1	3	基
災害用オストメイト専用ポータブルトイレ							1			1	基
ワンタッチトイレ(ケース型便座)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	台
段ボールトイレ	2	2	14	10	6	2	10	4	2	52	個
簡易トイレ便器セット	2	2	24	14	18	2	14	10	4	90	セット
簡易トイレ組立用セット(200回分)	1	1	2			1		2		7	セット
凝固紙付便袋	200	200	1,400	900	700	40	700		1,400	5,740	枚
トイレ・着替え等用テント	5	5	7	5	5	5	5	6	9	52	組
かまどセット(1斗釜・大釜)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	セット
炊き出し用ガス煮炊釜									1	1	セット
大鍋セット									2	2	セット
浄水機	1	1		1	1		1	1		6	台
ED袋	500	500	1,300	700	700	500	700	600	600	6,100	枚
ポリタンク(※浄水場にて保管)										178	個

2019(平成31)年3月31日現在

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	東中学校	役 場	計	
										4	個
組立水槽									4		4 個
ウォーターバルーン									2		2 個
水中ポンプ	1	1	1	1	1	1	1	1	2		10 台
自吸式ポンプ			1		1				4		9 台
のこぎり	5	5	5	5	5		5	5			35 本
なた	5	5	10	5	5	5	5	5	8		53 本
とび口	1	1	1	1	1	1	1	1	2		10 本
投光器	2	1	1	1	1	1	1	1	9		18 個
投光器用三脚	1	1	1	1	1	1	1	1			8 脚
コードリール	1	2	2	2	1	1	2	1			12 個
強カライト	10	10	10	7	10	10	10	7			74 個
単一電池(アルカリ)	60	60	60	60	60	60	60	60	120		600 本
非常用ラジオ(単1・2・3すべてに 対応(同種2本))	2	2	2	2	2	2	2	2	2		18 台
非常用ラジオ 付属電池単1 二本	4	4	4	4	4	4	4	4	8		40 本
非常用ラジオ 内蔵リチウム電池	2	2	2	2	2	2	2	2	4		20 個
ヘルメット	7	7	11	7	7	7	7	7			60 個
寝袋	18		18	18	18	18	18				108 個
こども用寝袋	1	2	2	2	2	2	2	2			15 箱
ローソク(マッチ付)	150	50	200	100	150	150	150	50			1,000 本
シート	20	20	20	20	20	20	20	20	20		180 枚
携帯用コンロ	2	2	3	2	2	2	2	2	2		19 台
コンロ用ガス	6	6	12	6	6	6	6	6	6		60 本

2019(平成31)年3月31日現在

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	東中学校	役 場		計
									12	6	
タンカ(四ツ折り・スチール製)	1	1	1	1	1	1	1	1	12		20台
タンカ(簡易)									6		6台
ハンディキャーパー(リヤカー)	1	1	1	1	1	1	1	1			8台
リヤカー(アルミ製折り畳み式)									1		1台
トラロープ	3	3	3	3	3	3	3	3			24束
車椅子	1	1	1	1	1	1	1	1	2		10台
ワイレスアンプ									2		2台
サージカルマスク	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000		20,000枚
電動アシスト折畳自転車									2		2台
要援護者用ハーテーション	4	4	8	4	4	4	4	4	4		40台
要援護者用エアマット	25	25	25	25	25	25	25	25			200枚
LEDランタン	1	1	2	1	1	1	1	1	1		10個
単三電池(予備含む)	8	8	16	8	8	8	8	8	8		80本
聴覚障がい者・手話通訳者用パンダナ	15	15	15	15	15	15	15	15	28		148枚
特設公衆電話	2	2	2	2	2	2	2	2			16セット
簡易ベッド									6		6基
ロールマット(2m巾×20m巻)	1	1	1	1	1	1	1	1			8本
間仕切りパネル(6畳×10部屋)	1	1	1	1	1	1	1	1			8セット
トランシーバー									2		2セット
副木SS	1	1	1	1	1	1	1	1			8セット
副木L	1	1	1	1	1	1	1	1			8セット
防寒用救急アルミケット	1	1	1	1	1	1	1	1			8セット
拡声器(サイレン音付)	1	1				1	1				4セット

## 50 人用救急箱1セット内容(24セット)

品 名	数 量	全体数量
消毒液	5 本	120 本
軟こう	5 本	120 本
傷当パット	10 袋	240 袋
絆創膏	2 箱	48 箱
絆創膏・大	2 箱	48 箱
清浄綿	1 箱	24 箱
湿布薬	1 箱	24 箱
粘着テープ	3 巻	72 巻
ガーゼ	10 箱	240 箱
三角巾	25 枚	600 枚
伸縮包帯	5 本	120 本
包帯	6 本	144 本
はさみ	3 本	72 本
とげ抜き兼用ピンセット	3 本	72 本
安全ピン	5 袋	120 袋
メモ帳	2 冊	48 冊
救急お手当法	1 冊	24 冊

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両等確認申請書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">年      月      日</p> <p>(あて先)</p> <p style="margin-left: 80px;">埼玉県知事</p> <p style="margin-left: 180px;">住 所</p> <p style="margin-left: 120px;">申請者</p> <p style="margin-left: 180px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 400px;">印</p> <p>下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	(      )      局      番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地が銀色とする。
- 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号

年 月 日

### 緊急通行車両等確認証明書

埼玉県知事 印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

資料 2 - 35 町有車両一覧

号車	車 種	登 録 番 号	保 管 場 所
1	サクシード	所沢 400 ち 4220	三芳町役場
2	フィット	所沢 501 み 5837	三芳町役場
3	フィット	所沢 501 み 5838	三芳町役場
4	パッツ	所沢 502 な 4661	三芳町役場
5	デミオ	所沢 501 ひ 7054	三芳町役場
6	ADバン	所沢 400 ち 2006	三芳町役場
7	フィット	所沢 501 み 5839	三芳町役場
8	ADバン	所沢 400 ち 2007	三芳町役場
9	パッツ	所沢 502 な 4662	三芳町役場
10	パッツ	所沢 502 な 4663	三芳町役場
11	ハイゼット	所沢 480 こ 1390	三芳町役場
12	ダイナ	所沢 100 す 3961	三芳町役場
14	ハイゼット	所沢 480 こ 1389	三芳町役場
15	パッツ	所沢 502 な 4664	三芳町役場
16	パッツ	所沢 502 つ 4484	三芳町役場
17	パッツ	所沢 501 ほ 6953	三芳町役場
18	コルト	所沢 500 も 5469	三芳町役場
19	ミライース	所沢 580 ま 5145	三芳町役場
20	ダイナ	所沢 400 せ 123	三芳町役場
21	コルト	所沢 500 も 5470	三芳町役場
22	コルト	所沢 500 も 5471	三芳町役場
23	ミニキャブバン	所沢 40 む 8524	中央公民館
24	ミニキャブバン	所沢 480 う 1109	図書館
25	ミニキャブバン	所沢 480 え 6132	みどり学園
26	ハイゼットダンプ	所沢 480 こ 6881	三芳町役場
27	アクティ	所沢 40 の 2596	歴史民俗資料館
28	ADバン	所沢 400 す 9430	三芳町役場
29	ハイゼット	所沢 480 こ 6627	三芳町役場
30	ハイゼット	所沢 480 こ 6626	三芳町役場
31	パッツ	所沢 501 ほ 6954	三芳町役場
32	プリウス HV	所沢 301 ひ 7332	三芳町役場
33	クラウン	所沢 300 ゆ 5541	三芳町役場
34	プリウス HV	所沢 500 つ 4956	三芳町役場
35	エスティマ HV	所沢 300 も 5198	三芳町役場
36	ノア	所沢 500 ほ 4265	三芳町役場
37	デミオ	所沢 501 は 8679	三芳町役場

号車	車 種	登 録 番 号	保 管 場 所
39	パネットバン	所沢 400 ち 720	三芳町役場
40	ピアンテ	所沢 301 ね 4284	三芳町役場
41	ミライース	所沢 580 む 6764	三芳町役場
42	パッツ	所沢 502 つ 4485	三芳町役場
43	ミライース	所沢 580 ま 2231	三芳町役場
44	ミニキャブバン	所沢 480 か 2497	三芳町役場
45	ミライース	所沢 580 ま 2226	三芳町役場
46	ミニキャブバン	所沢 480 え 158	保健センター
47	サクシード	所沢 400 ち 4221	歴史民俗資料館
48	ミニキャブバン	所沢 40 む 8529	藤久保公民館
49	ミニキャブバン	所沢 480 え 6131	藤久保児童館
50	ミニキャブバン	所沢 40 む 8530	竹間沢公民館
51	ハイエースワゴン	所沢 301 ひ 8718	第三保育所
52	グレーダー	所沢 0 も 802	三芳町役場

## 2. 上下水道課車両

号車	車 種	登 録 番 号	保 管 場 所
1	ハイゼットDX	所沢 480 き 3964	浄水場
2	ハイゼットDX	所沢 480 き 9502	浄水場
3	ヴィッツ	所沢 501 ら 9412	浄水場
4	ダイナ	所沢 400 つ 5241	浄水場
5	デュトロ	所沢 800 さ 8535	浄水場

資料 2 - 36 町内輸送力の現況

町内運送業者一覧

No.	名称	所在地	電話番号
1	(株)愛樹	北永井 935-49	049-259-8702
2	赤帽松並運送	藤久保 3878-10	049-259-9638
3	(有)アサカ運輸	北永井 292	049-258-3627
4	(有)アットロジ	竹間沢 974-3	049-274-1381
5	(株)エイチイム	上富 1818-1	049-265-6500
6	エイト物流(株)	上富 2297-1	049-265-7461
7	英和運輸倉庫(株)	北永井 384-5	049-274-3100
8	(株)エストコーポレーション	藤久保 705-1	049-258-3141
9	(株)エスラインギフ	上富 2277	049-259-5616
10	岡山県貨物運送(株)	上富 279-1	049-258-0304
11	柿沼運輸(株)	北永井 97-3	049-258-8855
12	(株)カツマタテクニカルトランスポート	北永井 730-1	049-259-0175
13	神田運送(有)	竹間沢 137-8	049-259-0090
14	(株)学研ロジスティックス	上富 279-1	049-259-5428
15	(株)キムラヤフレッシュライン	竹間沢 381	049-257-0991
16	(株)ケー・ワイ・ティー	竹間沢 137-8	049-256-7474
17	(有)昴信ライン	北永井 159-10	049-259-3187
18	コンスタント輸送(有)	上富 1578-6	049-259-0556
19	佐川急便(株)	上富 1165-1	049-274-5510
20	(株)サントス	北永井 344-2-203	049-257-2231
21	SHU(株)	上富 2071-1	049-293-6530
22	(株)出版産業	上富 991-7	049-259-3000
23	(株)首都圏物流	上富 575-1	049-274-5031
24	(株)食品流通システム 埼玉センター	上富 173-8	049-210-1203
25	(有)上伸興業	藤久保 690-9	049-259-1263
26	新栄運輸(有)	上富 1908	049-259-5836
27	(株)新興運輸	上富 678-1	049-274-6216
28	(有)伸幸運輸梱包	竹間沢東 1-18	049-274-6605
29	新日本輸送(株)	上富 1433-3	049-259-5185
30	杉村総業(株)	北永井 318-4	049-274-5420
31	(有)スリーエーシステム	北永井 615-1	049-274-7717
32	(株)スワロートラック	上富 2128-1	049-265-8630
33	西武運輸(株)	竹間沢 319-7	049-259-4771
34	(有)大鳳運輸	竹間沢 11	049-258-8560
35	(有)高木運輸	竹間沢東 3-5	049-259-4822
36	高橋運送(株)	上富 540-3	049-258-1445
37	(株)タムラ	上富 187-1	049-259-8005

38	(株)大圭商事	竹間沢東 6-3	049-259-2310
39	中央急送(株)	北永井 120	049-293-5490
40	東京三八五流通(株)	北永井 120	049-259-4826
41	(株)トーハイ	北永井 522-3	049-293-8105
42	(株)ナンバーワンサービス	竹間沢 441-1	049-274-1133
43	日本通運(株)	上富 44	049-259-5502
44	日本梱包運輸倉庫(株)	藤久保 1012	049-258-2755
45	長谷川運輸倉庫(株)	上富 875-1	049-259-5211
46	日立物流(株)	上富 247	049-259-6891
47	ファルマン運輸(株)	北永井 192	049-259-4141
48	(株)豊興	上富 230-2	049-258-4221
49	北洋エクスプレス(株)	竹間沢 135-1	049-259-8240
50	本田運輸(株)	北永井 412-2	049-259-4300
51	(株)丸運	竹間沢 18-1	049-258-2224
52	ミヨシトータルサービス(株)	上富 1496-4	049-258-3675
53	武蔵貨物自動車(株)	上富 2117-1	049-258-6461
54	(株)武蔵野ロジスティックス	上富 167	049-258-6851
55	明雪運輸(有)	竹間沢東 3-1	049-274-6022
56	ヤマト運輸	藤久保 547-5	0570-200-000
57	(株)ランドポート	北永井 797-3	049-259-3850
58	渡辺運輸(株)	竹間沢東 12-9	049-259-6650

資料 2 - 37 町内の災害時要援護者について

1. 身体障害者

等級	上富	北永井	藤久保	竹間沢	みよし台	合計
1	40	80	227	35	16	398
2	12	32	82	13	3	142
合計	52	112	309	48	19	540

平成 30 年 12 月現在

2. 知的障害者

等級	上富	北永井	藤久保	竹間沢	みよし台	合計
①	9	9	26	6	3	53
A	5	8	26	5	1	45
合計	14	17	52	11	4	98

平成 30 年 12 月現在

3. 精神障害者

等級	上富	北永井	藤久保	竹間沢	みよし台	合計
1	1	6	11	5	2	25
2	12	31	83	14	5	145
合計	13	37	94	19	7	170

平成 30 年 12 月現在

4. 介護保険対象者（要介護度 3 以上）

介護度	上富	北永井	藤久保	竹間沢	みよし台	合計
要介護 5	13	26	71	15	9	134
要介護 4	22	28	103	16	5	174
要介護 3	19	36	89	22	8	174
合計	54	90	263	53	22	482

平成 30 年 12 月現在

5. 特定疾患見舞金受給者（※）

	上富	北永井	藤久保	竹間沢	みよし台	合計
受給者数	24	55	129	24	10	242

平成 30 年 12 月現在

（※）特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証のうち  
いずれかの交付を受けている者を対象とした見舞金。

## 地域連携避難訓練 実行委員会



資料 2 - 39 清掃能力の現況

1. ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号	処理能力 (1日あたり)
熱回収施設	ふじみ野市 駒林 1117	049-257-5374	142t/日
リサイクルセンター	ふじみ野市 駒林 1117	049-257-5374	21t/日

2. 一般廃棄物最終処分場

名 称	所 在 地	電 話 番 号	埋 立 容 量
最終処分場	上富 1598-3	049-258-1178	15,590m <sup>3</sup> (平成 25 年度末残容量 2,180m <sup>3</sup> )

3. 一般廃棄物収集委託業者

会 社 名	所 在 地	電 話 番 号	所 有 車 両
(有) 阿部商事	上富 523-4	049-258-6698	塵芥車 3.0t 7台 2.0t 5台 貨物車 4.0t 2台 3.0t 2台 2.0t 3台 軽トラック 1台
片山商事 (株)	上富 1554-1	049-259-2641	塵芥車 3.0t 7台 2.5t 2台 2.0t 2台 貨物車 4.0t 1台 3.0t 1台 2.0t 5台



### 罹 災 証 明 書

申請者 住所  
氏名

罹災内容

罹災年月日	平成 年 月 日 ( ) ~ 日 ( ) 午前 時 分 ~ 午前 時 分にかけて 午後 時 分 ~ 午後 時 分にかけて
災害の種類別	台風 号 雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm  風 ( ) 地震 ( ) 火災 ( ) その他 ( )
罹災箇所	住 所 家 屋 ( 居間・台所・風呂場・その他 ) 合 計 m <sup>2</sup> 店 舗 m <sup>2</sup> 事 務 所 m <sup>2</sup> 工 場 m <sup>2</sup> その他 m <sup>2</sup>
備 考	

上記のとおり、罹災したことを証明いたします。

平成 年 月 日

三芳町長

罹災者調査原票

三芳町

住所	氏名				調査員氏名	井戸汚染						
	被害程度	全焼	半焼	全壊		一部壊	床上・床下浸水	cm	死亡	cm	便槽浸水	負傷
氏名	性別	年齢	職業	在学名・学年別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	要助産			
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
	男・女											
計	人					人	人	人	人	人	人	人
床上浸水の土砂流入状況												
被害を受けた建物の種別	住家	棟	非住家	棟		住民登録状況	有	無				
避難先の住所・名称												

<p>埼玉労働局</p>	<p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <p>ア 臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p> <p>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</p> <p>エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</p> <p>② 雇用保険の失業給付に関する措置</p> <p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続をとる。</p>
<p>県（産業労働部）</p>	<p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p>

資料 2 - 44 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする 低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%据置期間中は無利子

資料 2 - 45 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情が有る場合は350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

資料 2 - 46 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

貸付対象者	<p>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者</p> <p>建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。</p>
貸付限度	<p>① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下</p> <p>② 建設資金（特例加算額） 450万円以下</p> <p>③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下</p> <p>④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下</p>
利率	<p>基本融資額年1.20%</p> <p>特例加算額年 2.10%</p>
償還期間	<p>耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内</p> <p>木造（一般）25年以内</p> <p>通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）</p>
その他	<p>住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。</p>

資料 2 - 47 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390 万円以下
利率	基本融資額年 1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

資料 2 - 48 災害弔慰金の支給

対象災害	<p>① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</p> <p>② 当該市町村の区域内において、自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。</p> <p>③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</p> <p>④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。</p>
支給対象	<p>① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む）</p> <p>② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者</p>
支給対象遺族	<p>死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。</p>
支給額	<p>① 生計維持者が死亡した場合500万円</p> <p>② ①以外の場合250万円</p>
費用負担	<p>国1/2、県1/4、市町村1/4</p>

資料 2 -49 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円      ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

資料 2 - 50 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。																								
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																								
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																								
貸付け金額	<table border="0"> <tr> <td>① 世帯主の1ヶ月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>※ ( ) は、特別の事情がある場合の額</p>	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥ ①と②が重複	"	250万円	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	"	350万円
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円																							
② 家財の1/3以上の損害	"	150万円																							
③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円																							
④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円																							
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円																							
⑥ ①と②が重複	"	250万円																							
⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円																							
⑧ ①と④が重複	"	350万円																							
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間																								
利率	年3% ただし据置期間中は無利子																								
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																								

資料 2-51 三芳町災害見舞金の支給における条件等

○三芳町災害見舞金支給条例

昭和 52 年 3 月 17 日

条例第 9 号

改正 昭和 55 年 3 月 13 日 条例第 3 号

昭和 63 年 3 月 18 日 条例第 12 号

昭和 63 年 6 月 1 日 条例第 18 号

平成 17 年 3 月 18 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、火災等の災害により死亡した町民の遺族又は災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害見舞金を支給し、もって町民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、風水害、地震、雷その他異常な自然現象によって生ずる被害をいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、三芳町の住民基本台帳に登録されていた者をいう。

(災害見舞金の支給)

第 3 条 町は、町民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害見舞金を支給する。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けたとき、又は三芳町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年三芳町条例第 29 号）第 3 条に規定する災害弔慰金の支給を受けたときは、この限りでない。

2 町は、町民が災害により負傷し、又は住宅が災害により被害を受けたときは、当該世帯に対し、災害見舞金を支給する。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、この限りでない。

(災害見舞金の支給対象者の範囲及び順位)

第 4 条 災害見舞金の支給対象者の範囲及び順位は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 世帯主

(2) 世帯主が死亡したときは、当該世帯主の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。）

(3) 世帯主が死亡した場合において配偶者がいないときは、主として当該世帯主により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にし、その順位は、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 前項第3号の場合において、災害見舞金を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その代表者とする。

（災害見舞金の額等）

第5条 災害見舞金の額は、災害による被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 災害により死亡した者 1人当たり 100,000円

(2) 災害により療養を要する期間が3週間以上の負傷をした者 1人当たり 30,000円

(3) 災害により住宅が全壊（焼）した世帯 1世帯当たり 100,000円

(4) 災害により住宅が半壊（焼）した世帯 1世帯当たり 70,000円

(5) 前2号に該当する場合を除くほか、火災に伴う消火活動により水損の被害を受けた世帯で、町長が災害見舞金の支給を適当と認めた場合 1世帯当たり 50,000円

(6) 災害により住宅が床上浸水した世帯 1世帯当たり 50,000円

(7) 火災に伴う消火活動により、農作物等に被害が生じた場合において、当該被害が著しく、町長が災害見舞金の支給を適当と認めたとき。 1世帯当たり 30,000円

2 前項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定に該当する場合において、当該住宅を所有者以外の者が使用していたときは、当該使用者に対しても同号に定めるところにより、災害見舞金を支給する。

3 1むねの建物に構造上区分された数個の部分で独立して住宅としての用途に供することができるものがあるときは、当該1むねの建物を1戸の住宅とみなす。ただし、独立した部分がそれぞれ個人所有であるとき、及び前項の規定を適用するときは、当該独立した部分を1戸の住宅とみなすものとする。

- 4 第1項第7号に該当する場合において、当該畑を所有者以外の者が使用していたときは、災害見舞金は、当該使用者に対して支給するものとする。

(支給の手續)

第6条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金支給申請書に罹災証明書、住民票謄本及び死亡又は負傷の場合においては医師の診断書を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出は、災害を受けた日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、第1項の届出があったときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。
- 4 災害見舞金の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 町長は、災害見舞金の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、これを取消すものとする。

- (1) 故意に支給の事由を生じさせたとき。
- (2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(災害見舞金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により取消した災害見舞金が既に交付されているときは、その金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 天災等による被災者に対する災害見舞金に関する条例（昭和45年三芳町条例第27号）は廃止する。
- 3 この条例の施行の日の前日までに前項の条例を適用すべき事実が発生した場合においては、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第3号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発生した災害に対する災害見舞金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○三芳町災害見舞金支給条例施行規則

昭和52年3月19日

規則第7号

改正 昭和52年5月12日規則第16号

昭和63年3月18日規則第3号

平成10年7月30日規則第44号

平成30年3月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町災害見舞金支給条例（昭和52年三芳町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の被害認定基準)

第2条 条例第5条に規定する災害による被害程度の認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡 災害が原因で10日以内に死亡した場合とする。
- (2) 住宅の全壊（焼） 災害による住宅の損害額が災害前の住宅の評価額の70パーセント以上又は70パーセント未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない程度のものとする。
- (3) 住宅の半壊（焼） 災害による住宅の損害額が災害前の住宅の評価額の20パーセント以上で全壊（焼）に該当しない程度のものとする。
- (4) 火災に伴う消火活動による水損 被害が著しく、当該住宅の全部又は一部が、一時、使用に耐えなくなる程度のものとする。

(災害見舞金の支給申請)

第3条 条例第6条第1項に規定する届出書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 災害見舞金支給申請書（様式第1号）
  - (2) 罹災証明書（様式第2号） 被害を受けた住宅の所有者用
  - (3) 罹災証明書（様式第2号の2） 被害を受けた住宅を所有者以外の者が使用していた場合の使用者用
- 2 住宅の被害が火災によるものである場合においては、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、入間東部地区事務組合の発行する罹災証明書によるものとする。

3 条例第5条第1項第5号に該当する場合においては、前項に定める罹災証明書が発行されない場合に限り、第1項第2号及び第3号の規定を適用する。

(災害見舞金の支給決定通知)

第4条 条例第6条第3項の規定による可否の決定をしたときは、災害見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(災害見舞金の支給決定の取消し)

第5条 条例第7条の支給決定の取消しは、災害見舞金支給決定取消書（様式第4号）により、行うものとする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第44号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

災 害 見 舞 金 支 給 申 請 書

年 月 日

三芳町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

災害見舞金支給条例第6条の規定に基づき、下記により災害見舞金を受給いたしたく申請いたします。

記

1 申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 該当条項 三芳町災害見舞金支給条例

条例第5条第 項第 号該当 金 \_\_\_\_\_ 円

条例第5条第 項第 号該当 金 \_\_\_\_\_ 円

条例第5条第 項第 号該当 金 \_\_\_\_\_ 円

3 申請内訳 別紙による。

4 添付書類 1 医師の診断書 1通

2 罹災証明書 1通

3 住民票謄本 1通

別紙

申 請 内 訳

1 条例第5条第1項第1号、第2号該当者(死亡者又は負傷者)

住 所	氏 名	生 年 月 日	続 柄
		明 大 昭 ・ ・	
		明 大 昭 ・ ・	
		明 大 昭 ・ ・	

2 住宅の所在地

住 宅 の 所 在 地	構 造	延・床 面 積
三芳町大字 番地の		m <sup>2</sup>
三芳町大字 番地の		m <sup>2</sup>

3 条例第5条第1項第3号、第4号該当者(住宅の所有者)

住 所	氏 名	生 年 月 日	電 話 番 号
		明 大 昭 ・ ・	

4 住宅の被害程度

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5 条例第5条第2項(第1項第3号第4号)該当者(住宅の所有者以外の被災者)

住 所	氏 名	生 年 月 日	家 族 人 員
		明 大 昭 ・ ・	

様式第2号

罹 災 証 明 願

年 月 日

三芳町長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日午\_\_時\_\_分頃\_\_\_\_\_による\_\_\_\_\_にて三芳町  
\_\_\_\_番地 \_\_\_\_\_造\_\_\_\_\_葺\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>が罹災したことにつ  
き、三芳町に対し、災害見舞金支給申請手続上罹災証明を必要といたしますので、証明  
くだされたくお願いいたします。

罹 災 証 明 書

第 号

年 月 日

三芳町長 (印)

上記のとおり\_\_\_\_\_にて罹災したことを証明する。

罹 災 証 明 願

年 月 日

住宅所有者 様  
三芳町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日午\_\_時\_\_分頃  
三芳町 \_\_\_\_番地 \_\_\_\_の\_\_造\_\_葺\_\_建が、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_したことについて、同住宅内に居住していたため共に罹災したことにつき、三芳  
町に対し、災害見舞金申請手続上罹災証明を必要としますので、証明くだされたく願  
いいたします。

上記のとおり \_\_\_\_\_にて罹災したことを証明する。  
年 月 日

住宅所有者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 \_\_\_\_ 号  
年 月 日

三芳町長 \_\_\_\_\_ (印)

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

三芳町長

災害見舞金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請のあつた災害見舞金の支給について下記のとおり決定したので通知いたします。

記

- 1 申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  
- 2 決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  
- 3 該当条項 条例第5条第 項第 号該当 金 \_\_\_\_\_ 円  
                  条例第5条第 項第 号該当 金 \_\_\_\_\_ 円  
                  条例第5条第 項第 号該当 金 \_\_\_\_\_ 円
  
- 4 災害見舞金支給条例に該当なし。

様式第4号

第 号  
年 月 日

様

三芳町長

災害見舞金支給決定取消書

年 月 日付 第 号により通知した災害見舞金の支給決定について下記の理由により、その全部(一部)を取消する。  
なお、すでに支給された金額については、返還してください。

記

1 理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 返還金額 \_\_\_\_\_ 円

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1. 2%以内（平成25年度） 知事指定等貸付 年1. 3%以内（ " ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた資付金（公益財団法人埼玉県産業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

資料 2 - 53 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

(平成25年6月19日現在)

資金名	融資機関	対象者	利率 (%)	限度額 (円)	償還期限 (以内)
<b>1 災害関係資金</b>					
① 農林漁業セーフティネット資金	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業本部)	認定農業者 主業農業者 等	0.60～ 0.75%	600万 簿記記帳農家：年間 経営費の3/12又 は粗収益の3/12 に相当する額のいづ れか低い額	10年
② 農林漁業施設資金	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業本部)	農業者等	0.60～ 1.05%	1施設当たり 300万	15年
<b>2 経営改善のための資金</b>					
① 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業本部)	認定農業者	0.60～ 1.20%	個人 1.5億 法人 5億	25年
② 経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業本部)	主業農業者 等	1.20	個人 1.5億 法人 5億	25年
③ 農業改良資金 (新たな取組(農業改良措置)を 行う場合)	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業本部)	認定農業者 主業農業者 等	無利子	個人 5,000万 法人 1.5億	10年
④ 農業近代化資金	農協等	認定農業者	0.60～ 1.05%	個人 1,800万 法人 2億	7～15年
		主業農業者 等	1.20	個人 1,800万 法人 2億	7～15年
⑤ 農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農協等	認定農業者  六次産業化 法認定者	1.50 (変動 金利)	個人 500万 法人 2,000万 (六次産業化法認定者 は上記の額の2倍)	1年

※：償還期限に応じて適用。

資料 2 - 55 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業本部)(災害復旧関係資金)の貸付条件

(平成 25 年 6 月 19 日現在)

資金名		貸付対象事業	利率 (年利)	償還 期限 (以内)	据置 期間 (以内)	貸付金額の最高限度 (1、2のいずれか低い額)
共通	農林漁業セーフ ティネット資金	災害等を受けた農林漁業者 の経営の安定を図るのに必要 な資金	0.60 ～0.75%	10年	3年	600万円 簿記記帳農林漁業者： 年間経営費の3/12又は 粗収益の3/12に相当す る額のいずれか低い額
	農林漁業 施設 共同利用 施設	協同組合又は連合会等が所 有する共同利用施設の復旧	0.60 ～1.20%	20年	3年	事業費×0.8
	農林漁業 施設 資金 主務大臣 指定施設	農業用施設、農機具、林業 用施設、漁業用施設等の復 旧	0.60 ～1.05%	15年	3年	①事業費×0.8 ②1施設当たり300万円 (特認600万円) 漁船1,000万円
果樹の改植・補植		0.60 ～1.20%	25年	10年		
農業	農業基盤整備 資金	農地・牧野又はその保全・ 利用上必要な施設の復旧	0.60 ～1.20%	25年	10年	貸付けを受ける者の負 担する額
	農業経営基盤強 化資金	農地、牧野、農業用施設、 農機具等の復旧、長期運転 資金	0.60 ～1.20%	25年	10年	個人：1億5千万円、 法人：5億円を限度
	経営体育成強 化資金	農地、牧野、農業用施設、 農機具等の取得、長期運転 資金	1.20%	25年	3年	事業費×0.8で、 個人：1億5千万円、 法人：5億円を限度
林業	林業基盤 整備 資金	造 復旧 造林	0.60 ～1.20%	30年	20年	事業費×0.8～0.9
		林 樹苗 養成				
		林 道	0.60 ～1.20%	20年	3年	事業費×0.8
漁業	漁業基盤整備 資金	漁港施設、漁場施設等の復 旧	0.60 ～1.20%	20年	3年	事業費×0.8
	漁船資金	漁船の復旧	0.60 ～0.85%	12年	2年	①事業費×0.8 ②1隻当たり4億5千 万円(特定業種6～ 11億円)
	漁業経営改善支 援資金	漁船の取得、漁具、漁獲物 の処理加工施設等の整備、 長期運転資金	1.20 ～1.35%	10年 ～15年	3年 ～5年	①事業費×0.8～1.0 ②1隻当たり1,000万円 ～16億円
	漁業経営安定 資金	漁業の経営再建等に充てる ための費用	1.20%	15年 ～20年	3年	750万円～1億円

(注) 林業基盤整備資金の復旧造林は、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の補助残に適用する。

資料 2 - 56 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

資料 2 -57 農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稲：25a以上（秩父地域は20a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

## 義 援 金 品 受 領 書

\_\_\_\_\_様

年 月 日

このたびの当町の災害のために、下記義援金品をお贈りいただき、誠にありがとうございました。

町としては、有効に使わせていただきたく所存でございます。

義 援 金	金額  ( ) 円		
義 援 品	物 品 名	数 量	備 考

義 援 者	氏 名	住 所	電 話 番 号

三芳町長

### 資料 3-1 竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの概要（埼玉県地域防災計画より抜粋）

#### 【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- ・ 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約 200 倍となっている。
- ・ 情報の有効期間は 1 時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される。

#### 竜巻注意情報の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第 1 号  
平成××年 4 月 20 日 10 時 27 分 △△地方気象台発表  
〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。  
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。  
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。  
この情報は、20 日 11 時 30 分まで有効です。

- ・ 適中率は 4 % 程度、捕捉率は 20 ~ 30 % 程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

#### 【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

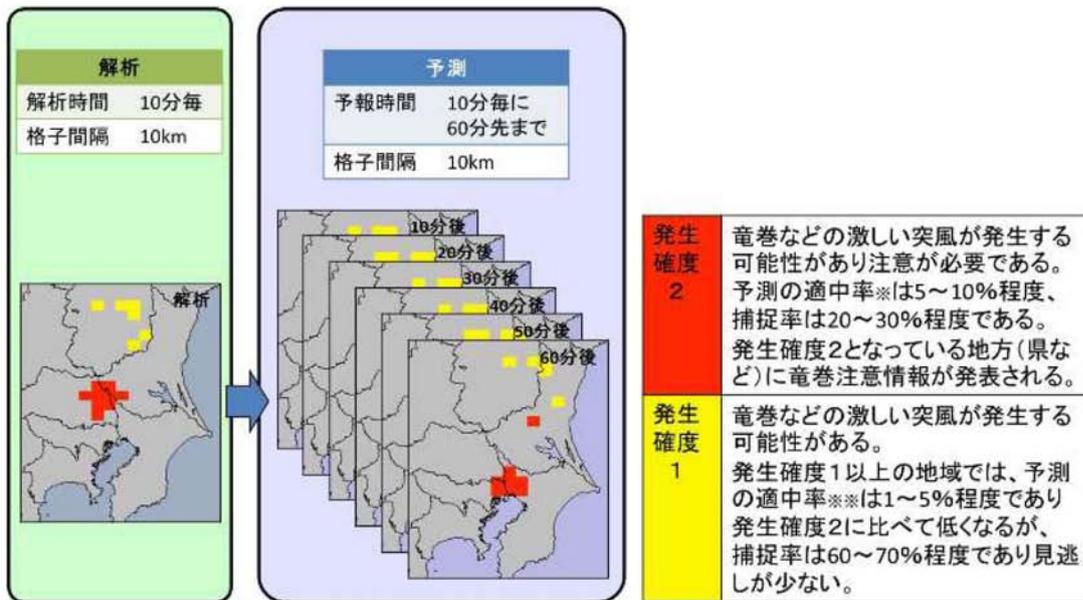
「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で 10 分毎に 60 分先までの予測を行う。

- (i) 発生確度 2 : 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。  
(適中率 5 ~ 10 %、捕捉率 20 ~ 30%)
- (ii) 発生確度 1 : 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。  
(適中率 1 ~ 5 %、捕捉率 60 ~ 70%)

10 分ごとに更新して提供しており、発生確度 1 に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度 2 は、発生確度 1 に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いいため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度 1 は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率が低くなる。

## 竜巻発生確度ナウキャストについて



※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(出典：気象庁ホームページ)

部	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災害TG 参加者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参加者(全職員)	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○政策推進室長 ○秘書広報室長	緊急避難 対応班	町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	1 指定避難所への誘導に関する事 2 指定避難所の開設に関する事 3 現地本部の設置に関する事 4 担当エリアの被害状況報告に関する事
	秘書広報班	班長: 秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者に関する事 3 災害情報等の広報・広聴に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 被害状況等の報道に関する事 6 他の緊急を要する班(特に避難所1班)の応援に関する事 (1) 遠隔被災地への救援物資の受付及び管理に関する事
	庶務班	班長: 総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議に関する事 4 本部長命令、その他指令の伝達に関する事 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 警報の受理、避難の勧告又は指示に関する事 7 消防・警察・自衛隊・県・他自治体等の公共機関への応援要請に関する事 8 本部の受援体制に関する事 9 救助2班の各種行政相談への協力に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 体制時の庶務に関する事 12 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 13 部内職員の動員・参集に関する事
	職員班	班長: 総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	1 職員の配置状況に関する事 2 職員の公務災害に関する事(災害従事者の損害補償等) 3 災害時における職員の給与・食料に関する事 4 町外の災害ボランティアの受入決定に関する事 (1) 遠隔被災地への人的支援(職員派遣等)に関する事
	税務班	班長: 税務課長 ・税務課	1 税の減免に関する事 2 災害時の税制に関する事 3 罹災納税者の調査に関する事 4 固定資産の被災調査及び住家被害認定に関する事 5 他の緊急を要する班の応援に関する事
	議会班	班長: 議会事務局長 ・議会事務局	1 議会災害対策支援本部に関する事 2 他の緊急を要する班の応援に関する事
	会計班	班長: 会計課長 ・会計課	1 町への災害義援金の受付、管理及び配布に関する事 2 出納及び経理に関する事 3 他の緊急を要する班の応援に関する事

部		警成体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対C 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
情報部 ◎自治安心課長 ○財務課長	情報1班	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	1 本部の設置準備に関すること 2 気象情報の収集及び町内被害状況のとりまとめに関すること 3 現地本部及び指定避難所の設置に関すること 4 一時避難所としての集会所の開放に関すること 5 防災関係機関との情報共有に関すること 6 行政連絡区・自主防災組織との連絡調整に関すること 7 防災行政無線の管理・運用に関すること 8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の管理・運用に関すること 9 帰宅困難者に関する情報収集及び対策に関すること 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること
	情報2班	班長:財務課財政担当主幹	班長:財務課財政担当主幹 ・財務課財政担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること
	情報3班	班長:財務課副課長 (財務課管財契約担当主幹)	班長:財務課副課長 (財務課管財契約担当主幹) ・財務課管財契約担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること 5 情報収集及び広報のための移動手段の確保及び広報車に関すること 6 災害対策用燃料の確保に関すること 7 庁舎内の被害状況確認に関すること
	情報4班	班長:財務課電算統計担当主幹	班長:財務課電算統計担当主幹 ・財務課電算統計担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること 5 情報機器の保守・運用に関すること 6 システムの復旧に関すること

部		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対C 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
救助部 ◎福祉課長 ○こども支援課長	救助総務班	班長：福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長：福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	避難所における罹災者の保護に関すること 罹災者の救出・捜索及び被害状況調査に関すること 災害時要援護者の救護に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 罹災者に対する食料、生活必需品など救助物資の調達及び福祉相談に関すること 被災者に対する食料、生活必需品など救助物資の調達及び福祉相談に関すること 社会福祉施設の被害状況調査に関すること 帰宅困難者の支援に関すること 災害ボランティアセンターの設置に関すること 民生委員・社会福祉協議会・西部福祉事務所・各福祉施設との連絡調整に関すること 避難所総務班との連絡調整に関すること 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 部内職員の動員・参集に関すること 遠隔被災地への義援金の受付及び管理に関すること (1) 遠隔被災地での町民のボランティア活動に係る調整に関すること (2) 遠隔被災地での町民のボランティア活動に係る調整に関すること
	救助1班	班長：こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長：こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	1 児童福祉施設等危機管理マニュアルに基づく児童・利用者への保護、安全確保及び避難に関すること 2 児童施設の被害状況調査に関すること 3 児童の保護者への連絡に関すること 4 罹災者の救出・捜索に関すること 5 災害時要援護者の救護に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること 7 私立保育園に対する情報伝達に関すること 8 部内の応援に関すること
	救助2班	班長：住民課長	班長：住民課長 ・住民課 (出張所を除く)	1 被災者台帳の整備及び安否情報に関すること 2 罹災証明その他諸証明に関すること 3 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関すること 4 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること 5 遺体の収容に関すること 6 罹災者に対する各種行政相談に関すること

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対G 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
避難所・ 教育対策部 ◎教育総務課長 ○ことども支援課 副課長	教育施設 対策班	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	1 教育関係災害見舞品に関すること 2 応急教育実施場所に関すること 3 防災拠点施設(避難所)としての学校施設の開放に関すること 4 学校・学校給食センター・社会教育施設・文化施設及びスポーツ施設の被害状況の調査に関すること 5 学校給食に関すること 6 罹災者等に対する炊き出しに関すること 7 他の給食センター等炊き出し施設との連絡調整に関すること 8 他の緊急を要する班(特に避難所3班)の応援に関すること 9 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 10 部内職員の動員・招集に関すること
	学校教育班	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	1 児童及び生徒の一時的な保護に関すること 2 児童及び生徒の保護者への連絡に関すること 3 学校との連絡調整に関すること 4 応急教育に関すること 5 教材・学用品等の調達及び配給に関すること 6 児童及び生徒の安全対策及び健康管理に関すること 7 教育実施者の確保に関すること 8 教育活動の再開に関すること 9 三芳町立小中学校防災マニュアルにおける避難所設置支援班に関すること 10 私立幼稚園に対する情報伝達に関すること
	文化財保護班	班長:文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	班長:文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	1 文化財の保護及び関係施設等の被害状況の調査に関すること 2 文化財関係施設利用者の安全確保・避難に関すること 3 関係民間諸団体の協力に関すること 4 他の緊急を要する班(特に避難所3班)への応援に関すること
	避難所総務班	班長:生涯学習課長 ・生涯学習課生涯学習担当	班長:生涯学習課長 ・生涯学習課生涯学習担当	1 各指定避難所の運営に関すること 2 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設利用者の安全確保・避難に関すること 3 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設の防災施設としての使用に関すること 4 各避難所の食料及び生活必需品の需要の把握及び配分に関すること 5 各避難所班の相互応援調整に関すること 6 救助総務班との連絡調整に関すること

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対G 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	避難所1班	班長：中央公民館長 (中央公民館副館長) ・生涯学習課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北水井児童館 ・上富学童保育室 ・北水井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の 一部職員)	班長：中央公民館長 (中央公民館副館長) ・生涯学習課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北水井児童館 ・上富学童保育室 ・北水井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の 一部職員)	1 対象エリア(上富・北水井及び国道254号より西側の藤久保5区)における現地本部の設置及び避難所への誘導収容に関する事 2 対象エリアの被害状況及び避難者情報の報告に関する事 3 避難所となる学校との連絡調整に関する事 4 防災倉庫内の備蓄品管理及び供出に関する事 5 避難者の生活相談、ニーズの把握及び本部への要請に関する事 6 避難所の運営状況記録及び報告に関する事 7 対象エリアにおける帰宅困難者の支援に関する事 8 対象エリアにおける罹災者の救出・捜索に関する事 9 対象行政区等との連携及び避難所運営委員会の運営支援に関する事 10 所管施設における利用者の安全確保及び被害状況報告に関する事 11 他避難所班の応援に関する事
	避難所2班	班長：藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の 一部職員)	班長：藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の 一部職員)	対象エリアを、国道254号より西側の藤久保5区を除く藤久保地区とし、避難所1班と同様の事務
	避難所3班	班長：竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の 一部職員)	班長：竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の 一部職員)	対象エリアを、竹間沢及びみよし台地区とし、避難所1班と同様の事務

部		非常体制【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対C	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
衛生部 ◎健康増進課長 ○環境課長	衛生医療班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対C 参集者 班長:健康増進課副課長 ・健康支援担当 ・健康増進課地域包括支援センター	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員) 班長:健康増進課副課長 ・健康支援担当 ・健康増進課地域包括支援センター	1 応急仮設救護所の開設・管理に関する事 2 傷病者の応急手当、医師の派遣に関する事 3 医薬品及び衛生材料の調達に関する事 4 助産に関する事 5 伝染病予防対策その他保健衛生に関する事 6 罹災者の健康相談、メンタルケア及び介護サービスに関する事 7 医療機関(東入間医師会・三芳医会)・保健所との連絡調整に関する事 8 病院・診療所・助産所の確保に関する事 9 消毒及び防疫に関する事 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 11 部内職員の動員・参集に関する事
	環境対策班	班長:環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹) ・環境課 (清掃工場を含む)	班長:環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹) ・環境課 (清掃工場を含む)	1 生活ごみみの収集・処理に関する事 2 仮設トイレの設置に関する事 3 し尿の収集、運搬及び処分に関する事 4 清掃・し尿処理の関係業者との連絡調整に関する事 5 災害廃棄物の受付、収集、運搬及び処分に関する事 6 清掃施設の被害調査に関する事 7 遺体の火葬に関する事 8 放射線対策に関する事 9 動物の保護に関する事
農林部 ◎観光産業課長	農政班	班長:観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	班長:観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	1 農作物・農業用施設等の被害状況調査に関する事 2 農家に対する金融措置その他支援対策に関する事 3 農協等農業関係団体との連絡調整に関する事 4 農業関係の災害復旧に関する事 5 農畜産関係資材の供給・斡旋に関する事 6 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 7 部内職員の動員・招集に関する事 8 他の緊急を要する班(特に避難所2班)への応援に関する事
	物資供給班	班長:観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	班長:観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	1 食料供給業者等の関係業者との連絡調整に関する事 2 救助物資等の受付及び管理に関する事 3 中小企業等の被害状況調査に関する事 4 中小企業等に関する金融措置及び経営相談に関する事 5 他の緊急を要する班(特に避難所2班)への応援に関する事

部		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災対G 参加者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参加 参加者(全職員)	所掌事務
土木部	土木班 ◎道路交通課長	班長：道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長：道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	土木関係の被害情報の収集に関すること 2 通路・橋梁等の危険防除及び応急・復旧に関すること 3 災害復旧用資材、土砂等の調達・運搬に関すること 4 三芳町災害対策協力会への協力要請及び土木関係者との連絡調整に関すること 5 道路等の障害物除去に関すること 6 県土整備事務所等の関係機関との連絡に関すること 7 道路の通行止め、車両の誘導に関すること 8 部内の災害対策記録に関すること 9 部内職員の動員・参加に関すること 1 応急危険度判定に関すること 2 応急資機材及び建築業者の確保に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び建設関係者との連絡調整に関すること 4 町有建築物の応急修理に関すること 5 町内の建築物(住宅を含む)被害状況調査に関すること 6 仮設住宅の建築に関すること 7 罹災者への既存住宅(みなし仮設住宅)の提供に関すること 8 災害復旧に係る建築指導に関すること 9 罹災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関すること 10 部内の災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参加に関すること (1) 罹災者の住宅相談に関すること
建設部	建設班 ◎都市計画課長	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	

部	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対G 班 参加者		非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参加者(全職員)		所掌事務
	上下水道部 ◎上下水道課長	水道庶務班 水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹) ・上下水道課水道業務担当	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹) ・上下水道課水道業務担当	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹) ・上下水道課水道業務担当	
		水道給水班 班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>罹災者に対する飲料水の確保と給水に関すること</li> <li>関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>三芳町災害対策協力会への協力要請及び関係業者との連絡調整に関すること</li> <li>部の所掌事務に要する応急用資機材の確保に関すること</li> <li>部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること</li> <li>部内職員の動員・参集に関すること</li> <li>部内の応援に関すること</li> <li>水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>水道施設の応急復旧に関すること</li> <li>応急給水(給水車、給水タンク等の利用)に関すること</li> <li>浄水場の災害防止に関すること</li> <li>復旧工事の指導に関すること</li> <li>飲料水の水源確保に関すること</li> <li>下水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>下水道施設の排水保持及び応急復旧に関すること</li> <li>工事現場の保安に関すること</li> <li>関係業者との連絡調整に関すること</li> <li>他の緊急を要する班への応援に関すること</li> </ol>
		下水道班 班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当	

警戒本部第1配備…三芳町課室設置条例に基づく「災害対策グループ」を設置し、グループ員のみ参集。

対象:自治安心課、道路交通課、環境課、観光産業課、都市計画課、上下水道課。また、この他の課から補助員を指定。道路冠水や道路凍結防止等に対する対応を所掌する。

◎は部長、○は副部長。

資料 3-3 注意報・警報等の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

平成29年7月7日現在  
発表官署 熊谷地方気象台

三芳町	府県予報区	埼玉県	
	一次区分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南中部	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	積雨雨量指数基準	18
		土壌雨量指数基準	108
		流域雨量指数基準	柳瀬川流域=25.9
	洪水	適合基準*	—
		指定河川洪水予報による基準	荒川[治水橋]
	強風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	積雨雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	86
		流域雨量指数基準	柳瀬川流域=20.7
	洪水	適合基準*	柳瀬川流域=(7, 18.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雪	降雪等で被害が予想される場合	
	大雪		
	凍結	凍結	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		
低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下**		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
雷・雹	強い雷(雷)で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

\*1 (積雨雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

\*\* 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成29年7月7日現在  
和歌官署 熊谷地方気象台

所沢市	府県予報区	埼玉県
	一次観分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	熊中部
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	農田雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 108 流域雨量指数基準 柳瀬川流域=13, 東川流域=7.8, 砂川瀬流域=7.8
	洪水	複合基準*1 東川流域=(12, 4.7) 指定河川洪水予報による基準 --
	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高
	高潮	潮位
	大雨	農田雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 88 流域雨量指数基準 柳瀬川流域=7.8, 東川流域=3.8, 砂川瀬流域=6.2
	洪水	複合基準*1 柳瀬川流域=(8, 7.8), 東川流域=(9, 3.7), 砂川瀬流域=(5, 6.2) 指定河川洪水予報による基準 --
	強風	平均風速 11m/s
風雪	平均風速 11m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm	
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	雷害等で被害が予想される場合	
地震		
凍結	指標 100m	
乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
なだれ		
低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下**	
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
洪水・被害	著しい浸水(等)で被害が予想される場合	
1時間雨量	大雨情報 1時間雨量 100mm	

\*1(農田雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

\*\* 冬期の気温は熊谷地方気象台の数値。

## 市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、暴風注意報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官言が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合があります。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川についてはその欄を“一”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。  
1km四方毎の基準値については、別添資料 ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる可能性がある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

#### 資料 4 - 1 原子力災害対策指針（緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準）

（埼玉県地域防災計画より抜粋）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

##### ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

	<p>現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL</p> <p><b>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</b></p> <p>①原子力施設等立地道府県<sup>*1</sup>において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②原子力施設等立地道府県<sup>*1</sup>において、大津波警報が発令<sup>*2</sup>された場合</p> <p>③東海地震注意情報<sup>*3</sup>が発表された場合</p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等<sup>*4</sup></p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
<p>緊急事態区分</p>	<p><b>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</b></p> <p>①原子炉冷却材の漏えい。</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不 작동。</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</p> <p>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</p> <p>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</p> <p>⑨原子炉制御室の使用不能。</p>	<p>PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</p>

	<p>原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法 10 条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が 5 分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が 1 時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率 <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> が 10 分以上継続。<sup>※5</sup></p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。</p>
<p>全面緊急事態</p>		

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大塚県、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が 1 系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が 1 つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が 1 系統になった場合
- ・ 1 次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・ 自然災害により以下の状況となった場合

ー プラントの設計基準を超える事象

ー 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

#### イ 運用上の介入レベル（O I L）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

VI-3-8 表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分	事業者 公共団体 国	PAZ(概ね5km)				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
		警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-
<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの準備のための調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> <li>現地派遣の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への参集要請</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への参集要請</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの準備のための調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び自治体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体へ通報</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-
(原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、一部事象については、全面緊急事態に変更。) 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>国及び他の自治体に応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>要援護者等の避難の実施</li> <li>避難準備(避難先、輸送手段の確保等)</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【屋内退避】</li> <li>屋内退避準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>要援護者等の避難受入れ</li> <li>避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>現地派遣の実施</li> <li>現地追加派遣の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>緊急時モニタリングの指示</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>自治体に要援護者等の避難の実施を指示</li> <li>自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>緊急時モニタリングの指示</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【屋内退避】</li> <li>自治体に屋内退避準備を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への参集要請</li> <li>自治体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>自治体に要援護者等の避難受入れを要請</li> <li>自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請</li> </ul>	
(原災法15条の原子力緊急事態宣言。ただし、一部事象については、原災法10条より変更。) 全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び自治体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体へ通報</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>国及び他の自治体に応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>避難の実施</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>安定ヨウ素剤の服用指示</li> <li>住民等への安定ヨウ素剤の服用指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び他の自治体に応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【屋内退避】</li> <li>屋内退避の実施</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)</li> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>避難の受入れ</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)</li> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>現地追加派遣の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>緊急時モニタリングの指示</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地追加派遣の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>緊急時モニタリングの指示</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【屋内退避】</li> <li>自治体に屋内退避の実施を指示</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示</li> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への参集要請</li> <li>自治体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体への情報提供</li> <li>報道機関等を通じた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難】</li> <li>自治体に避難の受入れを要請</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示</li> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力を要請</li> </ul>		

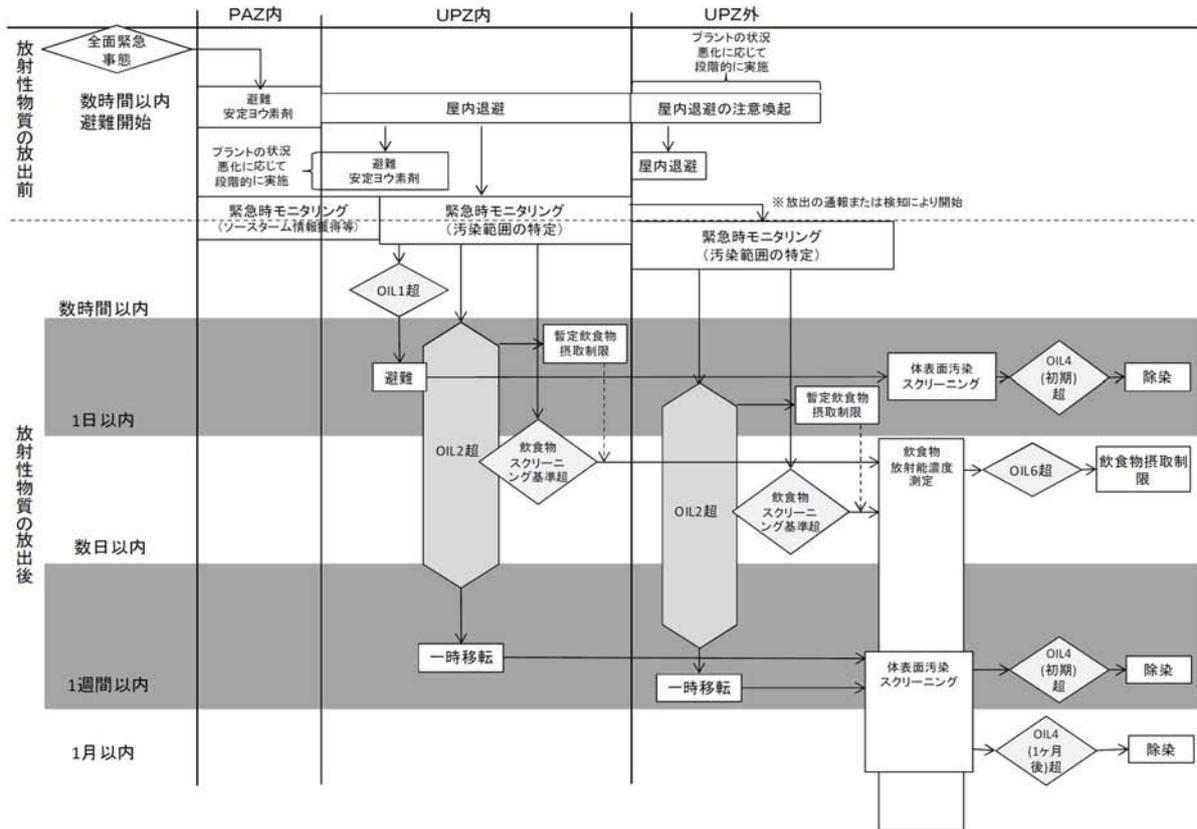
※1…モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

OIL	OIL 1	事業者 原子力	PAZ(～概ね5km)※2				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)						
			体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置			
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※2・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

(資料編VI-3-9) 図1 防護措置実施のフローの例



資料 4-2 OIL と防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	500 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を日途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	20 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1 日内を日途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数日内を日途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	核種 <sup>※7</sup> 飲料水 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 牛乳・乳製品 放射線ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	1 週間内を日途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の人射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域の基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料 5 - 1 三芳町防災会議条例

○三芳町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日

条例第 36 号

改正 昭和 53 年 3 月 16 日 条例第 9 号

平成 9 年 3 月 10 日 条例第 5 号

平成 12 年 3 月 10 日 条例第 13 号

平成 24 年 12 月 21 日 条例第 37 号

平成 30 年 3 月 28 日 条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、三芳町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三芳町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
  - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者

- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 入間東部地区事務組合の消防長及び町の消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、4人、1人、6人、6人及び3人とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事務に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○三芳町地域防災検討委員会規程

平成 24 年 1 月 10 日

告示第 5 号

(設置)

第 1 条 町の災害対策について、町内の住民及び関係機関の意見を反映させるため、三芳町地域防災検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町地域防災計画に係る地域課題の抽出、検討及び提言に関する事項
- (2) その他町の総合的な災害対策に関する事項

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から三芳町防災会議の会長（以下「会長」という。）が任命する。

- (1) 三芳町行政連絡区を代表する者
- (2) 町内の自主防災組織を代表する者
- (3) 三芳町消防団を代表する者
- (4) 第 1 号から前号までに掲げるもののほか、町の災害対策に関する活動を行う町内の団体・機関を代表する者
- (5) 町立学校の長
- (6) 三芳町災害対策検討会議規程第 3 条第 1 項に定める町職員
- (7) 第 1 号から前号までに掲げる者のほか、災害対策に関して特に識見を有すると会長が認めた者

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号に掲げる委員の中から互選により定める。

(会議)

第 4 条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(報告)

第5条 委員長は委員会の検討結果を会長に報告し、会長はその内容を三芳町防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、地域振興課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成24年1月10日から施行する。

三芳町災害対策検討会議規程

(設置)

第1条 三芳町災害対策本部条例（昭和37年三芳町条例第37号）第4条の規定に基づき、平常時において町の災害対策を検討するため、三芳町災害対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町地域防災計画その他町の総合的な災害対策の見直しに係る庁内の調整に関する事項
- (2) 災害時における役場の組織体制に関する事項
- (3) 災害に係る予防対策、応急対策及び復興対策に関する事項
- (4) 被災地支援、避難者受入その他広域災害対応に関する事項
- (5) その他、災害対策に関して町長から指示を受けた事項

(組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及びメンバー若干名をもって組織し、メンバーは、町長が三芳町災害対策本部組織を勘案して、職員の中から任命する。

2 議長は副町長、副議長は教育長をもってこれにあてる。

3 議長は、検討会議を円滑に進行するため、下部組織として副課長以下の職員により調査研究部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

(会議)

第4条 検討会議は、議長が必要と認めたとき随時開くものとし、議長が招集する。

2 議長が必要と認めるときは、メンバー以外の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第5条 議長は、検討会議の結果をその都度町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討会議及び調査部会の庶務は、自治安心課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については議長が別に定める。

## 資料5-4 三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、休日・勤務時間外における大規模な災害発生に備えて、避難所を速やかに開設する職員をあらかじめ指定することにより、災害時における住民の混乱を最小限に留め、避難所運営への円滑な移行を図ることを目的とする。

(対象避難所)

第2条 この規程が対象とする避難所は、三芳町地域防災計画（以下、「計画」という。）及び三芳町地域防災初期行動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める指定避難所とする。

(指定職員の任命)

第3条 緊急避難対応班職員（以下「指定職員」という。）は、毎年4月1日に町長が任命する。ただし、年度途中の住所変更や人事異動に伴い所属先に変更が生じたときは、異動日を基準として任命する。

2 指定職員は、災害対策本部直轄の緊急避難対応班に属し、休日・勤務時間外の災害時初期行動にあつては、本来所属する災害対策本部の部・班の業務に優先して、当該業務にあたることとする。

(職員の指定基準)

第4条 指定職員の対象となる職員は、原則として次の各号に定める者を除き、町内及び隣接する市に居住する職員とする。

- (1) 係長相当職以上の者
- (2) 計画に定める災害対策本部組織のうち、総務部庶務班及び情報部情報1班に所属する者
- (3) その他特別な事情により避難所に速やかに参集できない者

2 指定職員は、マニュアルに基づき、原則としてその居住地を対象エリアとする避難所を担当するものとする。

(避難所の開設)

第5条 指定職員は、休日・勤務時間外に次の各号に定める状況が発生した場合で、担当する避難所の施設管理者が到着していないときは、避難所を開錠・開設し、又はその準備体制を整えるものとする。

- (1) 三芳町で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震注意情報、又は東海地震予知情報が発表されたとき。
- (3) その他、準備情報がない相当規模の災害が発生し、避難者が生じると見込まれるとき。

2 前項の実施にあつては、当該避難所の安全性を確認するとともに、担当エリアの被災状況に鑑み、自ら開設を判断するものとする。

(指定職員の業務)

第6条 指定職員は、前条の規定により避難所の開設を行ったときは、災害対策本部へ報告するとともに、当該避難所の施設管理者及び地域防災組織と協力して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 避難者の受付及び収容
- (2) 避難者数の把握
- (3) 前2号に定めるもののほか、マニュアルに定める業務

2 指定職員は、災害対策本部中、当該エリア担当の避難所班が到着した時は、業務の

引継ぎを行い、本来所属する災害対策本部の部・班の業務に移行するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害対策本部長は、避難所班の体制と避難者の状況に鑑み、指定職員を、当分の間、当該避難所班長の指揮下で避難所支援業務にあたらせることができる。

(グループリーダー等の選任と鍵の保管)

第7条 町長は、指定職員の中から、避難所ごとにグループリーダー及びサブリーダー(以下「リーダー等」という。)を選任し、当該避難所の鍵を貸与するものとする。

- 2 グループリーダーは、当該避難所を担当する指定職員グループを指揮し、サブリーダーはグループリーダーを補佐するとともに、グループリーダーが不在の時はその職務を代理する。

- 3 リーダー等は、常に当該避難所の鍵を管理し、第5条の事態に備えるものとする。

- 4 リーダー等は、この規程に定める目的以外は、当該避難所の鍵を使用してはならない。

- 5 リーダー等がその任を解かれた時は、速やかに当該避難所の鍵を防災主管課に返却するものとする。

(応援の要請)

第8条 前条に定めるグループリーダーは、避難所を開設した場合において、人員の不足により業務が遂行できないと判断したときは、災害対策本部に対して応援を要請することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料 5 - 5 三芳町災害対策本部条例

○三芳町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 25 日

条例第 37 号

改正 平成 23 年 6 月 17 日 条例第 13 号

平成 24 年 11 月 22 日 条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三芳町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 5-6 三芳町災害対策本部に関する要綱

三芳町災害対策本部に関する要綱

平成元年 4 月 28 日

告示第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三芳町災害対策本部条例（昭和 37 年三芳町条例第 37 号）第 4 条の規定に基づき、三芳町災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び組織並びに運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第 2 条 本部の設置は、町の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合でその必要を認めたとき町長が設置するものとする。

(職員の責務)

第 3 条 すべての町の職員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(位置及び組織)

第 4 条 本部は、職員のうちから本部長が指定した職員をもって編成し、その本部は、三芳町役場内に置く。

2 本部の編成及び事務分掌は、別表第 1 のとおりとする。

3 部は、部長、班長及びその他の部員を置く。

4 緊急避難対応班は、三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程（平成 25 年三芳町訓令第 3 号）に基づいて置くものとする。

(設置の通知等)

第 5 条 総務部長は、本部を設置した場合直ちに職員に通知するとともに関係機関等に通知するものとする。

(現地本部の設置)

第 6 条 非常災害又は激甚な災害が発生した場合において、災害対策の円滑を期するため、本部長が必要と認めるときは、現地本部を設置することができる。

2 現地本部の標準的構成は、別表第 2 の通りとする。

(本部室の開設)

第7条 本部室は、本部が設置された場合に開設する。

2 本部室は、特に定める場合のほか三芳町役場内とする。

3 本部室は、本部長、副本部長及び本部員の参集並びに本部会議に使用する。

4 本部室入口には、「三芳町災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(本部員の参集)

第8条 本部員は、本部が設置されたときは、直ちに本部室に参集するものとする。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項の決定並びに総合調整を行うものとする。

(体制の種別及び配備区分)

第10条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における配備区分は、次の各号により職員を動員するものとする。

(1) 待機体制 (特定の職員が参集して災害に備える態勢)

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集および報告並びに警報等の伝達を任務として活動する態勢

(2) 警戒体制 (警戒本部を設置して応急対策にあたる態勢)

ア 第1配備 軽微な災害が発生した場合、又は被害が拡大する恐れがある場合において、災害状況の調査及び応急対策活動に即応できるように職員を配備して活動する態勢

イ 第2配備 災害が発生した場合、又は相当規模の災害が予想される場合において、応急対策活動及び指定避難所の開設ができるよう職員を配備して活動する態勢

(3) 非常体制 (本部を設置して災害対策活動を推進する態勢)

相当規模の災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する態勢

2 前項における配備区分に必要な動員計画は、別に定めるものとする。

(被害状況の報告等)

第11条 各部長は、被害状況を各班、関係機関等を通じ調査し、発生速報 (様式第1号)、経過速報 (様式第2号)、確定報告 (様式第3号) により、本部長に報告するものとする。

2 被害状況について、報道機関又は関係機関等に発表若しくは通報する場合は、本部長の指示により総務部長が行うものとする。

(本部の閉鎖)

第12条 本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策又は応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖する。

2 本部を閉鎖したときは、本部長は直ちに第5条の定めに基づいて通知するものとする。

3 現地本部は、本部が閉鎖されたとき自動的に閉鎖されるものとする。

(腕章及び標旗)

第13条 災害時において、現場活動に従事する本部長、副本部長、各部部長及びその他の部員は、必要により腕章(様式第4号)及び標旗(様式第5号)を使用するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

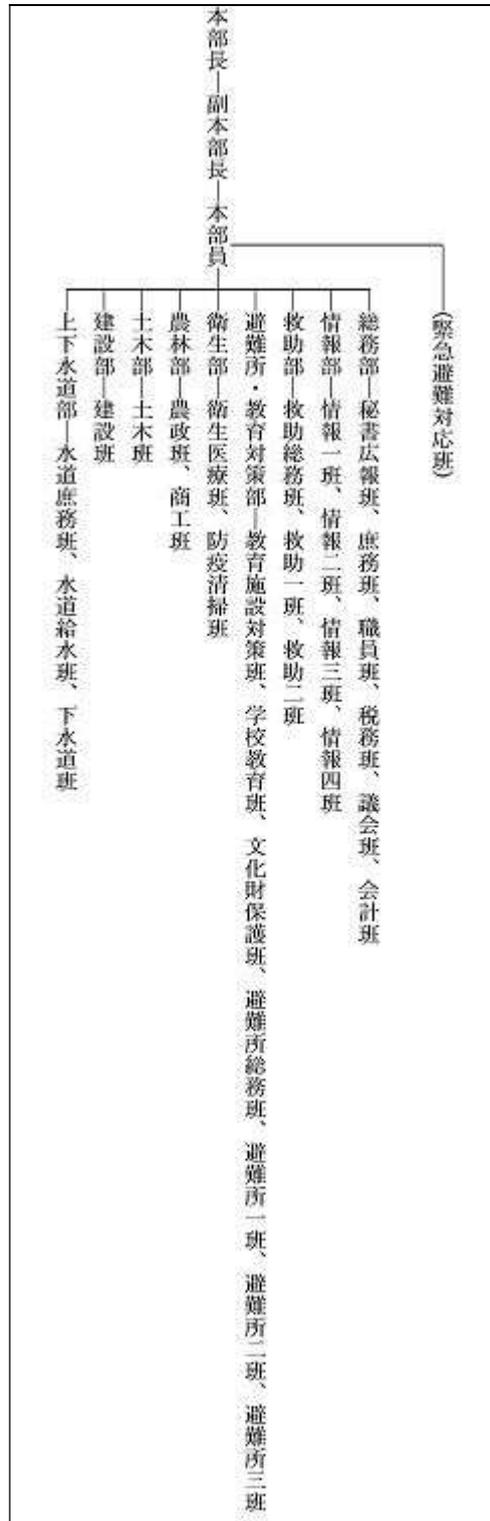
附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 三芳町災害対策本部に関する要綱(昭和46年三芳町告示第55号)は、廃止する。

別表第 1

1 編成



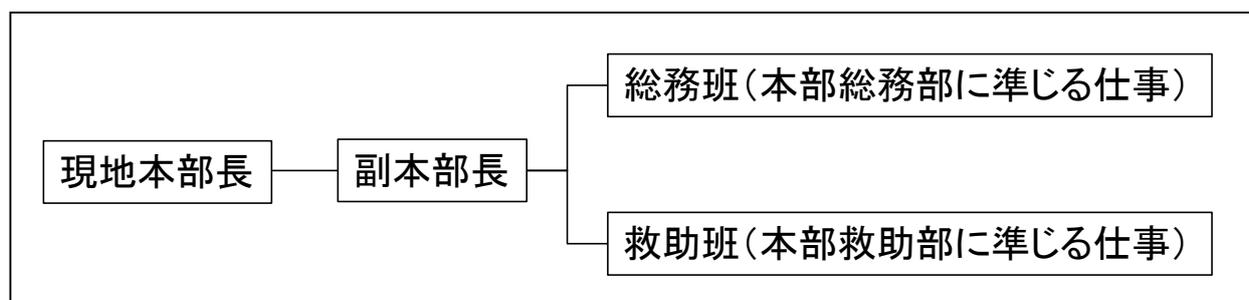
## 2 事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	町長	災害対策本部を統括し、部員を指揮、監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し本部長に事故あるときは、職務を代行する。(順位は、第1に副町長、第2に教育長とする。)
本部員	各課長 (本部長の指定を受けた職員)	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地にて各班の指揮をとる。

備考 各部班の事務分掌については、三芳町地域防災計画に定めるところによる。

### 別表第2

#### 現地本部の構成



備考: 現地本部の本部長以下各責任者は、情勢に応じ、本部長又は副本部長が定める。

発 生 速 報

日 時 分	受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自	月	日	時	分
	至	月	日	時	分
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

経過速報

				発信者		受信者						
災害の種別				発生地域								
被害報告		月 日 時 分 現在										
報告区分		発生		経過								
区分			被害	区分			被害					
人的被害	死者		人	田畑被害	流失・埋没		ha	流失		埋没		
	行方不明者		人		冠水		ha					
	負傷者	重傷			人	流水・埋没		ha	流失		埋没	
		軽傷			人	冠水		ha				
				道路被害	決壊		箇所					
住家被害	全壊(焼)(流失)		棟	その他被害	冠水		箇所					
			世帯		文教施設		箇所					
			人		病院		箇所					
	半壊(焼)		棟		橋梁		箇所					
			世帯		河川		箇所					
			人		砂防		箇所					
	一部破損		棟		清掃施設		箇所					
			世帯		崖くずれ		箇所					
			人		鉄道不通		箇所					
	床上浸水		棟		被害船舶		隻					
			世帯		水道		戸					
			人		電話		回線					
	床下浸水		棟		電気		戸					
世帯			ガス		戸							
人			ブロック塀等		箇所							
非住家被害	公共建物		全壊(焼)	棟	り災世帯数		世帯					
			半壊(焼)	棟	り災者数		人					
	その他		全壊(焼)	棟	火災発生	建物		件				
			半壊(焼)	棟		危険物		件				
				その他		件						

確 定 報 告

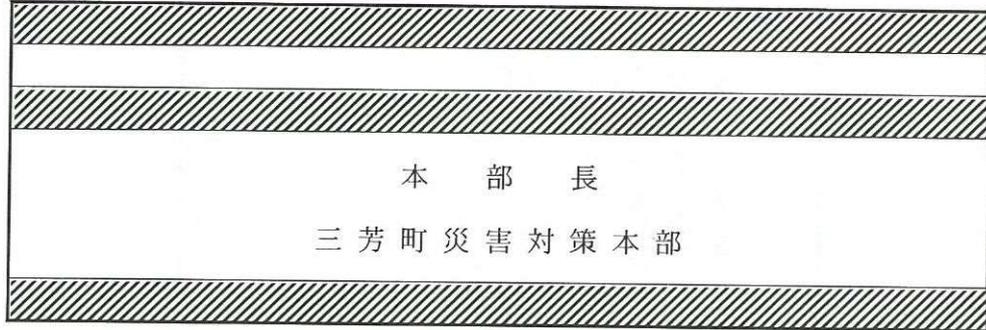
災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区分		被害		区分		被害						
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者	人				冠水	ha					
	負傷者	重傷	人			畑	流水・埋没	ha	流失		埋没	
		軽傷	人				冠水	ha				
					道路被害	決壊		箇所				
住家被害	全壊 (焼) (流失)	棟		その他被害	冠水		箇所					
		世帯			文教施設		箇所					
		人			病院		箇所					
	半壊 (焼)	棟			橋梁		箇所					
		世帯			河川		箇所					
		人			砂防		箇所					
	一部破損	棟			清掃施設		箇所					
		世帯			崖くずれ		箇所					
		人			鉄道不通		箇所					
	床上浸水	棟			被害船舶		隻					
		世帯			水道		戸					
		人			電話		回線					
	床下浸水	棟			電気		戸					
		世帯			ガス		戸					
		人			ブロック塀等		箇所					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り災世帯数		世帯						
		半壊(焼)	棟	り災者数		人						
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物		件					
		半壊(焼)	棟		危険物		件					
					その他		件					

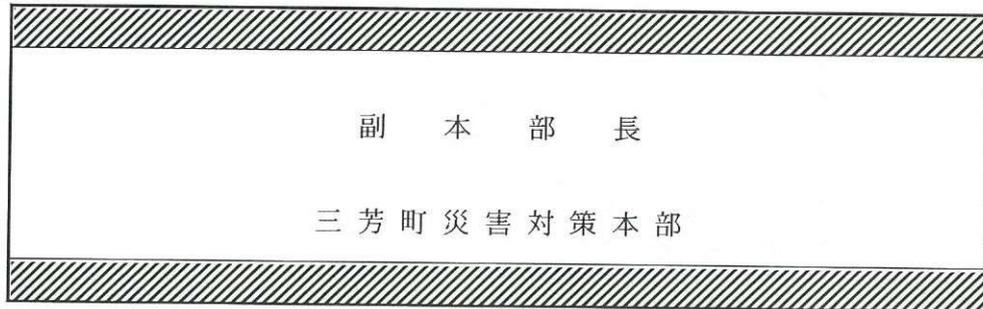
区 分		被 害
公立文教施設	千円	
農林水産業施設	千円	
公共土木施設	千円	
その他の公共施設	千円	
小 計	千円	
そ の 他	農 産 被 害	千円
	林 産 被 害	千円
	畜 産 被 害	千円
	水 産 被 害	千円
	商 工 被 害	千円
	そ の 他	千円
被 害 総 額	千円	

## 腕 章

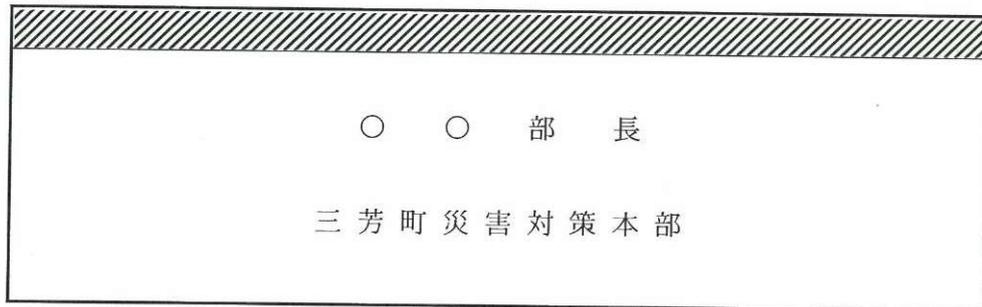
1. 本部長



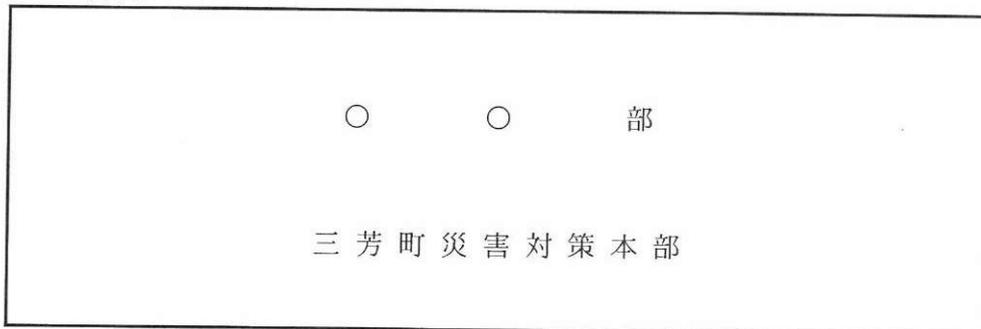
2. 副本部長



3. 部 長



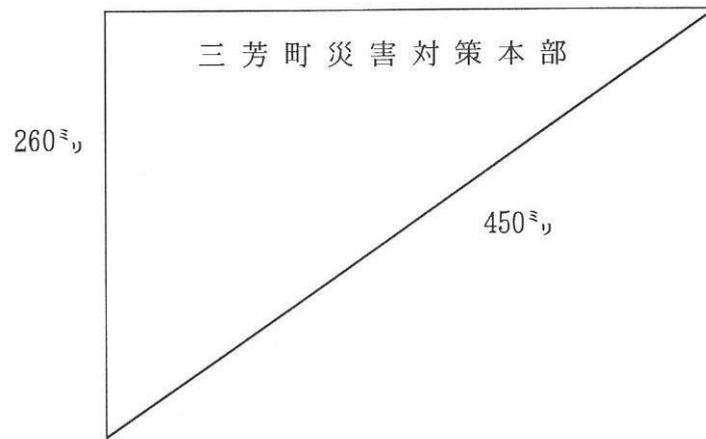
4. その他の部員



- 備考 1. 地色は黄、文字を黒とし、斜線部分を赤とする。  
2. 大きさは、それぞれ縦9センチメートル、横37センチメートルとする。

様式第5号

標 旗



備考 1. 地色は黄、文字を黒とする。

## 資料5-7 三芳町災害対策本部職員被服貸与規程

### ○三芳町災害対策本部職員被服貸与規程

昭和53年8月21日

規程第9号

#### (趣旨)

第1条 この規程は、三芳町災害対策本部に関する要綱(昭和46年告示第55号)に規定する職員のうち、男子職員(以下「職員」という。)に対する被服等(以下「貸与品」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (貸与)

第2条 町長は、職員に対し、予算の範囲内において、次条各号に掲げる貸与品を貸与する。

#### (貸与品目及び数量)

第3条 貸与品目及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 雨合羽(上・下) 1着
- (2) 安全帽 1個
- (3) ゴム長靴 1足

#### (貸与期間)

第4条 貸与品の貸与期間は、当該職員がその身分を保有する間とする。

#### (遵守事項)

第5条 貸与品の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。)は、貸与品を常に適切な注意をもって使用し、保管しなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与の目的に従い、その職務遂行中、常に貸与品を着用しなければならない。
- 3 貸与品は、これを他人に譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。
- 4 補修、洗たくその他貸与品の保管上必要な処置は、特に所属長の承認を得た場合を除くほか、すべて被貸与者の負担において行うものとする。

#### (事故等の届出及び損害賠償)

第6条 被貸与者は、貸与品を滅失し、又は使用に堪えない程度にき損したときは、速やかに文書により所属長に届け出なければならない。

- 2 所属長は、被貸与者から前項の届出を受けたときは、理由を調査し、被服再貸与申請書(様式第1号)を添えて町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、前項の報告を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであると認めるときは、予算の範囲内において再貸与の措置をとることができる。
- 4 町長は、貸与品の滅失又はき損が被貸与者の怠慢又は不注意によるものであると認めるときは、当該被貸与者に対し、弁償させることができる。この場合において、弁償額は、そのつど町長が定める。

(返納及び再貸与)

第7条 被貸与者は、退職又は職員としての身分を失ったときは、速やかに貸与品を町長に返納しなければならない。

2 返納された貸与品のうち、なお使用に堪える見込みのあるものについては、これを再貸与することができる。

(被服貸与簿)

第8条 町長は、被服貸与簿(様式第2号)を備え、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則(平成14年規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

災害対策本部職員被服再貸与申請書

年 月 日

三芳町長 様

所属名

職 名

氏 名

印

下記のとおり滅失(き損)したので再貸与されるよう申請いたします。

記

1 貸与品の種類

2 滅失(き損)の年月日 年 月 日

3 滅失(き損)の理由



○三芳町議会災害対策支援本部設置要綱

平成25年11月26日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町議会が、地震等の災害の発生時に三芳町災害対策本部及び警戒本部（以下「町対策本部」という。）の実施する諸活動を支援するために、迅速かつ的確に行動できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三芳町議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の発生により三芳町災害対策本部条例（昭和37年条例第37号）に基づき、町対策本部が設置されたときは、三芳町議会災害支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 本部は、三芳町役場内に設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部を代表し、その事務を総轄する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く、全議員をもって充てる。

5 本部職員は、議会事務局職員をもって充てる。

(議員の対応)

第4条 議員は、本部が設置されたときは、本部に対し、その安否と居所及び連絡先を常に明らかにするとともに、次条に定める事務に従事するものとする。

(所掌事務)

第5条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 町対策本部との情報交換に関すること。

(2) 被災地及び避難所等の調査に関すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について、町対策本部への支援に関する

ること。

- (4) 町対策本部が行う、避難所等における諸救援活動への協力に関すること。
- (5) 国及び埼玉県等に対する要望に関すること。
- (6) その他、災害支援に関し本部が必要と認める事項

(町対策本部との関係)

第6条 本部は、町対策本部への支援活動に徹し、本部長は町対策本部にオブザーバーとして参加する。

2 本部から緊急処置として要請又は提言すべき事項が発生したときは、本部長を通じて行う。

3 町対策本部から本部に対して、緊急の判断を求められたときは、本部長及び副本部長が協議の上、対処するものとする。

(本部の解散)

第7条 本部長は、第5条に定める所掌事務が終了したと認めるときは、本部を解散することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

○三芳町防災行政用無線局管理運用規程

昭和 5 5 年 5 月 3 1 日

規程第 9 号

改正 昭和 5 7 年 9 月 1 7 日規程第 1 0 号

昭和 6 3 年 6 月 1 日規程第 3 号

平成元年 3 月 2 0 日規程第 7 号

平成 6 年 4 月 1 日規程第 5 号

平成 7 年 3 月 3 0 日規程第 2 号

平成 7 年 1 2 月 2 5 日規程第 7 号

平成 9 年 2 月 2 5 日規程第 1 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日規程第 1 6 号

平成 1 8 年 3 月 2 4 日規程第 3 号

平成 2 0 年 7 月 2 3 日規程第 9 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日規程第 2 号

平成 2 2 年 3 月 3 0 日規程第 5 号

平成 2 4 年 2 月 2 8 日規程第 1 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定め、もって施設の適正な管理と運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定局 固定系子局を動作させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定局より発射された電波を受信して拡声装置により、住民に情報を伝達する装置をいう。
- (4) 基地局 移動局を相手方とする町庁舎内に設置する無線局をいう。
- (5) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(設置)

第3条 三芳町は、無線局及び固定系子局を別表第1及び別表第2のとおり設置する。

(管理、運用の総括)

第4条 前条で規定された無線局の管理、運用の事務を総括するために、総括管理者をおく。

2 総括管理者は、自治安心課長をもって充てる。

(無線局の職員)

第5条 無線局には、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者をおく。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、無線局の管理、運用を行い、管理者、通信取扱責任者、無線従事者を指揮、監督する。

2 管理責任者は、自治安心課防犯防災担当主幹をもって充てる。

(管理者)

第7条 町庁舎以外に設置する移動局には、管理者をおく。

2 管理者は、その移動局を管理する。

3 管理者は、設置された機関の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 固定局及び基地局には通信取扱責任者をおく。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮し、通信設備の操作を行い、運用の事務を分掌する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指定するものとする。

(無線従事者)

第9条 固定局、基地局及び移動局には、無線従事者をおく。

2 無線従事者には、通信取扱責任者のもとで、通信設備の操作運用を行う。

3 無線従事者は、資格を有する者のうちから、管理責任者が指定するものとする。

(運用)

第10条 無線局の運用は、別に定める細則によるものとする。

(無線従事者の配置)

第11条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため無線従事者を養成し、配置しなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者を選任、及び解任したときは、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。

(研修)

第12条 総括管理者は、毎年1回以上関係職員等の研修を行う。

(定期訓練)

第13条 総括管理者は、別に定める方法により毎月1回防災定期訓練を行う。

(備付書類)

第14条 管理責任者は、次の書類等を管理保管する。

- (1) 免許状
- (2) 申請書等の写し
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌及びその抄録の写
- (6) 無線従事者選解任届の写し

(無線業務日誌)

第15条 管理責任者は、無線業務日誌を査閲する。

2 管理責任者は、毎年1月より12月までの無線業務日誌抄録を作成し、総括管理者に提出しなければならない。

(保守)

第16条 管理責任者は、正常な通信を確保するために、無線設備の保守点検を行わなければならない。

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 日点検 通信取扱責任者
- (2) 月点検 管理責任者
- (3) 年点検 総括管理者

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則 (昭和57年規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規程第16号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年規程第3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規程第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

無線局

無線局の種別	局数	無線設備の設置及び常置場所
固定局	1	三芳町役場内
基地局	1	三芳町役場内
移動局	3 1	三芳町役場内

別表第 2（第 3 条関係）

固定系子局

	受信所名	設置場所
1	八軒家	三芳町大字上富 2 0 9 2 番地 2
2	東永久保	三芳町大字上富 2 1 3 7 番地 1
3	上永久保	三芳町大字上富 1 7 1 3 番地 5
4	木ノ宮	三芳町大字上富 1 5 4 6 番地 1
5	中東第 1	三芳町大字上富 1 7 4 番地 1
6	中東第 2	三芳町大字上富 2 8 5 番地 6
7	吉拓第 1	三芳町大字上富 3 8 2 番地 1
8	吉拓第 2	三芳町大字上富 4 0 3 番地 3
9	南止	三芳町大字上富 7 5 8 番地 1
1 0	桜並	三芳町大字北永井 4 2 8 番地 1
1 1	吹上	三芳町大字北永井 2 5 9 番地 1
1 2	西詰	三芳町大字北永井 3 4 3 番地
1 3	中ノ久保	三芳町大字北永井 8 0 3 番地 5
1 4	宮本	三芳町大字北永井 8 9 2 番地 1 2
1 5	境松	三芳町大字北永井 9 9 7 番地 1
1 6	宮前	三芳町大字北永井 1 1 4 番地
1 7	上荒久	三芳町大字藤久保 3 9 8 2 番地 5
1 8	北松原	三芳町大字藤久保 6 2 7 4 番地
1 9	富士塚	三芳町大字藤久保 2 2 4 番地 2

	受信所名	設置場所
2 0	北新埜	三芳町大字藤久保 8 2 8 番地 1
2 1	西	三芳町大字藤久保 9 1 3 番地 1
2 2	東	三芳町大字藤久保 7 4 0 番地 1
2 3	俣埜第 1	三芳町大字藤久保 2 6 3 番地 3
2 4	俣埜第 2	三芳町大字藤久保 3 7 8 番地 7
2 5	横松	三芳町大字藤久保 6 1 0 番地 1
2 6	南新埜	三芳町大字藤久保 1 1 2 6 番地
2 7	北原	三芳町大字竹間沢 5 5 0 番地 1
2 8	北側	三芳町大字竹間沢 7 5 8 番地
2 9	南側	三芳町大字竹間沢 8 7 7 番地 1
3 0	みよし台	三芳町みよし台 4 番地
3 1	役場	三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1

資料 5-10 三芳町防災行政用無線局（固定局）運用細則

○三芳町防災行政用無線局（固定局）運用細則

昭和 55 年 5 月 31 日

細則第 1 号

改正 昭和 63 年 6 月 1 日細則第 1 号

平成 5 年 2 月 8 日細則第 1 号

平成 14 年 10 月 11 日細則第 4 号

平成 18 年 3 月 30 日告示第 42 号

平成 19 年 3 月 28 日規則第 13 号

平成 22 年 3 月 30 日規則第 14 号

平成 23 年 3 月 7 日規則第 3 号

平成 24 年 2 月 28 日規則第 4 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この細則は、三芳町防災行政用無線局管理運用規程（昭和 55 年三芳町規程第 9 号）第 10 条の規定により、防災無線局（固定局）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の種類）

第 2 条 放送の種類は、定時放送及び緊急放送とする。

（放送事項）

第 3 条 放送事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) 町の行政について緊急に一般に周知させ、又はその協力を必要とする事項

（放送時間）

第 4 条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送は、一般放送及びチャイム放送とし、原則として毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 緊急放送は、時間を問わず随時とする。

（放送の申込）

第5条 放送をする場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般放送しようとする場合、各課長等は、放送する前日までに一般放送依頼書（様式第2号）に必要事項を記入の上、自治安心課に提出しなければならない。
- (2) 各課長等は、その所管する事務について緊急放送により放送する必要があるとき、又は災害対策本部が設置されたときは、その本部の情報部長は、緊急放送依頼書（様式第3号）に必要事項記入の上、自治安心課に提出しなければならない。ただし、事態が切迫し、時間的余裕がないときは、口頭又は電話等によることができる。

（放送の制限）

第6条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の記録）

第7条 通信取扱責任者は、放送を行ったとき、無線業務日誌（様式第1号）に必要事項を記載しなければならない。

（放送方法）

第8条 放送方法は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 一斉放送
- (2) 個別放送
- (3) ブロック別放送

附 則

この細則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年細則第1号）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年細則第1号）

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年細則第4号）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年告示第42号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

無線業務日誌

総括管理者	管理者	通信取扱責任者	通信取扱者

呼出名称 \_\_\_\_\_

F3 \_\_\_\_\_ MC \_\_\_\_\_ 電力 \_\_\_\_\_ W \_\_\_\_\_

年 月 日	従事者	資格	氏 名	服 務 方 法 (変更のあつたとき)
相手局呼出名称	通信回数(又は延通信時間)		特記事項(施則40条三(3)~(6))	移 動 の 概 要

様式第2号 (第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

一般放送依頼書

年 月 日提出

防 災 主 管 課				依 頼 課 長				連絡先電話
課 長	副 課 長	主 幹	担 当	課 所 名	所 属 長	担 当	内 線 番	
受付日 年 月 日		依 頼 団 体 名			責 任 者 氏 名		電 話	
					㊟			
件 名								
放 送 日 時		年 月 日( )から 前 時 分 年 月 日( )まで 午 後						
放 送 地 域		(ア) 町内全域 (イ)				地 域		


処理(放送日)			防 災 主 管 課 長	副 課 長	主 幹	放 送 者		
月 / 日	月 / 日	月 / 日						
月 / 日	月 / 日	月 / 日						

(注) 放送を希望する日の前日(庁外者は3日前)の午後3時までには防災主管課へ提出すること。

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

緊急放送依頼書

年 月 日提出

受付年月日 年 月 日 午 前 時 分 依頼方法			文書 口頭 電話			
依頼課所団体名	課 長 名		所属長	主 幹	担当	連絡先電話
						内線 番
	団 体 名		責 任 者 氏 名			連絡先電話
件 名						
放 送 日 時		年 月 日( )から 午前 時 分 年 月 日( )まで 午後				
放 送 地 域		(ア) 町内全域 (イ) 地域				

※ 放送文案 5W1H(だれが、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように)

--	--	--	--	--	--

備考							
処理(放送日)			防災主管課				
月 日( )			課長	副課長	主幹	担当	放送者
午前 時 分	午後 時 分	午後 時 分					

## 資料5-11 三芳町防災行政用無線局（基地局、移動局）運用細則

### ○三芳町防災行政用無線局(基地局、移動局)運用細則

昭和55年5月31日

細則第2号

#### (趣旨)

第1条 この細則は、三芳町防災行政用無線局管理運用規程(昭和55年三芳町規程第9号)第10条の規定により防災行政無線(基地局、移動局)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

#### (通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) 町の行政について緊急に一般に周知させ、又はその協力を必要とする事項

#### (通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を附して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

#### (通信時間)

第5条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

#### (通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

#### (目的外使用の禁止)

第7条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。

#### (混信等の防止)

第8条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

#### (通信の記録)

第9条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき、無線業務日誌(別記様式)に必要な事項を記載しなければならない。

(通信方法)

第10条 通信方法は、おおむね次のとおりとする。

(1) 呼出し 呼出しは、次の事項を順次送信して行う。

ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 3回以下

イ こちらは 1回

ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 3回以下

(2) 応答 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信して行う。

ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 3回以下

イ こちらは 1回

ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 1回

(3) 通報の送信 通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行う。

ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 1回

イ こちらは 1回

ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 1回

エ 通報

オ どうぞ 1回

(4) 通報の受信 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信しなければならない。

ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 1回

イ こちらは

ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 1回

エ 「了解」又は「OK」 1回

オ 最後に受信した通報の番号 1回

附 則

この細則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年細則第2号)

この細則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年細則第4号)

この細則は、公布の日から施行する。



平成 26 年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
冬	9,400		12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小 学 校 児 童 4,100円 中 学 校 生 徒 4,400円 高 等 学 校 等 生 徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内  (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 搜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 5 - 13 三芳町風水害資金融資条例

○三芳町風水害資金融資条例

昭和 5 8 年 3 月 1 6 日

条例第 8 号

改正 平成 2 4 年 6 月 1 4 日 条例第 2 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、風水害を受けた建物等の復旧及び水害予防のための建物等の保全に必要な資金（以下「資金」という。）の融資を行うことにより、住民の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風水害 暴風・豪雨等による被害が生ずることをいう。
- (2) 建物等 生活の用に供する住宅及びこれに係る擁護壁をいう。
- (3) 指定金融機関 町が、資金の貸付けを行うべき金融機関として指定し、預託契約を締結した金融機関をいう。

(預託及び貸付総額)

第 3 条 町は、指定金融機関に対し、毎年度、予算で定める範囲内の金額を預託するものとする。

2 指定金融機関が貸付ける資金の総額は、前項の預託金を基準として、町と指定金融機関とが協議の上定める。

(対象者)

第 4 条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 風水害の復旧及び急傾斜地、浸水低地における水害予防のために建物等を改善しようとする事。
- (2) 町内に引き続き 1 年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）による住民票に記載されていること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付金額 1件につき200万円以内
- (2) 貸付利率 町と指定金融機関とが協議して定める率
- (3) 貸付期間 10年以内
- (4) 償還方法 6月間据置後指定金融機関の償還方法による。  
(融資の申込み等)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、規則で定める申込書により町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、融資の可否の決定について、規則で定める通知書により当該申込者に通知するものとする。

(保証人及び物上担保)

第7条 資金の貸付けに係る物上担保及び保証人については、融資を受けようとする指定金融機関と前条第2項の規定により融資決定の通知を受けた者（以下「借受者」という。）の協議により定めるものとする。

(利子の補給)

第8条 町は、貸付金額の範囲内において、年利5パーセントを超える部分の利子に相当する額を、利子補給するものとする。

(調査)

第9条 町長は、資金の借受者に対し、資金の用途、建物等改善工事の状況その他必要な事項を調査することができる。

(償還請求)

第10条 町長は、資金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前に資金の全部又は一部の償還を請求することができるものとする。

- (1) 建物等に要する費用以外の費用に充当したとき。
- (2) 指定金融機関との貸付条件に違反したとき。

(審査会の設置等)

第11条 融資に係る事務の適切な処理を図るため、三芳町風水害資金融資審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、町長の命を受け、融資の適否について審査する。

3 審査会は、委員10名以内で組織し、町職員のうちから町長が任命する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第29号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料5-14 三芳町風水害資金融資条例施行規則

○三芳町風水害資金融資条例施行規則

昭和58年3月16日

規則第4号

(申込)

第1条 三芳町風水害資金融資条例(昭和58年三芳町条例第8号。以下「条例」という。)第6条に規定する申込者は、風水害資金借入申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申込まなければならない。

- (1) 建物等の位置図、平面図、立面図(断面図)、工事見積書
- (2) 印鑑証明書、納税証明書及び住民票
- (3) 土地又は住宅が自己の所有であることを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(調査及び審査)

第2条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、必要な調査を行い、これを三芳町風水害資金融資審査会の審査に付するものとする。

(通知等)

第3条 町長は、融資資格の適否及び融資額を決定したときは、申込者に対し風水害資金融資審査決定通知書(様式第2号)により通知するものとし、同時に指定金融機関には、風水害資金融資依頼書(様式第3号)及び第1条に規定する書類の写しを提出するものとする。

(工事着手及び届出)

第4条 借受者は、特別な理由がない限り融資を受けた日から30日以内に工事に着手しなければならない。

- 2 前項の規定により工事に着手したときは、風水害復旧・予防工事着手届(様式第4号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(工事着手の延期)

第5条 借受者は、工事着手の延期の承認を受けようとするときは、風水害復旧・予防工事着手延期願(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(工事完了届)

第6条 借受者は、工事が完了したときは、速やかに風水害復旧・予防工事完了届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の届出を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、工事の完了を確認しなければならない。

(指定金融機関の報告)

第7条 指定金融機関は、毎月10日までに前月中に行った資金の貸付状況を風水害資金融資状況報告書(様式第7号)により町長に報告しなければならない。なお、その際、償還年次表を添付するものとする。

2 指定金融機関は、町長から指示のあったときは、毎年9月末日及び3月末日に当該月以前6月間における資金の貸付にかかる利子の状況を風水害資金融資利子計算書(様式第8号)により町長に提出しなければならない。

(利子の補給)

第8条 借受者は、利子の補給を受けようとする場合は風水害資金融資利子補給金交付申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、風水害資金融資利子補給金交付(不交付)決定書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利子補給する場合は、口座振込の方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第45号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

風水害資金借入申込書

年 月 日

三芳町長 様  
下記のとおり借入申込みます。

住所  
氏名  
電話 ( ) 印

1 申込額 金 円

2 借入予定日 年 月 日

3 借入希望期間 年間

4 資金の用途

5 (1) 改善しようとする建物等及び宅地の借入金の有無

有(借入金残額 円)・無

(2) 借入金のある場合の毎月の返済額 金 円

6 保証人及び担保

(1) 保証人住所・氏名

住所

氏名

(2) 担保物件 土地 m2 建物 m2

第 号  
年 月 日

様

三芳町長

印

風水害資金融資審査決定通知書

年 月 日付けで申請のありました風水害資金の融資について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、決定の通知を受けた方は、30日以内に指定金融機関( 銀行 支店)で融資の手続を完了してください。

記

- 1 融資の可否
- 2 融資決定額 金 円
- 3 融資決定番号 第 号
- 4 融資決定年月日 年 月 日

融資できない理由

第 号  
年 月 日

様

三芳町長 印

風水害資金融資依頼書

下記の者に対し、風水害資金融資について審査の結果、下記のとおり決定したので融資方依頼いたします。

記

決定年月日	決定番号	申込者氏名	住所	金額	備考
				円	

様式第4号(第4条関係)

風水害復旧・予防工事着手届

年 月 日

三芳町長 様

住 所  
借受者  
氏 名

申請年月日		年 月 日
融資決定年月日		年 月 日
着手年月日		年 月 日
完了予定年月日		年 月 日
工事請負人	住所	
	名称氏名	電話 ( )
備考		

様式第5号(第5条関係)

風水害復旧・予防工事着手延期願

年 月 日

三芳町長 様

住 所  
氏 名

申請年月日	年 月 日		
融資決定年月日	年 月 日		
工事着手期限	年 月 日		
工事着手延期期間	年 月 日(延期日数 日)		
延期の理由			
※調査	年 月 日	※調査員	印
※調査意見			
※決定区分	承認する	承認しない	
※	決定理由又は条件		

※印欄は記入しないこと。

様式第6号(第6条関係)

風水害復旧・予防工事完了届

年 月 日

三芳町長 様

住 所  
借受者  
氏 名

申請年月日		年 月 日
融資決定年月日		年 月 日
着手年月日		年 月 日
完了年月日		年 月 日
	住所 名称 氏名	電話 ( )
備考		

風水害資金融資状況報告書

年 月 日

三芳町長 様

金融機関名 印

下記のとおり貸付を行いましたので報告します。

記

貸付者	住所	
	氏名	
貸付金額	金	円
貸付決定日	年	月 日
貸付期間		
償還方法		
貸付利率		
借受者記入	<p>上記のとおり貸付を受けました。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 住所 印</p>	

様式第8号(第7条関係)

風水害資金融資利子計算書

年 月 日

三芳町長 様

金融機関名 印

年 月 日から 年 月 日までの間における風水害資金の貸付にかかる当該受取利子を下記のとおり報告します。

記

住所	氏名	貸付総額	当期中償還額(利子分のみ)	貸付残額	当期中受取利子		
					5パーセント相当額	5パーセントを超える分	計

様式第9号(第8条関係)

風水害資金融資利子補給金交付申請書

年 月 日

三芳町長 様

住 所  
借受者  
氏 名 印

三芳町風水害資金融資条例第8条により、利子補給金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 融資年月日 年 月 日
- 2 融資金額 金 円
- 3 償還期限 年 月 日
- 4 支払利子額 金 円  
年 月 日から  
年 月 日まで

上記支払利子については、相違ないことを証明する。

年 月 日

金融機関名 印



資料6-1 災害時応援協定一覧

資料番号	協定名	協定締結先	締結年月日
資料6-2	大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	平成21年8月17日
資料6-3	災害時の情報交換に関する協定(関東地方整備局)	国土交通省関東地方整備局	平成23年4月1日
資料6-4	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	平成19年5月1日
資料6-5	災害時における相互援助に関する協定書(2市1町)	富士見市、ふじみ野市	平成20年3月14日
資料6-6	豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書	東京都豊島区	平成9年2月10日
資料6-7	埼玉県下消防相互応援協定書	埼玉県下の市町村及び消防組合等	平成19年7月1日
資料6-8	三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定	栃木県上三川町	平成27年11月16日
資料6-9	入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定	入間東部地区消防組合、川越地区消防組合	平成14年4月1日
資料6-10	入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、朝霞地区一部事務組合	平成10年10月1日
資料6-11	入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、さいたま市	平成18年9月20日
資料6-12	入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合 消防の相互の応援協定	入間東部地区消防組合、埼玉西部消防組合	平成25年4月1日
資料6-13	災害時の情報連絡活動に関する協定書	ダイヤモンド交通(有)、三和富士交通(株)、川越乗用自動車(株)、鶴瀬交通(株)、(有)みずほ昭和、東上ハイヤー(株)	平成20年9月1日
資料6-14	地域コミュニティ情報の配信に関する協定	特定非営利活動法人安心安全ネットワークきずな	平成23年7月1日
資料6-15	災害時の医療救護活動に関する協定書	三芳医会	平成20年8月1日
資料6-16	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書	(社)全国霊柩自動車協会	平成20年8月7日
資料6-17	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	三芳町福祉施設連絡協議会	平成24年8月23日
資料6-18	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成20年10月8日
資料6-19	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	平成27年2月12日
資料6-20	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成27年1月23日
資料6-21	震災時における緊急設備支援に関する協定書	(株)セレスポ	平成20年4月1日
資料6-22	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(さいたまコープ)	生活協同組合さいたまコープ	平成25年1月23日
資料6-23	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(いるま野農協)	いるま野農業協同組合	平成21年7月1日
資料6-24	災害時における物資の供給等に関する協定書	(株)マミーマート	平成27年8月19日
資料6-25	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング(株)	平成19年8月10日
資料6-26	非常災害時における緊急支援に関する協定書	三芳町災害対策協力会	平成19年6月11日
資料6-27	災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会所沢支部	平成24年10月4日
資料6-28	災害時におけるバス利用に関する協定書	(社)埼玉県バス協会西部地区部会	平成21年10月26日
資料6-29	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県及び埼玉県下の市町村、消防組合等	平成3年3月29日
資料6-30	埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領	埼玉県防災航空隊	平成3年4月1日
資料6-31	災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成20年7月15日
資料6-32	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成18年6月16日
資料6-33	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成18年6月16日
資料6-34	災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書	三芳郵便局	平成25年9月2日
資料6-35	大規模災害発生時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書	東入間警察署	平成22年4月1日
資料6-36	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	平成28年3月23日
資料6-37	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	平成28年7月19日
資料6-38	災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定書	埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班	平成28年8月18日

資料番号	協定名	協定締結先	締結年月日
資料6-39	災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	平成29年3月27日
資料6-40	防災啓発情報等に関する協定書	NTTタウンページ株式会社	平成29年4月3日
資料6-41	災害時における被害調査の支援に関する協定書	三協測量設計株式会社	平成29年4月18日
資料6-42	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成29年10月20日
資料6-43	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコムさいたま	平成30年6月15日
資料6-44	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム北関東	平成30年6月15日
資料6-45	災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年7月18日
資料6-46	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	三芳歯科医師会	平成30年9月26日
資料6-47	災害時における仮設トイレの設置等に関する協定	日野興業株式会社 埼玉支店	平成30年10月1日
資料6-48	上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書	埼玉県大久保浄水場	平成31年2月1日

### 大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という）と東京電力株式会社志木支社（以下「乙」という）は、三芳町内における地震、風水害、その他の災害発生時または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という）における電力復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、三芳町内において災害時等による大規模停電事故が発生した場合や、広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力を供給し町民生活の早期安定を図るため、甲、乙が連携して電力復旧活動に取り組む事等を目的に、必要な事項を定めるものとする。

#### （協定の内容）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し広範囲における停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合、次の事項について努めるものとする。

- (1) 広域停電及び一般被害に関する情報の提供
- (2) 防災行政無線等の活用による広報活動
- (3) 物資の提供
- (4) 施設及び駐車場の提供
- (5) 電力復旧優先施設の設定

#### （情報の提供）

第3条 甲及び乙は、電力復旧等に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 乙は、甲に対して災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生した場合、停電情報を提供する。
- (2) 甲及び乙は、双方が知り得た道路被災状況等の一般被害情報を提供する。
- (3) 甲及び乙は、停電被害が多と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の職員を甲の指定する場所に派遣して情報を共有する。

#### （広報活動）

第4条 甲及び乙は、電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

- (1) 乙は、災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生し、乙独自で速やかな広報活動が出来ない場合、甲に対し、防災行政無線による通報の依頼を行うことができる。甲は、依頼を受けた場合、甲、乙協議のうえ、防災行政無線を活用し、市民等に対して広報を行う。
- (2) 甲及び乙は、防災行政無線以外の広報が必要と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の車両による広報活動を行う。

#### （物資の提供）

第5条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部またはその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があった場合、協議を行うものとする。

#### （施設及び駐車場の提供）

第6条 甲は、電力復旧活動に伴い、乙から甲の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、甲、乙協議のうえ、提供するものとする。なお、乙の行う電力復旧活動には、三芳町近隣での電力復旧活動も含まれるものとする。

(優先施設の設定)

第7条 甲及び乙は、三芳町内の避難施設等における電力復旧優先順位について、甲、乙協議のうえ、設定し、電力復旧活動を行うものとする。

(費用負担)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づく提供に伴う甲及び乙の費用負担は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定の締結またはこの協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(会議の開催)

第10条 この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、必要に応じて関係各所との会議を開催するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成21年8月17日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長

鈴木英美



埼玉県志木市幸町1丁目8番50号

乙 東京電力株式会社 埼玉支店

志木支社長

日吉春光



## 災害時電力復旧優先施設

		施設名	所在地	備考
1	災害対策本部	役場庁舎	藤久保1100番地1	
2	空路からの救助物資輸送時のヘリポート指定地	町立運動公園	藤久保1118番地1	
3		町立唐沢小学校	藤久保410番地2	
4	物資集積場所	町立三芳中学校体育館	北永井350番地	
5	指定避難所	町立上富小学校	上富1267番地4	
6		町立三芳小学校	北永井343番地	
7		町立藤久保小学校	藤久保224番地2	
8		町立竹間沢小学校	竹間沢550番地1	
9		町立藤久保中学校	藤久保224番地2	
10		町立三芳東中学校	藤久保610番地1	
11	ボランティア等への提供施設	町立総合体育館	藤久保1100番地1	
12		町立文化会館	藤久保1100番地1	
13	炊き出し場所	町立学校給食センター	北永井348-2	
14	ライフライン	三芳町浄水場	藤久保1047番地1	
15		第2号取水井	上富524番地14	お客さま番号 93040-20007-3-00
16		第3号取水井	北永井664番地3	お客さま番号 94666-20007-3-00
17		第4号取水井	藤久保1119番地4	お客さま番号 98002-20050-3-00
18		第5号取水井	藤久保1038番地2	お客さま番号 98002-20043-3-00
19		三芳町第一中継ポンプ場	藤久保361番地2	お客さま番号 98135-20096-3-00
20		永久保マンホールポンプ	富士見市上沢3丁目17	お客さま番号 26317-10010-3-00
21		羽生山マンホールポンプ	北永井994番地	お客さま番号 94667-20008-3-00

東京電力株式会社 非常災害用備蓄品一覧

食料	その他
乾パン	毛布
アルファ米	簡易トイレ
缶詰	自転車
サバイバルフーズ	浄水器
ミネラルウォーター	非常用発電機（過般式）
	テント
	寝袋

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、三芳町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、三芳町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 三芳町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 三芳町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調

整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 年 月 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県入間郡三芳町1100番地1

三 芳 町 長 林 伊 佐 雄

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

# 同意書

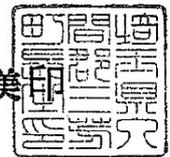
三芳町は、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を平成19年5月1日をもって締結し、発効させることに同意します。

平成19年5月1日

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

市町村名 三 芳 町

代表者 三芳町長 鈴木 英美



## 災害時における相互援助に関する基本協定書

富士見市、ふじみ野市、三芳町（以下「2市1町」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、圏域住民の生活の安定を図るための基本協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この基本協定は、2市1町内の災害時において、被災者を救援するため、相互に応急物資の支給及び職員の派遣等を円滑に行い、もって圏域住民の生活の安定に寄与することを目的とする。

### （窓口の設置）

第2条 2市1町は、あらかじめ、相互援助に関する担当部局を定め、災害時は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

### （相互援助の種類）

第3条 相互援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供。
- （2）救援活動を行うための職員の派遣。
- （3）被災者を一時収容するための施設の提供。
- （4）その他救援活動に必要な物資及び労務等の提供。

### （手続き）

第4条 第3条に規定する援助を必要とする市町は、第2条に規定する2市1町の各担当を通して、その要請を行うものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに可能な限りの援助活動を行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 援助活動に要した経費については、原則として各市町の負担とする。ただし、協議の結果、その負担について、救援を要請した市町が負担することで合意が整った場合は、この限りでない。

### （協議）

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、2市1町は、定期的に協議を行うものとする。

2 相互援助活動体制の充実を図るため、2市1町及び入間東部地区消防組合の防災対策担当者による防災対策調整会議を設置する。

(定めのない事項等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、2市1町協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、2市1町記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成20年3月14日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市

富士見市長

浦野

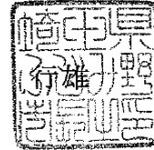


埼玉県ふじみ野市福岡1丁目1番1号

ふじみ野市

ふじみ野市長

島田

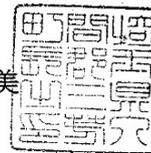


埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町

三芳町長

鈴木 英美



豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに三芳町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

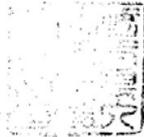
第2条 豊島区並びに三芳町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を決め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。



(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人数
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項



(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに三芳町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。



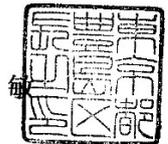
平成9年2月10日

東京都豊島区

豊島区長

加藤

一



埼玉県三芳町

三芳町長

林

孝

次



埼玉県下消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する件に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

### 第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

### 第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあつては消防団長。）が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

附則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

川口市  
市長 岡村 幸四郎

さいたま市  
市長 相川 宗一

蕨市  
市長 頼高 英雄

鳩ヶ谷市  
市長 木下 達則

上尾市  
市長 新井 弘治

戸田市  
市長 神保 国男

埼玉県央広域事務組合  
管理者 原口 和久

伊奈町  
町長 野川 和好

川越地区消防組合  
管理者 船橋 功一

所沢市  
市長 斎藤 博

埼玉西部広域事務組合  
管理者 沢辺 漣 壱

比企広域市町村圏組合  
管理者 坂本 麴之輔

朝霞地区一部事務組合  
管理者 長沼 明

狭山市  
市長 仲川 幸成

入間市  
市長 木下 博

坂戸・鶴ヶ島消防組合  
管理者 伊利 仁

入間東部地区消防組合  
管理者 浦野 清

西入間広域消防組合  
管理者 小沢 信義

熊谷市  
市長 富岡 清

行田市  
市長 工藤 正司

秩父広域市町村圏組合  
管理者 栗原 稔

児玉郡市広域市町村圏組合  
管理者 吉田 信解

深谷市  
市長 新井 家光

加須地区消防組合  
管理者 大橋 良一

越谷市  
市長 板川 文夫

羽生市  
市長 河田 晃明

草加市  
市長 木下 博信

春日部市  
市長 石川 良三

蓮田市  
市長 中野 和信

三郷市  
市長 木津 雅

久喜地区消防組合  
管理者 田中 暄二

八潮市  
市長 多田 重美

幸手市  
市長 町田 英夫

吉川松伏消防組合  
管理者 戸張 胤茂

白岡町  
町長 濱田 福司

杉戸町  
町長 野口 勝久

## 資料 6-8 三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定

### ○三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定

埼玉県入間郡三芳町、栃木県河内郡上三川町（以下「協定町」という。）とは、地震、水害等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定町間の相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定町において災害が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という）が独自では十分な被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （連絡の窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### （応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な人員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

#### （応援要請の手続）

第4条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、使用可能な通信手段を用いて連絡し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### （応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、応援要請をした町（以下「要請町」という。）の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ要請町から要請があった場合は、応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、協定町間で協議をすることができるものとする。

(公務災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の公務災害補償の手続等は、応援町から地方公務員災害補償基金(応援町が属する都道府県)支部に申請し、当該支部が審査・認定するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請町への往復途上に生じたものを除き、要請町が、その賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、協定町いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の首長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地  
上三川町  
上三川町長 星野 光利

川越地区消防組合

消防相互応援協定

入間東部地区消防組合

(趣旨)

第1条 火災その他の災害（以下「火災等」という。）及び救急業務を処理するため、川越地区消防組合及び入間東部地区消防組合（以下「協定団体」という。）相互間において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき実施する消防の相互応援に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援の種別及び区域)

第2条 消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援は、地区普通応援及び関越自動車道普通応援（以下「関越道普通応援」という。）とし、次の区分による。

(1) 地区普通応援

ア 火災出場

別表第1に定める応援区域において発生した火災を受報又は覚知した場合に、被応援団体の要請を待たずに応援団体から消防署1隊及び消防団1隊が出場するものとする。

イ 救急出場

協定団体に発生した特殊の救急業務で被応援団体の長から要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

(2) 関越道普通応援

別表第2に定める応援区域において発生した火災等又は救急業務を受報又は覚知した場合は、応援側から出場することとする。

3 特別応援は、前項に定める普通応援を超える大規模な火災等又は救急業務が発生し応援を必要とする場合において、被応援団体の要請又は応援団体の状況判断により応援出場することとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請する場合は、次の事項を別表第3に定める通報指定場所に電話等により連絡するものとする。

(1) 火災等及び救急業務の種別

(2) 発生場所及び被害の状況

(3) 出場要請部隊

(4) その他必要な事項

(特別応援出場)

第4条 特別応援出場部隊の編成は、応援団体において決定するものとする。

(指揮)

第5条 応援部隊の指揮は、被応援部隊の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。ただし、現場活動が応援部隊の単独活動のみの場合は、この限りでない。

(通報等)

第6条 応援団体が第2条第2項中の火災及び同条第3項の大規模な火災等又は救急業務を受報又は覚知したときは、直ちに被応援団体に通報するものとする。2 応援部隊の長は、消防活動について、速やかに最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援のために要した経費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とするものとする。

(資料の交換)

第8条 協定団体は、必要に応じ消防力の状況等の資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、協定団体いずれの側からもこの協定改正の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 協定団体は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協定団体双方誠意をもって協議し決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成14年4月1日から施行する。

2 昭和56年6月18日締結した消防相互応援協定は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、協定団体記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年4月1日

改正 平成17年10月1日

川 越 地 区 消 防 組 合 管 理 者 船 橋 功 一

入間東部地区消防組合管理者職務代理者 副管理者 浦 野 清

別表第1（第2条第2項関係）

地 区 普 通 応 援 区 域

川 越 地 区 消 防 組 合 側	入 間 東 部 地 区 消 防 組 合 側
応 援 区 域	応 援 区 域
富士見市のうち 大字東大久保 ふじみ野市のうち 清見1. 2. 3. 4丁目 元福岡1. 2. 3丁目 福岡2. 3丁目 川崎1. 2丁目 霞ヶ丘1. 2. 3丁目 西1. 2丁目 北野1. 2丁目 大原1. 2丁目 川崎、福岡 鶴ヶ岡3. 4. 5丁目 鶴ヶ舞3丁目、西鶴ヶ岡 亀久保の一部、武蔵野 三芳町のうち 大字上富の一部（砂川掘境）	川越市のうち 熊野町 稲荷町 清水町 諏訪町 藤原町 大字下赤坂 大字上松原 大字藤間 大字寺尾 大字牛子 大字木野目 大字古市場 大字渋井 大字下久下戸 大字菅沼

別表第2（第2条第2項関係）

関 越 道 普 通 応 援 区 域

川 越 地 区 消 防 組 合 側	入 間 東 部 地 区 消 防 組 合 側
応 援 区 域	応 援 区 域
関越自動車道のうち上り川越 IC から所沢 IC 間のふじみ野市内部及び三芳町内部 （三芳パーキングエリア内を除く。）	

別表第3（第3条第1項関係）

通 報 指 定 場 所 一 覧 表

指 定 団 体 名	所 在 地	電 話 番 号	通 報 先
川越地区消防組合	川越市神明町 48 番地 4	049(222)0700	消防局指揮統制課
入間東部地区消防組合	ふじみ野市苗間1丁目13番28号	049(261)6000	消防本部警防課 消防指令センター

入間東部地区消防組合

消防相互応援協定

朝霞地区一部事務組合

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく、入間東部地区消防組合と朝霞地区一部事務組合との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、入間東部地区消防組合及び朝霞地区一部事務組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通火災

(1) 火災出場

別表1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、1隊が応援するものとする。

(2) 救急出場

ア 別表2に定める区域内に発生した特殊な救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

イ 関越自動車道の入間東部地区消防組合及び朝霞地区一部事務組合の管轄区域に発生した特殊な救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

2 特別応援

入間東部地区消防組合、朝霞地区一部事務組合の管轄区域内に、大火災又は地震その他の大規模災害が発生し、応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場部隊はすべて現場の被応援側最高責任者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について速やかに現場最高責任者に報告するものとする。

第6条 応援のため要した費用並びに事故により生じた経費は応援側の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議のうえ決定して相互に円滑な運営を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し各1通を保管するものとする。

平成10年10月 1日

改正 平成18年 8月25日

入間東部地区消防組合管理者

島田 行雄

朝霞地区一部事務組合管理者

細田 喜八郎

別表 1

入間東部地区消防組合側の 応 援 区 域	朝霞地区一部事務組合側の 応 援 区 域
朝霞地区一部事務組合のうち 志木市 大字宗岡の一部 上宗岡一丁目、上宗岡二丁目 上宗岡三丁目、上宗岡四丁目 上宗岡五丁目 中宗岡一丁目、中宗岡二丁目 柏町一丁目、柏町二丁目 柏町三丁目、柏町六丁目 館二丁目 新座市 中野一丁目、中野二丁目 大和田一丁目、大和田二丁目 大和田三丁目、大和田四丁目 大和田五丁目 新座一丁目、新座二丁目 新座三丁目	入間東部地区消防組合のうち 三芳町 みよし台 大字竹間沢 竹間沢東 大字藤久保の一部（別図の区域） 富士見市 水谷東一丁目、水谷東二丁目 水谷東三丁目 針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二丁目 榎町 大字針ヶ谷の一部（別図の区域） 大字水子の一部（別図の区域） 大字下南畑の一部（別図の区域） 大字南畑新田の一部（別図の区域）

別表 2

入間東部地区消防組合側の 応 援 区 域	朝霞地区一部事務組合側の 応 援 区 域
朝霞地区一部事務組合一円	入間東部地区消防組合の一円

入間東部地区消防組合（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害、特殊災害を含む）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救急事故及び水難事故を含む）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

(1) 普通火災

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長の要請を待たずに派遣するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表に定める。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 必要とする資器材等の種別並びに数量

(3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において職員等を派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を行った市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月20日から施行する。
- 2 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定書(平成13年12月1日締結)は廃止する。

平成18年 9月20日

甲 入間東部地区消防組合  
管 理 者 島田 行雄

乙 さいたま市長 相川 宗一

## 別表

入間東部地区消防組合側の応援地域	さいたま市側の応援地域
入間東部地区消防組合管内のうち 東大久保 上南畑	さいたま市のうち 飯田新田 塚本町1～3丁目 塚本の一部 植田谷本村新田の一部

入間東部地区消防組合

消防の相互の応援協定

埼玉西部消防組合

協定締結日 平成 25 年 5 月 17 日

第 1 条 消防組織法第 39 条の規定に基づく入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによる。

第 2 条 この協定は、火災又は救急事故の災害発生の際、入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第 3 条 消防の相互の応援の方法は、次のとおりとする。

1. 普通応援

(1) 火災出動

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から消防署 1 隊が出場するものとする。

(2) 救急出場

入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合に発生した特殊の救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊が出場するものとする。

2. 特別応援

入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合の管轄区域内に大火災又は地震その他の広域災害が発生し、応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側の状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第 4 条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について、すみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のため要した経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときはその都度協議の上決定して、相互円滑なる運用を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

#### 附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

平成25年4月1日

埼玉県ふじみ野市苗間一丁目13番28号

入間東部地区消防組合

管理者 星野信吾

埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

別 表

入間東部地区消防組合より		埼玉西部消防組合より	
応援区域	出 場 部 隊	応援区域	出 場 部 隊
所沢市のうち	消防署 1 隊	三芳町のうち	消防署 1 隊
中富		上富	
南永井		北永井	
下富			
中富南			

災害時の情報連絡活動に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富士見市、ふじみ野市、三芳町の2市1町（以下「甲」という。）管内に災害が発生し、又応急対策のために情報収集の必要が生じた場合、甲がダイヤモンド交通(有)、三和富士交通(株)、川越乗用自動車(株)、鶴瀬交通(株)、(有)みずほ昭和、東上ハイヤー(株)、（以下「乙」という。）に災害に関する情報の提供について、協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協 力)

第2条 乙は、前条の災害について、甲の申請によるか又はそのいとまがない場合は、自主的に乙の知り得た情報を甲に伝達し、甲の必要とする情報収集に協力するものとする。

(費 用)

第3条 乙の情報提供に要する費用は、無償とする。ただし、人命救助活動に従事した場合は、後日甲乙協議のうえ、甲はその活動に関わる実費を乙に支払うものとする。

(期 間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5か年とする。ただし、有効期間の30日前までに甲乙いずれからも申し出が無い場合は、自動的に協定を更新したものとする。

(協 議)

第5条 この協定の運用について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(施行期日)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年 9 月 1 日

甲

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1  
富士見市  
富士見市長 星野信吾

甲 埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目1番1号  
ふじみ野市  
ふじみ野市長 島田行雄

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 鈴木英美

乙 埼玉県ふじみ野市亀久保1190-6  
ダイヤモンド交通 有限会社  
代表取締役社長 三上秀樹

乙 埼玉県ふじみ野市大井821-1  
三和富士交通 株式会社  
代表取締役社長 吉川永一

乙 埼玉県川越市福田35-6  
川越乗用自動車 株式会社  
代表取締役社長 岩崎真人

乙 埼玉県富士見市上南畑2940-1  
鶴瀬交通 株式会社  
代表取締役社長 石川昭二

乙 埼玉県所沢市北原町899-2  
有限会社 みずほ昭和  
代表取締役社長 石川昭二

乙 埼玉県富士見市鶴馬2606-2-303  
東上ハイヤー 株式会社  
代表取締役社長 鈴木美孝

## 地域コミュニティ情報の配信に関する協定

三芳町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずな（以下「乙」という。）は、地域コミュニティ情報の配信に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、緊急情報、地域情報等について相互に連携協力することにより、住民生活の安全確保及び利便性に寄与することを目的とする。

### （業務の内容）

第2条 乙は、甲及び関係機関が提供した次に掲げる情報について、予め登録した者（以下「登録者」という。）に対し、メール形式により配信するものとする。

- （1）災害時緊急情報
- （2）防犯・防災情報
- （3）イベント情報
- （4）地域情報
- （5）その他甲乙協議の上別途定めたもの

### （情報の提供）

第3条 甲は、乙に対し、適宜、前条各号に定める情報を提供するものとする。

### （情報の配信）

第4条 乙は、甲が提供した前条の情報について、登録者に対し配信を行うものとする。

### （個人情報）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき業務上知り得た個人情報について、三芳町個人情報保護条例（平成15年三芳町条例第28号）に基づき、適正な管理を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがあるもののほか業務の実施について必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成24年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

乙 埼玉県入間郡三芳町大字上富2017番地9  
特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずな  
代 表 上杉 真由美

災害時の医療救護活動に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳医会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、三芳町地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 医療救護班の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年 8 月 1 日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1  
甲 三芳町  
三芳町長 鈴木英美

埼玉県入間郡三芳町大字上富 4 0 2 番地 5  
乙 三芳医会  
会 長 安 田 福 輝

## 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が一時的、又は集中的に発生した場合、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に遺体の搬送を迅速、かつ円滑に行うため、必要な手続き等について定める。

### （協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体輸送
- (2) 遺体の輸送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (3) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

### （協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請の場所
- (6) 協力を要請する期間
- (7) その他、要請に必要な事項

### （協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の輸送に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- (2) 遺体の輸送した回数及び輸送した遺体数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第9条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

- (1) 甲 三芳町 防災主管課長
- (2) 乙 (社)全国霊柩自動車協会 埼玉県支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により支援協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年8月7日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
甲 三芳町  
三芳町長 鈴木 英美

埼玉県飯能市八幡町 4 番 12 号  
乙 社団法人 全国霊柩自動車協会 埼玉県支部  
支部長 青木 利男

平成 年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

(社) 全国霊柩自動車協会 埼玉県支部長 様

三芳町長

災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名	課	係
氏名・電話番号	氏名	電話番号	
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成	年	月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由			
要 請 内 容			
履 行 場 所			
履 行 日	履行日：平成 年 月 日		
履 行 期 間	期 間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
備 考			

平成 年 月 日

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

(あて先) 三芳町長

(社)全国霊柩自動車協会 埼玉県支部  
支部長 青木利男 印

災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	課 電話番号	係
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成 年 月 日 ( )		時 分頃
実施業務内容			
使用物資・数量	○遺体輸送した車両台数 ・霊柩車 台 ・その他の車両 台 ○その他の役務等		
実施業務の従事者数			
履行の場所			
履行日	履行日：平成 年 月 日		
履行期間	期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
輸送回数・遺体数・走行距離	輸送回数	回	
	遺体数	体	
	走行距離	km	
その他・備考			

添付書類 実績報告書 (1 遺体輸送毎の運賃計算書等)

## 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳町福祉施設連絡協議会会員施設（以下「乙」という。）とは、「三芳町地域防災計画」及び「三芳町災害時要援護者避難支援プラン全体計画（以下「支援プラン」という。）」に基づく福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、三芳町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に属する施設を福祉避難所として開設し運営することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設に入所又は入所するに至らない在宅の要援護者（同伴の介護者を含む。）で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

### （受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

### （手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別表2、又は支援プラン個別計画等）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。但し、甲・乙が十分な協議の上、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができるものとし、乙はこれに協力するよう努めるものとする。

2 前項において、甲が最低限調達する物品については、別表3のとおりとする。

3 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう有資格者、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設及び運営上知り得た情報の管理にあたっては、三芳町個人情報保護条例(平成15年条例第28号)等の関係法令を遵守しなくてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

平成24年 8月23日

(甲) 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

三芳町長 林 伊佐雄

(乙) 埼玉県入間郡三芳町北永井 381-3

三芳町福祉施設連絡協議会会員施設

代表 社会福祉法人 めぐみ会

かしの木ケアセンター

施設長 山本 明彦

## 「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」締結先一覧

No.	組織種別	運 営 者	種 別	施 設 名	管理者名
1	社会福祉法人	三芳厚生福祉会	特別養護老人ホーム	みよし園	岡田 雷太
2	社会福祉法人	三芳厚生福祉会	介護老人保健施設	むさしの苑	石川 宏
3	医療法人財団	明理会	病院併設型介護老人保健施設	埼玉ロイヤルケアセンター	賛田 茂雄
4	社会福祉法人	めぐみ会	障害者支援施設（入所・生活介護）	かしの木ケアセンター	山本 明彦
5	社会福祉法人	入間東部福祉会	障害者支援施設（入所・生活介護）	入間東部みよしの里	吉田 拓道
6	株式会社	ユニマットそよ風	グループホーム（介護予防及び認知症 対応型共同生活介護）	三芳グループホームそよ風	岡島 直子
7	社会福祉法人	入間東部福祉会	障害福祉サービス（生活介護）	三芳太陽の家	森井 寛文
8	社会福祉法人	三芳町社会福祉協 議会	老人デイサービスセンター	けやきの家	内城 一人
9	株式会社	ケアフェイス	老人ショートステイ・デイサービス	ほっと三芳ケアセンター	岩崎 輝子
10	社会福祉法人	みよしの会	特別養護老人ホーム	桜荘	鈴木 洋
11	社会福祉法人	蓬萊会	特別養護老人ホーム	こころ三芳	林 淳一郎
12	医療法人社団	草芳会	介護老人保健施設	エムズガーデン	草野 重信
13	一般社団法人	埼玉たまみずきの 会	児童デイサービス	青空	大久保雄祐
14	社会福祉法人	めぐみ会	グループホーム・ケアホーム （障害者共同生活援助・共同生活介護）	すてっぷ	大川 空湖
15	社会福祉法人	めぐみ会	多機能型事業所 （就労移行支援・就労継続支援B型）	のびる作業所	北田 壮

## 高齢者・障害者（身体・知的・精神）・障害児

基本情報	
氏名・性別	(男・女)
生年月日・年齢	M・T・S・H 年 月 日 ( )
住所・電話番号・FAX	住所 TEL ( ) /FAX ( )
緊急時連絡先 氏名	続柄 ( )
住所・電話番号・FAX E-mail	住所 TEL ( ) /FAX ( ) E-mail
かかりつけ病院・ 電話番号・主治医	病院名 ( 科) TEL ( ) /主治医
利用者に関する詳細	
持病・主な既往歴	
服薬	なし・あり ( )
禁忌薬剤	なし・あり ( )
アレルギー	なし・あり ( )
発作	なし・あり (座薬等の対応 なし・あり)
医療的ケア	なし・ あり (経管栄養・吸引・褥瘡処置・尿管カテーテル・ 浣腸・座薬) その他 ( )

必要補装具	車椅子・杖・補聴器・( )
介護上の注意点	
身体 of 状況等	
特記事項 〔認知症の状態等〕	
現在(過去に)利用している施設・事業所等 (ヘルパー含む)	
平成 年 月 日 災害時の救援活動に役立てる個人情報として、三芳町福祉施設連絡協議会会員施設及び災害支援関係者に上記を提供することに同意します。  身元引受人 続柄 ( ) 印	

## 第8条関連 提供可能物品一覧

整理番号	物 品 名
1	クラッカー
2	アルファ米
3	粉ミルク
4	飲料水
5	生理用品
6	多人数用救急箱（消毒液・ガーゼ・三角巾等）
7	毛布（真空パック加工済み）
8	食器セット（食器・皿・コップ・はし・フォーク）
9	下着セット（シャツ・パンツ・靴下）（真空パック加工済み）
10	タオル（真空パック加工済み）
11	トイレットペーパー
12	ローソク（マッチ付）
13	サージカルマスク（抗菌マスクスプレー付）

## 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

### （支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

### （支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

### （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

### （復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災

害復旧業務完了報告書報告」(別紙様式第2)を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年10月 8日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成20年10月 8日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 鈴木 英美

乙 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地  
埼玉県電気工事工業組合  
理事長 小澤 浩二

様式第1（第3条関係）

平成 年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿  
(FAX 048-663-0298)

三芳町長

## 支 援 要 請 書

平成20年8月 日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

### 記

#### 1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

#### 2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名： \_\_\_\_\_
- ・場所（住所）： \_\_\_\_\_
- ・責任者名：職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- ・電話番号： \_\_\_\_\_
- ・携帯番号： \_\_\_\_\_

#### 3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

平成 年 月 日

三芳町長

殿

埼玉県電気工事工業組合

## 災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

### 記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

## 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、三芳町内における避難場所誘導案内付電柱広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、三芳町内に広告を掲出することにより、住民等に対し災害時における避難場所の周知をすることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難場所誘導案内付電柱広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて避難場所の誘導案内表示を記載するものをいう。
- （2）避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

### （避難場所の情報提供）

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

### （乙の業務）

第4条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出ならびに維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- （3）避難場所の変更等により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

### （広告の仕様）

第5条 広告の仕様は、「避難場所誘導案内付電柱広告デザイン」を基本とする。

### （広告の掲出）

第6条 広告に表示する避難場所については、広告掲出場所から極力近距離の避難場所とする。但し、地域の状況により、これにより難しい場合には、甲の判断に基づき決定する。

2 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守すると共に公序良俗に反しないものとする。

(経費)

第7条 広告の掲出にあたり、必要な経費は広告主および乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を所有するものとする。

平成27年2月12日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
埼玉県入間郡三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地  
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社  
総支社長 小池 猛

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

三芳町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

- 2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

- 2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。
- 3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

- 2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

### （利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年1月23日

甲 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1  
埼玉県入間郡三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄 印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 5 丁目 8 番 1 7 号  
東日本電信電話株式会社  
取締役 埼玉事業部長  
笠 井 澄 人 印

【別紙1】

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【三芳町】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 自治安心課長 伊東 正男	T E L 049-258-0019 F A X 049-274-1009 E-Mail chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp
(副) 教育総務課長 横山 通夫	T E L 049-258-0019 F A X 049-274-1056 E-Mail kyousoumu@town.saitama-miyoshi.lg.jp

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 営業部 公衆電話担当課長 柳谷 辰哉	T E L 048-833-1800 E-Mail tatsuya.yanagiya@east.ntt.co.jp
(副) 営業部 公衆電話担当主査 木立 幹羊	T E L 048-833-1800 E-Mail kanshi.kidachi@east.ntt.co.jp

三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

東日本電信電話株式会社埼玉支店  
営業部 公衆電話担当課長

柳谷 辰哉

【別紙 2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

三芳町およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施すること  
に努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる 回線試験	① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。	◇ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	◇ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。	
II. 三芳町による 通話試験 (避難所含む)	① 各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話出来るかの確認を実施します。	
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。	

## 震災時における緊急設備支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、三芳町内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック24」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めるときは、乙にその稼働を要請するものとする。

2 要請連絡の責任者及び要請先については別表1に定める。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取ると共に、その措置事項を甲に報告するものとする。

### （システムの内容等）

第4条 乙は避難所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後24時間をめどに搬入し設置するものとする。

2 搬入し設置する資材は別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない

### （稼働範囲）

第5条 乙が甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難場所のうち5箇所とする。

2 稼働する場所は別表2に定める。

(システムの稼働料金)

第6条 本システムの稼働料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を提出するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の費用)

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成20年4月1日から平成21年3月31日まで有効とし、協定の内容を変更する場合は、甲、乙協議の上、改めて協定を締結することとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成20年 4月 1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100番地1

三芳町長 鈴木 英美



乙 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号

株式会社セレスポ

代表取締役社長 稲葉 利彦



## 協定に関する補足事項

本補足事項は、甲 三芳町 と、乙 株式会社セレスポ との間で  
平成26年4月1日に締結された「震災時における緊急設備支援に関する協定書」  
を補足する事項に関して取り決めたものです。

### 甲 支援要請責任者

災害用優先電話	①	049-258-0019 (三芳町役場)	
	②	049-258-0016 (三芳町役場301会議室)	
代表電話番号		049-258-0019 (三芳町役場)	
Eメール		chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
氏名	部署・役職	携帯電話番号	
伊東 正男	自治安心課長		
古寺 靖	防犯防災担当主幹		

※緊急時に使用する電話回線には◎印

### 乙 クイック24要請先

第一要請先	名称	株式会社 セレスポ さいたま支店	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-1-1 大黒やオフィスビル4F	
	責任者	支店長 松田 英彦 (まつだ ひでひこ)	
	緊急	平日 昼間	さいたま支店 TEL 048(825)3271 FAX 048(825)3274
	連絡先	休日・夜間	松田携帯電話 090-2729-5354
Eメール		cs-saitama@cerespo.co.jp	携帯メール cs09027295354@docomo.ne.jp
第二要請先	名称	株式会社 セレスポ 大阪支店	
	所在地	大阪府大阪市住之江区北加賀屋3-1-30	
	責任者	支店長 斉藤 伸行 (さいとう のぶゆき)	
	緊急	平日 昼間	大阪支店 TEL 06(6682)8711 FAX 06(6682)8712
	連絡先	休日・夜間	斉藤携帯電話 090-4620-0669
Eメール		cs-oosaka@cerespo.co.jp	携帯メール cs09046200669@cerespo.biz.ne.jp

別表2（第4条、第5条関係）

協定避難場所及び設置内容

名称	所在地	設置内容
1. 上富小学校	上富 1,267	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイプテント（2間×3間） 4張</li> <li>・ 養生シート 8枚</li> <li>・ テーブル 4台</li> </ul>
2. 三芳小学校	北永井 343	同 上
3. 藤久保小学校	藤久保 224-2	同 上
4. 唐沢小学校	藤久保 410-2	同 上
5. 竹間沢小学校	竹間沢 550-1	同 上

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

三芳町（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、三芳町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、住民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第 2 条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第 3 条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

（報告）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 5 条 甲の要請に基づき、乙が第 2 条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。  
2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

乙 さいたま市南区根岸一丁目5番5号  
生活協同組合さいたまコープ  
代表理事  
理事長 佐藤 利昭

第1号様式（三芳町）

## 応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

三芳町長



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
連 絡 先	
備 考	

供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

第2号様式（三芳町）

## 応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

三芳町長 様

生活協同組合 さいたまコープ



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	
使 用 車 両	
備 考	

供給物資等

品 目	仕 様	数 量	供給した場所

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(別表) 災害時応急生活物資(第2条関係)

段階 品目	ライフラインストップ時	ライフライン復旧時 (電気・水道復旧時)
食料品	飲料水 ■ 飲料 (ジュース・牛乳等) ■ 食品 { <ul style="list-style-type: none"> <li>菓子パン ■</li> <li>バナナ ■</li> <li>レトルト食品(米飯等)</li> <li>缶詰</li> <li>即席カップ麺</li> </ul>	水・飲料 菓子パン 食パン バター・ジャム 肉・魚・野菜 レトルト食品 インスタントコーヒー・お茶・紅茶
衣料品・寝具		下着 靴下
日用品雑貨	ティッシュ トイレットペーパー オムツ(子ども・大人用) 生理用品 使い捨てカイロ 蚊取り線香 アルミホイル・ラップ ゴミ袋 紙コップ・紙皿	同左の他 洗面用具・洗剤 文房具 マスク

※ 品目は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※ ■印は、発災直後、最優先に調達すべき品目。

## 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）は三芳町内における地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有する商品の供給について要請できるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の範囲において優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として被害の状況に応じ甲乙協議しその都度決定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲は乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後、応急生活物資供給要請書（別記様式）を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引き取り）

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所においての乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷認定書等に基づき、甲乙協議の上、適正な価格を決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援等の広域的な支援が受けられる体制の整備に努力するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成21年7月1日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三 芳 町

町 長

鈴木英美



埼玉県入間市小谷田4丁目6番地11

乙 いるま野農業協同組合

代表理事組合長

小澤稔夫



別記様式（第5条関係）

## 応急生活物資供給要請書

年 月 日

いるま野農業協同組合

代表理事組合長

様

三 芳 町 町 長

災害時における応急生活物資供給等に関する協定第5条の規定により、次のとおり  
要請します。

記

応急生活物資名	規格等	数量	搬入場所	搬入日

## 資料6-24 災害時における物資の供給等に関する協定書

### 災害時における物資の供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、地震、風雪水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給するなどし、以って甲の住民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### （協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に必要な物資供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放の期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

#### （支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、物資の品目や数量、緊急避難先とする場所や期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合でやむをえず文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

#### （物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

#### （物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資の価格・費用負担)

第6条 前条2項による受渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価(乙の顧客向け価格)を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続し又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力(事業運営上の許認可等)を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定解消の申し出がない限り、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成27年 8月19日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
三芳町  
三芳町長 林 伊 佐 雄

号

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 44 番 1  
株式会社マミーマート  
代表取締役社長 岩 崎 裕 文

災害時における救援物資提供に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について、要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

(1) 乙は、飲料水自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

(2) 乙は、速やかに支援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(3) 乙は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

(4) 第3号の飲料水の引渡場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

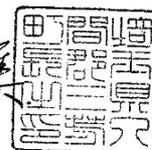
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年 8月10日

住所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
甲 三芳町

氏名 三芳町長

鈴木英美

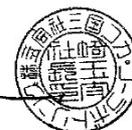


住所 埼玉県桶川市大字加納 180 番地  
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社

氏名 執行役員 営業本部

埼玉支社長

原 義之



## 非常災害時における緊急支援に関する協定書

三芳町（以下「甲と」いう。）と三芳町災害対策協力会（以下「乙」という。）は、三芳町内における大規模な地震、火災、風水害等（以下「非常災害」という。）の発生時の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三芳町内に非常災害が発生した場合において、三芳町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、次の各号について、甲が乙に協力を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- （1）道路の応急復旧（防災計画第 2 部第 2 章第 7 節 2）
- （2）応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理（防災計画第 3 部第 2 章第 7 節 7）
- （3）その他、甲において必要と認める支援活動

（要請）

第 2 条 前条に基づき甲が乙に協力を要請した場合においては、乙は、要請事項について適切な措置を講ずるとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第 3 条 甲の協力要請により乙が要した費用は、甲の負担とする。

（協議事項）

第 4 条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の運用について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用と更新）

第 5 条 この協定の適用は、締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了 1 か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を 1 年間更新し、以後同様とする

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 19 年 6 月 11 日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1  
甲 埼玉県入間郡三芳町  
三芳町長 鈴木 英 美

埼玉県入間郡三芳町大字上富 1 2 9 4 番地 1  
乙 三芳町災害対策協力会  
会 長 青 木 孝 夫

## (災害対策協力会会員名簿)

(平成20年8月現在)

	社名	代表者名	住所	TEL	FAX	営業品目
1	塩野建設工業(株)	塩野 重光	三芳町大字北永井 836-3	259-0800	259-0885	土木建築業
2	大起建設(株)	小原 一幸	〃 北永井 574	258-3271	259-0020	〃
3	(株)矢島工務店	矢島 忠治	〃 上富 1908-2	258-3665	258-3446	〃
4	(株)小笠原土木工業	小笠原 岩	〃 上富 196-2	258-1661	259-2838	〃
5	(株)高橋土木	高橋 東吾	〃 藤久保 3926	258-1167	259-6131	〃
6	(有)江原設備	江原 益男	〃 上富 1545-60	258-1966	259-8530	上下水道業
7	(有)駒設備	駒形 嘉信	〃 藤久保 632-14	258-8728	258-8902	〃
8	(株)斉藤水道工業所	斉藤 吉男	富士見市 鶴瀬東 2-2-17	251-1363	254-6034	〃
9	(株)菅原工業所	菅原 伸悦	三芳町大字上富 1545-22	258-4541	258-6709	〃
10	(有)善光設備	矢野 善吾	〃 北永井 884-14	258-9101	258-8283	〃
11	(有)武井設備	武井 福寿	〃 竹間沢 658	258-3525	258-4537	〃
12	(有)谷合設備工業所	谷合 弘好	〃 藤久保 14-1	258-0882	258-0876	〃
13	(有)富田設備工業所	嶋村 嗣康	ふじみ野市仲 1-1-1	261-0167	261-0486	〃
14	(有)中町住設工業	中町 正明	三芳町大字上富 98	258-3940	259-3860	〃
15	(有)細谷設備	細谷 勝吉	〃 北永井 66-6	258-3692	258-9247	〃
16	(有)マルナカ設備工業	仲野 清	〃 藤久保 3949-3	258-2343	258-1551	〃
17	(有)吉野水道工業所	吉野 司朗	〃 上富 2135	261-2390	266-2853	〃
18	(株)オチアイ	落合 清	〃 藤久保 1122-4	258-6772	258-6774	〃
19	(株)青木電設	青木 孝夫	〃 上富 1294-1	258-1443	258-8535	電気工事業
20	フルカワ電設(株)	古河 功次	〃 藤久保 3878	258-6446	259-1740	〃
21	葵電気設備(株)	緒方 敏男	〃 北永井 152-3	259-3385	259-0285	〃
22	ミクニ電気(株)	鈴木 幸治	〃 藤久保 3951-9	258-3747	259-4908	〃
23	昭和ガス(株)	高橋 政一	〃 上富 264	258-5711	258-9866	ガス業
24	(株)クマクラ	熊倉 徹	新座市 畑中 3-1-5	048-479-0391	048-479-0446	廃棄物処理業
25	石坂産業(株) 井出様	石坂 好男	三芳町大字上富 1394-14	259-1177	259-0687	〃
26	(株)大門造園	成田 利光	〃 上富 1764-6	259-1200	259-1201	造園業
27	ウイズグリーン(株)	井田 裕三	〃 上富 513	258-6145	258-6120	〃
28	(有)阿部商事	阿部 征一	〃 上富 413-22	258-0183	259-4997	清掃業
29	(株)サイニチ 竹内様	小沼 成人	〃 竹間沢 125-1	258-6731	258-6739	リース業
30	(有)船津商事	船津 輝行	〃 北永井 868	258-0063	259-2771	油類販売業
31	三協測量設計(株)	細沼 英一	〃 北永井 391-3	259-1911	258-2375	測量設計業
32	大東ガス(株) 三井様	清水 洋	〃 藤久保西1081-1	259-1111	259-3020	ガス業
33	寺内通信(株)	寺内 正夫	〃 上富 2137-3	259-8521	259-8541	通信業
34	片山商事(株) 細川様	片山 宗弘	〃 上富 1554	258-6741	258-6227	清掃業
35	(有)三芳エアコンサービス	矢島 悦男	〃 上富 1552	258-0470	258-9828	空調設備業
36	鈴木産業(株)	鈴木 建時	〃 上富 1550	258-4703	259-3405	建設資材販売業
37	フジタ道路(株) 日暮様	瀧野 忠文	〃 北永井 603-2	258-8255	258-8235	土木建築業
38	新富電設(有)	新井 敏夫	〃 上富 1311-3	258-3491	258-3488	電気工事業
39	ミヨシトータルサービス(株)	高橋 和男	〃 上富 1496-4	258-3675	258-1964	運送業
40	(株)西内工務店	西内 利夫	〃 藤久保 3993-8	258-2392	259-7353	建築業
41	(有)伊藤建設工業	伊藤 康之	〃 北永井 308-3	259-3999	259-7049	土木建築業
42	(有)シモヤマ工業	下山 義秋	ふじみ野市うれし野2-14-3	269-1013	269-1014	〃
43	(有)小幡土建工業	小幡 克也	三芳町大字北永井 501-5	257-0406	257-0407	〃
44	関東グリーンサービス(株)	細渕 雄一	〃 藤久保 27-47	258-4706	258-4709	造園業
45	(有)吉野金物(浩之様)	吉野 栄四郎	〃 藤久保 27-18	258-6966	258-1110	金物建築業
46	(株)エストコーポレーション	山田 政弘	〃 藤久保 705-1	258-3141	258-3060	運送業

## 災害時における物資の輸送に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会所沢支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料

イ 宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

る。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年10月 4日

入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

所沢市大字南永井619番地16

乙 社団法人埼玉県トラック協会 所沢支部

支部長 久保 務

年 月 日

埼玉県トラック協会

所 沢 支 部 様

三 芳 町 長

### 災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

#### 記

1. 要請理由 \_\_\_\_\_

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日) 年月日	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
			地先から 地先まで	

3. その他 \_\_\_\_\_

年 月 日

三 芳 町 長 様

埼玉県トラック協会

所沢支部長

### 災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

#### 2. その他

---

## 災害時におけるバス利用に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）は、災害時にバスを利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 三芳町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）に、避難者の輸送及び避難施設としてバスを利用することにより、災害時の対策を迅速に行い、住民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、武力攻撃等に起因する被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において対策の必要があると判断したときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が所有するバスにより避難者を甲が指定する避難所に輸送すること。
- (2) 乙が所有するバスを避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者を予め定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

（経費の負担）

第7条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定は、災害直前時における通常価格を基礎として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、乙から請求書の提出を受けた場合は、受理した日から30日以内に支払うものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとし、次年度以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成21年10月26日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
甲 三 芳 町  
三芳町長 鈴木英美

埼玉県坂戸市大字小沼292番地の1  
乙 社団法人埼玉県バス協会西部地区部会  
会 長 若 野 廣

別記様式

平成 年 月 日

社団法人埼玉県バス協会西部地区部会 会長 様

【連絡責任者 様】

(FAX 0 4 9 - 2 8 4 - 3 4 9 6)

三芳町長 鈴木 英美

【連絡責任者】

(FAX 0 4 9 - 2 7 4 - 1 0 5 3)

### 災害対策協力要請書

災害時におけるバス利用に関する協定第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

#### 記

#### 1 協力要請の内容

- バスによる避難者の避難所への輸送  
出 発 地 ( )  
輸 送 先 ( )  
輸送人数 ( )
- バスを避難施設として提供  
利用場所 ( )  
利用台数 ( )

#### 2 協力要請の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

## 資料6-29 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

### (防応19-3) 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

埼玉県 埼玉県知事 畑 和	川口市 川口市長 永瀬 洋治	浦和市 浦和市長 中川 健吉
大宮市 大宮市長 新藤 享弘	行田市 行田市長 中川 直木	所沢市 所沢市長 中井 眞一郎
飯能市 飯能市長 小山 誠三	岩槻市 岩槻市長 斎藤 伝吉	春日部市 春日部市長 三枝 安茂
狭山市 狭山市長 大野 松茂	羽生市 羽生市長 三木 謙吉	上尾市 上尾市長 荒井 松司
与野市 与野市長 井原 勇	草加市 草加市長 今井 宏	越谷市 越谷市長 島村 慎市郎
蕨市 蕨市長 田中 啓一	戸田市 戸田市長 斎藤 純忠	入間市 入間市長 水村 仁平
鳩ヶ谷市 鳩ヶ谷市長 名倉 隆	朝霞市 朝霞市長 岡野 義一	志木市 志木市長 細田 喜八郎
和光市 和光市長 田中 茂	新座市 新座市長 高橋 喜之助	桶川市 桶川市長職務代理者 桶川市助役 奥山 昌美
北本市 北本市長 新井 馨	八潮市 八潮市長 藤波 彰	三郷市 三郷市長 木津 三郎
蓮田市 蓮田市長 石川 勝夫	幸手市 幸手市長 芝 宏	伊奈町 伊奈町長 小林 昭一
日高市 日高町長 駒野 昇	宮代町 宮代町長 日下部義道	白岡町 白岡町長 荒井 宏
杉戸町 杉戸町長 矢島 正男	庄和町 庄和町長 神谷 尚	寄居地区消防組合 寄居地区消防組合管理者 丸橋 安夫
久喜地区消防組合 久喜地区消防組合管理者 坂本 友雄	秩父広域市町村圏組合 秩父広域市町村圏組合管理者 内田 全一	入間東部地区消防組合 入間東部地区消防組合管理者 田中 喜三
小川地区消防組合 小川地区消防組合管理者 松本 繁夫	吉川町松伏町消防組合 吉川町松伏町消防組合管理者 深井 誠	児玉郡市広域市町村圏組合 児玉郡市広域市町村圏組合管理者 茂木 稔
熊谷地区消防組合 熊谷地区消防組合管理者 小林 一夫	東松山地区消防組合 東松山地区消防組合管理者 芝崎 享	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 宮崎 雅好
川越地区消防組合 川越地区消防組合管理者 川合 喜一	加須地区消防組合 加須地区消防組合管理者 矢沢 恒雄	鴻巣地区消防組合 鴻巣地区消防組合管理者 佐藤 輝彦
西入間広域消防組合 西入間広域消防組合管理者 下田 養平	深谷市岡部町共同事務組合 深谷市岡部町共同事務組合管理者 福嶋 健助	名栗村 名栗村長 浅見 康夫
南河原村 南河原村長 橋本 治雄		

## 資料6-30 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領

(防応19-2) 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領

平成3年4月1日  
環境部長決裁(制定)  
平成8年8月31日  
消防防災課長決裁(一部改正)  
平成13年3月1日  
消防防災課長決裁(一部改正)  
平成17年3月29日  
消防防災課長決裁(一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県防災航空隊運営管理要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、埼玉県防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第1条の2 この要領で使用する用語の定義については、要綱第3条及びその他の条文において規定するところによる。

(緊急運航の種類)

第2条 緊急運航の種類は、要綱第21条第2項に規定するところによる。

(火災出場基準)

第3条 火災出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 中高層建物の火災で、航空機の活動が必要な場合
- (2) 林野火災で、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要がある場合
- (3) 住宅密集地における一般住宅炎上火災で、おおむね300平方メートル以上の延焼拡大が見込まれる場合
- (4) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合
- (5) 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合
- (6) 工場等の火災(爆発事故を含む。)で、航空機の活動が必要な場合

(救助出場基準)

第4条 救助出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合
- (2) (1)のほか、航空機による人命救助の必要がある場合

(救急出場基準)

第5条 救急出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 救急車による搬送が不可能な場合
  - (2) 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合
- 2 転院搬送を行う場合は、原則として医師が搭乗するものとする。

(調査出場)

第6条 調査出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 広域的な情報収集を必要とする場合
- (2) 避難誘導又は広報を必要とする場合

(救援出場)

第6条の2 救援出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合

(出場要請)

第7条 航空機の出場要請は、航空センター所長(以下「運航責任者」という。)に対して行うものとする。

- 2 前項の要請は、運航責任者に対して、電話により速報後、防災航空隊出場要請(受信)書(様

式第1号)を、ファクシミリで送付することにより行うものとする。

(出場の可否決定)

第8条 運航責任者は、前条第1項の出場要請に対する出場の可否を速やかに決定し、隊長に命令しなければならない。

2 運航責任者は、前項の結果を総括管理者に報告しなければならない。

(出場要請に対する回答)

第9条 隊長は、前条第1項の結果を直ちに出場要請団体に回答するものとする。

(出場)

第10条 隊長は、第8条第1項の規定により出場命令を受けたときは、別に定める出場機の決定基準に従い出場機を決定し、速やかに航空隊を出場させるものとする。

(帰投又は活動の停止)

第10条の2 隊長は、出場要請団体から災害が鎮静したため航空機の活動が必要ない旨通告を受けた場合は、速やかに帰投命令を発するものとする。

2 隊長は、緊急出場した後、災害現場の気象条件が悪化し又は悪化するおそれがあり、飛行上の安全が確保できないと認めた場合は、出場要請団体と連絡をとった上で直ちに帰投命令又は活動停止命令を発しなければならない。

(報告)

第11条 隊長は、緊急運航によって把握した災害の実態を、運航責任者に災害速報(様式第2号)により報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

最 終 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(様式第1号)

防災航空隊出場要請(受信)書

埼玉県防災航空センター所長様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810, 7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者:
2 要請日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
3 要請種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)調査 (5)救援
4 発生場所	(市・町・村) 番地
4 現場目標	目標物:
5 発生日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分頃
6 災害の概要 及び要請任務	
7 必要資機材	
8 気象条件	天候: 風向: 風速: m/s 気温: °C 視界: m 雲高: m 警報及び注意報:
9 出場先場外 離着陸場等	場所: (市・町・村) 番地 名称及び目標物:
10 搬送先場外 離着陸場等	場所: (市・町・村) 番地 名称及び目標物:
11 傷病者	住所: 傷病者の人数: 人 氏名: ( 歳) (男・女) 傷病名: 程度: (重・中・軽)
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他:
13 救援出場内容	搬送物件・人員:
14 現地搭乗者	(有・無) 職名: 氏名: ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名: 無線種別: (全国波・県波)、コールサイン:
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名: 機数: 機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。	
1 航空隊指揮者	指揮者: 受信者: 無線種別: (全国波・県波)、コールサイン:
2 出場機	出場機: (1号機・2号機) コールサイン: 1号機="さいたまこうくうヘリ1"、2号機="さいたまこうくうヘリ2"
3 到着予定時刻	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 航空燃料の確保	(可・否) 時間 分
特記事項	

注: 「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

(様式第2号)

災 害 速 報

要請種別		要請者	
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	年 月 日 ( 曜日 ) 天候 ( )	覚知方法	
災害の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)  計 _____ 人 不明 _____ 人	重症者 _____ 人 中等症者 _____ 人 軽症者 _____ 人 傷病者計 _____ 人	
要救助者数 (見込み)		救 助 員	_____ 人
活動の状況			
特記事項			

## 埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、災害発生時において、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の会員が県内の一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定める。

### (定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 一般廃棄物 市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む。）が被災し、適正な処理の確保が困難となった生活ごみ、事業系一般ごみ、し尿その他一般廃棄物のことをいう。
- (3) 災害廃棄物 災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で、市町村等が、生活環境の保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- (4) 相互支援 次に掲げることをいう。
  - ア 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
  - イ 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
  - ウ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
  - エ 災害廃棄物等の処理の実施
  - オ その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

### (会員の責務)

**第 3 条** 会員は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

### (埼清研の役割)

**第 4 条** 埼清研は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、自治的な支援体制の構築に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場予定地及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査・報告
- (2) 災害廃棄物対策部会の運営
- (3) 会員間の緊急連絡体制の整備

- (4) 災害廃棄物等処理対策訓練の実施
- (5) 関係団体との協力協定等の締結

#### (県の役割)

**第5条** 県は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、関係機関との調整に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
  - ア 災害廃棄物処理計画の策定
  - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- (2) 災害発生時における役割
  - ア 処理施設の稼働状況等の情報収集
  - イ 災害廃棄物等の発生状況の情報収集
  - ウ 市町村等間の相互支援に係る連絡調整
  - エ 県外の自治体及び関係団体への支援要請に係る連絡調整
  - オ 県有施設等での廃棄物処理の支援協力
  - カ 県の備蓄物資等の提供

#### (市町村等の役割)

**第6条** 市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
  - ア 災害廃棄物処理計画の策定
  - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
  - ウ 災害に強い処理施設の整備
  - エ 近隣の市町村等との相互支援体制の確立
  - オ 一般廃棄物処理業者等との協力協定の締結
- (2) 災害発生時における役割
  - ア 処理施設の被害状況の把握
  - イ 災害廃棄物等の発生量の把握
  - ウ 災害廃棄物等の仮置場及び仮設トイレ等の備品の確保

#### (災害廃棄物対策部会)

**第7条** 災害廃棄物等の処理対策に関する検討、情報交換など必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

**2** 対策部会は、埼清研会長、県及び各ブロックから選出された会員で構成する。

**3** 各ブロックで選出する部会員は、次の3名とする。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 一般廃棄物処理施設を設置する市又は関係一部事務組合の管理者を擁する市 2名

**4** 部会長は、埼清研会長とし、部会を招集する。副部会長は、部会員の中から選出する。

#### (支援要請)

**第8条** 被災した市町村等が支援を求めようとするときは、県に対して、必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請をするときは、別に定める支援要請書（様式1号）を県に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話、電信など災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に支援要請書を提出することができる。

#### （県の調整）

**第9条** 県は、災害廃棄物等の発生状況や要請内容を踏まえ、被災した市町村等の属するブロックの部会員と調整の上、当該ブロック内の市町村等に協力を要請する。ただし、被災した市町村等が近隣の市町村等へ直接支援を要請することについては、これを妨げない。なお、支援を要請したときは、その旨を県に報告するものとする。

- 2 県は、被災した市町村等の属するブロック内での処理が困難なとき、他のブロックの部会員と調整の上、他のブロックの市町村等又は協力協定を締結している関係団体に協力を要請する。
- 3 県は、会員間での相互支援の確保が困難なとき、被災した市町村等と必要な調整の上、県外の自治体に協力を要請する。
- 4 県は、県外の自治体から支援要請があったとき、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、市町村等に対して協力を求めるものとする。

#### （支援実施内容の報告）

**第10条** 災害廃棄物等の処理に関する支援を行った市町村等は、別に定める実績報告書（様式2号）を県に提出するものとする。

#### （協定の締結）

- 第11条** 県内の災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制の確立を目的として、埼清研会長と各会員の間で、あらかじめ協定を締結するものとする。
- 2 前項の規定により締結した協定は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

#### （費用負担）

**第12条** 第2条第4項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

#### （計画書等の提出）

- 第13条** 会員は、毎年4月10日までに、前年度末における災害廃棄物等の仮置場予定地及び仮設トイレ等の備蓄数を、別に定める報告書（様式3号）により埼清研会長に提出するものとする。
- 2 会員は、災害廃棄物処理計画を策定又は変更したときは、埼清研会長に報告するものとする。
  - 3 埼清研会長は、前2項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

## 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

### （役割）

**第2条** 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

**2** 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

**3** 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

### （責務）

**第3条** 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるよう努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

### （費用負担）

**第4条** 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

### （期間）

**第5条** 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名 称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会 長 相 川 宗 一

所在地

名 称

代表者

様式 1 号

災害廃棄物等処理支援要請書

平成 第 年 月 日 号

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、  
下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の状況
  - (1) 災害の種類
  - (2) 発生日時
  - (3) 発生場所
  - (4) 被害の状況
  
- 2 支援要請の内容
  - (1) 処理を希望する廃棄物の種類及び量
  - (2) 必要とする人員
  - (3) 必要とする車両その他資機材
  - (4) その他必要とする作業内容
  
- 4 連絡先
  - 担当部課所
  - 担当者
  - 電話番号

様式 2 号

災害廃棄物等処理実績報告書

平成 第 年 月 日  
号

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
  - (1) 処理等
  - (2) 人的派遣等
  - (3) 機材等
  - (4) その他
- 3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
  - 担当部課所
  - 担当者
  - 電話番号

様式 3 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

平成 第 年 月 日  
第 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）

○を付けて下さい

具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）

その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

## 災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書

災害時に民間賃貸住宅の一時的利用を希望する被災者は、基本事項を確認の上、契約手続きをすすめるものとする。

### 1. 基本的事項

- (1) 契約については、民間賃貸住宅の一時利用を希望する被災者と、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が管理している提供可能な民間賃貸住宅の所有者との間で行う賃貸借契約によるものとする。
- (2) 賃料については、被災者が月ごとに民間賃貸住宅の所有者に支払うものとする。  
災害時対応のため、敷金（保証金）及び礼金については、被災者は支払うことを必要としないものとする。
- (3) 賃貸借契約の期間は、最長2年間とする。
- (4) 契約事務手数料は、月額賃料の0.5か月分の金額とする。
- (5) 月額賃料は、10万円以内とする。
- (6) 住宅の基準としては、一戸あたり延床面積29.7㎡（9坪）とし、家族構成等により調整することができる。

### 2. 契約手続き

- (1) 民間賃貸住宅の利用を希望する被災者は、三芳町役場自治環境課に申し出るものとする。
- (2) 自治環境課は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に照会し、登録会員が管理している民間賃貸住宅の空き情報を提供するものとする。
- (3) 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部は、民間賃貸住宅の賃貸借契約の手続きを登録会員に代行させることができる。

平成18年 6月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 埼玉県入間郡三芳町  
三芳町長 林 孝 次



埼玉県川越市仙波町2丁目5番地9

乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会  
埼玉西部支部  
支部長 横 田 庄 平



## 災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書

三芳町（以下「甲と」いう。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、三芳町内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内に災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、甲が乙に応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を求めることに関して、基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への応急的な住宅を確保するために、乙に対して、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の運用について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用と更新）

第5条 この協定の適用は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする

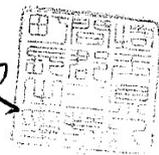
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年 6月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 埼玉県入間郡三芳町  
三芳町長

林 孝 次



埼玉県川越市仙波町2丁目5番地9

乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会  
埼玉西部支部

支部長

横 田 正 平



## 資料 6-34 災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書

### 災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書

三芳町内郵便局代表三芳郵便局長、(以下「甲」という)及び三芳町長(以下「乙」という)は、三芳町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、三芳町及び三芳町内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

#### (用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条1号に定める被害をいう。

#### (協力要請)

第2条 甲及び乙は、三芳町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び(同意の上で作成した)避難者リスト等の情報の相互提供

(4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(5) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(6) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

(7) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

#### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

#### (経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものと

する。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 三芳郵便局 総務部長

乙 三芳町役場 自治安心課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年9月2日から平成26年9月1日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 9月 2日

三芳町内郵便局代表

甲 埼玉県入間郡三芳町藤久保320

日本郵便株式会社 三芳郵便局

局 長 加納 尊 (印)

埼玉県入間郡三芳町藤久保1100-1

乙 三芳町

三芳町長 林 伊佐雄 (印)

## 大規模災害発生時における三芳町 庁舎等の一時使用に関する協定書

東入間警察署（以下「甲」という。）と三芳町（以下「乙」という。）は、大震災等の大規模災害発生時における三芳町庁舎等の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲による災害応急対策が円滑に遂行されるよう乙が所有する庁舎等の施設の一時使用について定めることを目的とする。

2 大規模災害とは、次の災害を言う。

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害
- (2) 町長が特に認めたもの

3 大規模災害発生時において、甲が活動拠点として使用する庁舎等の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 三芳町役場庁舎のうち町長が指定した場所
- (2) 三芳町役場庁舎駐車場のうち町長が指定した場所
- (3) 三芳町文化会館
- (4) 前3号のほか町長が特に認めた施設

（一時使用の手続き）

第2条 大規模災害が発生した場合、甲は、乙に対して第1条第3項各号に規定する庁舎等の施設の一時使用を要請することができる。なお、緊急の場合において、三芳町財産規則第16条の規定による行政財産の使用許可申請は、一時使用開始後に提出することができるものとする。

2 乙は甲からの要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（使用料の免除）

第3条 前条の一時使用については、三芳町行政財産の使用料に関する条例第4条第2号の規定を適用し、行政財産使用料を免除するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に係る甲の連絡責任者は警備課長とし、乙の連絡責任者は地域振興課長とする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用と更新)

第6条 この協定の適用は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 埼玉県ふじみ野市うれし野1丁目4番1号  
埼玉県東入間警察署  
署長 布川 賢二

乙 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
埼玉県入間郡三芳町  
三芳町長 鈴木 英美

## 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を  
求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただ  
し、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画  
作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるとき  
は、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するも  
のとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前  
までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとし  
る。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙  
が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 林 伊 佐 雄

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号  
埼玉司法書士会  
会 長 山 寄 秀 美

## 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号)に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- (2) 甲が発行したり災証明について、住民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求する

ものとする。

2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年7月19日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会  
会 長 佐藤 忠治

年 月 日  
( 時 分)

## 被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

三芳町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

### 1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	三芳町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ( )	

その他の要請事項

2 要請人員 \_\_\_\_\_名

3 集合場所 \_\_\_\_\_

<b>【要請担当者】</b>
担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

年 月 日  
（ 時 分）

## 被害認定調査要請承諾書

三芳町長様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

### 1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	三芳町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ( )	

その他の要請事項

- 2 要請人員 \_\_\_\_\_名
- 3 集合場所 \_\_\_\_\_

<b>【派遣担当者】</b>
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班（以下「乙」という。）は、三芳町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の確保及び供給に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う災害応急対策業務に、乙が行う石油類燃料の確保、優先的な供給及び運搬への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の緊急用車両（町の公用車含む。）、緊急物資輸送用車両、応急対策用資器材等に使用する石油類燃料の供給要請に対し、積極的に応じるものとする。

（要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害対策本部長である町長が行うものとする。ただし、災害時の状況により災害対策本部の担当課長からも協力の要請をすることができるものとする。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後に甲は、次に掲げる事項を文書をもって乙に提出するものとする。ただし、甲は、乙の了解を経て、文書の提出を省略することができる。

(1) 要請を行った者の職名と氏名

(2) 要請した理由

(3) 要請数量

(4) 履行期間

(5) 納入場所

(6) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 乙は、甲の要請により、石油類燃料を確保し、甲が指定する場所への運搬等について積極的に協力するものとする。

2 前項の指定する場所への納入が困難な場合は、甲、乙協議のうえ納入を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が、前条の規定により協力したときは、甲は、その要請により要した経費を負担する。

(価格の決定)

第6条 乙から供給を受ける石油類燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、石油類燃料の供給及び納入が完了したときは、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙から請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては自治安心課長、乙にあっては班長とする。

(協定実施の円滑化)

第10条 甲と乙は、この協定に基づく協力の円滑な実施及びこの協定の実効性を高めるため、必要に応じて相互に情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、

乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成28年8月18日

埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1

甲 入間郡三芳町

三芳町長 林 伊 佐 雄

埼玉県入間郡三芳町竹間沢 602

乙 埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班

班 長 落 合 利 也

災害時における被災者支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三芳町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害、並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第 2 条 この協定において「行政書士業務相談」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第 3 条 行政書士相談を受けることが出来る者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた三芳町内在住者（企業その他の団体等を含む）
- (2) 災害により三芳町外から同町内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者、又は現に支援に当たっている者で、甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第 4 条 甲は、被災者支援のため必要と認める場合、乙に対し、第 2 条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日、速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第 5 条 乙は、前条第 1 項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事するものを選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第 6 条 甲は、災害時において、乙に対し協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整、及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第 7 条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた場合、行政書士業務相談の実施状況、その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第 8 条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の解除又は変更について、期間満了日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれかからも何らの意思表示が無い場合は、更に 1 年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して生じた疑義については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲 三芳町大字藤久保 1100 番地の 1  
三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

乙 さいたま市浦和区仲町 3 丁目 11 番 11 号  
埼玉県行政書士会  
会 長 荒 岡 克 巳

## 防災啓発情報等に関する協定書

三芳町（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下、「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報の発信に相互に協力するものとし、町民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化につなげることを目的として、次のとおり協定を締結する。

### （発信の方法）

第1条 乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する次の媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発上等を発信する。

- (1) タウンページ
- (2) 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- (3) Iタウンページ等のWEBサイト

### （手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。

3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。

4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。

5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。

6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

### （発信情報に関する責任）

第3条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し、対応するものとする。

2 前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

(発信の変更・中止)

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対し事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は甲に対し、いかなる席も追わないものとする。

(著作権)

第5条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・機関を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、N T T東日本、N T T西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・機関を明らかにした上でN T T東日本、N T T西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協定の解約)

第8条 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても、相手方に対して1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(その他)

第9条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定にさだめのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通保

有する。

平成 29 年 4 月 3 日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

乙 東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 8 号  
N T T タウンページ株式会社  
代表取締役 岡田 昭彦

## 資料6-41 災害時における被害調査の支援に関する協定書

### 災害時における被害調査の支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と、三協測量設計株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における被害調査の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、甲が目視で現場の確認が困難な場合等において、乙が無人航空機による空撮調査を実施することで、災害の拡大防止及び被害の早期復旧並びに災害の未然防止に資することを目的とする。

#### （支援の内容）

第2条 乙の支援の内容は次に掲げる事項とする。

- （1）無人航空機による目的地の航空写真及び動画撮影
- （2）被災状況等情報収集

#### （要請）

第3条 甲は、災害時に前条の定めによる乙の支援が必要と判断したときは、乙に対し、無人航空機の空撮調査要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

#### （支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けたときは、気象条件その他明らかに飛行不能と認められる場合を除き、空撮調査を実施するものとする。

2 乙の無人航空機による空撮調査は、原則として日の出から日没までとする。

#### （飛行管理）

第5条 乙は、無人航空機の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

#### （費用の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した空撮調査の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議のうえ、別途定める。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

#### （損害賠償）

第7条 乙は、第4条に基づく空撮調査において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 4月18日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 林 伊 佐 雄 印

乙 埼玉県入間郡三芳町大字北永井391番地3  
三協測量設計株式会社  
代表取締役 細 沼 英 一 印

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### （定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、三芳町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、三芳町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等

を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月20日

甲) 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1  
三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2  
株式会社ゼンリン 関東エリア統括部  
部長 園田 孝司

【添付別紙】

**ZNET TOWN 利用約款**

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

## 災害時における放送等に関する協定

三芳町(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコムさいたま(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、三芳町内で法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム埼玉メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

る。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 6月15日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
三芳町  
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市浦和区常磐 10 丁目 4 番 1 号  
株式会社ジェイコムさいたま  
代表取締役社長 菊池 孝太郎

## 災害時における放送等に関する協定

三芳町(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコム北関東(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、三芳町内で法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム埼玉メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わら

ず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 6月15日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
三芳町  
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市浦和区常磐 10 丁目 4 番 1 号  
株式会社ジェイコム北関東  
代表取締役社長 平 岩 光 現

### 災害時における情報発信等に関する協定

三芳町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、三芳町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、三芳町が三芳町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ三芳町の行政機能の低下を軽減させるため、三芳町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、三芳町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、三芳町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、三芳町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 三芳町が、三芳町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 三芳町が、三芳町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 三芳町が、災害発生時の三芳町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 三芳町が、三芳町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて三芳町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 三芳町が、三芳町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 三芳町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、三芳町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく三芳町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、三芳町から提供を受ける情報について、三芳町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、三芳町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、三芳町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、三芳町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年7月18日

三芳町：埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
入間郡三芳町  
三芳町長 林 伊佐雄

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳町歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、三芳町地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における歯科巡回診療等の実施
- (4) 死亡者の身元確認の協力（歯科治療記録簿等による）

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が備える医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第7条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 歯科医療救護班の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間等)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月26日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長 林 伊 佐 雄

埼玉県入間郡三芳町大字北永井849番地21

乙 三芳歯科医師会

会 長 清 水 学

## 資料6-47 災害時における仮設トイレの設置等に関する協定書

### 災害時における仮設トイレの設置等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と日野興業株式会社埼玉支店（以下「乙」という。）とは、三芳町内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、避難所等において被災した三芳町民が利用する仮設トイレの設置に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （仮設トイレ等の優先供給等に関する協力要請）

第1条 災害時において、甲が仮設トイレを必要とするときは、乙に対し避難所等への優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに協力要請書によりその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請の内容及び必要量
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### （仮設トイレ等の優先供給に関する協力実施）

第2条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、仮設トイレ等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

#### （経費の負担）

第3条 甲は、乙が供給した仮設トイレ等を設置するために要した経費について負担するものとし、甲が負担する経費の価格については、災害発生直前の市場価格とする。

#### （設置）

第4条 仮設トイレ等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は、当該設置場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

#### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

#### （連絡担当者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。

連絡担当者を変更した時も同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末とする。

2 この有効期間が満了する日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1  
三芳町  
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町3-372  
カシワ商事宮原駅前ビル5F  
日野興業株式会社 埼玉支店  
支店長 花 輪 亮 哉

上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書

埼玉県（以下「甲」という。）と三芳町（以下「乙」という。）とは、甲が上赤坂中継ポンプ所内に設置した震災時等給水施設（以下「施設」という。）における給水に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、震災時等の給水体制を強化するために必要な事項を定めることにより、施設の適正な管理と円滑な運用を図ることを目的とする。

（施設の位置付け）

第 2 条 施設は、埼玉県地域防災計画の定めるところにより、乙の給水要請に基づき、甲が給水を実施するための施設である。

（連絡系統等）

第 3 条 甲と乙は、毎年度当初、連絡体制表を相互に取り交わし、連絡系統の確認を行うとともに年に一度、施設の現地状況の立会い確認を行う。なお、乙単独で施設の現地確認等を行うときは、日時等について、事前に甲と協議すること。

（給水の実施）

第 4 条 甲は、乙から給水要請があったときは、施設において直ちに給水車両等への給水を実施するものとする。

（緊急措置）

第 5 条 乙は、甲がやむを得ない事情により前条の給水ができないとき、門の開錠と施錠、門の開閉、給水ポンプ盤におけるポンプの運転・停止操作、給水栓の開閉、給水ホースによる給水を行うことができるものとする。なお、乙は、作業中に第三者が施設内に入らないよう対応するものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の作業に必要な門等の鍵を無償で貸与するものとする。

（原因者負担）

第 6 条 甲又は乙が自己の責により施設に損傷を与えたときは、それぞれ原因者の負担により復旧するものとする。なお、施設の利用に係る水の使用料、電気料金、燃料費等については、甲の負担とする。

（補償）

第 7 条 施設での作業中における乙の職員の災害補償費は乙の負担とするが、乙の職員の傷病に対する応急的な治療費については甲の負担とする。

（協議）

第 8 条 この覚書に定めのない事項若しくは疑義が生じたとき、又はこの覚書を変更しようとするときは、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この覚書は、平成31年2月1日から施行する。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、施設が供用されている限りとする。

この覚書を成立するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 埼玉県さいたま市桜区大字宿618

埼玉県

埼玉県大久保浄水場長 松長 和高



乙 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町水道事業

三芳町長 林 伊佐雄





— 沿 革 —

昭和 54 年 3 月 初版発行  
平成 元年 3 月 改訂発行  
平成 10 年 7 月 改訂発行  
平成 21 年 3 月 改訂発行  
平成 27 年 3 月 改訂発行  
平成 31 年 3 月 改訂発行

三 芳 町 地 域 防 災 計 画

三 芳 町 防 災 会 議  
事 務 局 : 三 芳 町 自 治 安 心 課  
埼 玉 県 入 間 郡 三 芳 町 大 字 藤 久 保 1100-1  
〒 354-8555 電 話 : 049-258-0019